

平成 30 年度林野庁委託事業

「クリーンウッド」利用推進事業のうち
生産国の現地情報収集事業
(大洋州地域等)

報 告 書

令和 2 年 3 月

林野庁

目 次

| | | |
|-----|----------------------|-----|
| 1 | 報告書の概要 | 1 |
| 2 | 事業の概要 | 2 |
| 2.1 | 事業の背景及び目的 | 2 |
| 2.2 | 事業の実施内容等 | 3 |
| 2.3 | 事業の実施体制 | 11 |
| 3 | 生産国における現地情報の収集 | 12 |
| 3.1 | パプアニューギニア | 12 |
| 3.2 | ソロモン諸島 | 65 |
| 3.3 | ロシア | 119 |
| 3.4 | ベトナム | 155 |
| 3.5 | 中国 | 213 |
| | 巻末資料（成果報告会資料） | 247 |

1 報告書の概要

TPP 協定の「環境章」において、各国における違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定された。これを踏まえて、平成 29 年 5 月に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（以下、「クリーンウッド法」という）が施行された。また、平成 29 年 11 月から、同法に基づく木材関連事業者の登録が開始された。

このような背景の中、木材関連事業者による木材等の合法性確認等の取組を一層推進するため、平成 30 年度補正予算において、生産国における現地情報の収集が予算化され、企画競争の結果、一般社団法人日本森林技術協会と公益財団法人地球環境戦略研究機関を構成員とする共同事業体の企画が採用され、本事業が実施された。

本事業の目的は、木材関連事業者が効率的に木材等の合法性確認等の取組を実施できるよう、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集することである。

調査対象国は、パプアニューギニア、ソロモン諸島、ロシア、ベトナム、中国の計 5 カ国であり、それぞれの国において木材流通状況、関連法令・許認可制度、その他参考情報等が収集された。

各調査対象国の現地調査及び文献調査は平成 31 年 3 月から令和元年 11 月にかけて実施され、調査結果の詳細は本報告書の第 3 章に整理されている。

また、本事業の円滑かつ効果的な実施のため、学識経験者、業界団体、林野庁等から成る調査委員会が設置され、事業実施期間中に 3 回の調査委員会が開催された。

本事業の成果は、令和元年 12 月中旬に開催された成果報告会において広く事業者等の関係者に報告された後、合法伐採木材等に関する情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」に掲載できる様式で整理するとともに、本報告書にとりまとめられた。

2 事業の概要

2.1 事業の背景及び目的

TPP 協定の「環境章」において、各国における違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定された。これを踏まえて、平成 28 年 5 月に「クリーンウッド法」が制定され、1 年後の平成 29 年 5 月 20 日に施行された。そして、平成 29 年 11 月から、同法に基づく木材関連事業者の登録が開始された。

クリーンウッド法第 5 条において、事業者の責務として「木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない」と定められており、同法第 6 条において、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置について主務省令で定めるとされている。この措置において、各木材関連事業者は、自ら取り扱う木材・木材製品が合法的に伐採された木材かどうかを判断するために、「デューデリジェンス」（払って然るべき正当な注意義務及び努力）の思想を含めた適切な合法性の確認を行うこととされている。

また、国は、合法伐採木材の利用のための判断基準となるべき事項を定めるとともに、合法伐採木材の流通及び利用の促進に必要な関連情報を収集・提供することとされており、木材関連事業者が各生産国からの輸入を行う際に、効率的に合法性の確認を行い、事業が行えるよう情報を提供する必要がある。

このため、林野庁は、同庁ホームページ内に、合法伐採木材等に関する情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を公開しており、クリーンウッド法などの法令に加え、木材関連事業者が「合法性の確認」を行う際に有益な生産国の木材の流通状況や関係法令に関する各種情報を掲載している。

このような背景の中、木材関連事業者による木材等の合法性確認等の取組を一層推進するため、平成 27、28、29 年度の先行事業に引き続き、平成 30 年度補正予算において『『クリーンウッド』利用推進事業のうち生産国の現地情報収集事業（大洋州地域等）』として本事業が実施された。

本事業は、「クリーンウッド法」に基づいて木材関連事業者による合法性の確認等の取組を一層推進するため、木材関連事業者が効率的に合法性の確認等の取組を実施できるよう、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集することを目的としている。

2.2 事業の実施内容等

2.2.1 事業の内容

『クリーンウッド』利用推進事業のうち生産国の現地情報収集事業（大洋州地域等）に係る仕様書」に示された本事業の具体的な内容は、次のとおりである。

1) 事業概要

木材関連事業者が取り扱う木材等の合法性の確認を適切に実施できるよう、以下の取組により、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集して、「クリーンウッド・ナビ」に掲載できる形に取りまとめる。

2) 事業の具体的内容

事業の具体的内容は以下のとおりとする。なお、事業の実施にあたっては、あらかじめ林野庁と協議の上で実施することとする。

(1) 調査対象国

ロシア（主に極東）、パプアニューギニア、ソロモン諸島、中国、ベトナム等

(2) 調査内容

ア 森林の伐採に関する法令調査

- ・伐採に関する法令（改正状況含む）の概要
- ・伐採に関する許認可制度の状況及び許可証等の法令に基づく書類の有無
- ・伐採の合法性が確認できる書類（証明システム）の事例及びその発行条件

イ 木材の流通段階における法令調査

- ・木材の流通段階における法令の有無及び事例
- ・木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの有無及び事例

ウ 木材流通状況調査

- ・調査対象国の木材流通の特徴（主要な木材輸出製品、木材の原産国等）
- ・森林認証システムの導入状況
- ・違法伐採に関する情報の有無・あればその内容

2.2.2 事業実施の基本方針

事業の実施にあたっては、上記のような本事業の背景、目的、内容（貴庁の要求事項）を十分に踏まえた上で、当共同事業体のこれまでの経験・教訓や各調査員の「強み」を最大限に活かし、次の基本的な方針を掲げて、事業実施に取り組んだ。

1) 調査対象国の選定

基本的に、『クリーンウッド』利用推進事業のうち生産国の現地情報収集事業（大洋州地域等）に係る企画競争応募要領」に記載された国を調査対象国とした。

調査対象国は、大きく次の2つに区分される。

- ①「クリーンウッド・ナビ」に既に掲載している国のうち情報の充実が必要な国：
パプアニューギニア、ソロモン諸島、ロシア（主に極東）
- ②「クリーンウッド・ナビ」に既に掲載している国のうち木材の加工品の貿易がさかんな国：
ベトナム、中国

上記①に区分される調査対象国については、「クリーンウッド・ナビ」の掲載内容を十分に確認の上、充実が必要な情報を特定し、焦点を絞った効率的な現地調査を実施した。

上記②に区分される調査対象国については、「クリーンウッド・ナビ」の掲載内容を十分に確認の上、同国が木材を輸入している生産国を特定するとともに、輸入の際の合法性確認に関する情報に焦点を絞り、効率的な現地調査を実施した。

表 2.2.1 本事業の最終的な調査対象国

| 調査区分 | 調査対象国 |
|------|--|
| 現地調査 | 【大洋州地域】パプアニューギニア、ソロモン諸島、ロシア、ベトナム、中国 計5カ国 |

2) 調査範囲

調査対象とする範囲、もしくは調査の枠組みを、クリーンウッド法第6条で事業者の責務として課せられた「デューデリジェンス」の基本概念に基づき、素材生産から、加工、輸出までの段階を主な調査対象とした。また、特に加工貿易国である調査対象国②については、過年度に調査済みの上記の段階の情報を必要に応じて更新すると共に、素材の輸入から再輸出までの段階を主な調査対象とした。

(1) 木材流通状況に関する調査範囲

上述の調査範囲を基本とする上で、日本への木材等の輸入状況は調査対象国ごとに異なるため、木材関連事業者が効率的に合法性の確認等に取り組むために求める調査結果も国ごとに異なる。したがって、各国の木材生産及び輸出入の現況情報を整理して、調査対象国を經由して対日輸出される主要製品種目を特定した。素材生産国である調査対象国①については、その主な輸出相手先国として、日本と日本に再輸出する主な加工貿易国を特定した。一方で、加工貿易国である調査対象国②については、その主な輸入相手先国として、素材生産国を特定した。これにより、我が国を終点とするサプライチェーンの中で、調査対象国がどこに位置しており、その製品種目の木材素材の原産国はどこであるかを明確にした上で、調査対象国間の関連性も

考慮しながら情報を収集した。

(2) 「合法性の確認」に関する調査範囲

クリーンウッド法上の合法性の範囲とは必ずしも一致しないが、より幅広い合法性の情報を整理するため、EU 木材規則の合法性の範囲を参考とした。EU 木材規則の合法性の範囲は以下のような項目に定義されており、ヨーロッパ木材貿易連盟（ETTF）もリスク評価の調査範囲としてこれを採用している。

- ☑ 合法伐採権（土地所有権、コンセッションライセンス、森林管理・伐採計画、伐採許可）
- ☑ 税金と手数料（ロイヤルティの支払と伐採手数料、付加価値税とその他売上・販売税、収入及び利益税）
- ☑ 木材伐採（林業（木材伐採）規制、保護地域及び樹種、環境配慮事項、安全衛生、合法的な雇用）
- ☑ 第三者の権利（慣習的な権利、自由で事前の十分な情報に基づく同意（FPIC）、先住民の権利）
- ☑ 貿易と輸送（樹種・量・品質の分類、貿易と輸送、外国間貿易と振替価格操作、税関規制、CITES（ワシントン条約）、デューデリジェンス／デュー・ケア）

本事業では、特に木材伐採や第三者の権利に関する項目について、持続可能性に配慮した調達で社会的な関心が高まる傾向にあるため、十分な確認を行うこととした。

(3) 「追加的措置」に関する調査範囲

クリーンウッド法では、合法性の確認ができない場合、追加的措置が必要とされている。追加的措置の手法については、EU 木材規則下のリスク低減の手法が参考になると考えられた。ETTF が EU 木材規則に忠実に策定したリスク低減の手法は、以下のように分類されている。

- ☑ 現地サプライチェーン監査（CoCに特化）
- ☑ 森林管理ユニット（FMU）監査（現地FMU監査又はFMU監査に基づく文書確認）
- ☑ 認証/証明木材を要求する
- ☑ サプライヤー代替
- ☑ サプライチェーンマッピング（追加情報の要求）

本事業では、このようなリスク低減に関する手法の内訳を参考にして、各国におけるリスク情報を整理した上で、どのような追加的措置の手法が有効かを考察することとした。

また、最近の持続可能性に配慮した調達においては、監査や認証プロセスにおいて、どのようにして書類と現場・現物の実態に乖離が出ないようにするかが重要になってきているため、こうした点についての確認にも留意することとした。

2.2.3 事業の実施

本事業は、生産国における「現地情報の収集調査の実施」と、「調査委員会の開催」の2つのコンポーネントで構成され、その結果を「成果報告会の開催」に収斂させ、事業成果につなげるものである。

本事業の実施に当たっての作業フローは、図 2.2.1 に示すとおりであり、それぞれのコンポーネントの実施内容は次のとおりである。

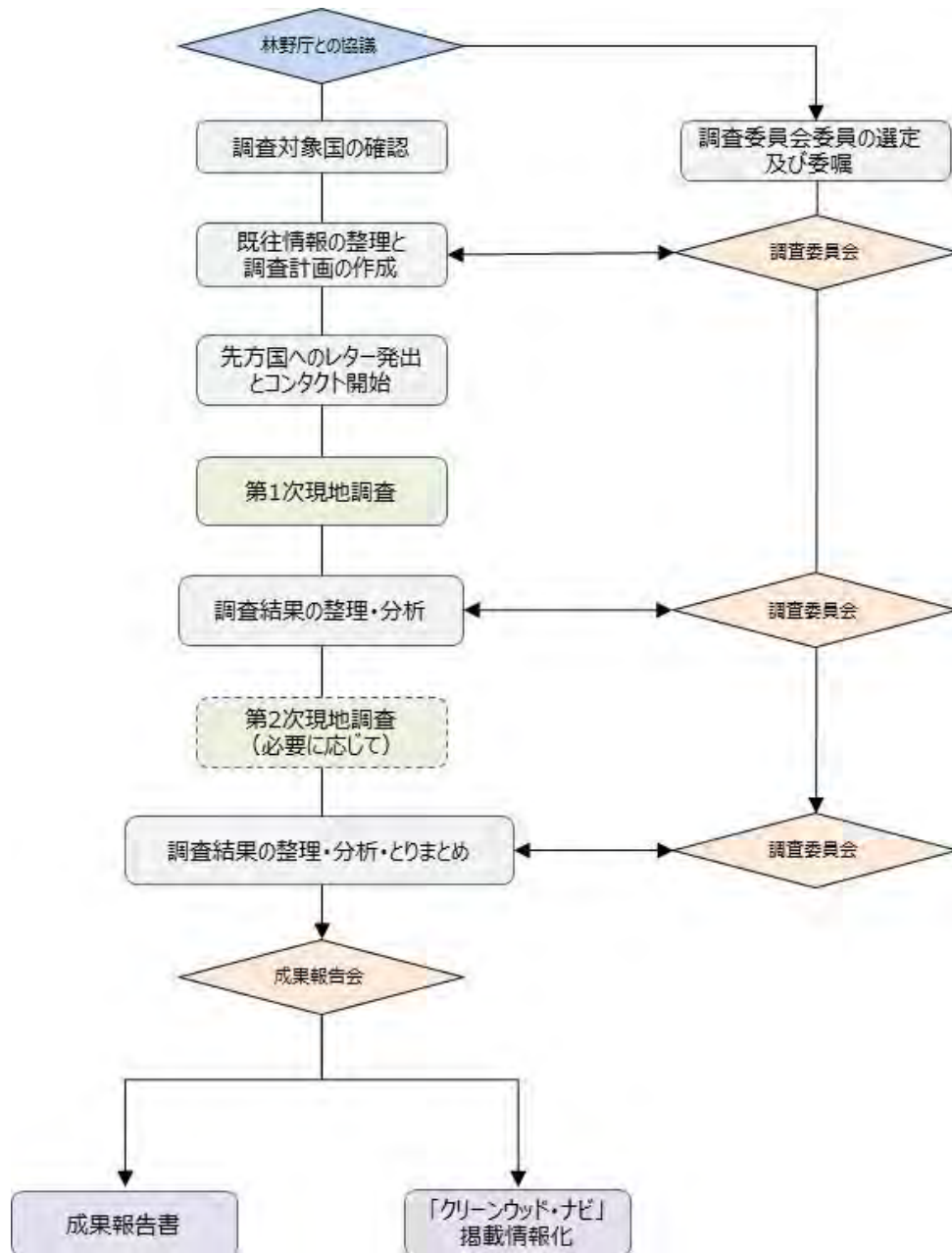


図 2.2.1 本事業実施の作業フロー

【生産国における現地情報の収集】

1) 既往情報の整理

インターネットに公開されている情報を収集して、あらかじめ各国の法令やシステムの概要を把握して、現地調査で情報収集する内容を計画した。

2) 現地調査の実施

(1) 基本的な調査手法

情報収集調査では、2.2.2 の 2)調査範囲に示した段階に着目して情報を収集した。収集する情報は、主に、中央政府の森林に関する行政機関、通商産業に関する行政機関において施行している木材生産及び取扱い、流通・加工・輸出に係る法令や許認可等のシステムとし、それぞれの内容を把握するとともに、全体を体系的に把握した。

また、法令・許認可制度の運用実態を把握するために、まず、木材生産者、木材加工業者、流通業者、木材輸出業者等の業界団体等を対象に聴き取り調査を行い、業者のリストやサプライチェーンや産業連関の概況、法令・制度を遵守するための具体的な手続内容、手続に必要な書類（様式）の入手・記入・提出方法、その他手続のために必要な作業等を明らかにした。

その際、木材の輸入に際して合法性に関する配慮事項が設定されている主に EU に向けた木材の取扱いに注目しつつ、日本向け木材輸出における合法木材のトレーサビリティに焦点を当てながら、木材製品の取扱いの実態についても調査した。さらに、FSC、PEFC 及び PEFC と相互承認している各国で定められた森林認証システム等の状況についても調査した。

(2) 調査対象国ごとの調査ポイント

それぞれの調査対象国における木材等の日本への輸出状況を踏まえ、焦点を当てた調査内容は表 2.2.3 に示すとおりとした。

表 2.2.3 調査対象国ごとの調査ポイント

| 国名 | 特徴 | 概況 | 調査ポイント |
|----------------------------------|----|--|--|
| ①「クリーンウッド・ナビ」の掲載情報をより充実させる必要がある国 | | | |
| ロシア (主に極東) | | <ul style="list-style-type: none">● 製材、木質パルプなどを日本へ輸出する。● 主に中国やフィンランドを中心とする欧州に原木・製材・チップ等の輸出実態あり。● 森林伐採施業と加工輸出のリスク情報が存在する。 | <ul style="list-style-type: none">● 伐採段階、木材流通段階(隣国への輸出)に焦点を当てる。● 合法性の確認手段の1つとして森林認証の有無及び運用実態を調査する。● 特に中国への輸出と中国を経由した対日輸出について、中国調査と関連して相乗的に調査を実施する。 |

| 国名 | 特徴 | 概況 | 調査ポイント |
|--------------------|----|--|--|
| パプアニューギニア (PNG) | | <ul style="list-style-type: none"> ● 原木を少量日本に輸出する。 ● 原木を大量に、主に中国に輸出する。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 伐採段階、木材流通段階(近隣国への輸出)に焦点を当てる。 ● ロシアと同様に、特に中国への輸出と中国を経由した対日輸出について、中国調査と連関して相乗的に調査を実施する。 |
| ソロモン諸島 | | <ul style="list-style-type: none"> ● PNGと相似的 | <ul style="list-style-type: none"> ● PNGと同様 |
| ②木材の加工品の貿易がさかんな国 | | | |
| 中国 | | <ul style="list-style-type: none"> ● ウッドパネル、合板、製材、木炭を大量に日本へ輸出する。 ● 調査対象国①の素材生産国である3か国を含め、高リスク国と評される国々を含む多様な輸入再手先国から木材を輸入する世界最大の木材市場を形成する。 ● FLEGT-VPAにおける二国間調整メカニズムを設置して、EU行政機関が中国をハブとした多国間調整を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 過年度事業で既に木材流通状況とリスク評価に係る関連法令等の基本情報を整理していることから、その更新及びリスク低減手法について焦点を置き調査する。 ● 特にEU市場及びその事業者による中国との取引に関連する文献や統計、関係者聴取により、効率的に情報収集する。 ● 特に調査対象国①の3か国やその他のFLEGT-VPA加盟生産国からの木材輸入と連関して相乗的に調査を実施する。 |
| ベトナム | | <ul style="list-style-type: none"> ● 主に木材チップ、木製家具を日本へ輸出する。 ● 主に東南アジア諸国から原木や製材を輸入する。 ● 2018年に、インドネシアに次ぐ2番目にFLEGT-VPAを締結、TLASの導入段階にある。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 過年度事業で既に木材流通状況とリスク評価に係る関連法令等の基本情報を整理していることから、その更新及びリスク低減手法について焦点を置き調査する。 ● 特にEU市場及びその事業者のベトナムとの取引関連文献や統計、関係者聴取により、効率的に情報収集する。 ● 特にその他のFLEGT-VPA加盟生産国からの木材輸入や、VPA新規締結によるTLASの導入進捗に着目して調査する。 |

(3) その他の補完的調査手法

上述の基本的な調査手法及び調査ポイントに加えて、より効率的・効果的な情報収集・分析を行うため、文献調査と現地調査の進捗による必要性に応じて、下記の補完的調査を実施した。

①情報収集の準備のための国内聴取調査

デューデリジェンスの実践における課題や収集すべき情報のニーズを事前に調査し、調査範囲及び調査対象国ごとの調査ポイントをより明確にするため、日本国内の代表的な第1種木材関連事業者1、2件程度を対象に聴取調査を実施した。同調査を実施する場合、調査結果の部分的な報告等も行い、そのフィードバックを反映して、実践性の高い調査結果の整理を図った。

②国際会議等における情報収集

文献調査または調査対象国内の聴取調査だけでは把握が困難な、調査対象国を含む生産国・加工貿易国・消費国間の国際的かつ複雑な取組やその動向に関する情報収集と、そのための聴取調査対象者等とのネットワーク構築を効率的・効果的に実施するため、調査対象国やその近隣国等において、国際機関等が開催する国際会議等の催しを利用した。

なお、当共同事業体の構成事業者は、「クリーンウッド」利用推進事業のうち、本事業の他、「追加的措置の先進事例収集事業」も実施している。「追加的措置の先進事例収集事業」の調査対象国であるEU加盟国による、本事業の調査対象国内における追加的措置の先進事例についても、必要に応じて情報収集し、両事業が相乗的に成果を達成できるようにした。

(4) 現地調査の実施

本事業の調査対象国のうち、パプアニューギニア、ソロモン諸島、ロシア、ベトナム、中国の5カ国に関連して、下表のとおり現地調査を実施し、必要な情報を収集した。

表 2.2.4 調査対象国別の情報収集調査の概要

| 調査対象国 | 現地調査期間 |
|-----------|-------------------------|
| ベトナム | 令和元年6月24日～7月4日 |
| パプアニューギニア | 令和元年8月18日～31日 |
| ソロモン諸島 | 令和元年8月31日～9月7日 |
| ロシア | 令和元年8月11日～31日、11月6日～14日 |
| 中国 | 令和元年9月6日～13日、10月17日～25日 |

【調査委員会の開催】

本事業では、生産国における現地情報を効率的かつ的確に収集するとともに、木材関連事業者が理解・活用しやすく整理することが必要であるため、林野庁の他、木材等製品の流通、合法性等に関する学識経験者、業界団体、NGO 等から成る調査委員会を設置し、委員より多角的な助言を得ながら、事業を進めた。

調査委員会委員は、林野庁担当者との協議の上、表 2.2.5 に示す6名を選考して委嘱した。

表 2.2.5 調査委員会委員

| No. | 種 別 | 氏 名 | 所 属 |
|-----|-------|--------|----------------------|
| 1 | 学術経験者 | 柿澤 宏昭 | 北海道大学大学院農学研究院 教授 |
| 2 | | 立花 敏 | 筑波大学生命環境系 准教授 |
| 3 | 業界団体 | 奥田 辰幸 | 日本製紙連合会 常務理事 |
| 4 | | 岡田 清隆 | 日本木材輸入協会 専務理事 |
| 5 | | 加藤 正彦 | 一般社団法人全国木材組合連合会 企画部長 |
| 6 | NGO | 相馬 真紀子 | WWFジャパン 森林グループ長 |

調査委員会は、本事業の実施期間中に、3回（開始時、中間報告時、取りまとめ時）開催した。各調査委員会の開催時期、目的・内容等は、下記に示すとおりである。

表 2.2.6 調査委員会の開催時期及び目的・内容

| 調査委員会 | 開催年月日・場所 | 開催目的・内容 |
|-------|---|--|
| 第1回 | 日時：令和元年5月27日（月） 13:00-15:00 場所：地球環境戦略研究機関 東京サステイナビリティフォーラム事務所 会議室 | <ul style="list-style-type: none"> 委員の紹介 本事業の背景、事業内容等の説明 調査対象国の概要説明及び現地調査の実施計画案の説明 本事業の実施方針等に関する協議 等 |
| 第2回 | 日時：令和元年9月2日（月） 13:00-14:50 場所：地球環境戦略研究機関 東京サステイナビリティフォーラム事務所 会議室 | <ul style="list-style-type: none"> ベトナムにおける現地調査結果の概要説明 PNG、ソロモン諸島、ロシア、中国の事前情報収集結果の概要説明及び今後の現地調査の実施方針・方法の協議等 |
| 第3回 | 日時：令和元年11月22日（金） 13:00-15:30 場所：地球環境戦略研究機関 東京サステイナビリティフォーラム事務所 会議室 | <ul style="list-style-type: none"> 全調査対象国の調査結果のとりまとめに係る説明 今後の報告会開催、報告書の最終化の方針・方法の協議等 |

【成果報告会の開催】

各調査対象国における現地調査・文献調査の結果について、「クリーンウッド・ナビ」への掲載に先がけて、木材等関係事業者、関連業界団体、NGO 等、広く関係者に報告するため、下記のとおり、成果報告会を開催した。

日時：2019年12月19日（木）

13時30分～16時30分

場所：主婦会館プラザエフ 9F 「スズラン」

〒102-0085 東京都千代田区六番町十五番

参加者数：64名



2.3 事業の実施体制

本事業を実施するに当たり、調査対象国における迅速かつ円滑な情報収集を行うため、それぞれの国の森林・林業政策や木材の流通に精通している技術者や、海外調査の豊富な経験を有する技術者を多く配置する必要がある。そのため、一般社団法人日本森林技術協会と公益財団法人地球環境戦略研究機関が共同事業体を形成し、本事業を実施した。

共同事業体の両調査員が調査対象国における迅速かつ円滑な情報収集を分担して実施した後、主幹機関である一般社団法人日本森林技術協会が、収集した情報をとりまとめて整理した。

本事業の実施体制として、共同事業体の主幹機関である一般社団法人日本森林技術協会に、管理技術者、照査技術者及び事業責任者（主査）を配置し、主査の下、共同事業体の両構成員から事業担当者を選出して本事業の実施チームを編成した。主査を含む事業担当技術者には、海外における調査業務の経験が豊富な技術者、本事業の調査対象国における業務経験を有する技術者を配置し、適切かつ効率的に事業を実施する体制を整えた。

さらに、調査のスケジュールや作業量に柔軟に対応できるよう、一般社団法人日本森林技術協会の事業部森林情報グループ及び企画グループにバックアップ要員を配置した。

表 2.2.7 事業実施・バックアップ体制（主な業務従事者）

| 区分 | 氏名 | 所属・役職 |
|----------|----------------|---|
| 管理技術者 | 金森 匡彦 | (一社)日本森林技術協会事業部 上席技師 森林情報グループ長 |
| 照査技術者 | 小林 周一 | (一社)日本森林技術協会事業部 首席技師 国際協力グループ長 |
| 主査 | 中村 有紀 | (一社)日本森林技術協会事業部 技師 森林情報グループ |
| 業務担当者 | 氏名 | 所属・役職 |
| | 西尾 秋祝 | (一社)日本森林技術協会事業部 指導役 国際協力グループ |
| | 松本 淳一郎 | (一社)日本森林技術協会事業部 主任技師 国際協力グループ リーダー |
| | 橋口 秀実 | (一社)日本森林技術協会事業部 専門技師 国際協力グループ |
| | 米 金良 | (一社)日本森林技術協会事業部 専門技師 森林情報グループ |
| | 藤崎 泰治 | (公財)地球環境戦略研究機関自然資源・生態系サービス領域森林保全タスク 研究員 |
| | 鮫島 弘光 | (公財)地球環境戦略研究機関自然資源・生態系サービス領域森林保全タスク 主任研究員 |
| | 山下 麻木乃 | (公財)地球環境戦略研究機関 自然資源・生態系サービス領域 森林保全タスク 主任研究員 |
| | Henry SCHEVENS | (公財)地球環境戦略研究機関 自然資源・生態系サービス領域 プログラムディレクター |
| (バックアップ) | | |
| | 郡 麻里 | (一社)日本森林技術協会事業部 技師 森林情報グループ |
| | 永野 裕子 | (一社)日本森林技術協会事業部 専門技師 森林情報グループ |
| | 宮部 秀一 | (一社)日本森林技術協会 事業部 企画グループ リーダー |
| | 島崎 奈緒実 | (一社)日本森林技術協会 事業部 企画グループ 事務主任 |

3 生産国における現地情報の収集

3.1 パプアニューギニア

3.1.1 木材生産・流通の状況

1) 木材生産・流通の特徴

(1) 森林タイプ

パプアニューギニアは、南太平洋にあるニューギニア島の東半分及び周辺の大小 700 もの島からなり、国土面積は 46.2 万 km²（日本の約 1.25 倍）である。オーストラリアの北、ソロモン諸島の西、インドネシアの東、ミクロネシア連邦の南に位置し（図 3.1.1）、山岳地帯を除き国土のほとんどが熱帯雨林気候に属する。



図 3.1.1 パプアニューギニアの位置¹

パプアニューギニア国家運営委員会（National Executive Council： NEC）の決定した森林の定義²に基づくと、2013 年においてパプアニューギニアの森林面積は 35.9 万 km²、国土面

¹ The Government of Papua New Guinea (2017) Papua New Guinea National REDD+ Strategy 2017-2027.

² NEC の決定した森林の定義は、1ha 以上、樹高 3m 以上、樹木被覆率 10%以上の土地である。

積の約 77.8%を占める³。土地利用率については、その次に農地（13%）、草地（5.3%）という順番になっている（図 3.1.2）。熱帯林面積は、アジア太平洋諸島地域でインドネシアに次いで広く、世界の生物多様性の約 5%を有するといわれる⁴。こうしたパプアニューギニアの森林資源は地域住民の暮らしを支えている。人口 7.3 百万の約 85%が地方に住み、森林資源に依存した暮らしを営んでいると推定される⁵。

パプアニューギニア政府の報告⁶によると、2000 年から 2013 年にかけて 194,026ha の天然林が大規模な農業開発や地域住民の移動農業によって減少し、特に一次林での森林減少が進んでいる。また、択伐によって天然林の 11.1%が劣化した状態にあると推定される。

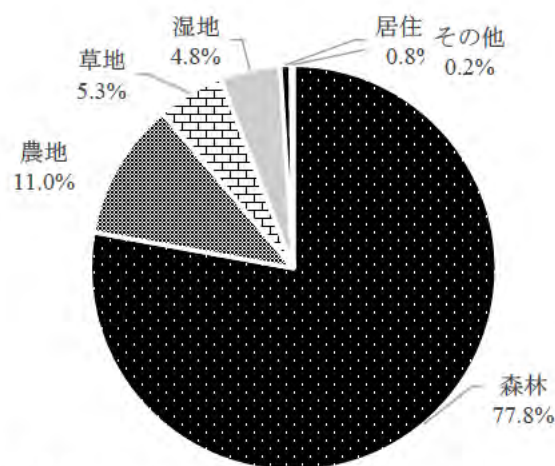


図 3.1.1 パプアニューギニアの土地利用⁷

パプアニューギニアの森林は、植生に基づき 14 タイプの森林（天然林 13 タイプと植林地）に区分される（図 3.1.3）。14 の森林タイプのうち、標高 1000m 以下の地域に分布する低地林（平野と扇状地）と低地林（丘陵地）、及び標高 1000m 以上～3000m 以下に分布する低山地林が全体の森林面積の 78%を占める。植林地面積は森林面積全体の 0.1%であり、カメレレ (*Eucalyptus deglupta*)、フープパイン (*Araucaria cumminghamii*)、クリンキーパイン (*Araucaria Hunstanii*)、テーダマツ (*Pinus taeda*)、エリオッティマツ (*Pinus elliotti*)、アカシア、ターミナリア (*Terminalia spp.*)、ゴムノキ等の造林が行われる。

³ Government of Papua New Guinea (2017) Papua New Guinea's National REDD + Forest Reference Level.

⁴ Hyslop, S., Kula, E. G. and Burrows, I. (1994) 'Status of biodiversity in Papua New Guinea.', in N. Sekhran and S. Miller (eds) Papua New Guinea Country Study on Biological Diversity. Waigani, Papua New Guinea: Dept. of Environment and Conservation, Conservation Resource Centre, pp. 67-95.

⁵ Government of Papua New Guinea (2017) Papua New Guinea National REDD+ Strategy 2017-2027.

⁶ Government of Papua New Guinea (2017) Papua New Guinea's National REDD + Forest Reference Level.

⁷ Government of Papua New Guinea (2017) Papua New Guinea's National REDD + Forest Reference Level.

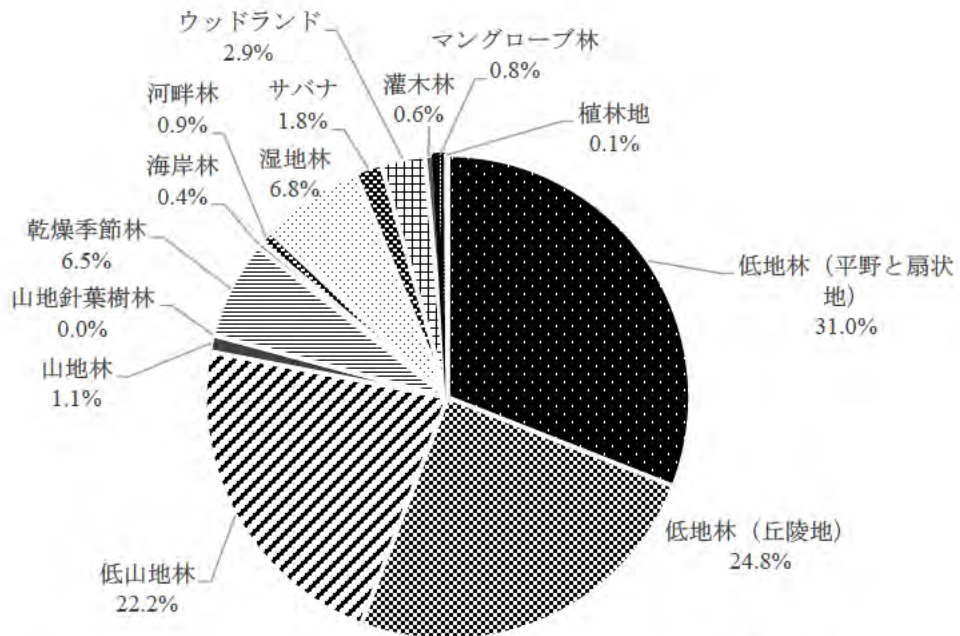


図 3.1.2 パプアニューギニアの森林タイプとその内訳 (2013年)⁸

(2) 森林所有の状況

パプアニューギニアの国土のおよそ 97%が氏族 (Clan) と呼ばれる血縁的・地縁的な諸集団によって伝統的に彼らの慣習法に基づき所有されている (表 3.1.1)。慣習的土地所有権は憲法によって認められており、1991年に制定された林業法 (Forestry Act 1991) では、森林資源に関する慣習権は完全に認識され、尊重されるべきだと規定される。国際連合食糧農業機関 (FAO) によると、2010年時点でのパプアニューギニアの森林所有の状況は以下のよう分類、報告される。

表 3.1.1 森林所有権の分類と面積⁹

| 所有権の区分 | 所有者 | 森林面積 (ha) | 総森林面積に対する割 (%) |
|--------|----------|----------------|----------------|
| 公有地 | 政府 | 1,007,000 | 3.0 |
| 私有地 | 慣習的土地所有者 | 32,532,000 | 96.9 |
| | 民間企業 | 34,000 | 0.1 |
| | | (計) 33,573,000 | 100 |

⁸ The Government of Papua New Guinea (2017) Papua New Guinea's National REDD + Forest Reference Level.

⁹ FAO (2015) Global Forest Resources Assessment 2015: Papua New Guinea Country Report. Available at: <http://www.fao.org/3/a-az303e.pdf>.

慣習地では、通常、氏族単位で土地利用の取り決めが認められており、外国人投資家を含む民間事業者は慣習地を直接購入したり、賃借したりすることはできない。一般的に森林伐採を含む土地利用に関する事業は、パプアニューギニア政府がその土地の利用権を慣習的土地所有から取得したうえで、政府が当該投資家に貸し付けるという制度になっている。

(3) 木材生産・輸出の状況

2018年の丸太の輸出量は404万m³、FOB価格（本船渡し値）は、3.93億米ドルに達し、パプアニューギニア政府に対して支払われた税金と手数料は1.28億米ドルであった¹⁰。輸出額全体に占める木材の割合は2%であるが¹¹、産業活動の少ないパプアニューギニアにおいては、経済的にまた雇用の源としても林業に対する期待は大きく、さらに政府の収入および外貨源としても役割は大きい。

表3.1.2にパプアニューギニアにおける木材の生産、国内消費、輸入、輸出の概況について示す。パプアニューギニアでは、主に外国企業による輸出を目的とした丸太生産が林業の基盤となっており、国内で製材やベニヤ、合板として生産される量は、丸太に比べて非常に小さい。生産された丸太の89%が輸出用である。パプアニューギニアでは、マレーシア系の企業が、数万ha～数十万haに渡る慣習地の伐採権を取得し、天然林択伐施行を実施しているケースが多いといわれる¹²。

表 3.1.2 木材及び木材製品の生産と輸出量（1000m³）（2015年）¹³

| 品目 | 生産量 | 輸入量 | 国内消費量 | 輸出量 |
|-----|-------|-----|-------|-------|
| 丸太 | 4,100 | 0 | 451 | 3,649 |
| 製材 | 82 | 1 | 57 | 27 |
| ベニヤ | 63 | 0 | 58 | 5 |
| 合板 | 29 | 7 | 30 | 7 |

パプアニューギニアの木材樹種は、熱帯のアジア諸国と異なりメランチ類などのフタバガキ科の樹種が少ないが、比較的多くの樹種構成となっている¹⁴。表3.1.3に2018年に輸出された丸太の主要樹種とその量を示す。5樹種によって輸出量の42%が占められ、ムクロジ科のTaunの占める割合が17.9%と最も多く、次いでマメ科のKwila（7.2%）という順序で

¹⁰ SGS (2019) Log Export Monitoring Monthly Report for December 2018 to the Papua New Guinea Forest Authority.

¹¹ World Bank (2019) Papua New Guinea Economic Update: Recovery Amid Uncertainty.

¹² 鈴木清史, 渡辺達也, 原口正道『パプアニューギニア JICA 森林資源モニタリング能力向上プロジェクトについて』海外の森林と林業, 87, 2013年

¹³ ITTO (2017) 「Biennial Review and Assessment 2015-2016 (full edition)」から作成

¹⁴ 須藤彰司『パプアニューギニアの木材および木材事情』熱帯林業, 11, 1998年

ある。

表 3.1.3 輸出された丸太の主要樹種と量 (2018 年) ¹⁵

| 樹種名 | | 輸出量 (m ³) | 全体に対する割合 (%) |
|-------------|--------------------------|-----------------------|--------------|
| Taun | <i>Pometia pinnata</i> | 722,810 | 17.9 |
| Kwila | <i>Intsia spp.</i> | 292,321 | 7.2 |
| Malas | <i>Homalium foetidum</i> | 252,021 | 6.2 |
| Terminalia | <i>Terminalia spp.</i> | 215,711 | 5.3 |
| Catophyllum | <i>Calophyllum spp.</i> | 211,373 | 5.2 |
| その他樹種 | - | 2,345,998 | 58.0 |
| 全ての樹種 | - | 4,040,234 | - |

丸太と製材の輸出先及び輸出額の推移を図 3.1.4 と図 3.1.5 にそれぞれ示す。

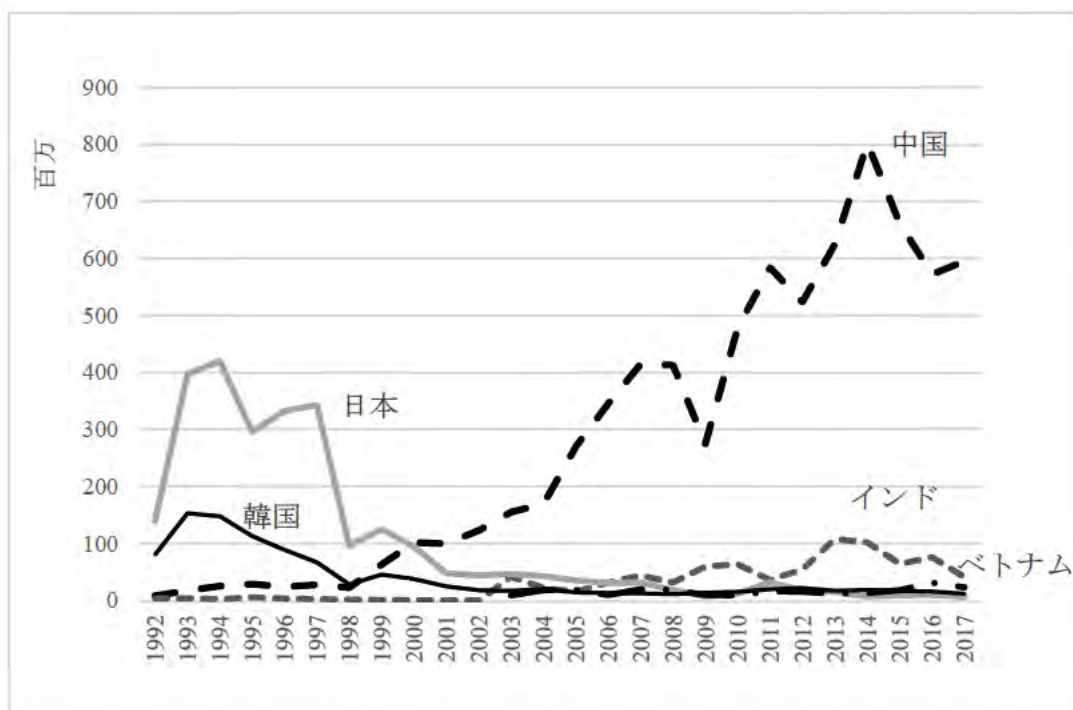


図 3.1.4 パプアニューギニアの丸太輸出先と輸出額の推移 (米ドル) ¹⁶

¹⁵ SGS (2019) 「Log Export Monitoring Monthly Report for December 2018 to the Papua New Guinea Forest Authority」から作成

¹⁶ UN COM Trade (<https://comtrade.un.org/data>) から作成

丸太に関しては、1990 年後半まで日本が最大の輸出先であったが、2000 年以降は中国が最大の輸出国となっている。2017 年の中国への輸出は全体の 88%を占め、次いでインド（6%）、ベトナム（3%）、韓国（2%）、日本（1%）であった。また、中国にとってパプアニューギニアは最大の丸太供給国である。

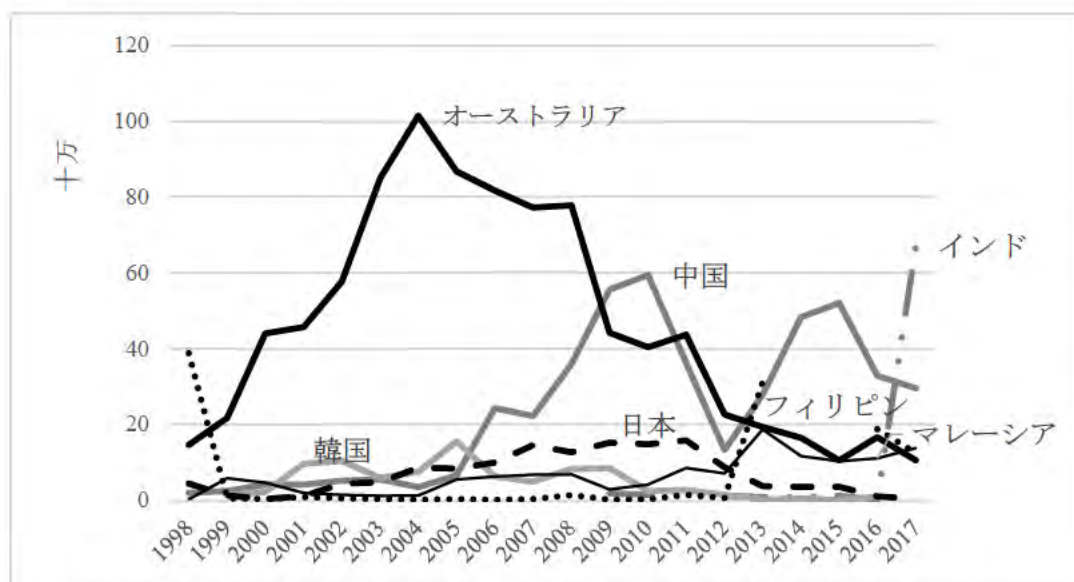


図 3.1.3 パプアニューギニアの製材輸出先と輸出額の推移 (米ドル) 17

製材に関しては、2008 年まではオーストラリアが主要な輸出先であったが、それ以降は減少し、中国への輸出が増加した。また 2016 年以降はインドへの輸出が急激に増加した。2017 年において製材の輸出先の順位はインド（50%）、中国（22%）、マレーシア（10%）、フィリピン（10%）、オーストラリア（8%）であった。

製材の輸出額は丸太の輸出額の 1%ほどと少額であるが、パプアニューギニア政府は木材加工製品の輸出量増加を目標に挙げている。2010 年に発表された 20 年間の国家開発戦略「パプアニューギニア開発戦略計画 2010-2030」には、木材加工製品の輸出を木材輸出全体の 80%に高める目標が含まれる。また「中期的開発計画 2018 年-2022 年 (Medium Term Development Plan III : MTDP 3)」においても丸太の輸出を抑え国内加工業を促進する目標が掲げられている。2019 年 5 月に発足した James Marape 政権のもと、国内加工業の促進について首相や森林大臣等が発言を行っているが¹⁸、そのために必要な社会資本、投資条件、法制度等に課題があり、具体的な行動や政策は発表されていない。

¹⁷ UN COM Trade (<https://comtrade.un.org/data>) から作成

¹⁸ 森林大臣は、毎年 10%ずつ国内加工量を拡大し、2025 年までに 50%の増加目標を述べた (Papua New Guinea Post Courier Online, 2020 年 1 月 20 日) <https://postcourier.com.pg/govt-increased-export-tax-on-logs-to-fetch-k450m/>

2) 森林認証システムの導入状況

2019年12月時点において、FSC 森林管理認証2件、管理木材3件、CoC 認証が4件ある(表3.1.4)。パプアニューギニア政府は、森林認証促進のための政策手段を特に取っていない。別の森林認証制度であるPEFCは、パプアニューギニアでは2019年12月時点では活用されていない。

表 3.1.4 パプアニューギニアにおける FSC 森林認証システムの状況¹⁹

| ライセンス | 認証 | 組織 | 発行年月日 | 有効期限 |
|-------------|------------------|------------------------------------|------------|------------|
| FSC-C008345 | CoC、管理木材 | Amalpack Ltd - Lae | 2019年8月14日 | 2024年8月3日 |
| FSC-C019117 | 管理木材 | Open Bay Timber Ltd. | 2018年12月4日 | 2022年10月9日 |
| FSC-C103694 | 森林管理、CoC | Open Bay Timber Ltd. | 2018年12月4日 | 2021年9月10日 |
| FSC-C107427 | CoC | Stettin Bay Lumber Company Limited | 2016年8月23日 | 2021年8月22日 |
| FSC-C125018 | 森林管理 (バルサ植林地) | 3A Composites PNG Ltd. | 2015年4月7日 | 2020年4月6日 |
| FSC-C123469 | CoC | 3 A Composites PNG Ltd. | 2014年12月2日 | 2020年6月1日 |

パプアニューギニアにおいて森林認証件数が少ない理由として、最大の輸出先である中国のマーケットが認証材を求めていることが挙げられる。

¹⁹ FSC「認証取得者の検索」(<https://info.fsc.org/certificate.php?lang=JPN#result>) から作成

3) 違法伐採の関連情報

パプアニューギニアでは、慣習地における林業が前提であることから、慣習的土地所有者との合意形成が木材の合法性に関して重要な要素となる²⁰。また、パプアニューギニア中央銀行²¹ は、木材ビジネスにおける汚職に関連した違法伐採問題とそれによる税収の損失を指摘する。具体的には、天然林皆伐を伴う農業開発に係る手順の遵守問題、輸出時の価格操作や輸出量や樹種の虚偽申告等が挙げられる。

農業開発を目的とした皆伐については、特に国連機関、パプアニューギニア政府諮問委員会 (COI)、国際 NGO 等から合法性のリスクが指摘されている。2018 年に国連高等人権弁務官は、立ち退き問題など地域住民の合意されないまま皆伐を伴う農業開発事業が行われていると指摘した²²。また、2013 年にパプアニューギニア政府諮問委員会 (COI) が作成した最終報告書²³ は、申請から承認における不透明さ、汚職と政治的圧力、慣習的所有者との合意の欠如などを報告した (詳細は、セクション 3.1.2.5) に記す)。同様に、国際 NGO である NEPCon²⁴ や Global Witness^{25, 26} も慣習的土地所有者と合意形成の問題や許可されていない地域での伐採など違法リスクについて指摘する。

また英国国際問題研究所 (通称、Chatham House)²⁷ は、丸太輸出における違法な価格操作の可能性を指摘する (詳細は、セクション 3.1.4.2)(1)に記す)。

民間機関である Société Générale de Surveillance (SGS) は、パプアニューギニア政府と契約を結び 1994 年から船舶に積載される丸太の検査 (樹種と量) を実施している。SGS の 2019 年の報告書²⁸の報告書によると、2018 年 12 月において輸出用に丸太を積載した 104 船舶の内、28 船舶で丸太の申告漏れ又は樹種の虚偽情報が見つかった。

²⁰ Scheyvens, H. et al. (2016). Legal framework, legality risks and risk mitigation. Hayama, Japan.

²¹ Bank of Papua New Guinea (2017) Money Laundering and Financing of Terrorism National Risk Assessment.

²² UN OHCHR (2018) UN human rights chief urges Papua New Guinea to combat corruption and strengthen rule of law. Available at: <https://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=22644&LangID=E>.

²³ Numapo, J. (2013) Commission of Inquiry into Special Agriculture & Business Leases (SABL): Final Report. Port Moresby, Papua New Guinea.

²⁴ NEPCon (2017) Timber legality risk assessment: Papua New Guinea: Version 1.2. doi: 10.1007/BF00235442.

²⁵ Global Witness (2017) Stained Trade: How U.S. Imports of Exotic Flooring from China Risk Driving the Theft of Indigenous Land and Deforestation in Papua New Guinea.

²⁶ Global Witness (2018) A Major Liability: Illegal logging in Papua New Guinea's timber sector and global reputation.

²⁷ Lawson, S. (2014). Illegal logging in Papua New Guinea. London.

²⁸ SGS (2019) Log Export Monitoring Monthly Report for December 2018 to the Papua New Guinea Forest Authority.

3.1.2 森林伐採の関連法令・書類・証明システム等

1) 森林伐採に関する行政の体制

林業に関するパプアニューギニアの政府機関とその役割を表 3.1.5 に取りまとめる。複数の政府機関が関連するが、特に森林資源の管理、利用、保全を管轄する政府機関は、PNG 森林公社（Papua New Guinea Forest Authority: PNGFA）である。

表 3.1.5 森林に関する行政機関

| 政府機関 | 役割 |
|---|----------------------|
| PNG 森林公社 (PNGFA) | 森林管理、伐採、保全、林産物の輸出を管理 |
| PNG 環境保護・保全公社 (CEPA) | 伐採や農業開発に関する環境計画を承認 |
| 農業畜産省 (Dept. of Agriculture and Livestock: DAL) | 農業開発のための土地利用許可を発行 |
| 国土計画省 (Dept. of Lands and Physical Planning: DLPP) | インフラストラクチャーの開発許可を発行 |

林業法（1991 年）に基づき 1993 年に PNG 森林公社が設立され、現在の森林行政体制とその責務が定められた。PNG 森林公社は国家森林委員会（National Forest Board: NFB）と国家森林サービス（National Forest Service: NFS）から成る（図 3.1.6）。国家森林委員会は 10 人のメンバーから構成され²⁹、その主な目的は、持続的森林管理実現のために森林大臣に政策アドバイスを提供し、PNG 森林公社長官を通じて国家森林サービス（NFS）に指針を提供することである。国家森林サービスは、森林行政の実務を担当し、6 つの局から構成される。6 つの局の内、プロジェクト配分局（Project Allocations Directorate）が、森林の利用と伐採に必要な許可を管理する。また、同局は木材の輸出許可に係る手続きを担当する他、林業参加事業者（Forest Industry Participant : FIP）と呼ばれる民間事業者が伐採や販売などの林業活動を実施するために必要な登録（附属資料 1）や製材所等の登録を行う。

また、地域、州レベルでは、PNG 森林公社は 5 つの地域事務所³⁰と 19 州に州事務所を設置している。州レベルにおける多様な利害関係者に対するコンサルテーションと意見調整を提供するために、19 の州では森林管理委員会（Provincial Forest Management Committee: PFMC）³¹が設置された。

²⁹ 国家森林委員会のメンバーには以下が含まれる：PNG 林業公社長官、国家計画・モニタリング事務総長（Secretary for National Planning & Monitoring）、PNG 保全・環境保護公社長官、PNG 森林産業協会代表、森林技師協会代表と森林セクターに関連する州や地方政府、土地所有者、女性、市民社会グループの代表

³⁰ 南部地方（Southern region）、モマセ地方（Momase region）、ニューギニア諸島地方（New Guinea Islands region）、西地方（Area West）、山岳地方（Highland region）に PNG 森林公社は地方事務所を設ける

³¹ 州森林管理委員会のメンバーは以下が含まれる：州政府高官、国家森林サービス職員（PNG 森林公社地方事務所の代表）、慣習的土地所有者グループの代表、市民社会の代表

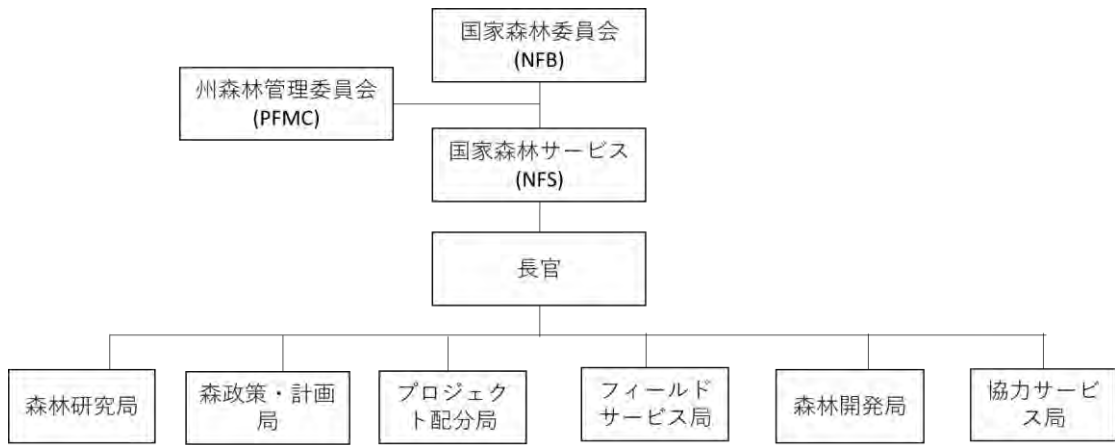


図 3.1.4 PNG 森林公社の組織図

2) 法令の概要

森林伐採に関連する主要な法律を表 3.1.6 に示す。

表 3.1.6 パプアニューギニアの木材生産、流通に関する主な法令

| 法令 | 内容 |
|---|---|
| パプアニューギニア独立国憲法 (1975 年制定、2002 年改正) | <ul style="list-style-type: none"> ・慣習法の適用の範囲を広く認め、慣習的土地所有権を保証 ・「慣習は基層法 (Underlying law) の一部として、慣習法は受容され、適用・執行されなければならない」と規定 |
| 林業法 (Forestry Act 1991) (2000 年、2006 年、2010 年改正) | <ul style="list-style-type: none"> ・森林の保全、開発、管理について規定 ・森林の利用権と伐採制度を規定し、森林管理合意 (FMA) を通じた政府による慣習地所有者との合意形成と事業者に対する伐採許可発行の手順を明示 |
| 土地法 (Land Act 1996) | <ul style="list-style-type: none"> ・土地の利用について規定 ・国が、私人や企業に対して、農業、牧畜、ビジネス、居住などを目的に慣習地をリースする権利を認め、特別農業ビジネスリース (SABL) を規定 |
| 土地グループ法人化法 (Land Group Incorporation Act 1974) (2009 年改正) | <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用・開発のために慣習地の登録に必要な要件と手続きについて規定 ・登録した慣習的土地所有者グループの総会などの意思決定に関する規定を設定 |
| 環境法 (Environment Act 2000) (2010 年改正) | <ul style="list-style-type: none"> ・伐採などの活動に関する環境インパクト評価についてその基準とルールを規定 |
| 関税法 (Customs Tariff Act 1990) | <ul style="list-style-type: none"> ・輸出税について規定 |

表 3.1.6 に示した法的枠組みの内、特に 1991 年に制定された林業法がパプアニューギニアにおける森林管理について包括的に規定した現行法規であり、森林行政体制、慣習地における伐採制度と許可、ロイヤリティや税金の支払い等を定める。林業法（1991 年）は、1998 年に制定された林業規則（Forestry Regulation 1998）と複数のガイドラインによって詳細が補完されている（表 3.1.7）。

表 3.1.7 森林伐採に関するガイドライン

| | ガイドライン |
|---|---|
| ① | <p>「木材許可における天然林伐採の計画策定・モニタリング・管理手順」 “Planning, monitoring and control procedures for natural forest logging operations under Timber Permit: PMC”</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材許可（Timber Permit）における天然林択伐に必要な計画（5 年間計画、年間伐採計画、伐採区画計画）と、政府による承認、モニタリング、管理手順を規定（1995 年制定） |
| ② | <p>「パプアニューギニアにおける択伐基準」 “Key Standards for Selective Logging in Papua New Guinea”</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天然林の択伐施行について遵守すべき 24 の基準を規定（1995 年制定） |
| ③ | <p>「伐採施行規則」 “Logging Code of Practice : LOCP”</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天然林択伐における伐採施行の規則、基準、手順を規定 ・伐採を禁止する地形と場所、林道設計、林班伐採計画の詳細、伐採方法、廃棄物処理方法、労働者安全、伐採キャンプの衛生等の基準を規定（1996 年制定） |
| ④ | <p>「天然林から伐採した樹種の特定・スケーリング・報告に関する手順」 “Procedures for the Identification, Scaling and Reporting on Logs Harvested from Natural Forest Logging Operations”</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天然林での伐採後の貯木場における丸太の計測、樹種と体積の報告手順を策定 |
| ⑤ | <p>「林班伐採のモニタリングと管理記録簿」 “Set-up monitoring and control logbook”</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PNG 森林公社監督官が伐採の監督（林班伐採計画の承認、伐採施行中のモニタリング、伐採後の評価）を行い報告するための記録簿 ・確認、評価する項目と手順を規定 |

3) 許認可制度および関連書類の概要

林業法（1991 年）によって、パプアニューギニアにおける木材生産は以下の 3 つの伐採制度に分類される。

- 森林管理合意（Forest Management Agreements : FMA）：天然林択伐
- 木材権（Timber Authorities: TA）：小規模の天然林択伐、皆伐、植林地伐採
- 皆伐権（Forest Clearing Authority: FCA）：天然林皆伐

また、林業法（1991 年）によって現行制度としては森林管理合意（FMA）にとって代わられ新たに承認されることはないが、現在も期限が有効な以下の旧制度からの伐採が認められている。

- 木材権利購入（Timber Rights Purchase : TRP）：天然林択伐
- 地域森林範囲（Local Forest Areas : LFA）：天然林択伐

これら 5 つの伐採制度と各制度において伐採に必要な許可、制度の有効期限、伐採に必要な計画について表 3.1.8 に取りまとめる。

表 3.1.8 パプアニューギニアの伐採制度と必要な許可、期限及び計画

| 制度 | 許可 | 伐採タイプ | 期限 | 必要な計画 |
|---------------------------|--|-------|---------|--|
| 森林管理合意 (FMA) | 木材許可 (TP) | 天然林択伐 | 50 年 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 5 年間計画 ・ 年間伐採計画 ・ 伐採区画計画 |
| 木材権 (TA) | TA-1 (国内加工用の伐採) | 天然林択伐 | 1 年以下 | - |
| | TA-2 (道路建設： 幅 40m、 長さ 12.5 km 以下) | 天然林皆伐 | 1 年以下 | - |
| | TA-3 (50ha 以下の皆伐) | 天然林皆伐 | 1 年以下 | - |
| | TA-4 (非木材林産物) | - | 1 年以下 | - |
| | TA-5 (植林) | 植林木伐採 | - | <ul style="list-style-type: none"> ・ 5 年間計画 ・ 年間伐採計画 ・ 伐採区画計画 |
| 特別農業 ビジネスリース (SABL) | 皆伐権 (FCA) | 天然林皆伐 | 最長 99 年 | <ul style="list-style-type: none"> ・ FCA 計画 ・ 5 年間計画 ・ 年間伐採計画 ・ 伐採区画計画 |
| 木材購入権 (TRP) | 木材許可 (TP) | 天然林択伐 | - | <ul style="list-style-type: none"> ・ 5 年間計画 ・ 年間伐採計画 ・ 伐採区画計画 |
| 地域森林エリア (LFA) | 木材許可 (TP) | 天然林択伐 | - | <ul style="list-style-type: none"> ・ 5 年間計画 ・ 年間伐採計画 ・ 伐採区画計画 |

表 3.1.8 の示すよう、制度によって伐採に必要な許可と計画が異なる。また制度によって適用されるガイドラインも異なる。「伐採施行規則 (Logging Code of Practice : LOCP)」は天然林択伐である森林管理合意 (FMA)、木材購入権 (TRP)、地域森林エリア (LFA)、TA-1 に適用される。「木材許可における天然林採の計画策定、モニタリング、管理手順 (PMC)」は、基本的に木材許可 (TP) における手順を規定しており、森林管理合意 (FMA)、木材購入権 (TRP)、地域森林エリア (LFA) が対象となる他、木材権 (TA) の一部手順に適用される。一方で、皆伐権 (FCA) には、「伐採施行規則 (LOCP)」及び「木材許可における天然林伐採の計画策定・モニタリング・管理手順 (PMC)」は適用されない。

PNG 森林公社は、皆伐権 (FCA) を除くコンセッションの地図 (図 3.1.7) を作成し、一般に販売する。地図では、森林管理合意 (FMA)、木材購入権 (TRP)、地域森林エリア (LFA) の位置が示され、地図上の表には各伐採許可の情報 (プロジェクト ID、プロジェクト名、面積、伐採制度タイプ、状況、開始日と期限) が含まれる。

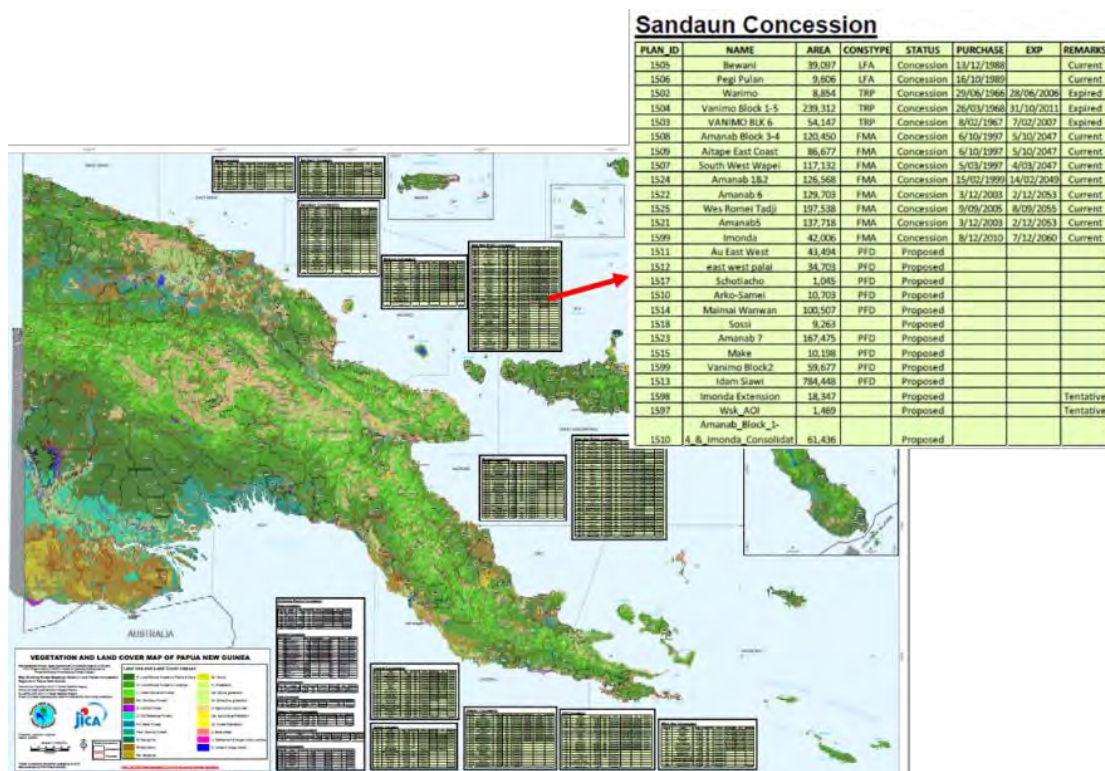


図 3.1.5 パプアニューギニアの森林コンセッション地図

※地図は PNG 森林公社で販売される。

PNG 森林公社によると、2019 年において、森林管理合意 (FMA) 16 件、皆伐権 (FCA) 42 件、木材購入権 (TRP) 58 件、地域森林エリア (LFA) 18 件が操業中である³²。図 3.1.8

³² PNG Forest Authority (2019) Draft the development of a PNG Timber Legality Verification System: Mission output.

にて、2018 年における伐採制度毎の丸太輸出量の割合を示す。現行法における主要な天然林択伐コンセッション制度である森林管理合意 (FMA) からの丸太は、全丸太輸出量の 17% であり、皆伐許可 (FCA) に由来する丸太 (21%) の方が多い。木材権 (TA) に由来する丸太が全体の 3% を占めるが、これはほとんどが植林木である。また、旧制度である木材購入権 (TRP) と地域森林エリア (LFA) から生産される丸太は全体の 41% に達する。

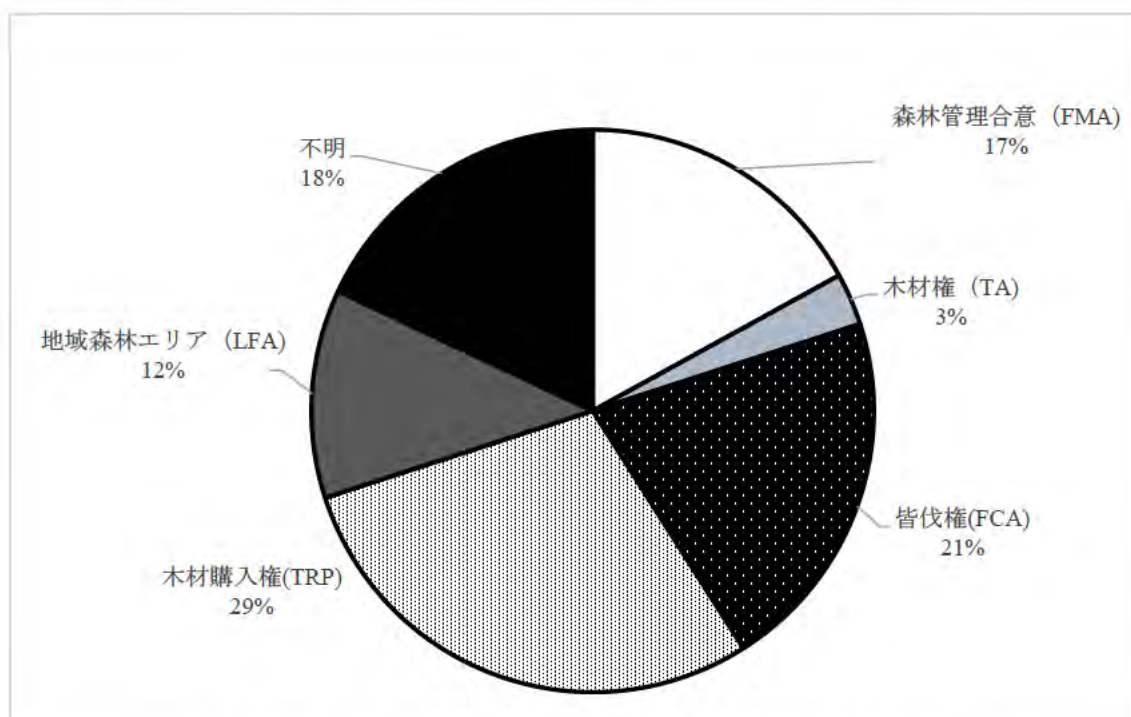


図 3.1.6 伐採制度毎の丸太輸出量の内訳 (2018 年) ^{33, 34}

(1) 森林管理合意 (Forest Management Agreements : FMA)

林業法 (1991 年) によって規定された主要な天然林択伐のコンセッション制度である。PNG 森林公社が慣習的土地所有者から当該地域の伐採権を取得し、事業者にリースする。有効期限は 50 年である。森林管理合意 (FMA) において伐採を行うには、事業者は木材許可 (Timber Permit: TP) と呼ばれる許可が必要となる (附属資料 2)。林業法 (1991 年) によって、森林管理合意 (FMA) において慣習的土地所有者との合意形成から伐採の承認までのステップが定められる (表 3.1.9)。

³³ SGS (2019) 「Log Export Monthly Report December 2018」から作成

³⁴ 伐採制度の区分がつかない制度については不明とした。この不明には森林管理合意 (FMA)、木材購入権 (TRP)、地域森林エリア (LFA) が含まれる。

表 3.1.9 森林管理合意（FMA）のプロセス

| 段階 | ステップ |
|--------------------------|--|
| プロジェクト 形成段階 | 1. PNG 森林公社による対象とする森林の特定 |
| | 2. 対象とする森林が国家及び州森林計画に含まれる |
| | 3. PNG 森林公社による森林資源調査簿の作成（対象面積の1%） |
| | 4. PNG 森林公社による慣習的土地所有者に対する啓蒙 |
| | 5. 慣習地と地所有者の登録 |
| | 6. PNG 森林公社による森林管理合意の準備 |
| | 7. 州森林管理委員会による森林管理合意の承認 |
| | 8. 慣習的土地所有者による合意署名 |
| | 9. 国家森林委員会による承認 |
| | 10. 森林大臣による署名 |
| 森林伐採 プロジェクトの 形成と合意 | 11. PNG 森林公社による開発オプション調査（DOS） |
| | 12. 州森林管理委員会による森林プロジェクト開発ガイドライン作成 |
| | 13. 一般競争入札 |
| | 14. DOS の報告書提出とプロジェクト開発ガイドライン |
| | 15. 州森林管理委員会による事業提案書の評価 |
| | 16. 州森林管理委員会による事業提案書の評価報告書 |
| | 17. 国家森林委員会による事業者候補の承認 |
| | 18. 事業者選定に関する国家森林委員会による 森林大臣へのコンサルテーション |
| | 19. 事業者との交渉のための国家チームの任命 |
| | 20. 事業者選定のためのパラメーター作成 |
| | 21. 事業合意に関する事業者との交渉 |
| | 22. 国家森林委員会によるプロジェクト合意の承認 |
| | 23. 国家森林委員会によるステークホルダーコンサルテーション |
| | 24. 財務大臣による承認 |
| | 25. 国家森林委員会による承認 |
| | 26. CEPA による環境計画書の承認 |
| | 27. 事業者による木材許可（Timber Permit）の申請 |
| | 28. 森林大臣による木材許可（Timber permit）の発行 |
| 事業者による 計画作成と 伐採の承認 | 29. 事業者による5年間計画の作成と提出（PNG 森林公社長官が承認） |
| | 30. 事業者による年間採計画の作成と提出（PNG 森林公社長官が承認） |
| | 31. PNG 森林公社による伐採の承認 |

森林管理合意（FMA）のプロセスは、PNG 森林公社による森林資源調査簿の作成と土地所有権保持者に対する啓蒙活動から始まる。林業法によって、対象とする土地の慣習的所有者は、土地グループ法人化法の下、土地所有者グループ（Incorporated Land Group: ILG）として登録をする必要がある。さらに、林業法（1991年）は、対象とする慣習地に住む成人メンバーの75%が書面上で合意を示さなければならないと定める。PNG 森林公社が森林管理合意（FMA）を通じて取得した伐採権を登録した森林産業参加者（FIP）に付与するために、政府は、提案している地域の開発オプション調査（Development options study: DOS）を実施し、事業を公募しなければならない。州森林管理委員会（Provincial Forest Management Committee: PFMC）は、習慣土地所有者と協議し、プロジェクト開発のためのガイドライン案を作成し、国家森林委員会（NFB）に提出する。国家森林委員会（National Forest Board: NFB）は、事業公募の際に、このガイドラインを用いる。事業者からの事業提案書は州森林管理委員会（PFMC）によって評価され、推薦書とともに国家森林委員会（NFB）へ報告される。国家森林委員会（NFB）は森林大臣と協議し、プロジェクト合意（Project agreement）の交渉を行うよう州森林管理委員会（PFMC）に命じる。州森林管理委員会（PFMC）は国家森林委員会（NFB）にプロジェクト合意を提出し、事業者に木材許可（TP）（附属資料2）を付与するよう森林大臣に求める。また木材許可（TP）の発行を受けるためには、事業者は環境配慮計画（Environmental Plan）（附属資料3）、環境モニタリング計画（Environmental Monitoring Plan）、廃棄物管理計画（Waste Management Plan）を作成の上、監視責任者のリストとともに PNG 環境保護・保全公社（CEPA）に提出し、承認を受けなければならない。なお、毎年の伐採量が7万 m³以上の森林管理合意（FMA）については、事業者は環境インパクトステートメント（Environmental Impact Statement）を作成し、PNG 環境保護・保全公社（CEPA）からの承認が必要となる。

木材許可（TP）を取得した事業者は、5年間計画（5-year Forest Working Plan）、年間伐採計画（Annual Logging Plan）を作成、PNG 森林公社に提出する。さらに、事業者は約150haの面積を対象とする伐採区画計画（Set-up Plan）を決定し、プロジェクト監督者（Project supervisor）³⁵に提出して、承認を受けなければならない。

(2) 木材権（Timber Authorities: TA）

木材権（TA）（附属資料4）は、下記に示した5つのタイプの伐採に対して発行される。

- TA-01: 国内製材を目的とした年間5,000 m³以下の天然林択伐
- TA-02: 幅40m、長さ12.5 km以下の道路建設のための伐採
- TA-03: 50ha以下の農業もしくはその他の土地利用を目的とした皆伐

³⁵ PNG 森林公社は、林業経営を監視するために、それぞれのコンセッションにプロジェクト監督者を配置する。プロジェクト監督者の役割には、伐採業務が伐採実施規約（LOCP）と PNG における択伐のための基本基準（Key Standards for Selective Logging in PNG）を満たしていることを保証することが含まれる。

- TA-04: 非木材林産物の収穫
- TA-05: 植林地における伐採

国内製材を目的とした TA-01 から生産された木材は丸太のまま輸出することはできない。事業者は、木材権 (TA) の申請を PNG 森林公社に対して行う。国家森林委員会 (NFB) の承認の後に州森林管理委員会 (PFMC) が申請を評価する。国家森林委員会 (NFB) の同意の上、州森林管理委員会 (PFMC) を代表して州森林行政議長 (Provincial Chairman for Forestry Matte) が木材権 (TA) を発行する。

(3) 特別農業ビジネスリース (Special Agricultural Business Leases: SABL) のための皆伐権 (Forest Clearance Authorities : FCA)

特別農業ビジネスリース (SABL) は、油ヤシ等のプランテーション開発を目的とした農業事業許可である。1996 年に制定された土地法の適用により、慣習的土地所有者の合意の上、国に対し慣習地がリースされ、これを農業開発目的のため事業者にリースする。特別農業ビジネスリース (SABL) の発行された土地に存在する天然林は、伐採、輸出が可能となる。

土地のリースは、国土計画省 (DLPP) によって認可された後、提案事業に対する農業畜産省 (DAL) の承認が必要となる。なお、道路建設の場合には、公共事業省 (Department of Works and Transport) の承認が必要となる。



写真 3.1.1 特別農業ビジネスリース (SABL) の油ヤシのプランテーション
(西スペック州)

農業開発のための土地権のリース期間は、最大 99 年である。特別農業ビジネスリース (SABL) の下、伐採を行うためには、事業者は皆伐権 (Forest Clearance Authorities : FCA) (附属資料 5) を取得する必要がある。皆伐権 (FCA) は林業法によって規定され、50ha 以

上の農業または他の土地利用開発と 12.5km 以上の道路建設を目的とした天然林の皆伐のために発行される。

皆伐権（FCA）を申請するためには事業者は国土計画省（DLPP）と農業畜産省（DAL）からの事業承認が必要となる。さらに申請事業者は、環境インパクト評価（Environmental Impact Assessment: EIA）を実施し、環境インパクトステートメント（Environmental Impact Statement）を PNG 環境保護・保全公社（CEPA）に提出、承認を受ける必要がある。

皆伐権（FCA）の申請書は PNG 森林公社が評価を行い、国家森林員会（NFB）が政府機関と民間事業者に対して公聴会を実施し、公聴会のサマリーが作成される。その後、事業が予定される州の州森林管理委員会（PFMC）が申請を評価し、国家森林委員会（NFB）に対して報告する。国家森林員会（NFB）は森林大臣を通じて、国家運営委員会（NEC）³⁶に報告する。最終的に国家運営委員会（NEC）が判断し、森林大臣が皆伐権（FCA）の発行を行う。

(4) 木材購入権（Timber Rights Purchase: TRP）

1991 年以前には、PNG 政府が慣習的土地所有者から木材の権利を購入し、それを事業者にリースすることが認められており、木材購入権（TRP）は、林業法（1991 年）によって森林管理合意（FMA）が規定される以前の主要な天然林択伐コンセッションメカニズムであった。木材購入権（TRP）を取得した事業者が伐採するには木材許可（TP）が必要となる。

(5) 地域森林エリア（Local Forest Area: LFA）

慣習的土地所有者は、土地所有者事業体を自ら組織し、民間事業者と直接、伐採・販売合意（logging and marketing agreement : LMA）を結ぶことが認められていた。伐採・販売合意（LMA）のもと伐採には、木材許可（TP）が必要である。

³⁶ 国家運営委員会（NEC）は内閣に相当する首相と全閣僚が参加する意思決定メカニズムである。

4) 伐採規則

(1) 伐採計画と手順

林業参加事業者（FIP）として登録された事業者は、それぞれの伐採制度に必要な許可の内容に従って伐採を行う。

林業法及び「木材許可における天然林伐採の計画策定・モニタリング・管理手順（PMC）」に従い、天然林択伐制度である森林管理合意（FMA）、木材購入権（TRP）、地域森林エリア（LFA）では、事業者は5年間計画、年間伐採計画、伐採区画計画の作成が定められる（表 3.1.10）。

表 3.1.10 木材許可（TP）で必要な計画

| 計画 | 内容 | 地図 | 森林資源調査 | 承認者 |
|--------|----------------------|---------|--------|-------------------|
| 5年間計画 | 事業概要と 5年間の事業計画 | 5万分の1 | 対象の1% | PNG 森林公社 |
| 年間伐採計画 | 年間に作業する 林班を示す伐採計画 | 2万5千分の1 | 対象の1% | PNG 森林公社 地方事務所 |
| 伐採区画計画 | 伐採区画の 最小単位の伐採計画 | 1万分の1 | 対象の10% | PNG 森林公社 監督官 |

伐採区画計画は約150haの伐採区画最小単位の計画であり、承認されれば約2～3週間で伐採施行が完了する。林班伐採計画には、対象面積の10%に相当する面積の森林資源調査簿が作成される。計画では伐採予定樹木、詳細な林道や土場、河川とバッファゾーン等が示される。さらに、慣習的土地所有者が参加し、林班内に存在する文化、歴史的に重要な場所や樹木特定され、伐採から除外される（図 3.1.9）。伐採区画計画に従い、当該区画の伐採が終了すると、PNG 森林公社監督官により、事後評価が行われ、伐採区画閉鎖証明書（Set-up Clearances）が発行される。

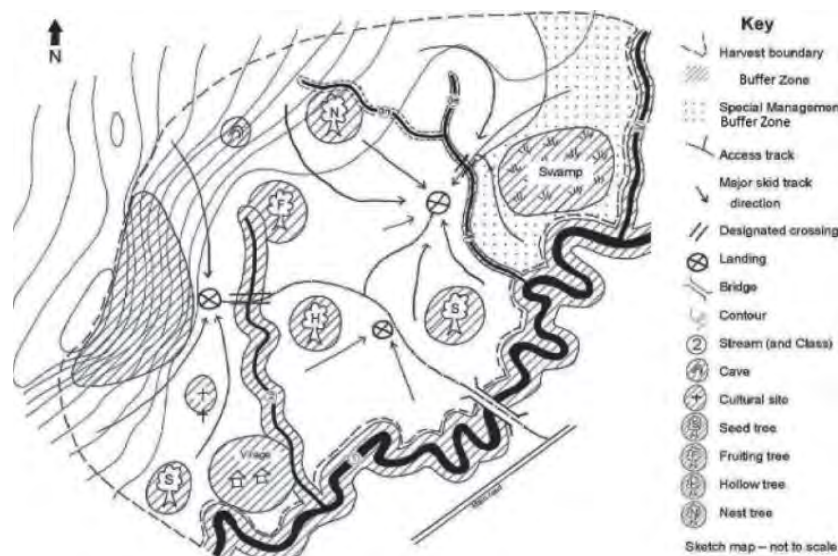


図 3.1.9 伐採区画計画の例³⁷



写真 3.1.2 パプアニューギニア西スペック州の伐採区画の様子

(左：林班の境界線をしめすためにマーキングされた樹木、右：伐採区画までの林道)

「伐採施行規則 (LOCP)」は、天然林択伐制度である森林管理合意 (FMA)、木材購入権 (TRP)、地域森林エリア (LFA) 及び伐採権 (TA) の天然林択伐 (TA-01) に適用される。「伐採施行規則 (LOCP)」は国家運営委員会 (NEC) の承認を受けており、林業法 (1991 年) だけでなく、伐採が環境計画法 (Environmental Planning Act)、水資源法 (Water Resource Act)、環境汚染物質法 (Environmental Contaminants Act)、保全地域法 (Conservation Areas Act)、公衆衛生法 (Public Health Act)、産業における安全・健康・福祉法 (Industrial Safety, Health and Welfare Act 1973)、土地所有者グループ法人化法 (Land Groups Incorporation Act) 等を遵守するようにデザインされ、伐採を禁止する地形と場所、林道の設計、伐採区画計画の詳細、伐採方法、廃棄物処理方法、労働者の安全、伐採キャンプの衛生等について基準を定める。

³⁷ PNG Forest Authority (2017) Summary Report Papua New Guinea Forest Authority Retreat.

(2) 保護地地域及び樹種

パプアニューギニアにおける保護区は 2018 年時点で 71 箇所定められ、その合計面積は 1.43 万 km² (国土の 3.07%) である。



図 3.1.10 パプアニューギニアにおける保護区^{38, 39}

森林管理合意 (FMA) における伐採施行では、対象地域の面積の 10%を生物多様性保全地域として設定し、さらに水源や小川沿いを地域への生態系サービス供給のためのバッファゾーンとして設定することが義務づけられる⁴⁰。それら地域の特定は計画作成 (5 年間計画、年間伐採計画、伐採区画計画) を通じて行われ、地図上に示す必要がある。

関税法 (Customs Tariff Act 1990) は、希少性の理由から、表 3.1.11 に載せた樹種について丸太のまま輸出することを禁止している。これら樹種は、製材等の一次加工品として輸出することは可能である。

³⁸ PNG 環境保護・保全公社 (CEPA) 提供資料

³⁹ 緑 (実際に設けられた保護区)、ピンク (提案中の保護区)、紫 (自主的に設けられた保護区)、黄 (関心のある地域)、赤 (係争地域)

⁴⁰ 2000 年以前は、対象地域の 15%が保全またはバッファゾーンとして設置されていた。

表 3.1.11 丸太としての輸出が禁止されている樹種

| 一般名 | 学名 | 樹種別コード※ |
|-------------------|-----------------------------------|---------|
| Kauri Pine | <i>Agathis</i> sp. | AGA |
| Hoop Pine | <i>Auracaria Cunninghamii</i> | ARH |
| Klinkli Pine | <i>Auracaria hunsteinii</i> | ARK |
| Celery-Top Pine | <i>Phyllocladus hypophyllus</i> | CLP |
| Cordia | <i>Cordia dichotoma</i> | COR |
| Dacrydium | <i>Dacrydium nidulum</i> | DAC |
| Ebony | <i>Diospyros ferrea</i> | EBO |
| Kerosene wood | <i>Cordia subcordata</i> | KEW |
| Libocedrus | <i>Libocedrus pauanus</i> | LIB |
| Podocarp | <i>Podocarpus</i> sp. | POD |
| Brown Podocarp | <i>Decussocarpus swalichianus</i> | POB |
| Highland Podocarp | <i>Dacrycarpus imbricatus</i> | POH |
| Rosewood | <i>Pterocarpus indicus</i> | ROS |
| Balsa | <i>Ochroma lagopus</i> | BAL |
| Blackbean | <i>Castanospermim austral</i> | BLB |

注) 商業用伐採と輸出管理のために PNG 森林公社が定めたコード⁴¹

(3) 環境配慮事項

環境法（2000 年制定）によって伐採許可取得に必要な環境に関する要件と手順が定められる。

事業者は環境計画（Environmental Plan）と環境管理・モニタリング計画（Environmental Management and Monitoring Plan）を PNG 環境保護・保全公社（CEPA）に提出し、環境許可（Environmental Permit）（附属資料 3）の発行を受ける。年間の伐採量が 7 万 m³ 以上の森林管理合意（FMA）と皆伐権（FCA）では、事業者はさらに環境インパクト評価（EIA）を実施し、環境インパクトステートメント（Environmental Impact Statement）を PNG 環境保護・保全公社（CEPA）に提出、承認を受ける必要がある。

PNG 環境保護・保全公社（CEPA）は州事務所を持っておらず、伐採施行による環境へのインパクトをモニタリングしたり、提出された環境計画通りに施行が行われているか検証したりする機能は有していない。しかしながら、伐採区画計画レベルでは、PNG 森林公社監督官が伐採施行規則（LCOP）に従って伐採が適切に行われているかどうかモニタリング・評価を行う。

⁴¹ PNG Forest Authority (1996) Procedures for Export Logs.

(4) 安全衛生

労働と雇用法（Labour and Employment Act 1987）と産業における安全・健康と福祉法（Industrial Safety, Health and Welfare Act 1973）が林業セクターを含む全セクターにおける労働環境の安全衛生について定める。伐採施行に係る安全衛生については、伐採施行規則（LCOP）が規定しており、飲料水の提供やゴミ処理等の伐採キャンプにおける衛生や、作業従事者の安全のための装備について基準を示し、従事者に対する安全についてのトレーニング実施を義務づける。

労働における安全衛生は、労働・工業関係省（Department of Labour and Industrial Relations）の管轄であるが、同省はとくに州レベルにおける業務実施のための能力（スタッフ、予算、車両等）が不足しており、町から遠くに位置する伐採現場における安全衛生の監督には課題がある。PNG 森林公社監督官が「伐採施行規則（LCOP）」に従って伐採キャンプが適切に運営されているか、また林業従事者に適切な保護服と安全装備が提供されているか等を確認する。

(5) 合法的な雇用

雇用法（Employment Act 1978）と非市民雇用法（Employment of Non-citizens Act）は、雇用に係る契約書作成や最低賃金、労働年齢（パプアニューギニアでは、16 歳からの労働が認められている）、労働時間等の全般について定める。また、労働者補償法（Workers Compensation Act 1978）は、雇用者が労働者の傷害のための保険・補償制度を提供することを義務づける。パプアニューギニアにおける大規模な伐採事業では、フィリピン、マレーシア、インドネシア等の外国人労働者が従事している場合が多く、外国人労働者は滞在許可と労働許可が必要である。

国際労働組合総連合（International Trade Union Confederation: ITUC）⁴²によると、特に伐採における労働者の権利の不遵守や強制労働が問題として挙げられる。

⁴² IUTC (2010) Internationally Recognized Core Labor Standards in Papua New Guinea: Report for the WTO General Council Review of the Trade Policies of Papua New Guinea. Geneva.

5) 第3者の権利

(1) 慣習的な権利

林業法（1991年）は、森林資源に関する慣習的所有者の権利は完全に認識され、尊重されるべきだと規定する。森林管理合意（FMA）、木材購入権（TRP）と地域森林エリア（LFA）では、当該地域における慣習的土地所有者の非営利な消費を目的とした狩猟や森林資源の利用が保障されている。

伐採区画計画の策定には慣習的土地所有者が参加し、彼らの生計手段として必要な森林資源や歴史、文化的に重要な箇所が特定され、伐採から除外されるよう配慮がされる（図3.1.9）。

一方で、農業開発における皆伐権（FCA）では、事業期間中（最大99年間）は、慣習的所有権の行使はできず、対象となる地域での狩猟や森林資源の利用は認められない。

(2) FPIC（自由で事前の十分な情報に基づく同意）

林業法（1991年）によって、森林管理合意（FMA）において政府が慣習的土地の利権用を獲得するためには、事前に事業の説明（啓蒙プログラム）を実施し、慣習的土地所有者グループの成人75%から書面により合意を得なければならないと定める。また森林管理合意（FMA）では、1974年に制定された土地集団法人化法（Land Group Incorporation Act）に従い、慣習的土地所有者が法人を設立し、慣習地を登録することが要件となっている。この要件により、慣習地の境界線と当該地の慣習権所有者の明確化が図られる。

パプアニューギニアでは、慣習地における林業が前提なので、慣習的土地所有者との合意形成のプロセスが適切に実施されたかどうか、そして彼らの権利が適切に考慮されているのかが伐採の合法性を考慮する上で重要な要素である⁴³。表3.1.9が示すように、森林管理合意（FMA）では、慣習的土地所有者との合意形成の要件が林業法（1991年）によって明確に規定されるが、木材購入権（TRP）と地域森林エリア（LFA）は1991年以前に承認された旧制度であることから、慣習的土地所有者と合意形成がどのように行われたかの確認が困難である。

さらに、合意形成の問題は、特別農業ビジネスリース（SABL）において特に指摘される。パプアニューギニア政府は、2011年に査問委員会（The Commission of Inquiry into the Special Agriculture and Business Leases : COI）を設置し、特別農業ビジネスリース（SABL）の許認可の実態と慣習的土地所有者の権利を調査した。2013年に提出された約270ページに及ぶ査問委員会（COI）の報告書⁴⁴では以下の点が指摘される。

⁴³ Scheyvens, H. et al. (2016) Legal framework, legality risks and risk mitigation. Hayama, Japan.

⁴⁴ Numapo, J. (2013) Commission of Inquiry into Special Agriculture & Business Leases (SABL): Final Report. Port Moresby, Papua New Guinea.

- 申請から承認における不透明さと
- 承認における政治的圧力と汚職
- 定められた基準・手順の不遵守とそれに対する法執行の欠如
- 慣習的所有者との不十分な合意形成
- 書類・記録の紛失

COI の報告書は、事業者選定において、企業の専門性、財務状況は確認されず、開発計画の実施可能性さえ確認されなかったと指摘する。また、調査した 42 件の特別農業ビジネスリース (SABL) の内、4 件のみ土地所有者と適切に合意を得て計画通りに農業プロジェクトが実施されていると報告された。特別農業ビジネスリース (SABL) には、詳細なガイドランスや基準が不足しており、承認手続きに手間と時間のかかる森林管理合意 (FMA) の代わりに事業者が利用しているという批判がある^{45, 46}。COI の報告によると、慣習地の 11% (国土の 10%) に及ぶ土地が特別農業ビジネスリース (SABL) のためにリースされた。

⁴⁵ Lawson, S. (2014) Illegal logging in Papua New Guinea. London.

⁴⁶ Global Witness (2017) Stained Trade: How U.S. Imports of Exotic Flooring from China Risk Driving the Theft of Indigenous Land and Deforestation in Papua New Guinea.

6) 証明システムおよび関連書類の概要

(1) PNG 森林公社監督官による検査

PNG 森林公社は、森林管理合意 (FMA)、木材購入権 (TRP)、地域森林エリア (LFA) の天然林択伐コンセッションに対し監督官を配置して、事業者が「伐採施行規則 (LOCP)」と「木材許可における天然林伐採の計画策定、・モニタリング・管理手順(PMC)」等で規定されたルールを遵守しているかどうかを監督する。PNG 森林公社の監督官の役割は大きく以下である：

- 林班伐採計画の承認
- 伐採施行の監督：承認された計画と規則に従って施行（林道設置や伐採）が行われているかどうか現場検査を行う
- 丸太計測の確認：事業者が作成した丸太計測記録シート（Log Scaling Record Sheets）（附属資料 6）が正しく記入されているかどうか現場検査を含めて確認する
- 伐採後の評価と伐採区画計画の終了を承認する

監督官による承認と検査は、伐採区画計画ごとに所定の「伐採計画モニタリングと管理記録簿（Set-up Monitoring and Control Logbook）」（附属資料 7）を使って行われる。監督官による体系的なモニタリング・評価が制度化されているが、監督官はその監督対象とする伐採事業者から車両や伐採キャンプでの住居と食事の提供を受けており、適切に伐採施行を監督、報告する妨げになっているという懸念がある⁴⁷。

⁴⁷ PNG Forest Authority (2019) Draft the development of a PNG Timber Legality Verification System: Mission output.

(2) 伐採の合法性証明に活用できる関連書類

伐採の合法性証明に活用できる関連書類を表 3.1.12 にとりまとめる。

表 3.1.12 伐採の合法性証明に活用できる書類

| 項目 | 文書 | 入手先 |
|------------------|--|---|
| 事業者の 資源利用権 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 木材権 (TA) ・ 皆伐権 (FCA) 森林管理合意 (FMA) 木材購入権 (TRP) 地域森林エリア (LFA) の場合 : <ul style="list-style-type: none"> ・ 木材許可 (TP) 地域森林エリア (LFA) の場合 : <ul style="list-style-type: none"> ・ LFA 合意書 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林公社 ・ 事業者 |
| 計画 | 木材許可 (TP) の場合 : <ul style="list-style-type: none"> ・ 5 年計画 ・ 年間伐採計画 ・ 伐採区画計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林公社 ・ 森林公社州事務所 ・ 事業者 |
| 環境 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境許可 (Environmental Permit) 、 ・ 伐採区画計画 年間伐採量が 7 万 m ³ 以上の 森林管理合意 (FMA) と皆伐権 (FCA) の場合 : <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境インパクトステートメント | <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保護保全公社 (CEPA) ・ 事業者 |
| 慣習的所有者の 合意・権利 | FMA の場合 : <ul style="list-style-type: none"> ・ 慣習的土地所有者グループの合意支援書類 森林管理合意 (FMA) 木材購入権 (TRP) 地域森林エリア (LFA) の場合 : <ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採区画計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林公社 ・ 森林公社州事務所 ・ 事業者 |
| 適切な伐採 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採計画モニタリングと管理記録簿 (Set-up Monitoring and Control Logbook) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林公社 ・ 森林公社州事務所 |

(3) パプアニューギニアの木材合法性基準の策定：

The Papua New Guinea Timber Legality Standard (PNG TLAS)

パプアニューギニアでは、PNG 森林公社が中心となり、多様なステークホルダーの参加による木材の合法性基準の策定が進んでいる。この取組は 国際熱帯木材機関 (ITTO) のプロジェクトによって開始され、欧州連合 (EU)、オーストラリア政府、国連食糧農業機関 (FAO) など国際機関が支援し、業界団体や NGO が参加している。2019 年 12 月時点で政府による承認はされていないが、最新版である 2018 年 4 月に作成された第 4.3 版には、以下の 6 つの原則が示される：

パプアニューギニアの木材合法性基準 4.3 版 (2018 年 4 月)

- 伐採権
- 環境、労働、地域住民の福祉
- 税金、関税、ロイヤルティー
- 慣習的土地所有者
- 加工・輸送・貿易
- 必要な登録の維持

各原則にそれぞれ基準と合法性を確認するための文書が記載される。

2018 年 4 月に作成された第 4.3 版によると、合法性基準は、小規模な製材加工から大規模な伐採施行と加工まですべての商業用林業活動に適用される。

3.1.3 木材流通の関連法令・書類・証明システム等

1) 法令の概要

表 3.1.13 に伐採後の手順と報告について定めたガイダンスを示す。

表 3.1.13 伐採後の手順に関するガイダンス

| | ガイダンス | 英名 |
|---|---|---|
| ① | 「天然林伐採施行による収穫丸太の 識別・計測と報告手続き」 ・全ての木材許可（TP）と木材権（TA）が対象 ・タグによる丸太識別、丸太計測方法、PNG 森林公社への報告方法の手順を策定 | “Procedures for the Identification, Scaling and Reporting on Logs Harvested from Natural Forest Logging Operations” |
| ② | 「丸太輸出手続き」 ・1996 年制定 ・丸太輸出の手順を策定、提出書類の様式を提供 ・市場価値に基づき樹種をグループ化、丸太として輸出を禁止する樹種を指定 | “Procedures for Export Logs” |

2) 許認可制度および関連書類の概要

(1) 伐採後の丸太の計測、記録と報告

伐採された丸太は、搬出する長さに切断された後、林内の貯木場においてライセンスを有する計測者（伐採事業者従業員）によって樹種名の確認とサイズ（直径と長さ）の計測が行われ、各丸太に付けられる丸太識別タグ番号（写真 3.1.3）と丸太計測記録シート（Log Scaling Record Sheets）に記入される（附属資料 6）。各シートには固有のシリアル番号が記され、計測者は計測日毎に新規のシートに記入を行う。記入する情報は、丸太毎に付けられる丸太識別タグの番号、樹種コード、丸太のサイズ、計測日、許可（木材許可または木材権）の番号、慣習的土地所有者グループ名、計測日、計測者氏名とライセンス番号である。木材許可（TP）の場合、伐採区画（Set-up）につけられた固有の番号も記入される。

林内の貯木場から丸太を移動するために輸送許可証といった文書は必要ないが、丸太は丸太識別タグが付けられ、計測情報が丸太計測記録シートに記入されることなしに輸送することはできない。

丸太識別タグは政府と契約した民間組織である SGS によって提供される（SGS の役割についてはセクション 3.1.4, 2) (1)に記す）。各丸太につき、タグ（3 枚のバーコード）が丸太につけられて輸送される。最初の 5 桁の内、1 番目の桁は伐採許可のタイプ、2 番目と 3 番目の桁は州のコード、4 番目と 5 番目の桁は許可番号を表す。最後の 5 桁は SGS システムにおいて付けられたそれぞれの丸太のシリアル番号を表す。伐採許可毎に定められた番号は以下のとおりである：

- 1= 木材購入権（Timber Rights Purchase: TRP）
- 2= 地域森林エリア（Local Forest Area: LFA）
- 3= 木材権（Timber Authority）
- 4= Timber License（現在は使われていない）
- 6= 森林管理合（Forest Management Agreement : FMA）
- 7= 皆伐権（Forest Clearance Authorities : FCA）



写真 3.1.3 丸太タグ識別タグ

(2) 樹種の分類

1996年に制定された「丸太輸出手続き (Procedures for Export Logs)」は、市場価値を考慮して樹種を4つのグループに区分し(表 3.1.14)、それら樹種とは別に丸太のまま輸出することが禁止されている樹種についても区別している(表 3.1.11)。各樹種には、樹種名の最初の3文字からなる樹種コードが定められる。2018年に輸出された丸太量のグループ毎の内訳は、グループ1(61%)、グループ2(9%)、グループ3(13%)、グループ4(17%)であった⁴⁸。

表 3.1.14 樹種のグループ⁴⁹

| グループ | 樹種 |
|--------|---|
| グループ 1 | <ul style="list-style-type: none"> • Taun <i>Pometia pinnata</i>) • Kwila (<i>Intsia</i> spp.) • Malas (<i>Homalium foetidum</i>) 等 17 樹種 |
| グループ 2 | <ul style="list-style-type: none"> • PNG Basswood (<i>Endospermim</i> spp.) • Wau Beech (<i>Elmerrillia papuana</i>) • Red Cedar (<i>Toona sureni</i>)等 14 樹種 |
| グループ 3 | <ul style="list-style-type: none"> • Ambeori (<i>Pterocymbium beccarii</i>) • PNG Camphorwood (<i>Cinnamomum</i> spp.) • Hard Celtis (<i>Celtis philippinensis</i> / <i>P. latifolia</i>)等 14 樹種 |
| グループ 4 | <ul style="list-style-type: none"> • Brown Albizia (<i>Albizia procera</i>) • White Almond (<i>Alphitonia</i> spp.) • Silver Ash/Silkwood Ash (<i>Findersia schottiana</i>)等 94 樹種 |

⁴⁸ SGS (2019) Log Export Monitoring Monthly Report for December 2018 to the Papua New Guinea Forest Authority.

⁴⁹ PNG Forest Authority (1996) Procedures for Export Logs.

(3) ロイヤルティと伐採手数料

事業者は、伐採した丸太の樹種と量に基づきロイヤリティと伐採手数料 (levies) の支払いが課せられる。丸太記録計測シートの情報に基づき、事業者は伐採した丸太とロイヤルティの支払い申告書 (Declaration of Logs Harvested and Royalty Self-Assessment) を作成する (附属資料 8)。

慣習的土地所有者に対するロイヤルティの支払いは PNG 森林公社州事務所を通じて行われる。ロイヤルティの単価は、樹種、または樹種グループによって異なる (表 3.1.15)

表 3.1.15 慣習的土地所有者に支払われるロイヤリティの単価^{50, 51}

| 樹種または樹種グループ | ロイヤルティ単価 (キナ/m ³) |
|-----------------------|-------------------------------|
| Kwila | 35 キナ (約 1,100 円) |
| 丸太のまま輸出することが禁止されている樹種 | 35 キナ (約 1,100 円) |
| Pencil Cedar, Walnut | 20 キナ (約 640 円) |
| Kwila 以外のグループ 1 樹種 | 15 キナ (約 480 円) |
| グループ 2,3,4 樹種 | 10 キナ (約 320 円) |

慣習的土地所有者グループの代表者は、ロイヤルティを受け取る際に署名し、PNG 森林公社州事務所がその署名された文書を管理する (附属資料 9)。

伐採手数料は、地域の農業開発や社会資本開発、再植林、森林管理、教育等の多様な項目が設けられ、伐採量に対して 2~3 キナ/m³ の手数料が項目毎に課せられる。

⁵⁰ PNG 森林公社提供資料「Variation By the Minister for Forest of Royalty Payable Under a Timber Permit 2008」

⁵¹ 1 キナはおよそ日本円 32.9 円に相当、1 キナはおよそ日本円 32.9 円に相当

(<https://www.xe.com/ja/currencyconverter/convert/?Amount=1&From=PGK&To=JPY>)

(4) 丸太の加工

加工に関しては、林業規則（1998年）にて以下が定められる：

- 木材の加工場の登録義務
- 登録手数料の義務
- PNG 森林公社が木材加工場の検査をする権限を有すること
- 加工事業者は、毎年、前年の収益について報告する義務がある

木材権（TA）の一つである TA-01 は国内で加工するために丸太を供給する伐採制度である。しかしながら、TA-01 からの丸太供給量は非常に小さく、伐採された丸太のほとんどが丸太として海外に輸出されており（表 3.1.2）、国内加工能力は非常に限られている。製材所は大規模な伐採事業者が製材所を所有、運営している場合が多く、自ら所有する伐採許可から生産され、質が悪いため売れ残った丸太を加工し、近年は主にインドや中国に向けて輸出する。



写真 3.1.4 西セピック州における製材所

3) 証明システムおよび関連書類の概要

丸太計測記録シートは、定期的に PNG 森林公社監督官が実測に基づく検証を行い、PNG 森林公社州事務所に保管される。丸太の識別タグと丸太計測記録シートによって、木材許可 (TP) の場合には、伐採区画 (150ha ほどの伐採施行の最小単位) まで特定することができる。ただし、切り株レベルまでの追跡は、制度上は不可能である。

表 3.1.16 に伐採後と加工に関する合法性の証明に活用できる文書を示す。

表 3.1.16 伐採後の手順と加工における合法性に関連する書類

| 項目 | 文書 | 入手先 |
|-----------------|--|---|
| 伐採後の記録 | <ul style="list-style-type: none"> 丸太計測記録シート | <ul style="list-style-type: none"> 森林公社州事務所 事業者 |
| ロイヤルティーと手数料の支払い | <ul style="list-style-type: none"> 伐採丸太とロイヤルティーの支払申告書 (Declaration of Logs Harvested and Royalty Self-Assessment) 慣習的所有者の署名のある文書 手数料支払いの証明書 | <ul style="list-style-type: none"> 森林公社州事務所 事業者 |
| 製材所 | <ul style="list-style-type: none"> 加工場の登録書 毎年 PNG 森林公社に提出する報告書 | <ul style="list-style-type: none"> 森林公社 加工場 |

3.1.4 木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システム

1) 法令の概要

「丸太輸出手続き (Procedures for Exporting Logs)」にて、丸太の輸出に関する詳細な手順が定められる。

2) 許認可制度および関連書類の概要

(1) 丸太の輸出

1994 年から、PNG 森林公社は SGS 社と契約し、第 3 者による丸太輸出のモニタリングを実施している。SGS の役割は以下である。

- 貯木場における計測時に、生産者によって各丸太の端に添付される丸太タグ (写真 3.1.3) の提供
- 樹種識別と丸太計測を検査するための出荷前丸太査察の実施
- 実際に積載された樹種と量を検証するための船舶積荷モニタリング
- 商業インボイスの信用状に提供される前段階での検証

PNG 森林公社は、上記の SGS の役割を組み込んだ「丸太輸出手続き (Procedures for Exporting Logs)」を 1996 年に策定した。手続きには 22 のステップが示される (ボックス 3.1.1)。

ボックス 3.1.1 丸太輸出の手続き : 22 ステップ⁵²

1. 輸出業者は、丸太にログがついているか確認
2. PNG 森林公社による輸出価格の承認
3. 輸出事業者は輸出先と販売契約を締結
4. 輸出事業者は丸太輸出免許を申請
5. PNG 森林公社 は丸太輸出免許申請を処理
6. PNG 森林公社による丸太輸出許可の発行
7. 輸出事業者は信用状における適正な条項を確保する
8. 輸出事業者は出荷を SGS に通知する
9. 輸出事業者による出荷準備
10. SGS による出荷前の査察を準備

⁵² PNG Forestry Authority (1996) 「Procedures for Exporting Logs」から作成

11. 輸出事業者による輸出丸太の明細と要約の作成
12. SGS による丸太の積載前の検査（丸太 10%のランダムサンプリング）
13. 輸出事業者と SGS 間で査察を調整
14. PNG 森林公社による船舶への積荷開始許可
15. SGS による積載された丸太の集計と丸太識別タグの回収
16. SGS による査察報告書の作成
17. 輸出事業者は船舶通関手続きのための輸送書類を準備
18. PNG 森林公社乗船職員は丸太輸出免許と実際に積載された体積が一致しているかを検査
19. 輸出事業者は SGS のポートモレスビー事務所に書類を送付
20. SGS は商業インボイスに安全ラベルを貼付
21. 輸出事業者は SGS から商業インボイスを受け取り
22. SGS は出荷後の最終報告書を作成

輸出税は、木材の販売価格と輸出量に基づき支払われる。2020年1月時点において、パプアニューギニア政府は、本船甲板渡し価格（FOB 価格）に対する輸出税を 59%に引き上げること検討している⁵³。さらに 8 キナ/m³ が開発のための手数料として課せられる。

丸太の輸出販売価格は PNG 森林公社の承認が必要とされ、輸出される丸太（樹種と量）と各種支払いは、SGS によってモニタリングされる。SGS の報告書⁵⁴によると、2018年12月において輸出用の丸太を積載した 104 船舶の内、28 船舶で丸太の申告漏れ又は樹種の虚偽情報が見つかった。

第3者によるモニタリング制度を実施しているが、英国国際問題研究所⁵⁵ は、丸太輸出における違法な価格操作の可能性を指摘する。2011年において、輸出された丸太の立米あたりの平均価格は 92 米ドル/m³ であり、中国で申告された平均価格（208 米ドル/m³）に比べて申告価格は半分以下である。輸送や保険に係るコスト⁵⁶を考慮しても、輸出と輸入時における申告金額に大きな差額が見られる。違法な価格操作を防止するために、輸出事業者は、船荷証券（Bill of lading）と商業インボイスの写しを SGS に提出することが定められる。

⁵³ Nanau, E. Govt Increased Export Tax on Logs to Fetch K450m. Post-Courier, 2020-01-20. <https://postcourier.com.pg/govt-increased-export-tax-on-logs-to-fetch-k450m/>

⁵⁴ SGS (2019) Log Export Monitoring Monthly Report for December 2018 to the Papua New Guinea Forest Authority.

⁵⁵ Lawson, S. (2014) Illegal logging in Papua New Guinea. London.

⁵⁶ 2011年において近隣のソロモン諸島から中国に輸出され丸太の輸出と輸入の立米あたりの平均申告金額の差は 20 米ドルであった (Lawson, 2014)

(2) 一次加工品の輸出

PNG 森林公社の定めた一次加工品の輸出プロセスをボックス 3.1.2 に示す。一次加工品の輸出のための手順は丸太の手順と比べると簡易であり、SGS による検査は含まれない。

ボックス 3.1.2 一次加工品の輸出手続き⁵⁷

1. 輸出事業者は、PNG 森林公社に対して輸出品の検査を申請する
2. PNG 森林公社現場官は、輸出製品と樹種の確認を行う
3. 輸出事業者は輸出許可証の申請を行う
4. PNG 森林公社の輸出管理課 (Export Administration Branch : EAB) が申請を評価する
5. EAB が輸出許可番号を発行し、手続きを進める
6. 森林大臣が輸出許可を承認
7. 輸出事業者は輸出許可証 (附属資料 10) を税関に提出

3) CITES (ワシントン条約)

パプアニューギニア政府は 1975 年にワシントン条約 (Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora: CITES) を批准した。PNG 環境保護・保全公社 (CEPA) が CITES 監督官庁であり、植物の科学当局は PNG 森林公社である。

NEPCon⁵⁸ によると、パプアニューギニアから輸出される木材で CITES に登録されている樹種は *Aquilaria* spp. とラミン (*Gonystylus* spp) が挙げられる。

PNG 森林公社は、商業用伐採と木材輸出を管理するための樹種リスト⁵⁹や丸太のままの輸出を禁止する樹種リスト (表 3.1.11) を作成しているが、上記 2 樹種はリストに含まれていない。

4) 証明システムおよび関連書類の概要

SGS は船舶に積載される前に丸太の樹種と量が申請どおりか検査 (10% のランダムサンプリング) し、積載時に丸太識別タグを回収する。また検査結果報告書のコピーが輸出事業者と PNG 森林公社に保管される。

丸太の識別タグ (3 枚のバーコード) の内、1 枚は SGS、もう一枚は輸出事業者が回収することになっている。丸太識別タグ (残り 1 枚のバーコード) を輸出先まで付けていることは制度上求められていないが、付けられたまま輸出される場合もある。写真 3.1.5 は、丸太識別タグが付けられたまま中国の単板工場に輸出された PNG 産の丸太の例である。

⁵⁷ PNG 森林公社提供資料から作成

⁵⁸ NEPCon (2017) Timber legality risk assessment: Papua New Guinea: Version 1.2. doi: 10.1007/BF00235442.

⁵⁹ 樹種リストは「丸太輸出手続き (Procedures for Exporting Logs)」に掲載されている。



写真 3.1.5 中国（上海）の単板工場に輸出された PNG 産の丸太⁶⁰

表 3.1.17 木材・木材製品の輸出に関する合法の証明に関する文書例

| 項目 | 文書 | 入手先 |
|-------|--|--|
| 許可証 | <ul style="list-style-type: none"> ・丸太輸出許可証 ・一次加工品の輸出許可証 | <ul style="list-style-type: none"> ・ PNG 森林公社 ・ 輸出業者 |
| 検査結果 | <ul style="list-style-type: none"> ・ SGS の報告書 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者 |
| 伐採の由来 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 丸太識別タグ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者 |

⁶⁰ 写真提供：フィリピン（ミンダナオ）合板工場

附属資料

1. 林業参加事業者 (Forest Industry Participant: FIP) の登録書
2. 木材許可 (Timber Permit: TP)
3. 環境計画 (Environmental Plan) の承認書
4. 木材権 (Timber Authority: TA)
5. 皆伐権 (Forest Clearance Authority: CA)
6. 丸太計測記録シート (Log Scaling Record Sheet)
7. 伐採計画モニタリングと管理記録簿
(Set-up Monitoring and Control Logbook)
8. ロイヤルティーの支払いと税金申告書
(Declaration of Logs Harvested and Royalty Self-Assessment)
9. ロイヤルティーの支払を受けた慣習的土地所有者グループの代表者による署名
10. 製材の輸出許可証 (Export Permit)

1. 林業参加事業者 (Forest Industry Participant: FIP) の登録書

Act Sec. 111 INDEPENDENT STATE OF PAPUA NEW GUINEA Form 3
Forestry Act 1991

Certificate of Registration as Forest Industry Participant

This is to certify that [REDACTED]


of P O Box 41
VANIMO
Sandaun Province
Papua New Guinea

is registered under Part IV of the Forestry Act 1991 in respect of the activities set out in Schedule 1 of this certificate.

Date of registration: 24-Aug-04 Participant ID [REDACTED]
Registration number: FI01663

Schedule 1

- HARVESTING OF FOREST PRODUCTS
- PROCESSING OF FOREST PRODUCTS
- SALE OF FOREST PRODUCTS
- PURCHASING OF FOREST PRODUCTS


TERRY WARRA
Managing Director
PNG Forest Authority

IMPORTANT NOTICE:

The Regulations require a registered forest industry participant to notify any change of the particulars contained in its application for registration within 28 days of the change. Failure to do so renders an offence liable to a fine and to having its registration cancelled.

The Regulations require a registered forest industry participant, before 1 June each year, to lodge the previous financial year's audited financial statement or annual report to shareholders. Failure to do so will result in automatic cancellation of registration unless a written explanation of inability to lodge a statement or report has been accepted in writing by the Managing Director.

2. 木材許可 (Timber Permit: TP)

INDEPENDENT STATE OF PAPUA NEW GUINEA
FORESTRY ACT 1991

Act, Sec. 73
Reg. 113

FORM 110

TIMBER PERMIT

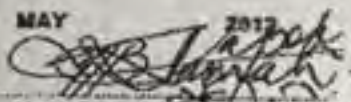
Permit No: PNGFA [REDACTED]

I, **HON. BELDEN NORMAN NAMAH, MP**, Deputy Prime Minister & Minister for Forests and Climate Change, by virtue of the powers conferred by Section 73 of the Forestry Act 1991 and all other powers me enabling, grant a timber permit to **AMANAB FOREST PRODUCTS LTD** (in this permit referred to as "the holder").

This permit relates to the project area described in Schedule 1. Pursuant to or as conditions of this permit:


- (1) The amount of allowable cut is as specified in Schedule 2;
- (2) the term is as specified in Schedule 3 or no more than the term of any Forest Management Agreement relating to the project area (whichever is less);
- (3) Where the term specified in paragraph (2) and Schedule 3 exceeds ten years, the term and conditions of this permit shall be reviewed by the Board on the expiry of ten years and on the expiry of every successive period of five years;
- (4) The rates of royalties, levies and charges to be paid are as specified in Schedule 4;
- (5) The infrastructural requirements of this permit are as specified in the accompanying conditions or in Schedule 5;
- (6) This permit is subject to the provision of a performance bond for an amount specified in Schedule 6 which the holder shall lodge within 14 days with the Authority;
- (7) This permit relates to the project agreement specified in Schedule 7;
- (8) This permit is subject to the conditions prescribed in the Regulations;
- (9) This permit is subject to and conditional upon the holder throughout the period of the permit, observing and complying with all standards and practices as determined from time to time by the Authority including but not limited to the P.N.G. Logging Code of Practice, Procedures for Exporting Logs and Procedures for the identification, scaling and reporting (including royalty self-assessment) on logs harvested from Natural Forest Logging operations or any revisions or replacement documents thereof.

Dated this 17th day of MAY 2012


HON. BELDEN NORMAN NAMAH, MP
Deputy Prime Minister
Minister for Forests & Climate Change

NOTE: WITHOUT FULFILLING EACH SECTION 116 OF THE ACT, A FIVE YEAR WORKING PLAN/SCM SECTION 107 OF THE ACT, AND AN ANNUAL LOGGING PLAN/SCM SECTION 112 OF THE ACT AND INCORPORATED TO BE SUBJECT TO THE BOARD AS THE PERFORMANCE OF ALL THE ABOVE IN THIS TIMBER PERMIT MAY BE CANCELLED.

3. 環境計画(Environmental Plan)の承認書


MINISTRY OF ENVIRONMENT & CONSERVATION
Environmental Planning Act (Chapter 370) 1978
ENVIRONMENTAL PLAN APPROVAL

The Minister hereby grants an Environmental Plan Approval Pursuant to Section 4(7) (b) of the Environmental Planning Act, 1978 (Chapter 370).


TO: [REDACTED] (Developer)

OF: (i) P.O. Box 41, VANIMO, West Sepik Province, Papua New Guinea
(ii) Amanab Forest Management Area, West Sepik Province

This approval is granted to:

carry out works relating to Selective Logging operations at Amanab Forest Management Area located in the West Sepik (Sandakan) Province. Other related activities include, the construction of logging roads, bridges, campsites, and the establishment of a satellite township within the project area.

The logging operations shall be carried out in accordance with the plans and specification as contained in the Amanab Forest Management Area's Environmental Plan submitted and accepted in December, 2003 and subject to the terms and conditions specified herein.

Signed: 
HON. WILLIAM DUMA, MP
Minister for Environment & Conservation

Dated this 29th day of December, 2003

* Registered Address
* Previous Address

Page 1 of 8

4. 木材権 (Timber Authority: TA)⁶¹

INDEPENDENT STATE OF PAPUA NEW GUINEA
FORESTRY ACT 1991

Act Sec. 67
Reg. 159

FORM 155

**TIMBER AUTHORITY FOR DOMESTIC PROCESSING UP TO 5,000 CUBIC METRES
PER YEAR**

Authority No.: TA [REDACTED]
Project Area Name: [REDACTED] TIMBER AUTHORITY

I, Honi Kila Henda, Chairman of the Committee responsible for forestry matters in the Central Provincial Government by virtue of the powers conferred by Section 87 of the Forestry Act 1991 and all other powers me enabling, hereby grant a Timber Authority to [REDACTED], a registered forest industry participant (Registration No. FI [REDACTED]) (referred to in this Authority as "the holder").

This Authority authorises the holder to carry out forestry operations in the project area described, and outlined in red on the map in Schedule 1 ("the Project Area") for the term specified in Schedule 2 subject to the Act and to the following terms and conditions -

- (a) the amount of allowable cut shall be as specified in Schedule 3, and
- (b) the holder must, within 21 days, lodge a performance bond in accordance with Section 93 of the Act for the amount specified in Schedule 4 (and if the performance bond is not lodged then this Timber Authority is void and of no effect); and
- (c) the holder must comply with the terms and conditions specified in the Schedules hereto.

Dated this 15th day of JULY 2015.


.....
(Signature of Chairman)

⁶¹ Australian Government (2015) Country Specific Guidance for Papua New Guinea.

5. 皆伐權 (Forest Clearance Authority: FCA)⁶²

SCHEDULE 1
INDEPENDENT STATE OF PAPUA NEW GUINEA.

Forestry Act 1991.

Act, Sec. 90B(8).
Reg. 263

Form 242

**FOREST CLEARING AUTHORITY TO CARRY OUT A LARGE SCALE CONVERSION OF
FOREST TO AGRICULTURE OR OTHER LAND USE DEVELOPMENT.**

Forest Clearing Authority No: FCA [REDACTED]


Agriculture or other land use Development Project;
[REDACTED] **INTEGRATED AGRICULTURE PROJECT, KAIRUKU DISTRICT, CENTRAL PROVINCE.**

Pursuant to Section 90B(8) of the *Forestry Act 1991*, and all other powers it enabling, the Board hereby grants a Forest Clearing Authority to [REDACTED] (FI [REDACTED]) ("the Holder")

This Authority authorises the holder to carry out a large scale forest clearance for commercial agriculture or other land use development within the 10,530 hectares of land area described, and outlined in red on the map in Schedule 1 ("the Project Area") for the term specified in Schedule 2 subject to the Act and to the following terms and conditions:

- (a) the holder shall, within 21 days, lodge a performance bond¹ in accordance with Section 98 of the *Forestry Act 1991* for the amount specified in Schedule 3.
- (b) the holder shall comply with the terms and conditions specified in the Schedules herein.
- (c) the holder shall carry out the agriculture or other land use project in accordance with the approved land-use development plan and the approved implementation schedule contained in the holder's application for this Authority and as agreed to and as may be varied by the Board from time to time.
- (d) the holder shall comply with the conditions of any Permit, License or other Authority relating to the project and with the provisions of all Environmental and other relevant laws of Papua New Guinea.
- (e) the holder shall comply with such other conditions as are specified in Schedule 4 hereto.

Dated this 27th day of March 2015.


.....
For the Board.

¹ If the Performance Bond is not lodged within 21 days and no application under Section 98(5) of the *Forestry Act* has been made within 21 days to the Board seeking an extension of time within which to lodge the Performance Bond then this Forest Clearance Authority is deemed void under Section 98(5) of the Act and thereby cancelled.

⁶² Australian Government (2015) Country Specific Guidance for Papua New Guinea.

6. 丸太計測記録シート(Log Scaling Record Sheet)

**PAPUA NEW GUINEA FOREST AUTHORITY
LOG SCALING RECORD SHEET**

Sheet Number AA ^{179.974} 1099786

| LOG TAG NUMBER | SPECIES CODE | DIAMETER MEASUREMENTS (To Lowest Whole Centimeter) | | | | LENGTH (Lower 0.1 Of A Metre) | DEFECT ALLOWANCES | |
|----------------|--------------|---|-----|-----|-----|-------------------------------------|-------------------|-----------------|
| | | D1 | D2 | D3 | D4 | | DEFECT TYPE | DIAMETER LENGTH |
| S/S 21 | LWS | 71 | 70 | 64 | 59 | 19-6 | | |
| 22 | # | 49 | 45 | 38 | 36 | 20-3 | | |
| S/S 23 | TRU | 69 | 68 | 58 | 50 | 11-3 | | |
| 24 | CAR | 64 | 60 | 52 | 52 | 15-3 | | |
| S/S 25 | LWS | 78 | 75 | 65 | 55 | 19-2 | | |
| 26 | # | 49 | 44 | 40 | 43 | 12-4 | | |
| S/S 27 | LWS | 51 | 49 | 32 | 32 | 15-4 | | |
| 28 | # | 70 | 58 | 49 | 48 | 17-8 | | |
| S/S 29 | LWS | 102 | 101 | 80 | 75 | 17-8 | | |
| 30 | # | 69 | 67 | 58 | 53 | 16-2 | | |
| S/S 31 | LWS | 76 | 55 | 73 | 60 | 13-5 | | |
| 32 | # | 75 | 70 | 61 | 58 | 19-3 | | |
| S/S 33 | LWS | 99 | 97 | 85 | 79 | 13-4 | | |
| 34 | # | 84 | 81 | 71 | 70 | 13-1 | | |
| S/S 35 | LWS | 77 | 69 | 72 | 58 | 14-3 | | |
| 36 | # | 118 | 110 | 111 | 103 | 13-0 | | |
| S/S 37 | LWS | 69 | 66 | 60 | 40 | 19-3 | | |
| 38 | # | 91 | 84 | 74 | 69 | 15-5 | | |
| S/S 39 | LWS | 49 | 45 | 37 | 32 | 16-5 | | |
| 40 | # | 60 | 50 | 40 | 32 | 17-7 | | |
| S/S 41 | LWS | 113 | 107 | 89 | 79 | 19-2 | | |
| 42 | # | 109 | 97 | 103 | 87 | 19-3 | | |
| S/S 43 | LWS | 57 | 54 | 50 | 49 | 14-6 | | |
| 44 | # | 49 | 47 | 40 | 32 | 5-6 | | |
| S/S 45 | LWS | 50 | 51 | 44 | 42 | 12-3 | | |
| 46 | # | 78 | 66 | 60 | 59 | 7-4 | | |
| S/S 47 | LWS | 75 | 70 | 60 | 59 | 18-0 | | |
| 48 | # | 91 | 88 | 75 | 73 | 15-7 | | |
| S/S 49 | LWS | 46 | 44 | 35 | 32 | 19-6 | | |
| 50 | # | 84 | 71 | 69 | 67 | 18-8 | | |

DATE SCALED: 01-06-19
~~28-05-19~~

TIMBER PERMIT/AUTHORITY NUMBER:
FMA [REDACTED]
Max 9 Characters Left Aligned

HARVEST AUTHORIZATION NUMBER:
UT-111 [REDACTED]
ALORD-03 [REDACTED]

LANDOWNER GROUP NAME:
[REDACTED]

LANDOWNER GROUP CODE:
[REDACTED]
Max 9 Characters Left Aligned


DECLARATION
I, holder of Log Scaler's Licence No. [REDACTED]
certify that I have scaled the logs entered on
this form, and that the information given is
true and correct.

SCALER'S SIGNATURE: [Signature]

ORIGINAL WHITE COPY: TO PNGFA PROJECT SUPERVISOR (FOR FORWARDING TO REGIONAL OFFICE)
YELLOW DUPLICATE: TO PNGFA PROJECT SUPERVISOR (FOR PNGFA PROJECT BASED RECORDS)
GREEN TRIPLICATE: TO LOGGING COMPANY RECORD

- 丸太計測シートは、伐採日毎に計測者によって記入される。PNG 森林公社が管理できるよう、シートごとに固有のシリアル番号がある。
- シートには、丸太タグ番号、樹種コード、丸太のサイズ、計測日、伐採許可（木材許可または木材権）番号、慣習的土地所有者グループ名が記入される。木材許可（Timber Permit）の場合、林班番号も記入する。

8. ロイヤルティーの支払いと税金申告書
(Declaration of Logs Harvested and Royalty Self-Assessment)

 **PAPUA NEW GUINEA FOREST AUTHORITY
NATIONAL FOREST SERVICE**

[Redacted]

Date: 27 / 07 / 2019

A [Redacted]
P O Box 41
VANIMO
Sandaun Province

Dear Sir

ASSESSED MONTHLY LOG RETURNS FOR PAYMENT


Enclosed please find the following on the Debit Note:

DEBIT NOTE NO. : F 137 67
AMOUNT : K499,465.21
PERMIT/LICENCE : 151-10-1 A
TIMBER AREA : [Redacted]
MONTH OF : JUNE, 2019

ROYALTY ASSESSMENT FORM (FR 1)

Payment should be made within three (3) weeks as of the date on the Debit Note.

Yours sincerely,


JIM SILU
Provincial Forest Officer - Vanimo

**SANDAUN PROVINCE
ROYALTY ASSESSMENT**

COMPANY: [REDACTED]

ADDRESS: [REDACTED]

PERMIT/LICENCE: 151-10-01

JUNE, 2019

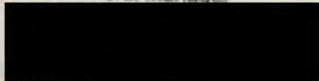
| HARVEST LOCATION | PCS | SPECIES | ASSESSED VOLUME | ROYALTY RATE Kina/m ³ K35/20/15/10.00 | ROYALTY PAYABLE |
|------------------|-----|-----------------------|-----------------|--|-----------------|
| At [REDACTED] | | | | | |
| Block 3/4 | 16 | Kwila | 84.919 | 35.00 | 2,972.17 |
| FINOMUI | 6 | Pencil Cedar & Walnut | 17.095 | 20.00 | 341.90 |
| | 50 | Group 1 spc | 183.665 | 15.00 | 2,754.98 |
| | 30 | Group 2,3,4 | 119.986 | 10.00 | 1,199.86 |
| Sub-total 1 | 102 | | | | 7,268.90 |
| BLOCK 1 | 698 | Kwila | 2,939.484 | 35.00 | 102,881.84 |
| | | CEP/Walnut | | 20.00 | - |
| KONOBASI | | Group 1 spc | | 15.00 | - |
| | | Group 2,3,4 | | 10.00 | - |
| Sub-total 2 | 698 | | | | 102,881.84 |
| BLOCK 1 | 88 | Kwila | 632.018 | 35.00 | 18,620.63 |
| PAIPAI | | CEP/Walnut | | 20.00 | - |
| | | Group 1 spc | | 15.00 | - |
| | | Group 2,3,4 | | 10.00 | - |
| Sub-total 4 | 88 | | | | 18,620.63 |
| BLOCK 4 | 101 | Kwila | 445.080 | 35.00 | 15,577.80 |
| YEPTIMBI | | CEP/Walnut | | 20.00 | - |
| | | Group 1 spc | | 15.00 | - |
| | | Group 2,3,4 | | 10.00 | - |
| Sub-total 4 | 101 | | | | 15,577.80 |
| BLOCK 4 | 628 | Kwila | 3,860.847 | 35.00 | 135,129.65 |
| YANBI | 16 | CEP/Walnut | 58.139 | 20.00 | 1,162.78 |
| | 86 | Group 1 spc | 317.687 | 15.00 | 4,765.31 |
| | 85 | Group 2,3,4 | 387.916 | 10.00 | 3,879.16 |
| Sub-total 4 | 817 | | | | 144,936.89 |
| IMONDA EXTN | | Kwila | | 35.00 | - |
| WAMMURU | | CEP/Walnut | | 20.00 | - |
| | | Group 1 spc | | 15.00 | - |
| | | Group 2,3,4 | | 10.00 | - |
| Sub-total 5 | - | | | | - |



**PAPUA NEW GUINEA FOREST AUTHORITY
NATIONAL FOREST SERVICE**



The General Manager

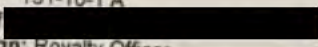


Sandaun Province

Date: 27/07/2019

File: 151-10-1 A

A/Off



Design: Royalty Officer

ASSESSMENT OF ROYALTY, REFOREST, FOREST MGT, INFRASTRUCTURE, FUTURE GENERATION, EDUCATION DEV. BENEFIT, SPIRITUAL DEV., AGRICULTURE, ENVIRONMENT, PROV. GOVT., LLGs (Amanab, Walsa, Green River) – AMANAB FMA BLOCKS 1-4 & IMONDA CONSOLIDATED FMA.

JUNE, 2019

| 1. TIMBER ROYALTY - | Species | Rate |
|---------------------|--------------------------|-----------------------|
| | Kwila | K35.00/m ³ |
| | Banned species | K35.00/m ³ |
| | Pencil Cedar & Walnut | K20.00/m ³ |
| | Other Group 1 Species | K15.00/m ³ |
| | Group 2, 3 and 4 Species | K10.00/m ³ |

| Species of timber or Other forest produce | PCS | CUBIC | RATE | AMOUNT |
|---|--------------|-------------------|-------|-------------------|
| Pencil Cedar & Walnut | 31 | 103.149 | 20.00 | 2,062.98 |
| Kwila | 2,980 | 13,668.888 | 35.00 | 478,411.08 |
| Group 1 – other Species | 188 | 718.389 | 15.00 | 10,745.84 |
| Banned Species | 2 | 4.988 | 35.00 | 174.51 |
| Group 2,3 & 4 | 183 | 807.080 | 10.00 | 8,070.80 |
| TOTAL | 3,384 | 15,300.492 | | 499,465.21 |

Harvest Location are:- Blocks 1-4 and Imonda Consolidated FMA

| TYPES OF LEVIES | RATE OF LEVIES K / M ³ | AMOUNT | RECEIPIENTS |
|---------------------|-----------------------------------|-----------|--|
| AGRICULTURE LEVY | K2.00 | 30,600.98 | Payable to Amanab Biks 1-4 Project Area Development Trust Fund |
| INFRASTRUCTURE LEVY | K2.00 | 30,600.98 | Payable to Amanab Biks 1-4 Project Area Development Trust Fund |

9. ロイヤルティーの支払を受けた慣習的土地所有者グループの代表者による署名

40% PDS PAYMENT SCHEDULE

FOREST MANAGEMENT AGREEMENT (FMA) [REDACTED]
 PERMIT NUMBER: 121-10-01
 COLLECTION PERIOD: MONTHS ENDING - OCTOBER, NOVEMBER, DECEMBER, 2018

AMANAS FMA BLOCK ONE (1)

| No. | SO NAMES | REQ. NO. | CHAIRMAN | VILLAGE | AMOUNT | SIGNATURE |
|-----|------------|----------|------------|---------|----------|------------|
| 1 | [REDACTED] | 812 | [REDACTED] | ABARU | 1,680.60 | [REDACTED] |
| 2 | [REDACTED] | 993 | [REDACTED] | ABARU | 1,680.60 | [REDACTED] |
| 3 | [REDACTED] | 898 | [REDACTED] | AKRAHI | 1,680.60 | [REDACTED] |
| 4 | [REDACTED] | 759 | [REDACTED] | AMINI | 1,680.60 | [REDACTED] |
| 5 | [REDACTED] | 763 | [REDACTED] | AMINI | 1,680.60 | [REDACTED] |
| 6 | [REDACTED] | 892 | [REDACTED] | AMINI | 1,680.60 | [REDACTED] |
| 7 | [REDACTED] | 755 | [REDACTED] | AMINI | 1,680.60 | [REDACTED] |
| 8 | [REDACTED] | 777 | [REDACTED] | AUWIA | 1,680.60 | [REDACTED] |
| 9 | [REDACTED] | 891 | [REDACTED] | AUWIA | 1,680.60 | [REDACTED] |
| 10 | [REDACTED] | 820 | [REDACTED] | BIAKA | 1,680.60 | [REDACTED] |
| 11 | [REDACTED] | 814 | [REDACTED] | BIAKA | 1,680.60 | [REDACTED] |
| 12 | [REDACTED] | 813 | [REDACTED] | BIAKA | 1,680.60 | [REDACTED] |
| 13 | [REDACTED] | 825 | [REDACTED] | BIAKA | 1,680.60 | [REDACTED] |
| 14 | [REDACTED] | 818 | [REDACTED] | BIAKA | 1,680.60 | [REDACTED] |
| 15 | [REDACTED] | 768 | [REDACTED] | BIAKA | 1,680.60 | [REDACTED] |
| 16 | [REDACTED] | 990 | [REDACTED] | DIO | 1,680.60 | [REDACTED] |
| 17 | [REDACTED] | 773 | [REDACTED] | DIO | 1,680.60 | [REDACTED] |
| 18 | [REDACTED] | 808 | [REDACTED] | DIO | 1,680.60 | [REDACTED] |
| 19 | [REDACTED] | 887 | [REDACTED] | DIO | 1,680.60 | [REDACTED] |
| 20 | [REDACTED] | 789 | [REDACTED] | DIORUJ | 1,680.60 | [REDACTED] |

慣習的土地所有者
グループ名

グループの
代表者氏名

グループの
代表者の署名

10. 製材の輸出許可証 (Export Permit)

| | | |
|--|---|--|
| <p>PNG Forest Authority PO Box 5055 BOROKO National Capital District Papua New Guinea Tel: (675) 327 7918/920 Fax: (675) 325 5457</p> |  | <p>National Parliament House WAIGANI National Capital District Papua New Guinea Tel: (675) 327 7577/579 Fax: (675) 327 7580</p> |
|--|---|--|

MINISTRY OF FORESTS
Office of the Minister

| | |
|---|--|
| To: Regional Manager Southern Regional Office P.O. Box 1831, PORT MORESBY N.C.D. | <p>CUSTOMS (Prohibited Exports) REGULATION CHAPTER No. 101 (Reg. Sec:2)</p> <p>Our file reference:</p> |
|---|--|

Thursday, August 29, 2019

Export Permit No. 1908122

I, Hon. Solan Mirisim MP and Minister For Forests hereby consent to the exports of the following forest produce.

| | |
|---------------------|--------------------------|
| Exporter: | [REDACTED] |
| Producer: | [REDACTED] |
| TP/TL/TALFA/FCA No: | TP-4-3 |
| Project: | Segarai Gadaisu |
| Quantity (m3/kg): | 395,753 Sawntimber (Mix) |
| Value (USD): | 57,837.99 |
| Species: | As attached |
| Loading Ports: | Port Moresby |
| Vessel: | Seoul Tower V 1912 |
| Departure Date: | 15-Sep-19 |
| Destination: | China |
| Buyer: | [REDACTED] |
| Export Licence: | [REDACTED] |

*Hon. Solan Mirisim MP,
Minister for Forests*

3.2 ソロモン諸島

3.2.1 木材生産・流通の状況

1) 木材生産・流通の特徴

(1) 森林の概況

ソロモン諸島はパプアニューギニアの東方に位置し、国土面積は280万haで、990の島々からなり、9州に分かれる。FAOの「Global Forest Resources Assessment 2015」¹によれば2015年の森林面積は約220万ha、森林被覆率は78%で、太平洋州で最も高い。一方で国連気候変動枠組み条約（UNFCCC）に提出された国家森林参照レベル策定レベル作成のため実施された衛星画像を使った調査²では、2017年の全国の森林面積は252万ha、森林被覆率90%と報告されている。またソロモン諸島林業研究省が2019年に発表した資料³でも、森林率は90%とされている。



図 3.2.1 ソロモン諸島

① 天然植生

ソロモン諸島の天然植生は、低地熱帯雨林、丘陵林、山地林、淡水湿地・河畔林、マングローブ林、草地と他の非森林地、の6タイプに分かれる⁴。

¹ FAO. (2015). Global Forest Resources Assessment 2015.

² Solomon Islands Government (2018) Solomon Islands National Forest Reference Level. Submission for the UNFCCC Technical Assessment 2019. 全国に5,858ポイントを設定し、Google Earthなどの高解像度衛星データで植生判別

³ Vigulu, V. W. (2019). Forest resources, forestry industry and the way forward. Solomon Islands Government

⁴ Whitmore, T. C. (1969). The Vegetation of the Solomon Islands. Philosophical Transactions of the Royal Society of London. Series B, Biological Sciences, 255(800), 259–270.、Ministry of Forestry & Research, Solomon Islands Government. (2019) <<http://www.mofr.gov.sb/foris/forestArea.do#marker>>、Pauku, R. L. (2009). Solomon Islands Forestry Outlook Study (Working Paper No. APFSOS II/WP/2009/31; ASIA-PACIFIC FORESTRY SECTOR OUTLOOK STUDY II, Issue 677). <http://www.fao.org/3/a-am626e.pdf>、SIG

表 3.2.1 ソロモン諸島の植生タイプ^{5,6}

| 植生タイプと面積 | 森林の特徴 | 主な樹種 |
|--|--|--|
| 草地と他の非森林地 (約 30 万 ha: 国土面積の 11%) | | 樹木は生息しない 主な草本種: <i>Imperata Cylindrica</i> <i>Dicranopetra Linearis</i> <i>Themeda Aurtalis</i> <i>Mimosa Invisa</i> <i>Morinda Citrifolia</i> <i>Saccharum Sponteneum</i> <i>Polygala Paniculata</i> <i>Timonius Timon</i> |
| マングローブ林／塩性湿地林 (約 3 万 ha:1%) | ・河口及び海浜 | <i>Barringtonia asiatica</i> <i>Calophyllum innophyllum</i> <i>Casuarina Equesetifolia</i> <i>Terminalia Catappa</i> <i>Intsia Bijuga</i> 用材種: Terminallia Brassi Dillenia Salomonensis |
| 淡水湿地林および河畔林 (約 0.8 万 ha:0.3%) | | <i>Inocarpus fagifer</i> <i>Mextroxylon salomonense</i> <i>M. sagu</i> <i>Barringtonia racemose</i> 用材種: Terminalia brassii Dillenia salomonensis |
| 低地熱帯雨林 (約 128 万 ha:46%) | ・標高 200m 以下 ・林冠高 5-70m ・サイクロンや人間活動の 影響を受ける ・二次林も存在 | 用材種 <i>Camptosperma brevipetiolata</i> <i>Dillenia salomonensis</i> <i>Endospermum medullosum</i> <i>Parinari salomonensis</i> <i>Terminalia calamansanai</i> <i>Schizomeria serrata</i> <i>Maranthes corymbosa</i> <i>Pometia pinnata</i> <i>Gmelina moluccana</i> <i>Elaeocarpus sphaericus</i> <i>Vitex cofasus</i> . 果樹: <i>Canarium spp</i> <i>Syzygium malaccensis</i> <i>Magnifera minor</i> <i>Spondius dulce</i> <i>Barringtonia procera</i> <i>B. edulis</i> <i>Artocarpus altilis</i> <i>Gnetum gnemon</i> <i>Burkella obovata</i> |
| 丘陵林 (約 94 万 ha:34%) | ・標高 200-600m | <i>Pometia pinnata</i> <i>Gmelina moluccana</i> <i>Elaeocarpus sphaericus</i> |

(2018) 前掲、Vigulu (2019) 前掲

⁵ Pauku (2009) Solomon Islands Forestry Outlook Study, Solomon Islands Government (2018) Solomon Islands National Forest Reference Level. Submission for the UNFCCC Technical Assessment 2019

⁶ 各植生タイプの面積は資料によって大きく異なるが、Solomon Islands Government (2018)の値を示した。

| | | |
|-----------------------|--|---|
| | | <i>Camptosperma brevipetiolata</i> <i>Dillenia salomonensis</i> <i>Endospermum medullosum</i> <i>Parinari salomonensis</i> <i>Terminalia calamansanai</i> <i>Schizomeria serrata</i> <i>Maranthes corymbosa</i> <i>Vitex cofasus</i> 果樹: <i>Canarium spp.</i> <i>Gnetum gnemon</i> <i>Artocarpus altilis</i> |
| 山地林 (約 24 万 ha:9%) | ・標高 600 m 以上 ・稜線や山頂などでは より低い標高にも存在 ・林冠は小さく密 | <i>Callophyllum kajewskii</i> <i>Callophyllum pseudovitiense</i> <i>Eugenia spp.</i> <i>Dacrydium spp.</i> <i>Pandanus spp.</i> <i>Racembambos scandens</i> シダなど |

② 人工林

林業研究省の統計によれば、2011年時点のソロモン諸島全体の人工林プランテーション面積は 3.56 万 ha で、その約 80%はウエスタン州に所在している⁷。また 2017 年の衛星画像を使った調査では、全国の人工林の面積は 2.4 万 ha と推定されている⁸。

人工林は 2 タイプ存在する：

■ 登録地における民間企業によって管理されたプランテーション

2008 年時点における企業による植林地は 2.22 万 ha であった⁹。ほとんどはウエスタン州の 2 社のプランテーションによるもので、それぞれ 1.2 万 ha、0.9 万 ha の面積を擁する¹⁰。主な植林樹種は、ユーカリ (*Eucalyptus deglupta*, 28%¹¹)、*Gmelina arborea* (19%)、マホガニー (*Swietenia macrophylla*, 14%)、*Camptosperma brevipetiolata* (14%)、チーク (*Tectona grandis*)、アガチス (*Agathis spp.*)、*Terminalia spp.*、アカシア (*Acacia spp.*) である¹²。ユーカリ、*Gmelina* などは合板の原料としても使われる¹³。

林業研究省はチーク、ユーカリ、ローズウッド、Kwila、*Vitex* の植林を進めたいと考えており、さらにあと 2 つ植林プランテーションを作りたいと考えている。このため海外からの投資に期待をしているとのことであった (林業研究省 2019 年ヒアリング)。

⁷ Ministry of Forestry & Research (2019) 前掲

⁸ SIG (2018) 前掲

⁹ Solomon Islands State of Environment Report (2008). Ministry of Environment Conservation and Meteorology. Pacific Horizon Consultancy Group, Honiara, Solomon Islands.
<<http://www.sids2014.org/content/documents/180SOLOMONISLANDS-STATEofENVIRONMENT2008.pdf>>

¹⁰ Bennett, G., Cohen, P., Schwarz, A. M., Albert, J., Lawless, S., Paul, C., & Hilly, Z. (2014). Solomon Islands: Western Province Situation Analysis. In CGIAR Research Program on Aquatic Agricultural Systems: Vol. Project Re (CGIAR Research Program on Aquatic Agricultural Systems).

¹¹ 2006 年の面積割合。Pauku (2009) 前掲

¹² FAO (2009) Solomon Islands Forestry Outlook Study

¹³ Ministry of Forestry & Research (2019) 前掲



図 3.2.2 ウェスタン州のFSC認証人工林プランテーション(*Eucalyptus deglupta*)

■ 慣習地における村、家族、教会コミュニティが管理する植林地

慣習地における地域住民による植林面積は、2005年時点で約9,000haと推定されている¹⁴。主な植林樹種は企業によるプランテーションとは異なり、チーク (*Tectona grandis*) が多く (67%)、次いでマホガニー (*Swetenia macrophylla*, 12%)、ユーカリ (*Eucalyptus deglupta*)、*Gmelina arborea* である¹⁵。

また用材樹種その他、輸出用コプラの生産や自家消費用に作られるココナッツのプランテーションも存在する¹⁶。

¹⁴ Pauku (2009) 前掲

¹⁵ Ministry of Forestry & Research (2019) 前掲、Pauku (2009) 前掲

¹⁶ Vigulu (2019) 前掲

(2) 森林の劣化・減少

ソロモン研究林業省の統計¹⁷によれば 2005 年の森林面積は 224 万 ha、2010 年の森林面積は 221 万 ha と推定されており、過去 10 年間でほとんど変化がなかった。国家森林参照レベル作成のための調査においても、2001-2017 年の森林減少率は 0.4%と推定されている¹⁸。森林減少の主な原因は、商業的伐採、農業（主にオイルパームプランテーションの拡大）、鉱業・インフラ開発である¹⁹。

衛星データの解析²⁰からは、2000-2017 年の間にソロモン諸島の森林の 18%が伐採、9%が一時的な耕作による攪乱を受けた。丸太輸出量の増加と対応し、伐採による年間の森林攪乱面積は一貫して増加しており、2017 年には 6 万 ha であった。

1991～94 年に実施された資源量調査では、持続可能な伐採量は年間 25～30 万 m³ と推定され、2006 年に実施されたソロモン諸島森林管理プロジェクトにおいても、持続可能な伐採量は年間 30 万 m³ と推定された²¹。一方ソロモン諸島における年間伐採量は 1990 年代以降、常にその量を超過している。このため 2006 年の国家森林調査では、2010 年までに生産が急減し、2015 年に枯渇し、将来は木材輸入国になると予測された²²。またソロモン諸島中央銀行（CBSI）のレポートによれば、伐採が商業的に成り立つ天然林資源は 2036 年までに枯渇すると予測されている²³。

輸出目的の木材資源の過剰な伐採、森林の劣化、それにともなう将来の伐採産業の崩壊の予測について多くの報告があり、ソロモン諸島政府自身も認識し、公表している²⁴。過剰な伐採を抑制する政策は 1980 年代から何度も取られようとしているが、政権交代に伴う政府方針の変化もあり、効果的なものとなっていない²⁵。林業研究省（2019 年ヒアリング）によれば、基本的には国土の大部分を占める慣習地（2）(1)森林管理の状況をどのように利用するか決定権はその所有者の地域コミュニティにあるため、政府としてコントロールすることは難しいという見解であった。また伐採企業も、現在の状況は伐採を許可した土地所有者に責任があると主張している²⁶。

¹⁷ Ministry of Forestry & Research (2019) 前掲

¹⁸ SIG (2018) 前掲

¹⁹ Government of Solomon Islands (2010) Initial Programme Document – Solomon Islands. Prepared by the Government of the Solomon Islands for the UN-REDD Programme 5th Policy Board Meeting, November 2010.、SIG (2018) 前掲

²⁰ SIG (2018) 前掲

²¹ URS Australia (2014) Markets Study for Solomon Islands Timber Exports

²² Ministry of Forestry & Research (2019) 前掲

²³ Central Bank of the Solomon Islands, 2011 annual report, p. 17, <http://www.cbsi.com.sb/wp-content/uploads/2016/09/AR-2011.pdf>

²⁴ URS Sustainable Development Project Managers and Consultants. (2003) National Forest Resource Assessment. Report prepared under the Solomon Islands Forest Management Project for AusAid and the Ministry of Forestry Environment and Conservation. October 2003, Canberra, Australia.、Hughes, T., Crawford, P., Sutch, H. and L. Tacconi. (2010) SI Forest Management Project II: independent completion report. Report Prepared for AusAid August – March 2010.、UN-REDD Programme (2013). Solomon Islands: REDD+ Background Document, Final draft, September 2013.、<https://www.rnz.co.nz/international/pacific-news/391264/logging-rate-unsustainable-in-solomons-admits-official>、<https://www.solomontimes.com/news/log-exports-account-for-79-of-solomon-islands-foreign-reserves/9100>

²⁵ Frazer, I. (1997) The Struggle for Control of Solomon Island Forests. Contemporary Pacific 9:39–72.

²⁶ <https://www.sibconline.com.sb/not-our-responsibility-solomon-forest-association-says-logging-impacts-an-issue-for-landowners/>

2) 木材生産・流通の特徴

(1) 森林管理の状況

■ 慣習地 (Customary land)

ソロモン諸島の国土面積の87%は慣習地である。憲法に従い、慣習地では地域コミュニティの土地と森林に関する権利が保証されている。慣習地は個人ではなく、コミュニティ、部族、氏族(クラン)、家系などによって所有される。2005年の慣習地における森林面積は223万haであった²⁷。

慣習地を調査し登録する公的な制度は存在せず、その目的のために制定された慣習地記録法は、実際には施行されていない²⁸。また、複数のグループが重複して同じ場所に権利を持つこともある²⁹。このためしばしばコミュニティ間で境界争いがおきており、事業者が伐採権を得るために土地所有者を特定することは困難になることが多い³⁰。

慣習地の大部分は天然林だが、1985年に地域住民による植林が始まり、2005年には約9,000haに拡大している。特にウエスタン州のクリスチャンフェローシップ教会の植林地は4,000ha近くに達している³¹。2007-2012年には林業研究省の事業で、全国17,000ヶ所で合計7,000ha以上の植林が行われていた³²。政府やNatural Resources Development Foundation: (NRDF)などの地元NGO、オーストラリア政府のODA (AusAID)による支援のほか、ウエスタン州、チョイスル州の人工林プランテーション企業による周辺地域住民へのサポートも行われている。

地域住民の植林地がどの程度更新されたり手入れされたりしているかは不明であるが³³、近年ウエスタン州で行われた調査によれば、間伐が行われていないため、細く重い材ばかりになってしまっているということであった³⁴。地域住民の植林地は伐採会社が伐採を行った跡地に造成されるが、必ずしも搬出に便利な場所に造成されるわけではない。

またヒアリングによれば、地域住民による植林は近年減少傾向にあるという。その理由は労力がかかる、木材の市場へのアクセスがない、市場はあっても政府のサポートがないためとのことである(林業研究省ムンダ事務所2019年ヒアリング)。ウエスタン州では、林業研究省が現在も苗木の配布などを行っているが、受け取りに来る地域住民は少ないとのことであった(ウエスタン州2019年ヒアリング)。

²⁷ Ministry of Forestry & Research (2019) 前掲

²⁸ NEPCon. (2018). Timber Legality Risk Assessment Solomon Islands.
<[https://www.nepcon.org/sites/default/files/2019-02/NEPCon-TIMBER-Solomon Islands-Risk-Assessment-EN-V1.0.pdf](https://www.nepcon.org/sites/default/files/2019-02/NEPCon-TIMBER-Solomon%20Islands-Risk-Assessment-EN-V1.0.pdf)>

²⁹ Corrin, J. (2012). REDD+ and Forest Carbon Rights in Solomon Islands: Background Legal Analysis, SPC/GIZ Regional Project, Climate Protection through Forest Conservation in Pacific Island Countries, Suva, Fiji.

³⁰ Ministry of Forestry & Research (2019) 前掲、Vigulu (2019) 前掲

³¹ Vigulu (2019) 前掲

³² <https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/11955457.pdf>

³³ NEPCon (2018) 前掲

³⁴ Vigulu (2019) 前掲

■ 登録地 (Registered land)

国土の13%は登録地となっている。登録地は譲渡地 (Alienated land) とも言われる。イギリス植民地政府 (1893~1978年統治) が、当時主に人が住んでいなかった地域の森林を指定した。2005年の登録地における森林面積は0.6万haであった³⁵。ウエスタン州の2社のプランテーション面積が大きく、政府から登録地を75年間の契約で借地し、ユーカリ、チーク、*Gmelina* などの人工林プランテーション経営を行っている。なお登録地における天然林での伐採は認められていない³⁶。

慣習地に比べ、登録地の境界や所有権は明確で土地紛争は少ないと言われる³⁷。しかし全くないわけではない。ウエスタン州コロバンガラ島の人工林プランテーションが所在する登録地は1903年に設定され、天然林伐採が行われた後、1989年から現在の会社が人工林経営を行っているが、地域住民からの働きかけにより、1992年に土地の永続的な所有権が地域住民に返却され、政府が委託を受けて管理をしているという形態に変更された³⁸。

(2) 木材生産の状況

ソロモン諸島における商業伐採は1920年代に始まった³⁹。イギリス植民地時代には、ほぼすべての商業伐採は登録地のみで行われていたが、独立直前の1977年に森林木材改正法 (Forests and Timber Amendment Act) が公布され、慣習地でも商業伐採が行われるようになった⁴⁰。しかし慣習地において住民と伐採会社の紛争が多かったため、1984年に地域住民との標準伐採合意 (Standard Logging Agreement) を得ることを伐採許可取得の要件とするように改正され、名前も森林資源・木材利用法 (Forest Resource and Timber Utilization Act) と改められた。

ソロモン諸島における商業的な木材生産は、森林資源・木材利用法で規定される伐採ライセンス (Felling Licence) または木材加工ライセンス (Milling Licence) 取得者によってなされているが、量的には伐採ライセンスによる天然林択伐が多い。輸出量データ (図3.2.3) から示唆されるように、商業伐採は90年代半ばにピークを迎えた後、アジア通貨危機 (1997-1999年) などの影響でやや減少したが、2000年代後半以降一貫して増加が続いてきた。2016-2018年のソロモン諸島の年間丸太生産量は250万m³を超過していた。

1990年代以降、丸太はソロモン諸島の最も価値のある輸出商品となり⁴¹、現在のソロモン諸島政府の主要な歳入源の一つとなっている。2016-2018年において、林業セクターからの収入 (主に丸太輸出) はソロモン諸島の外貨収入の約65%を占め、国家歳入の

³⁵ Hameiri, S. (2012). Mitigating the Risk to Primitive Accumulation: State-building and the Logging Boom in Solomon Islands. *Journal of Contemporary Asia*, 42, 405-426.、Ministry of Forestry & Research (2019) 前掲

³⁶ NEPCon. (2018). Timber Legality Risk Assessment Solomon Islands. <[https://www.nepcon.org/sites/default/files/2019-02/NEPCon-TIMBER-Solomon Islands-Risk-Assessment-EN-V1.0.pdf](https://www.nepcon.org/sites/default/files/2019-02/NEPCon-TIMBER-Solomon%20Islands-Risk-Assessment-EN-V1.0.pdf)>

³⁷ NEPCon (2018) 前掲

³⁸ Pauku (2009) 前掲

³⁹ Kabutaulaka (2006) 前掲

⁴⁰ 田中求. (2004). ソロモン諸島における森林政策の展開と課題. *林業経済*, 57, 1-16.

⁴¹ Allen, M. (2011). The Political Economy of Logging in Solomon Islands, Chapter 12 in Duncan, Ron (ed.), *The political economy of economic reform in the Pacific*. Mandaluyong City, Philippines: Asian Development Bank.

約 20%を占めた⁴²。地方自治体レベルでも、例えば商業伐採が盛んなウエスタン州では、州政府の収入の 80%が伐採業からによるものであった⁴³。

ソロモン諸島では 1998-2003 年に首都が所在するガダルカナル島の元からの住民と、政治経済的な力が強いマライタ島からの移住者の間で「エスニック・テンション」と呼ばれる民族紛争が生じ、経済も混乱した。オーストラリア政府主導の「ソロモン諸島地域支援ミッション: RAMSI (2003-2017 年派遣)」によって、治安や経済が回復したが、それに伴う貨幣経済の拡大が近年の伐採増加の原因の一つとなったと分析されている⁴⁴。

現在原生林の伐採はほぼ終わっており、2 回目の伐採が行われている (JICA2019 年ヒアリング)。3 回目の伐採が行われている地域も存在する (NRDF 2019 年ヒアリング)。2 回目以降の伐採が盛んなウエスタン州、イサベル州では胸高直径 15 cm 近くの小径木まで伐採されている⁴⁵。

現在のソロモン諸島における木材生産の主な担い手はマレーシアを主とする外資企業である。しかしウエスタン州など地域住民が慣習地にチークを植林し、販売できる段階まで成長したケースも存在し、2020 年代前半には重要な木材供給源になるであろうという予測もある⁴⁶。

商用樹種は、天然林種は 25 種、植栽種は 5 種程度知られている (林業研究省 2019 年ヒアリング)。Midgley & Laity (2009)は以下の樹種を主な商業樹種として挙げている⁴⁷。

⁴² SIG (2018) 前掲、Vigulu (2019) 前掲

⁴³ Bennett et al. (2014) 前掲

⁴⁴ Hameiri (2012) 前掲

⁴⁵ Katovai, E., Edwards, W., & Laurance, W. F. (2015). Dynamics of logging in Solomon Islands: The need for restoration and conservation alternatives. *Tropical Conservation Science*, 8(3), 718–731. <https://doi.org/10.1177/194008291500800309>

⁴⁶ NEPCon (2018) 前掲

⁴⁷ Midgley, S., & Laity, R. (2009). Development of a Market Information System for Solomon Islands Timbers. Salwood Asia Pacific Pty Ltd. <<https://doi.org/10.1017/CBO9781107415324.004>>

表 3.2.2 主要伐採樹種⁴⁸

原木輸出樹種

| 学名 | 通称(trade name) |
|---|------------------------------------|
| <i>Palaquium</i> | pencil cedar, red silkwood, nyatoh |
| <i>Pometia pinnata</i> | akwa, taun |
| <i>Calophyllum</i> spp | kalofilum |
| <i>Pouteria</i> spp (syn. <i>Planchonella</i>) | red/white pouteria |
| <i>Gonystylus macrophyllus</i> | ramin |
| <i>Schizomeria serrata</i> | beabea, pink birch |
| <i>Dillenia</i> spp | simpoh |
| <i>Terminalia brassii</i> | brown terminalia |
| <i>Canarium indicum</i> | gnali |
| <i>Burkella</i> spp | red silkwood, nyatoh |
| <i>Celtis</i> spp | hard/light celtis |
| <i>Alstonia scholaris</i> | milky pine |
| <i>Dysoxylum</i> spp | red dysoxylon |
| <i>Endospermum medullosum</i> | basswood |
| <i>Amoora cucullata</i> | amoora/ pacific maple |
| <i>Parinari papuana</i> | busu plum |
| <i>Maranthes corymbosa</i> | busu plum |
| <i>Camptosperma brevipetiolatum</i> | camptosperma |
| <i>Agathis macrophylla</i> * | agathis, vanikolo kauri |
| <i>Syzygium</i> spp | water gum |
| <i>Vitex cofassus</i> * | vasa, Vitex |

製材樹種

| | |
|---|-------------------------|
| <i>Pterocarpus indicus</i> | rosewood |
| <i>Intsia bijuga</i> ** | Kwila, merbau |
| <i>Agathis macrophylla</i> | kauri |
| <i>Dracontomelon dao</i> | walnut |
| <i>Gmelina moluccana</i> | canoe tree, white beech |
| <i>Canarium</i> spp, <i>Calamus</i> spp | rattan |

植林樹種

| | |
|------------------------------|--------------------------------|
| <i>Tectona grandis</i> | teak、 |
| <i>Swietenia macrophylla</i> | mahogany、 |
| <i>Gmelina arborea</i> | white teak |
| <i>Eucalyptus deglupta</i> | kamarere, bagras, leda |
| <i>Acacia mangium</i> | mangium, salwood, black wattle |
| <i>Ochroma lagopus</i> | balsa |

また、以下のように地域ごとに多い樹種が知られているが、量的なデータはない（林業研究省 2019 年ヒアリング）。

- ベララベラ島レオナ（ウエスタン州）：Palaquim
- サンタクルーズ諸島（テモツ州）：Agathis
- 他の島：Pometia、Calophylla

⁴⁸ Midgley & Laity (2009) Development of a Market Information System for Solomon Islands Timbers

① 伐採ライセンス (Felling Licence) による伐採

2019年現在、伐採ライセンスは325ライセンス発行されているが、そのうち操業中のものは154ライセンスである(林業研究省2019年ヒアリング)。操業していないライセンスは、土地紛争中や、伐採機械の故障などの理由による。

多くのライセンスホルダーは地域の土地所有者で、伐採はライセンスホルダーと契約を結んだ伐採企業によって行われていることが多いが、伐採企業自身がライセンスホルダーであることもある(林業研究省、ソロモン森林事業者協会 Solomon Forest Association : SFA 2019年ヒアリング)。

ほとんどの伐採会社はソロモン森林事業者協会(SFA)のメンバーである(林業研究省2019年ヒアリング)。SFAのメンバー企業は現在74社で、2社を除いてすべて外資であり、そのほとんどはマレーシア・サラワク州の企業で、その他は中国2-3社、オーストラリア1社、フィリピン2社である。大規模な伐採企業は下請け会社による操業も行っている(SFA2019年ヒアリング)。SFAはメンバーシップ合意書をもとにメンバーを監督しており、2007年に施行された森林資源・木材利用(木材ライセンスと木材伐採)規則によれば、SFAメンバー以外の企業が伐採すること、また外国企業が新規にSFAのメンバーになることは認められていない⁴⁹。しかし実際にはそれ以降も、SFA会員以外の新規参入業者に対しても伐採ライセンスが発行され続けている⁵⁰。

② 木材加工ライセンス (Milling Licence) による伐採

2019年時点で木材加工ライセンスは90ライセンス発行されている(林業研究省2019年ヒアリング)。約半分のライセンスホルダーは自前の製材機械を持っておらず、ローカルないし外資の請負業者に依頼して操業を行っている。

製材品は、地域住民が伐採地で薄板に加工して搬出するか、伐採会社が伐採コンセッションで製材ないし丸太のまま製材工場へ輸送して、加工することによって製造される。正確な量は不明だが、大半は前者由来と言われている⁵¹。製材品の輸出事業者は国内に10-15存在し、そのほとんどは首都のホニアラ、数社はウエスタン州のノロに所在する⁵²。そのうち6社は主に海外市場に、3社は主に国内市場に、2社は両方に販売しているといわれている⁵³。

また伐採事業者の中には、自社で単板製造装置(ロータリーレース)を持ち、単板を製造・輸出している事業者もいる。

⁴⁹ Vigulu (2019) 前掲、Solomon Today Post (2016)

<<https://solomontodaypost.wordpress.com/2016/10/17/govt-tightens-control-on-logging-Licences/>>

⁵⁰ <https://www.solomonstarnews.com/index.php/viewpoint/private-view/item/10855-is-the-forestry-sector-the-next-battleground>

⁵¹ URS Australia (2014) 前掲

⁵² URS Australia (2014) 前掲

⁵³ URS Australia (2014) 前掲

(3) 木材貿易の状況

ソロモン諸島で伐採された木材の大部分（2018年では国内丸太生産量98%）は、丸太のまま輸出されている。ITTOのデータ⁵⁴によれば、2018年のソロモンからの丸太輸出量は318万m³、輸出額は6.5億USD（≒695億円）であった。一方、製材品輸出量は1.5万m³（1,226万USD≒13億円）、単板輸出量も1.5万m³（613万USD≒6億円）であった。ソロモン諸島政府は1980年代から国内の木材産業育成策を取ってきた⁵⁵が、その成功は限定的なものに留まっている。

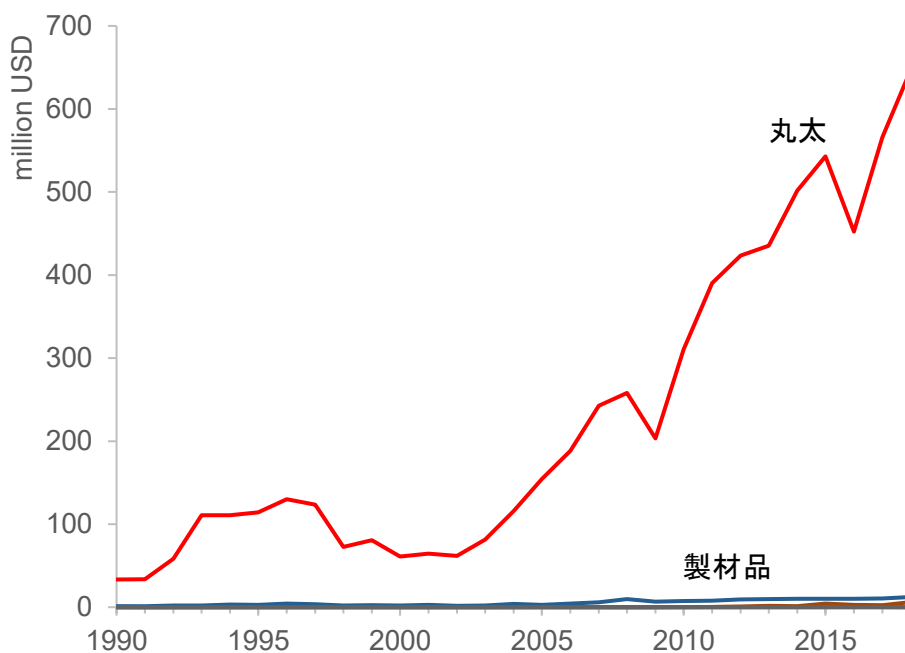


図 3.2.3 木材・木材製品輸出額(USD)⁵⁶

① 丸太輸出

丸太の輸出量、輸出額ともに、2000年前後にやや減少したものの、一貫して増加傾向にある。ソロモン諸島からの丸太輸出のためにはソロモン諸島中央銀行（Central Bank of Solomon Islands: CBSI）から特別輸出許可（Specific Authority to Export）を取得する必要があるが、2018年には合計282万m³の丸太の輸出のために924許可が発行された⁵⁷。

丸太の輸出先は、90年代は日本および韓国向けが多かったが、2000年代以降は中国向けが増加し続け、現在は8割近くが中国向けである。中国にとっては、ソロモン諸島はパプアニューギニアに次ぐ熱帯材丸太の輸入先となっている⁵⁸。また近年はインド向

⁵⁴ https://www.itto.int/biennial_review/?mode=searchdata

⁵⁵ Frazer, I. (1997) 前掲。

⁵⁶ ITTO データベースから作成

⁵⁷ CBSI (2018) Annual Report 2018 <http://www.cbsi.com.sb/wp-content/uploads/2019/05/CBSI-Annual-Report-2018_-2MB.pdf>

⁵⁸ Global Witness (2018) Paradise Lost -How China can help Solomon Islands protect its forests. <<https://www.globalwitness.org/en/campaigns/forests/paradise-lost/>>、
<<https://www.nationalgeographic.com/science/2020/01/deforestation-in-the-solomon-islands/>>

けの輸出量も増加した。日本へは、90年代には年間40万m³程度輸出されていたが、2000年代以降は少なく、2017年の輸出量は4,505m³であった。ただし中国で製造されて日本に輸入されている合板などの原料としてソロモン諸島産の木材が使われている可能性が存在する。

丸太として輸出されている樹種は、Pencil cedar、*Calophyllum*、*Pometia*、*Planchonella*、*Schizomeria*、*Dillenia*、*Gonostylus*、*Terminalia brassii*、*Canarium burkella*、*Celtis*、*alstonia*、*Dysoxillum*、*Eugenia*、*Endorsepermum*、*Amoora*、*Camptosperma*、*Maranthes*、*Parini*及びその他である。また植林地からの木材は全体の約1割を占める（林業研究省2019年ヒアリング）。

州別の輸出量をみると、90年代半ばから2000年代半ばまではウエスタン州からの輸出量が国全体の5割近くを占めていたが、その後イザベラ州、チョイソル州、ガダルカナル州など他の地域からの輸出量も多くなっている。

なおソロモン諸島からの丸太輸出量および輸出額のデータは、ソロモン諸島中央銀行（CBSI）年次報告⁵⁹、ITTO データベース⁶⁰、FAO⁶¹、UN Comtrade⁶²から得た。特にUN Comtrade からはソロモン諸島からの輸出額と、世界各国のソロモン諸島からの輸入額合計を得た。輸出量（m³）データは、CBSI、ITTO、FAO でほぼ同じ値を示したが、輸出額（USD）については、CBSI および UN Comtrade のソロモン諸島からの輸出額が、ITTO、FAO、UN Comtrade のソロモン諸島からの輸入額合計より低く、かつその差は年を追うごと拡大しており、2018年には2.7億USD（≒280億円、ITTO データの輸出額の42%）近い差となっている。

森林局は現在の木材生産・輸出量は非持続的であり、2023年までには年間輸出量を70～80万m³程度（うち天然木40万m³、植林木30万m³）まで減らしたいと考えている（林業研究省2019年ヒアリング）。またソロモン諸島政府の政治家や林業研究所高官は家具、彫刻など木材の付加価値化を進めたいと考えており、2023年までに丸太の輸出を禁止し、加工品のみ輸出を許可したいと発言している⁶³。このため、丸太として輸出できるうちにできるだけ伐採・輸出しようとする事業者によって、近年伐採のスピードが速まってきている（NRDF2019年ヒアリング）。

一方で、伐採現場から製材工場まで丸太を輸送するインフラが存在する地域はソロモン諸島内で限られているため、丸太輸出禁止が実際に実現するかについては懐疑的な意見も存在する（JICA2019年ヒアリング）。

⁵⁹ <http://www.cbsi.com.sb/publications/annual-report/>

⁶⁰ https://www.itto.int/biennial_review/

⁶¹ <http://www.fao.org/faostat/en/#data/FO>

⁶² <https://comtrade.un.org/>

⁶³ <https://www.sibconline.com.sb/si-may-ban-round-log-exports-by-2023/>

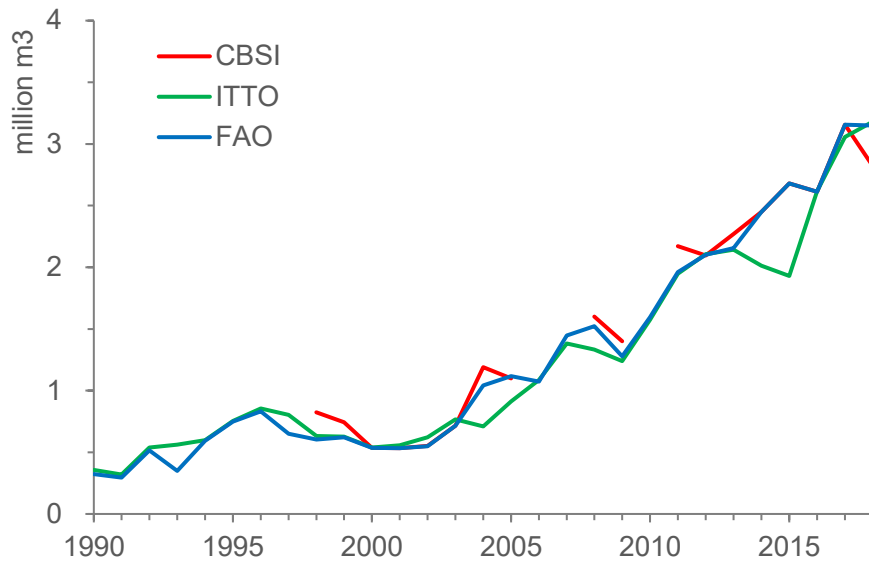


図 3.2.4 ソロモン諸島の丸太輸出量(1990～2018年)⁶⁴

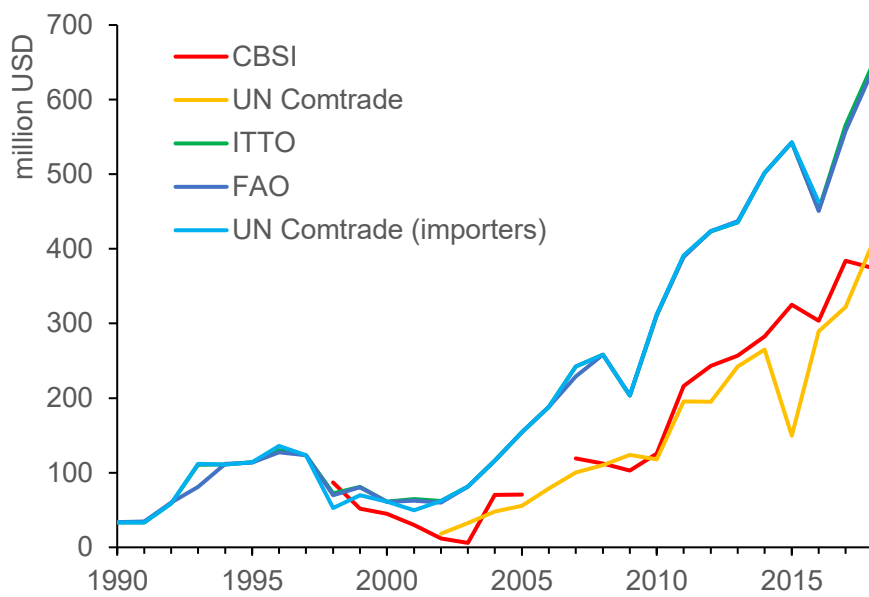


図 3.2.5 ソロモン諸島の丸太輸出額(1990～2018年)⁶⁵

⁶⁴ CBSI 年次報告、ITTO データベース、FAOSTAT のデータから作成

⁶⁵ CBSI 年次報告、ITTO データベース、FAOSTAT、UN Comtrade (ソロモン諸島からの輸出額、ソロモン諸島からの輸入額合計) のデータから作成

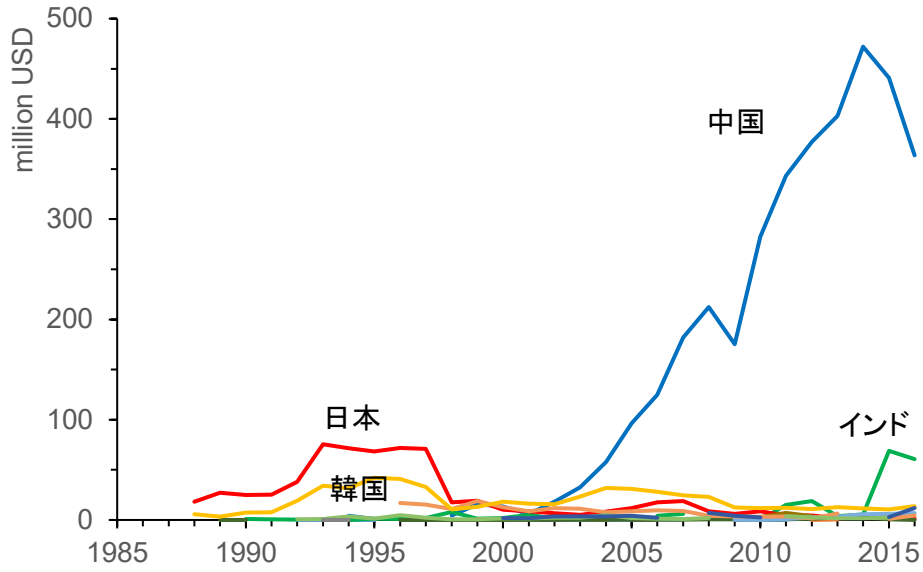


図 3.2.6 各国のソロモン諸島からの丸太輸入額(1988-2016)⁶⁶

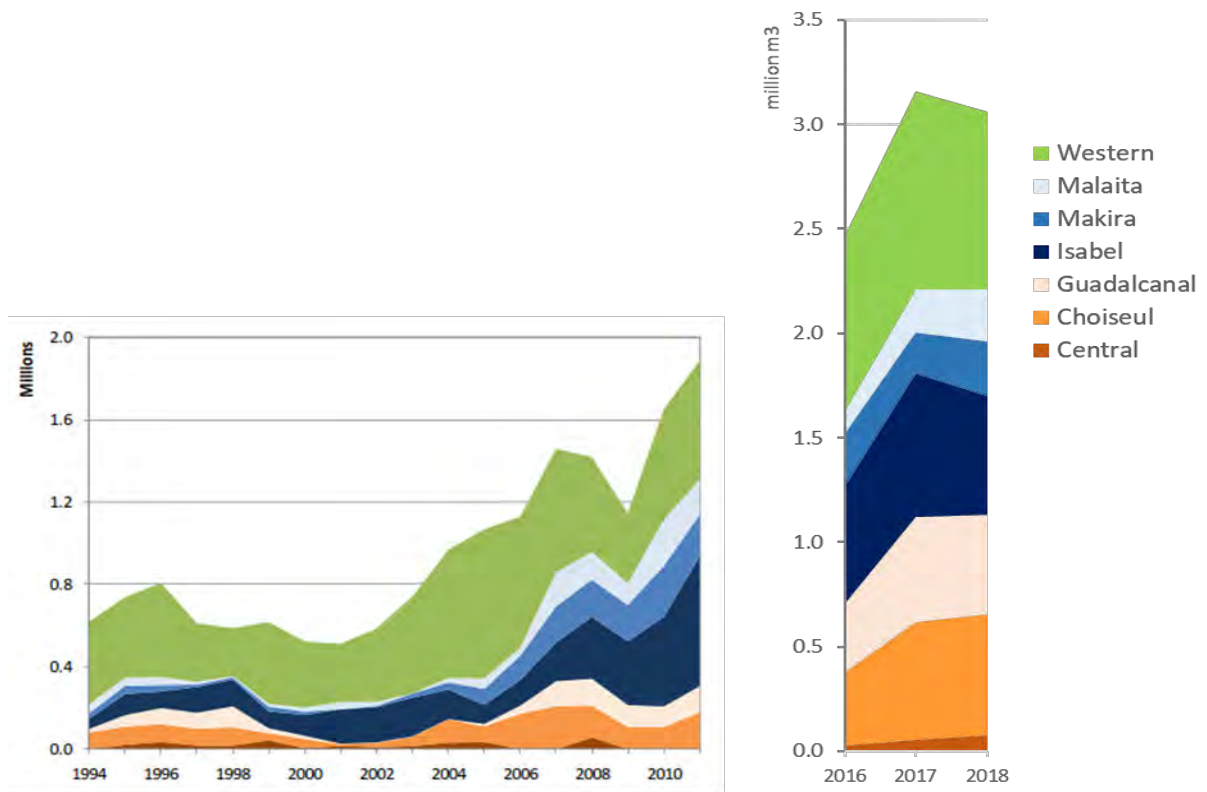


図 3.2.7 ソロモン諸島の州別の丸太輸出量(1994~2018年)^{67・68}

⁶⁶ UN Comtrade のデータから作成

⁶⁷ Sinclair Knight Merz. (2012). Solomon Islands National Forest Resources Assessment: 2011 Update
Solomon Islands National Forest Resources Assessment: 2011 Update.

⁶⁸ 林業研究省ホームページ統計データから作成<<http://www.mofr.gov.sb/foris/forestArea.do#marker>>

② 木材製品輸出

ソロモン諸島からの製材品の主な輸出先はオーストラリア、ニュージーランド、中国、フィリピンである。主な輸出樹種は Vasa (*Vitex cofassus*) と Rosewood (*Pterocarpus indicus*) だが、Kwila (*Instia bijuga*)、Akwa (*Pometia pinnata*) も輸出されている⁶⁹。2013 年にはニュージーランド向けの 92%、オーストラリア向けの 22%は Vasa で、オーストラリア向けの 63%が Rosewood の製材品であった。

ソロモン諸島の木材加工事業者はフローリングやモールディングも製造しているが、現在、それらは国内市場にのみ販売されており、輸出されているのは粗挽き製材品のみである⁷⁰。輸出された製材品は輸出先で最終製品に加工される。製材品は製材工場や木材集積所でコンテナに詰められて船積み・輸出される。コンテナはノロとホニアラの港から輸出可能だが、現在ほとんどの輸出はホニアラからとなっている⁷¹。

製材輸出企業の団体として、ソロモン諸島木材加工輸出協会 (Solomon Island Timber Processing and Export Association : SITPEA) が存在する。メンバーは 13 社で、ほとんどはローカルの企業であり、これらの企業で年間合計 1.4 万 m³ の輸出を行っている。現在の主なマーケットはオーストラリア、ニュージーランドだが、将来的には EU や日本にも輸出したいとのことであった (林業研究省 2019 年ヒアリング)。

ソロモン諸島木材加工輸出協会 (SITPEA) のメンバーのうち、輸出量第一位の民間企業がその全輸出量の半分近くを占めるが、第二位 (年間輸出量 1,200m³) は付加価値木材協会 (Value Added Timber Association : VATA) という半官半民の非営利団体で、木材加工ライセンスホルダーの地域住民の天然木製材の直接輸出を支援している。ウエスタン州など約 100 メンバー (個人や団体) で構成され、VATA は注文が入ると、メンバーに対して発注し、メンバーは製材して、ホニアラの VATA 事務所へ荷船で送り、一部は再加工して輸出をしてもらう。地域住民が一般の企業に製材を販売した場合、2,700 ソロモンドル (=約 3.3 万円) /m³ の価格となるが、VATA を通じて直接海外へ販売すれば、5,000 ソロモンドル (=6.2 万円) /m³ で販売できる。多くのコミュニティは木材を販売してすぐにその代金を得たいが、VATA は輸出前の立替払いも行っている。

VATA 設立の目的は地域住民の支援であったが、現在はメンバーの地域住民は、自ら管理している森林からではなく、伐採会社から原木を調達し、移動式製材機 (Lucus Mill) で製材していることが多い。このため、地域住民によって生産されているからと言って、持続的に管理された木材由来の木材であるとは限らないと言われる (NRDF2019 年ヒアリング)。

また単板の輸出は 2 事業者が行っている。2018 年には、台湾 (1.4 万)、フィリピン (0.9 万)、韓国 (0.8 万) などへ輸出された⁷²。

⁶⁹ URS Australia (2014) 前掲、PHAMA (2013) 前掲

⁷⁰ URS Australia (2014) 前掲、PHAMA (2013) 前掲

⁷¹ URS Australia (2014) 前掲

⁷² Vigulu (2019) 前掲



図 3.2.8 Value Added Timber Association (VATA)の集材所



図 3.2.9 VATAで輸出用コンテナに詰められる製材品

③ 木材・木材製品の輸入

ソロモン諸島の木材・木材製品の輸入はわずかで、2017年の木材・木材製品（HSコード第44類）の輸入額合計は366万USD（=3.8億円）であった。主に中国から合板を輸入している。

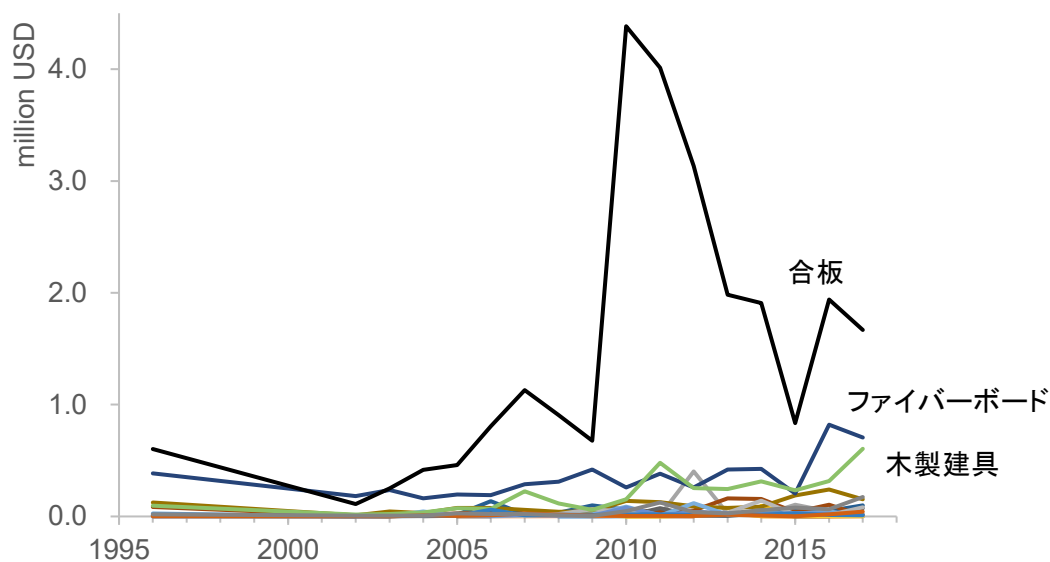


図 3.2.10 木材・木材製品輸入額(USD)⁷³

⁷³ UN Comtrade から作成

3) 森林認証システムの導入状況

(1) 森林管理 (FM) 認証の普及概況

現在ソロモン諸島で森林管理認証を取得しているのはウエスタン州コロバンガラ島の登録地に存在する人工林プランテーションの一家のみである。1997年にFSC森林管理認証を取得し、現在まで維持している⁷⁴。ウエスタン州の別の人工林プランテーションの企業も2010年にFSC森林管理認証を取得していたが、2015年からは継続しなかった。コンセッション内の湿地の二次林を排水・皆伐して植林地にしたかったためと言われている(林業研究省2019年ヒアリング)。

ソロモン諸島では森林認証制度はコストが高いが利益を生まないと認識され、普及は進んでいない(JICA2019年ヒアリング)。国内に監査会社などが存在しないため、監査費用が高額となっており、毎年の監査で事業者の側に10万ソロモンドル(=約120万円)の負担になると言われている(林業研究省2019年ヒアリング)。

またかつてはNGOの支援によって、チョイスル州、ウエスタン州(ベララベラ島とマロボ島)で地域住民コミュニティがFSC森林管理認証を取得できるように努力していた。チョイスル州チョイスル島の3コミュニティ、ウエスタン州ベローナ島の1コミュニティが認証を取得していたが、現在は失効している。

(2) CoC 認証の普及概況

ソロモン諸島木材加工輸出協会(SITPEA)はNEPconと協力関係にあり、メンバーの製材輸出企業に対し、FSC認証を取得させようとしている。ホニアラのいくつかの製材事業者はFSCのCoC認証を取得している⁷⁵。ソロモン諸島木材加工輸出協会のメンバーで製材輸出量第一位の民間企業はVitexおよびローズウッドの取引・加工についてCoC認証を受けており、非認証材との分別管理を行っている。サプライヤーの木材加工ライセンスが切れている場合でも、その企業が更新を支援している。

⁷⁴ Pauku (2009) 前掲

⁷⁵ PHAMA (2013) 前掲

4) 違法伐採の関連情報

ソロモン諸島における違法伐採については多くの報告がある⁷⁶。ソロモン諸島の多くを占める慣習地における伐採は、土地所有者との合意に基づいて行わなければならないが、コミュニティ間の慣習地の境界が確定されていないケースが多く、また重複することもある。このため事業を始める前に誰が真の土地所有者なのか確定させることが難しく、伐採施業を始めた後に紛争化するケースが少なくない⁷⁷。また土地所有者のうち伐採に賛成した一部のメンバーとの合意に基づいて伐採されるケースも多く⁷⁸、実際に村に住んでいるコミュニティメンバーではなく、村外に住んでいるコミュニティの子孫が無断で伐採会社と契約し、利益を独占するケースも知られている⁷⁹。

ソロモン諸島の多くの地域では、伐採会社からの補償金が地域社会にとって最大かつ唯一の現金収入となっており、補償金やその配分を巡る地域住民間の争いが、薬物の製造、暴力の増加等、社会に大きな影響をもたらしていると報告されている⁸⁰。前述のように、ソロモン諸島では1998-2003年に「エスニック・テンション」と呼ばれる民族紛争が起こったが、伐採会社からの仕事や公共投資などの不公平感もその紛争の主な理由の一つであったとされている。

さらに伐採前に伐採会社が土地所有者に約束し、合意文章に書かれた道路・病院の建設や雇用などが実際には実行されないことが多いと報告されている⁸¹。

伐採においては、伐採会社は伐採施業規範（Code of Logging Practice）に従って施業しなければならないが、違反例が多く知られている⁸²（ESSI⁸³、NRDF、JICA への2019年ヒアリング）。

具体的には以下の事例が知られている。

- ライセンスエリア外の伐採。森林資源・木材利用法で禁止されている標高400m以上の伐採。傾斜30度以上の場所の伐採。川の両岸のバッファゾーンの不設定や破壊。マングローブや住民の耕地、水源林の破壊。
- 廃油の川への投棄。壊れた機械の林内への放置。

適切に管理されていない伐採地では、1ヘクタール当たり30本近い樹木が伐採され、残された樹木も深刻な損傷を受けている⁸⁴。

環境法、環境規則によれば、伐採事業者は伐採の前には環境影響評価（EIA）を行わなければならないが、実際には行わずに操業している伐採コンセッションも多いと報告

⁷⁶ Global Witness (2018) 前掲、<https://theislandsun.com.sb/forest-fraud/>、https://news.mongabay.com/2019/05/a-new-election-brings-little-hope-for-solomon-islands-vanishing-forests/?n3wsletter&utm_source=Mongabay+Newsletter&utm_campaign=49909c8430-newsletter_2019_05_23&utm_medium=email&utm_term=0_940652e1f4-49909c8430-67248055、<https://news.mongabay.com/2019/05/solomon-islanders-tried-to-stop-the-logging-of-their-forest-and-may-pay-the-price/>

⁷⁷ NEPCon (2018) 前掲

⁷⁸ NEPCon (2018) 前掲

⁷⁹ Katovai (2015) 前掲

⁸⁰ Porter & Allen (2015) 前掲

⁸¹ Porter, D., & Allen, M. (2015). The Political Economy of the Transition from Logging to Mining in Solomon Islands (SSGM DISCUSSION PAPER 2015/12).

⁸² 田中(2004)前掲

⁸³ Ecological Solutions Solomon Islands : ソロモン諸島の NGO の一つ

⁸⁴ Kabutaulaka, T. T. (2006). Global Capital and Local Ownership in Solomon Islands' Forestry Industry. In S. Firth (Ed.), Globalisation and Governance in the Pacific Islands (pp. 239-258).

されており⁸⁵、摘発もされている⁸⁶。一方で、伐採によって環境被害を受けた地域住民が伐採会社の重機や事務所を焼いたり、チェーンソーを奪ったりするなどの事例も報告されている⁸⁷。さらに伐採産業における無許可の外国人労働者の雇用、児童労働等も報告されている⁸⁸。

ソロモン諸島は遠く離れた島々で構成されているにも関わらず、林業研究省や環境・気候変動・災害管理・気候省による法執行への資金が十分ではなく、交通費がかさむ遠隔の伐採地への監督は十分には行われていないことが、これらの違反例が多い原因の一つとされている⁸⁹。地域住民による持続的な森林資源管理の自主的な取組や、それをサポートする開発援助が多く行われてきたが、伐採会社が土地所有者と合意を結んだ伐採ライセンスの境界を超え、他のコミュニティの慣習地まで無断に伐採してしまうケースがあまりにも多いため、森林を持続的に管理することに努めてきたコミュニティも、自ら伐採を行うように転じてしまった例がある⁹⁰。

ソロモン諸島においては、伐採以外の主な収入源がないため、伐採会社から資金提供を受けた政治家の力が強くなりやすい⁹¹。輸出税の特別免除、輸出量の過少申告や輸出樹種の虚偽による輸出税の過少支払いなどが90年代から広く行われ⁹²、2015年時点では年間4.45億ソロモンドル（＝約55億円）が脱税されたと推定された⁹³。

またCITES種の輸出については、環境・気候変動・災害管理・気候省から輸出許可証を取得する必要があるが、取得することなしに輸出され、第三者から環境・気候変動・災害管理・気候省に通報がなされるケースもある（環境・気候変動・災害管理・気候省2019年ヒアリング）。

なおオーストラリア政府の報告書では、製材品の輸出は丸太の輸出に比べ、規模が小さく、土地所有者がより直接関わっているため違法性のリスクが小さいと評価されている⁹⁴。またNEPConのリスク評価報告書⁹⁵でも、登録地における人工林プランテーションや慣習地におけるコミュニティの人工林からの木材、また天然林からの木材であっても木材加工ライセンス・タイプB（3.2.2.3）(2)②を参照）に基づいて伐採・加工された製材品は、比較的違法伐採由来のリスクが少ないと評価されている。

⁸⁵ Douglas Hou, Elaine Johnson and Stephanie Price (2013) Defending the forest in the cloud: public interest law in the Solomon Islands, *Asia Pacific Journal of Environmental Law*, volume 15, p. 170: <<http://d3n8a8pro7vvhmx.cloudfront.net/edonsw/pages/620/attachments/original/1381898033/130405DefendingtheForestintheClouds.pdf?1381898033>>

⁸⁶ NEPCon (2018) 前掲

⁸⁷ Hviding E, and Bayliss-smith T. (2000): *Islands of Rainforest: Agroforestry, Logging and Ecotourism in Solomon Islands*. Ashgate Publishing Ltd, Aldershot, 371pp、NEPCon (2018) 前掲、Hou, D., Johnson, E., and Price, S. (2013). *Defending the Forest in the Clouds: Public Interest Law in Solomon Islands: Case Note*, *Asia Pacific Journal of Environmental Law*, Vol.15, pp. 167-175.

<<http://d3n8a8pro7vvhmx.cloudfront.net/edonsw/pages/620/attachments/original/1381898033/130405DefendingtheForestintheClouds.pdf?1381898033>>

⁸⁸ NEPCon (2018) 前掲

⁸⁹ Katovai (2015) 前掲、SIG (2018) 前掲、UN-REDD Programme (2011). *Solomon Islands National Programme Document*, 1 February 2011.

⁹⁰ 田中(2004)前掲

⁹¹ Hameiri (2012) 前掲、Allen, M. (2011) ‘*The Political Economy of Logging in Solomon Islands*’, in Duncan, R. (ed.) *The Political Economy of Economic Reform in the Pacific*. Mandaluyong City, Philippines: Asian Development Bank, 277–301.

⁹² Dauvergne, P. (2000). *Logging in Solomon Islands*. In B. V Lal & K. Fortune (Eds.), *The Pacific Islands: An Encyclopedia*. pp. 373–375. Univ of Hawaii Pr.

⁹³ Hameiri (2012) 前掲、Katovai (2015) 前掲、Global Witness (2018) 前掲、NEPCon (2018) 前掲

⁹⁴ PHAMA (2013) 前掲、Allen (2011) 前掲

⁹⁵ NEPCon (2018) 前掲

3.2.2 森林伐採の関連法令・書類・証明システム等

1) 木材伐採に対する行政の体制

ソロモン諸島における木材伐採に関する政府部局とその役割は以下のとおりである。

表 3.2.3 木材伐採に関する政府部局とその役割

| 組織名 | 役割など |
|---|--|
| 林業研究省 (Ministry of Forestry and Research) | <ul style="list-style-type: none"> ▪ 森林を含む自然資源管理と利用を管轄する省庁 ▪ 以前は林業環境保全省 (Ministry of Forestry、Environment & Conservation) であったが、2008 年に環境部門が分離独立した⁹⁶。 ▪ 組織は上から大臣—事務次官 (Permanent secretary) — 森林コミッショナー (Commissioner of Forests) — 以下の 5 部局 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 森林資源管理・技術サービス局 (The Forest Resource Management and Technical Services Division: FRMTSD) ➢ 森林産業局 (The Forest Industries Division: FID) ➢ 森林開発・再植林局 (The Forest Development and Reforestation Division: FDRD) ➢ 木材利用・加工局 (The Timber Utilization and Processing Division: TUPD) ➢ 国家植物標本子・植物園局 (The National Herbarium and Botanical Garden Division: NHBGD) ▪ 地方事務所を持つが、島によっては通信な困難な事務所もある。またウエスタン州のムンダ事務所はスタッフ数が 6 名と例外的に多いが、多くの地方事務所は 2-3 人である ▪ 伐採業へ興味を持つ投資家が登録されていることを確認 ▪ 土地所有者と伐採企業との木材伐採権 (Timber Right) 取得手続き協議の際に同席 ▪ コミッショナーは伐採ライセンスと木材加工ライセンスを発行し、毎年の伐採計画 (Harvest Plan) を承認 ▪ 各州事務所の首席森林官 (Principal Forester) は林班伐採計画 (Coupe Plan) を承認 ▪ 各州事務所の森林官 (Forestry Officer) が伐採施業規範 (Code of Logging Practice) の順守を監督 ▪ 木材の流通を監督 ▪ コミッショナーは輸出許可を発行 ▪ 5 年間のライセンス期間の操業が終了した伐採企業に対し事業終了証書を発行 |
| 環境・気候変動・災害管理・気象省 (Ministry of Environment、Climate Change、Disaster | <ul style="list-style-type: none"> ▪ 以前は環境、保全、災害管理、気象省 (Ministry of Environment、Conservation、Disaster Management and Meteorology) ▪ 地方事務所を持たない |

⁹⁶ <https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/11955457.pdf>

| 組織名 | 役割など |
|--|---|
| Management and Meteorology) | <ul style="list-style-type: none"> ▪ 保全政策と保護地域の管理に対して責任を持つ ▪ 伐採に際し、保全局長(Director of Conservation)は開発同意書(Development Consent)を発行 |
| 商業、産業、労働、移民省 (Ministry of Commerce、 Industry、 Labour and Immigration) | <ul style="list-style-type: none"> ▪ 伐採企業、投資企業の登録 ▪ 企業に対してビジネス活動の財務報告を請求 ▪ 労働局長(Commissioner of Labour)は労働災害の防止、労働者の安全を監督 |
| 財務国庫省 (Ministry of Finance and Treasury) 国内歳入部 (Inland Revenue Division / IRD) | <ul style="list-style-type: none"> ▪ 企業を登録し納税者番号(TIN)を発行する責任を持つ ▪ 国内歳入部は企業の州税、所得税、源泉税(PAYE)、その他税金の支払いを監督 |
| 財務国庫省税関局 (Customs Office) | <ul style="list-style-type: none"> ▪ 税申告のための自動税関入力プロセスシステム(Customs Computerised Entry Processing System)にアクセスするためのユーザーIDを発行 ▪ 輸出・輸入関税を徴収 ▪ 電子通関システム(Automated System for Customs Data: ASYCUDA)、電子自己申告システム(eSAD)の監督 ▪ 木材輸出を監督 |
| 州政府 (Provincial Government) | <ul style="list-style-type: none"> ▪ 9つの州が存在 ▪ 伐採・製材企業の操業に対し、事業ライセンス(business Licence)を発行 |
| 地方法廷(Local Court) | <ul style="list-style-type: none"> ▪ 慣習地で係争があった場合、上訴がない証明(Certificate of no appeal)を出す権限を持つ ※慣習地をめぐる係争は解決までに長期間を要することが多いため重要である |
| 慣習地上訴法廷 (Customary Land Appeal Court) | <ul style="list-style-type: none"> ▪ 慣習地をめぐる紛争に最終決定を与える |

2) 法令の概要

ソロモン諸島における木材伐採に関する法令は以下のとおりである。主に森林資源・木材利用法 (Forest Resource and Timber Utilization Act) とその規則に従って木材生産が行われている。なお、1999年に森林資源・木材利用法を置き換える森林法 (Forests Act) が国会で承認されたが、現在まで施行に至っておらず、その実施に関わる規則なども制定されていない。さらに2004年に森林資源・木材利用法、森林法の両者を置き換える森林法 (Forest Bill) 案が作成されているが、2019年現在まで国会に提出されていない。

また長期的な計画を含む国家森林政策 (National Forest Policy) が作成されており、内閣の承認待ちとなっている⁹⁷。伐採持続可能性方針 (Logging Sustainability Policy) も作成され、内閣の承認を受けている⁹⁸。

表 3.2.4 法令とその詳細

| 法律および規則 | 制定、改正年 | 具体的な内容 |
|---|--|---|
| 森林資源・木材利用法 (Forest Resource and Timber Utilization Act) ※1984年の改正までは森林木材法 (Forest and Timber Act) | 1969年制定、1984、1989、1996、2000年など9回改正 ⁹⁹ | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 販売目的の伐採 ➤ 慣習地における木材合意 ➤ 木材加工ライセンス ➤ 徴税 ➤ 国有林 ➤ 保護林 ➤ 罰則 • 現在見直しが行われており、内閣から国会に改正案が送られる予定 (林業研究省 2019年ヒアリング)。改正案では、企業はライセンスエリアの1/3を再植林しなければならないという規定を持つ予定 |
| 森林・木材利用 (伐採ライセンス) 規則 (Forest and Timber Utilisation (Felling Licences) Regulations) | 2005年制定、2012、2014年改正 | <ul style="list-style-type: none"> • 森林資源・木材利用法の実施規則の一つ • 伐採ライセンス (Felling Licence) の詳細を規定 |
| 森林資源・木材利用 (木材ライセンスと木材伐採) 規則 (Forest Resources and Timber Utilisation (Timber Licensing and Tree Felling) Regulations) | 2007年制定、2012、2014年改正 | <ul style="list-style-type: none"> • 伐採ライセンス (Felling Licence) 保持事業者をメンバーとするソロモン森林事業者協会 (Solomon Forest Association) の役割を規定 |
| 木材 (課税・加工ライセンス) 規則 (Timber (Levy and Mill Licensing)) | 1970年制定、2005年改正 | <ul style="list-style-type: none"> • 木材加工ライセンスの詳細を規定 |

⁹⁷ SIG (2018) 前掲。2018年には内閣に提出されていたようであるが、2019年9月のヒアリング時点でもまだ承認されていないかった。

⁹⁸ SIG (2018) 前掲

⁹⁹ Pauku (2009) 前掲

| 法律および規則 | 制定、改正年 | 具体的な内容 |
|---|-----------------|---|
| Regulations) | | |
| 森林資源・木材利用(保護種)規則(Forest Resources and Timber Utilization (Protected Species) Regulation) | 2012年 | <ul style="list-style-type: none"> ▪ 伐採禁止種、丸太のままの輸出禁止種を規定 |
| 森林資源・木材利用(手数料)規則(Forest Resources and Timber Utilisation (Fee) Regulations) | 2005年制定 | <ul style="list-style-type: none"> ▪ 各種申請書の手数料を規定 |
| 森林資源・木材利用(規定様式)規則(Forest Resources and Timber Utilisation (Prescribed Forms) Regulations) | 1978年制定、2005年改正 | <ul style="list-style-type: none"> ▪ 各種申請書の規定様式を提供 |
| 伐採施業規範(Code of Logging Practice) | 1996年導入、2002年改正 | <ul style="list-style-type: none"> ▪ 年間伐採計画(Annual plan)、林班伐採計画(Coupe or setup plan)とその承認プロセス ▪ 伐採を行ってはならない場所を規定 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 文化的な場所(Tambu area) ➢ 海岸 ➢ 河川沿い(本流沿い 50 m 以内、支流沿い 25m 以内) ➢ 30 度以上の傾斜地 ➢ 湿地 ▪ 伐採道路の規定 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 調査ラインに基づいて設定されなければならない ➢ 道路建設のための皆伐幅は 40m 以内 ➢ 排水溝の設置 ▪ 作業道設定の規定 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 作業道(ブルドーザー道)の幅は 5.5m 以内 ▪ 土場の面積や数 ▪ 一時的な橋の建設と、撤去 ▪ 伐採会社による伐採後のモニタリング |
| 環境法(Environment Act) | 1998年制定、2003年施行 | <ul style="list-style-type: none"> • 環境省とその各部局の役割を規定 • 開発事業者に対し、環境影響評価(Environmental Impact Assessment)の実施、公表環境報告(Public Environmental Report)または環境影響報告書(Environmental Impact Statement)の作成を義務付ける。 • 開発同意書(Development Consent)について規定 |
| 環境規則(Environment Regulation) | 2008年制定、2014年改正 | <ul style="list-style-type: none"> • 環境法の実施のための詳細を規定 |

| 法律および規則 | 制定、改正年 | 具体的な内容 |
|---|----------------------------|-------------------------------------|
| 保護地域法 (Protected Area Act) | 2010 年 | • 保護地域の設定と生物多様性の保護を規定 |
| 野生動物保護・管理法 (Wildlife Protection and Management Act) | 1998 年制定、2003 年施行、2017 年改正 | • CITES に対応する法規 |
| 河川水法 (River Water Act) | 1996 年 | • 河川の保護。伐採時に順守されなくてはならない。 |
| 土地と所有権法 (Land and Titles Act) | 1969 年制定、2014、2016 年改正 | • 土地の所有権、利用権について規定 |
| 慣習地記録法 (Customary Land Recording Act) | 1994 年制定 まだ施行されていない | • 土地紛争の抑制のため、慣習地の所有者の登記を推進。実施は遅れている |
| 地方法廷法 (Local Courts Act) | 1942 年制定、最新は 1996 年改正 | • 地方法廷について規定 |
| 労働法 (Labour Act) | 1981 年制定、1996 年改正 | • 雇用者の義務について規定 |
| 労働安全法 (Safety at Work Act) | 1982 年制定、1996 年改正 | • 労働者の健康と安全に関する雇用者の義務について規定 |
| 雇用法 (Employment Act) | 1996 年制定 | • 雇用契約、賠償責任保険、解雇手当などについて規定 |
| 事業者名登録法 (Business Name Registration Act) | 2014 年制定 | • ソロモン諸島で事業を行う事業者は事業者名を登記しなければならない |

州独自の規則 (Ordinance)

| | | |
|--|----------|---|
| ウエスタン州事業ライセンス改正法 (Western Province Business Licence Amendment Ordinance) | 2015 年制定 | <ul style="list-style-type: none"> ▪ 違法伐採を根絶し、そこからの流通を停止させることに州政府を関与させ、責任を負わせる ▪ ウエスタン州内で操業を行う企業に対して事業ライセンス (Business Licence) を与える |
|--|----------|---|

| | | |
|---|-------------------------------|--|
| 先住民・部族民保護法 (Law for protection of Indigenous or Tribal Peoples) ガダルカナル州事業・ Hawker ライセンス法 (Guadalcanal Business and Hawkers Licence Ordinance) | 2017 年 制定 | <ul style="list-style-type: none"> ▪ ガダルカナル州内での事業ライセンスの付与と、ライセンス料の徴収 |
| 労働生産性と競争力法 (Law on Labour Productivity and Competiveness) テモツ州事業ライセンス 法 (Temotu Province Business Licence Amendments) | 1992 年 制定、 2003 年 改正 | <ul style="list-style-type: none"> ▪ 州内での操業を管理し、事業ライセンスを発行 |
| レンネル・ベローナ州事 業ライセンス法 (Rennel and Bellona Province Business Licence) | 2014 年 制定 | <ul style="list-style-type: none"> ▪ 州内の伐採開発に対する事業ライセンスを発行 ▪ 事業ライセンスの申請のためには以下の書類を必要とする <ul style="list-style-type: none"> (i) 申請者の名前 (ii) 事業予定地、Name of vessel from which business shall be conducted. (iii) 事業の種類 (iv) 財務担当者が要求する他の情報 |
| マキラ・ウラワ州事業ラ イセンス法 (Makira Ulawa Province Business Licence Ordinance) | 2006 年 制定 | <ul style="list-style-type: none"> ▪ 州内における開発のための事業ライセンスの申請を監督 ▪ 申請は州投資委員会へなされる |
| イザベル州事業ライセン ス法 (Isabel Province Business Licence Ordinance) | 2013 年 制定 | <ul style="list-style-type: none"> ▪ 州内で事業を行いたい企業に対して事業ライセンスを与える |
| チョイソル州事業ライセ ンス・規制法 (Choisuel Province Business Ordinance And Regulations) | 2011 年 制定、 2016 年 改正 | <ul style="list-style-type: none"> ▪ 州内における事業ライセンス発行、ライセンス料徴収を規定 |
| セントラル州事業ライセ ンス改正法 (Central Province Business Licence (Amendment) Ordinance) | 2010 年 制定 | <ul style="list-style-type: none"> ▪ 州内における事業ライセンス発行、ライセンス料徴収を規定 |

3) 許認可制度及び関連書類の概要

ソロモン諸島において、販売目的の伐採が許されるのは伐採ライセンス (Felling Licence) か木材加工ライセンス (Milling Licence) を持った事業者のみである (森林資源・木材利用規則)。

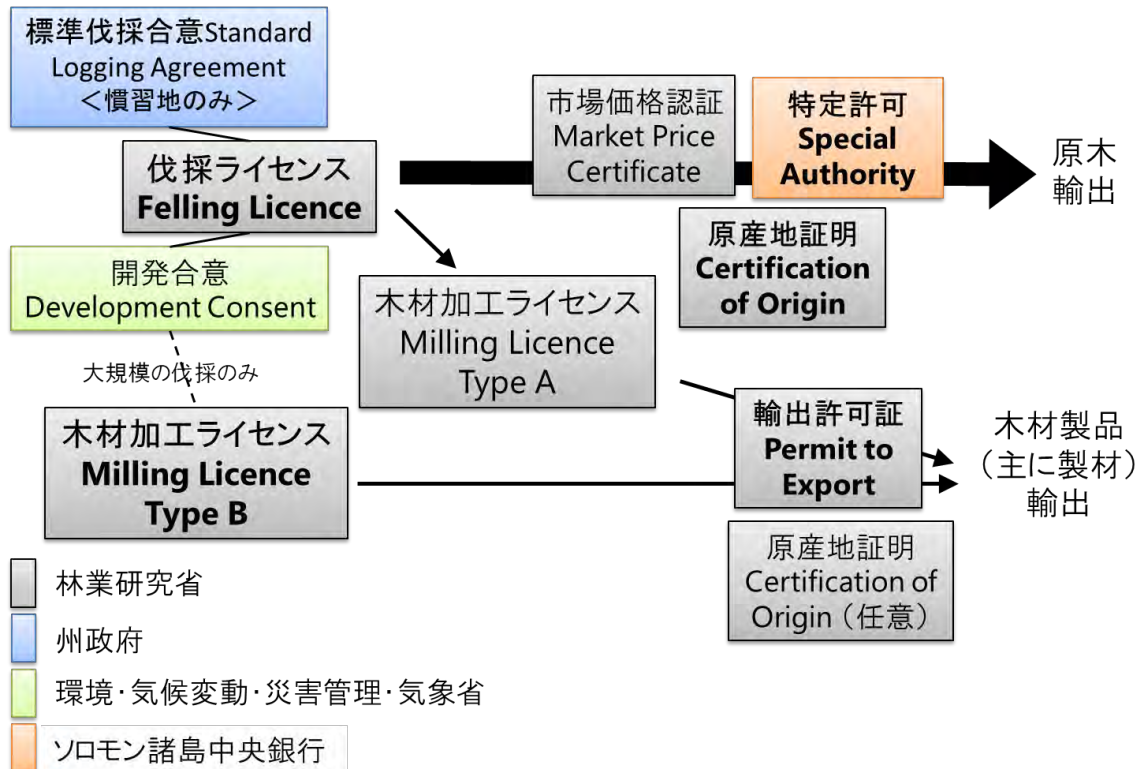


図 3.2.11 ソロモン諸島の木材生産・輸出に関わる許認可とその発行機関

(1) 伐採ライセンス (Felling Licence)

伐採ライセンス (Felling Licence) は、個人や家族、地域部族、地域住民コミュニティ、または民間企業・組織によって所有されている天然林での伐採に対して発行される。2017年以降、ソロモン森林事業者協会 (SFA) の会員企業のみが伐採ライセンスを取得できるようになった。

ライセンス期間は最長5年だが、何回でも更新が可能である。伐採許容量は1ライセンスにつき年間5万m³である。ライセンスエリアの面積は1,000-2,000ha程度と、インドネシアやPNGの択伐コンセッションと比べ小規模なものが多い。ライセンスエリアは林班 (Coupe) に分けられ、1つの林班の大きさは100-150haである。一年間に伐採できる林班の数は最大で3であり、一つのライセンスエリアは最大20-26林班を含み、多い場合は最初から5年以上かけて伐採される計画が立てられる。

一般的に伐採ライセンスを取得するのは時間と費用がかかり、一年以上の時間と、数百万ドルを要する (SFA2019年ヒアリング)。なお2014-2015年には、当時の林業大臣が、伐採ライセンス取得のために必要なプロセスを一部省略する例外伐採許可を10-20

出していたが、2019年現在では例外伐採許可は発行されなくなったということであった（林業研究省 2019年ヒアリング）。

伐採ライセンスの取得は以下のプロセスで行われる。

① 慣習地における木材伐採権（Timber Right）取得プロセス

- 1) 伐採ライセンスを申請する事業者は、各州の事業ライセンス（Business Licence）、事業者名登録証（Certificate of Business Name Registration）、納税者番号（Tax Identification Number）を取得していなければならない。
- 2) 事業者は木材伐採権（Timber Right）を獲得する交渉を始めるための申請書（Form 1）を林業研究省コミッショナーに提出。林業研究省コミッショナーはこれを承認し、ライセンスエリア獲得予定地の州政府に伝達する。
- 3) 州政府は林業研究省コミッショナーからの手紙にサインし、一か月以内に、木材伐採権聴聞会（Timber Right Hearing）をいつどこで行うかを決定し、その公告を少なくとも一か月前から公共の場（州政府公告掲示板、当該地域の教会、商店、学校など）で掲示する。木材伐採権聴聞会の開催日はForm 1を受領した日から2か月以降、3か月以内の間の日に設定されなければならない。
- 4) 州政府主催の木材伐採権聴聞会で、伐採会社と地域住民（場合によっては複数のコミュニティを含む）の代表の話し合いが行われる。林業研究省スタッフはオブザーバーとして参加する。事業者は操業を希望する場所の地図を見せて説明し、議事録は作成されなければならない。話し合いでは、誰が土地所有者であるかを特定し、伐採会社から土地所有者へ支払われる内容の交渉が行われる。一般的には、伐採量1立米あたり5-7 USD程度の支払いと道路などのインフラの整備が約束される¹⁰⁰。話し合いが合意に達したら、州政府は土地所有者の代表とともに話し合いが適切に行われたことを認める通告書類（Form 2）を作成する。合意に達しなかった場合は、州政府はその旨を林業研究省に報告し、伐採事業者からの申請を棄却させる¹⁰¹。
なお、木材伐採権聴聞会は伐採会社の資金によって行われ、州政府スタッフや伐採に同意する住民のみに参加するための交通費等が提供され、伐採に反対する住民に対しては提供されないという報告もある¹⁰²。
- 5) 州政府は、木材伐採権聴聞会における話し合いの結果を公告する。
- 6) 地域住民が木材伐採権聴聞会に基づく州政府の決定に不満がある場合は、5)の公告から一か月以内に慣習地上訴法廷（Customary Land Appeal Court : CLAC）に訴えることができる（詳細は3.2.2.3)(5)を参照）。

¹⁰⁰ https://lrd.spc.int/fact-publications-and-reports/doc_download/50-development-of-market-information-system-for-solomon-island-timbers

¹⁰¹

https://www.sprep.org/attachments/bem/PEBACC/Solomon_Is_environmental_factsheets/The_Timber_Right_s_Acquisition_Process_for_Landowners_-_E-VERSION.pdf

¹⁰² Global Witness (2018) 前掲

ヒアリングを行ったウェスタン州政府によれば、地域住民の州政府の決定に対する信頼度は低く、慣習地上訴法廷の方が慣習法や伝統をよく理解していると認識されており、かなりの割合で慣習地上訴法廷の裁定が請求されているとのことであった。地域住民はどこが神聖な場所であるかといった慣習権の根拠となる情報を木材伐採権聴聞会では秘匿し、慣習地上訴法廷で初めて示すこともしばしばあるとのことであった。実際 2019 年にウェスタン州で新たに申請された 2 つの伐採ライセンスについても、木材伐採権聴聞会後に慣習地上訴法廷に訴えられ、現在裁定待ちとのことであった(ウェスタン州 2019 年ヒアリング)。慣習地上訴法廷で、伐採会社、土地所有者(地域住民)双方の同意が得られない場合はさらに高等裁判所(High Court)に上訴される。木材の輸入事業者は裁判所に問い合わせ、当該のコンセッションで紛争が発生していないか確認することができる¹⁰³。

- 7) 慣習地上訴法廷への控訴がなかった場合、または法廷での裁定がすでになされた場合、事業者と土地所有者の代表は合意の内容を標準伐採合意書(Standard Logging Agreement : Form 4)に記載し、署名する。
- 8) 州政府は署名入りの標準伐採合意書を林業研究省コミッショナーに送り、承認を求める。
- 9) 承認後、州政府事務官は、木材伐採権聴聞会での決定事項を Form 3 に記載し、公告する。

② 登録地における木材伐採権取得プロセス

事業者は土地住宅省からの同意書を取得する。慣習地ではないため、地域住民との合意は必要としない。

以下、①、②共通のプロセス：

- 1) 事業者は伐採ライセンスを取得するための Form A を林業研究省コミッショナーに提出する。以下の書類も同時に提出される。
 - 木材伐採権を示す書類 (Form 1、2、3、4)
 - 財務国庫省事務所に対して支払った手数料の領収書
 - 商業、産業、労働、移民省企業局 (Company Haus) からの法人設立証明
 - 州政府からの事業ライセンス
 - 操業予定地を赤線で示した 5 万図分の 1 地図。土地測量省が作成ないし承認した地図
 - 伐採方法、伐採後の土地利用計画、再植林とその維持計画
 - 土壌流出を抑えるために水源エリアを保全する施業方法や、環境や神聖な場所 (Tambu place) および歴史的に重要な場所を保護する施業方法の規定に従って操業することへの同意書

¹⁰³ NEPCon (2018) 前掲

- 希望する操業開始年を記載した書類
- ライセンスが発行されたら履行保証金 25 万ソロモンドル (=約 300 万円) を支払う用意があるという銀行からのレターか保証書。履行保証金はソロモン諸島の銀行から保証ないし現金の形で取得し、ソロモン諸島中央銀行の森林ライセンス履行保証金特別基金 (Forest Licence Performance Bond Special Fund) に預けなければならない。履行保証金の期間はライセンス期間全体 (5 年間) で、事業者は事業終了後に林業研究省から Form C を取得し、保証金の還付を受ける。

2) 環境・気候変動・災害管理・気象省の保全局長 (Director of Conservation) から開発同意書 (Development Consent) を取得する。

開発同意書の取得も、事業者が伐採を行うための要件となっている。その申請のためには、事業者は環境影響評価 (Environmental Impact Assessment) を実施し、a) 公表環境報告 (Public Environmental Report) または b) 環境影響報告書 (Environmental Impact Statement) を環境・気候変動・災害管理・気象省に提出することが必要である。公表環境報告や環境影響報告書の作成にあたって、事業者はコミュニティの意見を反映しなければならない。これらの書類の作成は 1998 年に制定された環境法で義務付けられているが、実際に伐採企業が提出するようになったのは施行から 10 年ほど経過してからであった (環境・気候変動・災害管理・気象省 2019 年ヒアリング)。

a) 公表環境報告 (Public Environmental Report)

このレポートには環境管理計画 (Environmental Management Plan) を含む。その作成のために環境影響評価ツール (Environmental Impact Assessment Tool) が用意されている。

b) 環境影響報告書 (Environmental Impact Statement)

公表環境報告よりも詳細な報告書である。

開発同意書の審査は、伐採施業規範 (Code of Logging Practice)、標準伐採合意書 (Standard Logging Agreement) をもとに行われる。しかし林業研究省と異なり、環境・気候変動・災害管理・気象省は地方事務所を持たない。このため現地確認などは行わず、書類ベースの審査で開発同意書を出している。

3) 林業研究省のコミッショナーは審査の上、事業者に伐採ライセンスを与える。

4) ライセンスホルダーとなった事業者は年間ライセンス料を支払う。

5) 事業者は伐採施業規範 (Code of Logging Practice) に従って年間伐採計画 (Annual Harvest Plan) を作成し、林業研究省コミッショナーに提出、承認を受ける。

年間伐採計画はライセンスエリア全体の計画である。途中で変更がある可能性があるため、毎年の提出が義務付けられている。林業研究省はチェックリストを使って審査する。年間伐採計画は以下の内容の情報を含む

- ライセンスエリアの境界
- 慣習地の境界
- 林班の境界
- 伐採道路、土場の計画
- これまでの伐採エリア
- 推定木材生産量
- 地域住民の要求に対する対応

6) 事業者は林班伐採計画 (Coupe Plan) を作成し、林業研究省の承認を受ける。

林班伐採計画の範囲は当年の伐採エリアで 2-4 林班を含む。林班伐採計画は地上調査に基づいて作成され、聖地や川沿いのバッファーや伐採道路などより詳細な計画を含む。

林業研究省の州事務所のスタッフは、林班伐採計画が年間伐採計画に沿っているか、伐採施業規範を満たしているか、現地調査を行い、承認する。

7) 事業者は伐採を行う。伐採が合意されてから 6 か月以内に実施されない場合、政府は伐採合意をキャンセルすることができる。

森林資源・木材利用法によれば、政府は事業者から伐採税を徴収できるが、実際には行われておらず、事業者から土地所有者への伐採量に応じた支払いのみが行われている¹⁰⁴。

伐採施業規範 (Code of Logging Practice) が順守されているか、伐採後にも林業研究省スタッフによるモニタリングがされなくてはならないが、資金不足のため必ずしも行われていない¹⁰⁵ (JICA2019 年ヒアリング)。

また以下の書類が作成されることもある。

■ 技術合意書 (Technical agreement)

伐採ライセンス取得事業者と実際に操業する事業者間の合意書。土地所有者の地域住民自身が企業を作って、伐採ライセンスホルダーになり、外資の伐採会社に伐採を委託するケースが多い。

■ 補足合意書 (Supplemental agreement)

事業者と土地所有者間の合意書。標準伐採合意書に入っていなかったコミュニティを土地所有者として加える、事業者が土地所有者に植林費用を支払う等

後述の様に、Vitex、Rosewood、Kwila、White beech などの樹種は丸太での輸出が禁止されているが、伐採ライセンスエリア内のこれらの樹木の所有権は伐採ライセンスホルダーの事業者に譲渡されず、土地所有者が製材して製材品輸出事業者に販売することもある。

¹⁰⁴ NEPCo (2018) 前掲

¹⁰⁵ NEPCo (2018) 前掲

土地紛争がおきた場合：

ソロモン諸島ではコミュニティの慣習地の境界が明確になっていないこともあり、伐採合意を結んでいない企業による慣習地内での伐採がしばしばおきる。この場合、地域住民は林業研究省地方事務所に連絡し、スタッフは現地調査の上、林業研究省に報告する。紛争が起きた場合は、林業研究省のコミッショナーが操業停止命令を出す。紛争によるライセンスの停止は珍しくない。

最終的には裁判所の裁定に基づき、輸出された丸太の支払いの再配分によって解決が図られる（林業研究省 2019 年ヒアリング）。

8) 再植林

伐採企業は政府に対し、再植林の費用を支払う。林業研究省は地域住民の再植林に対する補助を行っている。実際に補助を受けて再植林し、成長した樹木を伐採会社に販売したコミュニティも存在する。また幾つかの企業は伐採後に土地所有者が再植林をするのを助けている。しかし政府が土地所有者（地域住民）に再植林費用を支払ったにもかかわらず、土地所有者が再植林しなかったケースも存在する（林業研究省ムンダ事務所 2019 年ヒアリング）。なお林業研究省では、再植林はモノカルチャーなのでリスクが高く、森林再生の方がコストも安くて望ましいという意見も聞かれた（林業研究省 2019 年ヒアリング）。

9) 伐採後、伐採会社は林班ごとの生産量報告を林業研究省に提出する。丸太は伐採現場ではペンキのマークが付けられるだけで、貯木場に送られて初めて計測され、番号が与えられる。

10) 林業研究省スタッフは貯木場において 10% サンプルング調査を行い、報告された生産量データとの整合性を確認する。妥当でなかった場合、林業研究省コミッショナーに報告され、伐採企業に数百万円の罰金が科せられることがある。

11) 森林資源・木材利用（木材ライセンスと木材伐採）規則の 2017 年改正により、すべての伐採会社は生産量の 8% 以上はソロモン諸島国内の自社または他社によって加工しなければならない。しかし罰則規定はなく、この規則の順守をモニタリングする林業研究省の監査官はウエスタン州ムンダ駐在の 1 名のみである。このためこの規則に従わず、依然として全量を丸太として輸出している企業は多い（林業研究省 2019 年ヒアリング）。法律に従えば伐採会社は実績の報告をしなければならないが、実際に行ったのは 1 社のみであった。

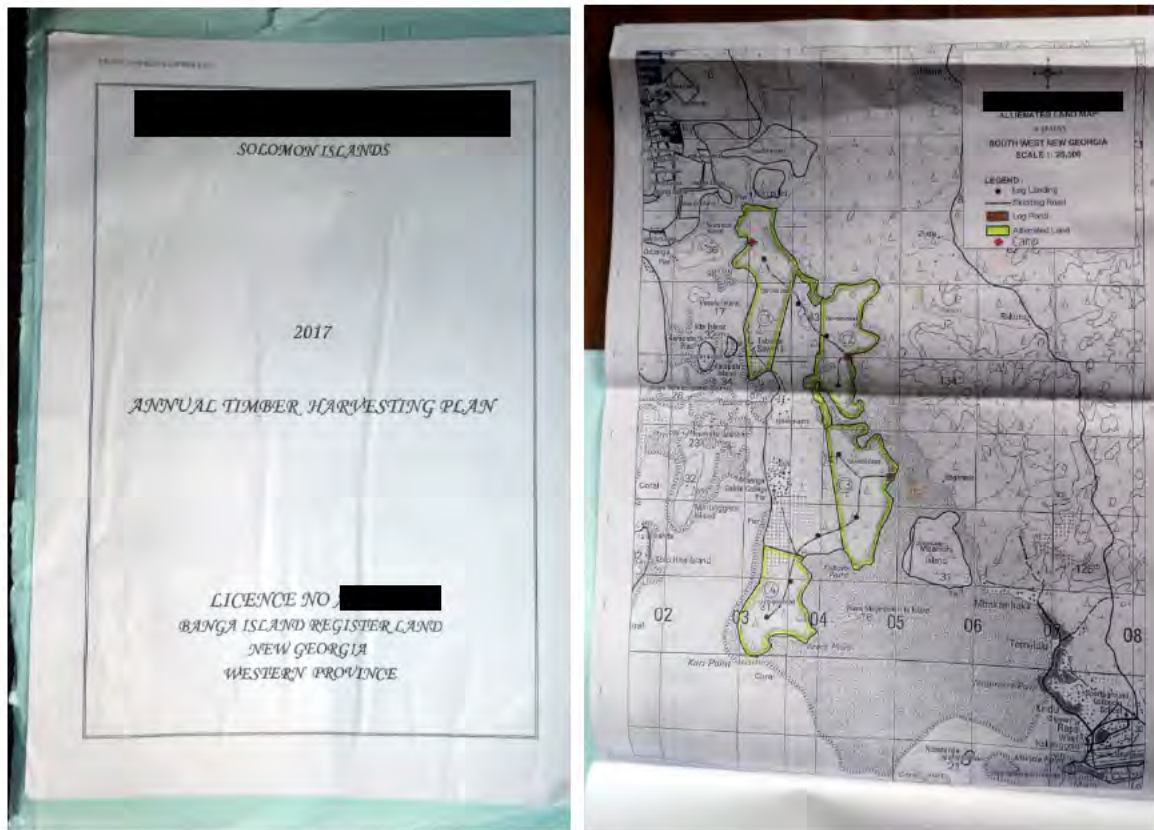


図 3.2.12 伐採ライセンスに基づく伐採コンセッションの年間伐採計画とその伐採計画地図

(2) 木材加工ライセンス(Milling Licence)

木材加工ライセンス (Milling Licence) には、申請者が伐採ライセンス (Filling Licence) をすでに持っている、それに基づいて伐採された木材の加工のためのライセンス：タイプ A (木材 (課税・加工ライセンス) 規則第 2 節(1)(a)) と、申請者が自ら所有する土地で伐採から加工までを行うためのライセンス：タイプ B (木材 (課税・加工ライセンス) 規則第 2 節(1)(b)) がある。

木材加工ライセンスのライセンス期間は 1 年間である。

① 木材加工ライセンス・タイプ A

伐採ライセンスと木材加工ライセンスの両者を取得し、慣習地または公有地からの木材を伐採・加工する。

- 1) 慣習地での伐採を申請する場合は、木材伐採権聴聞会に基づき木材権利合意 (Timber Rights Agreement) を取得する。登録地での伐採を申請する場合は、住宅土地省から利益交付証を取得する。
- 2) 林業研究省から伐採ライセンスを取得する。
- 3) 環境影響評価 (EIA) を実施する。
- 4) 環境省から開発同意書を取得する。
- 5) 林業研究省から木材加工ライセンスを取得する。

- 6) 林業研究省に年間伐採計画を提出し、承認を受ける。
- 7) 林業研究省に林班伐採計画を提出し、承認を受ける。
- 8) 事業者は伐採を行う。
- 9) 事業者は丸太の一次加工を行う。
- 10) 場合によってはホニアラかノロに輸送されて二次加工される。

② 木材加工ライセンス・タイプ B

土地の所有者（個人、世帯、コミュニティ、または民間企業・組織）が、木材加工ライセンスのみを取得し、自分の土地の中の樹木を伐採し、加工する。

- 1) 事業者は、木材（課税・加工ライセンス）規則に従って申請フォームに記入し、林業研究省コミッショナーに申請。以下の書類を添付する。
 - ▶ 財務省に 15 万ソロモンドル（=約 180 万円）を支払った領収書
 - ▶ 事業予定地の地図
- 2) 林業研究省のコミッショナーは審査し、木材加工ライセンスを交付する。

木材加工ライセンス取得後の手続きはさらに 2 つのタイプに分かれる（2005 年改正木材（課税・加工ライセンス）規則）。

(a) 木材加工ライセンスに基づく小規模伐採

木材の伐出重機を使わず、年間生産量 1,000m³ 以下の場合。地域住民が、家計やコミュニティの収入の多様化のために年に数本の木を伐採するレベルの小規模のオペレーション¹⁰⁶。

- 1) 事業者は伐採を行う。
- 2) 丸太の一次加工を行う。
- 3) 場合によってはホニアラかノロに輸送されて二次加工が行われる。

(b) 木材加工ライセンスに基づく大規模伐採

伐採重機を使用し、年間 1,000m³ 以上を伐採する場合。上述の(b1)タイプよりも大規模なスケールでの操業となるが、商業的なスケールほどではない¹⁰⁷。この場合、伐採ライセンスと同様、伐採施業計画が伐採施業規範（Code of Logging Practice）を順守しているかの監督を受ける。

- 1) 事業者は環境影響評価（EIA）を実施する。
- 2) 環境省からの開発同意書を取得する。
- 3) 林業研究省に年間伐採計画を提出し、承認を受ける。
- 4) 林業研究省に林班伐採計画を提出し、承認を受ける。
- 5) 事業者は伐採を行う。
- 6) 丸太の一次加工を行う。

¹⁰⁶ NEPCon (2018) 前掲

¹⁰⁷ NEPCon (2018) 前掲

7) 場合によってはホニアラかノロに輸送されて二次加工が行われる。

(3) 環境保護に関する法規

前述のように、伐採ライセンスないし木材加工ライセンス・タイプ B-(b)による伐採を行う事業者は、伐採に先立ち、環境影響評価（EIA）を実施して公表環境報告または環境影響報告書を作成し、環境・気候変動・災害管理・気象省の保全局長から開発同意書を取得しなければならない。

森林資源・木材利用法により、標高 400m 以上の森林伐採は認められていない。また伐採によって河川や海洋保護区を汚染することも禁じられている。

森林資源・木材利用法により、以下の樹種が保護種とされている。

- Rosewood (*Pterocarpus indicus*)
- Ironwood, Kwila (*Intsia bijuga*)
- カキ属 (Ebony) (*Diospyros* spp.)
- Kauri (*Agathis macrophylla*)
- Ngali Nut (*Canarium indicum*)
- 果樹

また森林資源・木材利用(保護種)規則により以下の種は学術目的以外の伐採を禁止されている。

- オヒルギ属 (*Rhizophora* spp.) および他のすべてのマングローブ樹種
- カキ属 (*Diospyros* spp.)
- Ngali Nut (*Canarium indicum*)
- Tubi (*Xanthostemon*)¹⁰⁸

ただし伐採道路や貯木場予定地に生えていた場合は伐採できる。またイザベラ州、チヨイスル州などのニッケル鉱山開発においても伐採が認められている。

また遠隔地にある村の生計のためなどの特別な事情によっては、林業研究省コミッションナーが特別伐採許可 (Forest Resources and Timber Utilisation (Exemption) Order) を出すことができる。ヴァニコロ島におけるカオリ、カールパイン、Agatis の伐採や、イザベラ島における Tubi の伐採など (林業研究省 2019 年ヒアリング)。

なお 2019 年現在、ソロモン諸島には国立公園のような国レベルの森林保護区は存在しない。

(4) 労働に関する法規

労働安全法 (Safety at Work Act) に基づき、雇用者は従業員の健康と安全に配慮しなければならない。しかしながら政府によるモニタリングは行われていない¹⁰⁹。また労

¹⁰⁸ *Xanthostemon melanoxylon* は、硬木として知られる高級樹種で、ソロモンクイーンエボニー、ソロモンブラックウッドなどとして知られている。

¹⁰⁹ NEPCon (2018) 前掲

働法（Labor Act）に基づき、12歳以下の児童労働は禁じられ、水・住居・医療サービスなどは提供され、集会や組合結成の自由は保障されなければならない。

また雇用者は従業員の所得税を PAYE システムによって支払い、ソロモン諸島国家積立基金（National Provident Fund）に加入させ、事故や病気の際に保険が支払われるようにしなければならない。さらに外国人労働者の雇用には許可が必要である。

（5）第三者の権利

伐採ライセンスないし木材加工ライセンスのライセンス取得者は、土地所有者や、そこでの活動を行う者の権利を配慮し、影響を最小化しなければならない。具体的には、慣習地における自家消費ないし伝統的な目的のための狩猟、漁獲活動などへの影響である。（森林資源・木材利用（木材ライセンスと木材伐採）規則）。

ソロモン諸島の法律で明確に FPIC（自由で事前の十分な情報に基づく同意）を求める法規は存在しない。しかし前述のように、ソロモン諸島の大部分をしめる慣習地において、伐採会社は地域住民に対し、木材伐採権聴聞会（Timber Right Hearing）を開催して事業計画を説明し、標準伐採合意書（Standard Logging Agreement : Form 4）を作成しなければならない。

さらに土地に対する紛争の処理は以下のように規定されている。

- 1) 土地紛争がある場合は、首長協議会（House of Chiefs）に訴える。その決定が受け入れられない場合は、地方裁判所（Local Court）に上訴できる。
- 2) 地方裁判所は 30 日以内に裁決を下す。受け入れられない場合は、慣習地上訴法廷（Customary Land Appeal Court）に上訴できる。
- 3) 慣習地上訴法廷が裁定を下す。同意しない場合は高等裁判所（High Court）に上訴できる。

しかし地方裁判所や慣習地上訴法廷は、資金が十分でないにも関わらず土地紛争があまりにも多く、数百の未処理案件を抱え、十分に機能していないという報告もある¹¹⁰。

¹¹⁰ Allen, M., Dinnen, S., Evans, D., and Monson, R. (2013). Justice Delivered Locally: Systems, Challenges, and Innovations in Solomon Islands, Justice for the Poor Research Report, World Bank.

3.2.3 木材流通の関連法令・書類・証明システム等

1) 法令・許認可制度及び関連書類の概要

伐採ライセンス (Felling Licence)、木材加工ライセンス (Milling Licence) 保持者は、伐採量、入荷量、製材加工した量、製材生産量、販売量、輸出量を記録し、林業研究省に定期的に報告することが求められている。

木材加工工場は、個々の原材料の丸太・製材について、どこのライセンスホルダーから購入したのかを記録することは求められていない。また国内の木材流通に関する法規は存在しない¹¹¹。ただし森林資源・木材利用法によれば、その法律に違反して得られた木材製品を受け取った者は罰金または懲役刑に問われる。

3.2.1.2)(3)で言及したソロモン木材加工輸出協会 (SITPEA) やそのメンバーである付加価値木材協会 (VATA) 自身は流通を行っているだけであり、伐採ライセンスや木材加工ライセンスホルダーではない。このため取引している木材について林業研究省に対する報告は行っているが、環境・気候変動・災害管理・気象省に対する報告義務はない。

¹¹¹ NEPCon (2018) 前掲

3.2.4 木材・木材製品を輸出する際の法令・証明システム

1) 木材・木材製品の輸出に関する行政の体制

ソロモン諸島における木材伐採に関する政府部局とその役割は以下のとおり。

表 3.2.5 木材・木材製品の輸出に関する政府部局とその役割

| 組織名 | 役割など |
|---|--|
| 林業研究省 (Ministry of Forestry and Research) | <ul style="list-style-type: none"> ▪ 市場価格認証 (Market Price Certificate) を発行する ▪ 製材品の輸出許可 (Permit to Export) を発行 ▪ 原産地証明書 (Certification of Origin) を発行 |
| 環境・気候変動・災害管理・気象省 (Ministry of Environment, Climate Change, Disaster Management and Meteorology) | <ul style="list-style-type: none"> ▪ CITES を所管 |
| 財務国庫省 (Ministry of Finance and Treasury) 国内歳入部 (Inland Revenue Division / IRD) | <ul style="list-style-type: none"> ▪ 輸出税を所管 |
| 財務国庫省税関・物品税局 (Customs & Excise Division) | <ul style="list-style-type: none"> ▪ 輸出・輸入関税を徴収 ▪ 木材輸出を監督 |
| 外務貿易省 (Ministry of Foreign Affairs and Trade) | <ul style="list-style-type: none"> ▪ 貿易協定に責任を持つ |
| ソロモン諸島中央銀行 (Central Bank of Solomon Islands: CBSI) | <ul style="list-style-type: none"> ▪ 森林ライセンス履行保証金特別基金 (Forest Licence Performance Bond Special Fund) を管理 ▪ 木材輸出取引に関与する銀行を監督 ▪ 丸太輸出取引のための特定許可 (Specific Authorities) を発行 |

2) 法令の概要

ソロモン諸島における木材伐採に関する法令は以下のとおりである。この他、森林資源・木材利用法と森林法を置き換える法律案（Forest Bill）が2004年に作成されているが、現在でも承認に至っていない。

また長期的な計画を含む国家森林政策（National Forest Policy）が作成されており、内閣の承認待ちとなっている¹¹²。また伐採持続性政策（Logging Sustainability Policy）も作成され内閣の承認を受けている¹¹³。

表 3.2.6 法令とその詳細

| 法律および規則 | 制定・改正年 | 具体的な内容 |
|---|-------------------------------------|---|
| 税関・物品税法 (Customs and Excise Act) | 1960年 成立、最新の改正は2012年 | • 輸出税を規定 |
| 為替管理法 (Exchange Control Act) | 1976年 | • 海外との取引に関する法規 |
| 為替管理規則 (Exchange Control Regulations) | 1977年 | • 丸太輸出のための輸出特定許可 (Specific Authority to Export) を規定 |
| 森林資源・木材利用(保護種)規則 (Forest Resources and Timber Utilization (Protected Species) Regulation) | 2012年 | • 伐採禁止種、丸太のままの輸出禁止種を規定 |
| 野生動物保護・管理法 (Wildlife Protection and Management Act) | 1998年 制定、2003年 施行、2017年 改正 | • CITES に対応する法規 |

¹¹² SIG (2018) 前掲。2018年には内閣に提出されていたが、2019年9月のヒアリング時点でも承認されていなかった。

¹¹³ SIG (2018) 前掲

3) 許認可制度及び関連書類の概要

(1) 丸太の輸出に関する手続き

- 1) 輸出事業者は林業研究省コミッショナーから市場価格認証 (Market Price Certificate) を取得する。

天然林から伐採された木材の輸出税は、輸出事業者が設定した予定価格に応じて課税される。輸出事業者は輸出前に樹種ごとの予定価格を政府に提出し、市場価格認証を受ける。予定価格は政府の隔週指標市場価格ガイドラインに記載した樹種ごとの最低輸出価格を上回る金額であることが求められる。

なおソロモン森林事業者協会 (SFA) によれば、市場価格ガイドライン記載の最低輸出価格は実際の販売時の価格よりも高額に設定されていることが多く、輸出事業者の不満が大きいとのことであった (2019年ヒアリング)。2019年8月には、ソロモン諸島からの木材の最大の輸出先の中国がソロモン諸島の林業研究省大臣を北京に招聘し、ソロモン諸島政府の定める最低輸出価格がいかにも不当であるかという説明を行ったという (SFA2019年ヒアリング)。

一方で、輸出量の過少申告や樹種名の虚偽申告 (価格の安い樹種として申告) による輸出税の脱税が行われているという報告も存在する¹¹⁴。図 3.2.5 が示すように、近年ソロモン諸島政府 (=CBSI) に報告されている輸出額は、ソロモン諸島の木材を輸入している国で報告されている輸入額合計や、FAO と ITTO のデータの値を大きく下回った金額になっており (※輸出「量」については両者の差は少ない)、その可能性があると考えられる。

また、植林の促進のため、植林木は輸出税が無料に設定されている (SFA2019年ヒアリング)。

- 2) 輸出事業者は森林コミッショナーに丸太輸出のための輸出特定許可 (Specific Authority to Export) を申請し (Form Ex1)、ソロモン諸島中央銀行 (CBSI) から取得。CBSI は輸出特定許可を税関に送付する。

中央銀行は林業研究省からの市場価格認証、輸出事業者の販売契約、信用状に基づいて特定許可を発行する。

- 3) 輸出事業者は税関に輸出税の支払いを申請する。
事業者は税関に対し、銀行からの保証書を提出するか、通常の輸出手続きを行う。
- 4) 輸出される木材の代金は、ソロモン諸島の銀行口座に振り込まれ、以下の配分で支払われる¹¹⁵ (JICA2019、CBSI2019年ヒアリング)。ただし林業研究省は、現在この配分の変更を検討しているとのことであった (林業研究省 2019年ヒアリング)。

- 輸出税：25% (うち 8%は再植林費用)
- 土地所有者：15%
- 伐採企業／請負事業者：60%

¹¹⁴ NEPCon (2018) 前掲

¹¹⁵ https://ird.spic.int/fact-publications-and-reports/doc_download/50-development-of-market-information-system-for-solomon-island-timbers

(2) 製材の輸出に関する手続き

丸太の輸出と異なり、製材品の輸出の際には輸出特定許可は不要で、輸出許可証 (Permit to Export) に基づいて輸出される。また市場価格認証制度は適用されない。

- 1) 輸出事業者は林業研究省から輸出許可証 (Permit to Export) を取得
輸出許可証の申請には、関連する伐採ライセンスまたは木材加工ライセンスの番号、材積、樹種、輸出する木材の価格、売買契約書類が必要。
輸出許可証には林業研究省の伐採ライセンスまたは木材加工ライセンスの番号が紐づけられている。複数の木材加工ライセンスから生産された丸太から製造された製品に対し、一つの輸出許可証が出されるケースもある。この場合でも木材加工ライセンスごとの明細書 (タリーシート) が添付される。
- 2) 輸出許可証は、委託品を確認し手数料等を規定する税関・物品税局 (Customs & Excise Division) に提示。手数料等の支払いが完了すると税関の承認が下りる。
- 3) 必要であれば、輸出事業者は農業検疫サービス (Solomon Islands Agricultural Quarantine Service) から植物検疫証明書 (Phytosanitary Certificate) を取得することが可能。
証明書にはそのコンテナに実施された燻蒸について記述される。輸出先の国により、燻蒸は必須ではない。
- 5) 輸出事業者は税関に輸出税を支払い、税関の承認 (C25 Form) を取得。
丸太の輸出とは異なり、輸入事業者から輸出事業者への支払いは輸出税の支払いとは独立して行われる。

(3) 原産地証明書

輸出許可証申請時に、林業研究省から原産地証明 (Certificate of Origin) の申請をするオプションがある。取得は随意ではあるが、丸太輸出を行っている SFA メンバーはすべての輸出丸太について、原産地証明書を取得している (SFA2019 年ヒアリング)。一方製材輸出を行っている SITPEA の加盟企業は原産地証明を取得していない (SITPEA 2019 年ヒアリング)。

原産地証明書は関連の輸出許可証が承認された場所で発行される。輸出事業者は船荷ごとに伐採林区、数量等を記載して林業研究省に申請する。ただし原産地証明書自体には伐採ライセンス、木材加工ライセンスなどの ID は記載されない¹¹⁶。

実際にソロモン諸島から中国に輸出された丸太が加工され、イギリスに輸出されたものについて、イギリス政府からソロモン諸島政府に対し、中国のサプライヤーから示された林業研究省発行の原産地証明に関する照会があり、林業研究省がそれに対応する伐採ライセンスのコピーを送ったことがあったとのことであった (林業研究省 2019 年ヒアリング)。

¹¹⁶ PHAMA (2013) 前掲

(4) 輸出禁止樹種

1) 森林資源・木材利用（保護種）規則によって、科学研究目的以外の伐採を禁止されている以下の樹種は、当然輸出もできない。ただし環境・気候変動・災害管理・気候省の保全局長の承認によって伐採・輸出することが可能である（環境・気候変動・災害管理・気候省 2019 年ヒアリング）。

- オヒルギ属 (*Rhizophora* spp.) および他のすべてのマングローブ樹種
- カキ属 (*Diospyros* spp.)
- Ngali Nut (*Canarium indicum*)
- Tubi (*Xanthostemon*)

2) 森林資源・木材利用（保護種）規則により、以下の樹種は、伐採は認められているが、丸太としての輸出が禁止されている。

- Rosewood (*Pterocarpus indicus*)
- Kwila / Ironwood (*Instia bijuga*)
- Kauri (*Agathis macrophylla*)
- Walnut (*Dracontomelum vitiense*)
- White beech / Canoe Tree (*Gmelina moluccana*)
- Vasa / Vitex (*Vitex cofassus*)

なお樹木ではないが、ラタン(*Calamus* spp.)についても製品としての輸出のみ許可されている。

3) 野生動物保護管理法によれば、以下の樹種の商業目的の輸出についても特別な許可を必要とする。

- Kerosine wood (*Cordia subcordata*)
- Lantern tree (*Hernandia numphaeifolia*¹¹⁷)
- Black bead (*Castanospermum australe*)

4) CITES 記載種の場合、環境・気候変動・災害管理・気候省から輸出許可証を取得する必要がある。ソロモン諸島原産の CITES 記載種は以下のとおりである¹¹⁸。

- *Dalbergia* spp. (付属書 II)
- *Gonystylus macrocarpus* (付属書 II)
- *Podocarpus neriifolius* (付属書 II)

¹¹⁷ なお正式な学名は *H. nymphaeifolia*

¹¹⁸ NEPCon (2018) 前掲

附属資料

1. 伐採ライセンス(Felling Licence)
2. 木材加工ライセンス(Milling Licence)・タイプ B
3. 開発同意書(Development Consent)
4. 市場価格認証(Market Price Certificate)
5. 木材製品の輸出許可証(Permit to Export of Forest Produce)
6. タリーシート
7. 原産地証明書(Certificate of Origin) : 丸太
8. 原産地証明書(Certificate of Origin) : 製材品
9. CITES 輸出許可証(CITES Permit)

1. 伐採ライセンス (Felling Licence)

FORM B

Forest Resources and Timber Utilisation Act (Cap.40)

Forest Resources and Timber Utilisation (Felling Licences) Regulations 2005
Section 44, regulation 4)

FELLING LICENCE

Licence No: [REDACTED]

Licensor (name and address): [REDACTED]
RANADI, HONIARA

Date Licence takes effect: 28/08/2019

Date Licence expires: 28/08/2024

Description of land licence applies to: (including province and locality where land is located) in [REDACTED]

[REDACTED] 土地を所有するコミュニティ名

Time after issue of licence within which licensee to commence operations:

Conditions of Licence:

- (1) The term of the licence is 5 years.
- (2) The licensee shall pay the prescribed annual fee (if any) on being granted the felling licence and then on the date in each year that is the anniversary of the date the licence was granted.
- (3) The licensee shall carry out his operations under the licence only within the area of land to which the licence applies, the boundaries of which are marked in red on the map issued by the Department of Lands and Survey, or the good quality certified copy of such a map, of the scale 1:50,000 or larger attached to the licence.

Signed: [Signature]
Reeves Moven
Commissioner of Forest Resources

Date: [Signature] 28/8/19

[Stamp: COMMISSIONER OF FORESTS]

2. 木材加工ライセンス (Milling Licence) ・タイプ B

NOT TRANSFERABLE

R.g. 2(1) (b)
Licence No: [REDACTED]
Date of issue: 23/09/2019
Date of expiry: 23/09/2020

THE FOREST RESOURCES AND TIMBER UTILISATION ACT
THE TIMBER (LEVY AND MILL LICENSING) REGULATIONS

LICENCE TO OPERATE A MILL

(Where the licensee is not authorized to fell trees by a licence issued under section 5 of the ACT)

Subject to the provisions of the Act and any Regulation made thereunder in force from time to time during the currency of this licence and to the under-mentioned conditions. Licence is hereby granted to:

(Name) .. [REDACTED]
of (address)..C/- .. [REDACTED]
(herein after called the Licensee) to install and operate mills/ mill at/ within: (place or area)...RavaRava Customary land, Choiseul Province.....

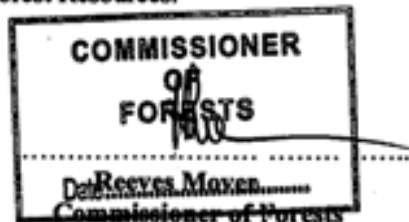
Conditions

1. The licensee shall only produce sawn timber and shall not produce any other form of milled timber save under and in accordance with the terms and conditions of the prior written approval of the Commissioner of Forests.
2. No timber may be milled other than timber from trees which have fallen or been felled within (areas)...as above..... it shall be the responsibility of the Licensee to ascertain the place in which trees have fallen or been felled.

Provided that timber from trees which have fallen or been felled outside the said area covered by the Licence/authority may also be milled with the specific written approval of the Commissioner of Forests.

3. The licensee shall not produce more than (quantity: 990/m3annum..... timber in any one calendar year without the approval of the Commissioner, nor shall the licensee produce any other form of milled timber in excess of the quality authorized by the Commissioner of Forest Resources under Condition 1 hereof.

4. The licence shall not acquire log timber in excess of quantities notified to him in writing by the Commissioner of Forest Resources (which in the opinion of the Commissioner are sufficient to produce the maximum output of milled timber authorized under conditions 1 and 2 hereof).
5. The licensee shall have records of log timber acquired, log timber milled and milled timber produce, sold, supplied and exported and the value thereof in such manner and to such extent as the Commissioner of Forest Resources may require and shall render to the Commissioner of Forest Resources such returns of the same at such intervals and in such manner as the Commissioner of Forest Resources may require. All such records as aforesaid shall at all reasonable times be open to inspection by the Commissioner of Forest Resources or any other Forest Officer authorized in writing in that behalf by the Commissioner of Forest Resources.
6. The Licensee shall ensure that his working practices are safe and comply with such direction (of any) as may from time to time be given by the Commissioner of Labour for the prevention of accidents and securing safe working conditions for employees.
7. The Licence is not negotiable or transferable.
8. The Commissioner of Forest Resources may cancel this Licence if the Licensee shall commit an act of bankruptcy or have a receiving or made against him or if distress or execution be levied against the mill/mills licensed hereunder or if proceedings be commenced for winding up the Licensee.
9. The Licensee shall not cease production of milled timber for any period in excess of three months without the prior written approval of the Commissioner of Forest Resources.



G.T. R. No: 0666569

Note: The Licensee should study the Forest Resources and Timber Utilization Act and the Timber (Levy and Mill Licensing) Regulations. Section 39 of the Act empowers the Commissioner of Forest Resources to cancel or suspend this Licence for contravention of any of its terms and conditions or any of the provisions of the Act or Regulations.

3. 開發同意書 (Development Consent)

Form 5

SECTIONS 22(3)(a) and 24(3)(a)
DEVELOPMENT CONSENT

Pursuant to an application for development dated 18 FEBRUARY, 2011, this DEVELOPMENT CONSENT is issued to [REDACTED] to undertake the approved prescribed development in terms of section 22 of the Environment Act.

The approved prescribed development is LOGGING OPERATIONS and is located in LOT 1, LOT 2, LOT 9 & LOT 10 of LR 598 and CUSTOMARY LAND BELOW LOT 1, LOT 2, LOT 9 & LOT 10 on [REDACTED] /Honiara City.

The following conditions shall APPLY in addition to the conditions prescribed in these Regulations and in the Act

1. This Development Consent is valid until such time as the abovementioned approved prescribed development is completed.
2. The holder of this Development Consent shall not undertake or cause to be undertaken any other development other than that.
3. This Development Consent is non-transferable.
4. The holder of this Development Consent, its agent, servants or officers shall permit the Director or Inspectors unhindered entry to any premises or location in which the prescribed development is situated and shall provide any assistance as the Director or Inspector may require.
5. The Director may at any time, vary or remove any conditions or restriction to this consent by notice in writing served on the holder of this consent.
6. The development proponent shall pay the prescribed consent fee on being granted the development consent.
7. The holder shall conduct the approved operations under the development consent only within the area of land specified herein.
8. The holder shall conduct the approved operations under the consent in a manner that complies with the conditions of this consent, the Environmental Management Plan, the Act and subsidiary legislation made under the Act.

issued at HONIARA this 31st day of MARCH 2011

Seal

Joe Horokou
Director
Environment and Conservation Division

4. 市場価格認証 (Market Price Certificate)

*EXCHANGE CONTROL ORDINANCE 1976
(NO. 21 OF 1976)

*EXCHANGE CONTROL (FOREIGN EXCHANGE) REGULATIONS 1977
EXCHANGE CONTROL
APPLICATION FOR SPECIFIC AUTHORITY TO EXPORT ROUND LOGS

CONSIGNMENT DETAILS AND REQUEST FOR MARKET PRICE CERTIFICATE

Name of Applicant: _____

Applicant's Licence No.: _____

Address: _____

Name of Agent: _____

Name of Ultimate Buyer: _____

Relationship to Agent/Buyer: _____
(State of agent buyer owns, is owned by or is under common ownership or otherwise related to seller)

Ultimate Destination of Goods: _____

Proposed Date & Place of Export: _____

Name of Vessel: _____

| Species | Size Class | No. of Log Species | Estimated Volume (M3) | FOB Price USD/M3 | Total Value USD |
|---------|------------|--------------------|-----------------------|------------------|-----------------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| TOTAL | | | | | |

Total FOB Export Value of Consignment S\$ _____

We declare the above information to be in all respects true and request issue of a Market Price Certificate in respect of the above consignment of Round Logs in support of our application for Specific Authority to export the said consignment.

Date

Authorised Company Official

5. 木材製品の輸出許可証 (Permit to Export of Forest Produce)

FD 211

FD Permit Number K- [REDACTED]

Permit to Export of Forest Produce

| | |
|---|--|
| Issued to : | [REDACTED] |
| Licence Number: <i>(For licence number of sawmilling where timber was produced)</i> | [REDACTED] |
| Description of Goods: | <i>See consignment details in attached application</i> |
| Name of Vessel: | M V Sofrana Surville, Voyage 254 |
| Place of Export and Approx. Date: | Honiara, Solomon Island. 26/08/19 |
| Ultimate Destination of Goods: | Auckland , New Zealand |

22/8/19
Date

COMMISSIONER
P.F.O.
FORESTS
Commissioner of Forest

Copies: Exporter
Customs and Excise Division
FD Records

Application for Export Permit for Forest Produce

To: **Commissioner of Forests
Ministry of Forests, Environment and Conservation.**

| | |
|---|--|
| Name of Applicant: (Person & Company) | [REDACTED] |
| Licence Number: (for Licence Number of Sawmiller Where Timber was Produced) | [REDACTED] |
| Name & Full Address of Buyer: | Chris Vincent Smith Pacific Timber Ltd [REDACTED] |
| Name of Vessel: | [REDACTED] |
| Place of Export and Approx. Date: | HONIARA, 26/08/19 |
| Ultimate Destination of Goods: | Auckland, New Zealand. |

Consignment Details

| Quantity (m ³) | Description (species, grade and size) | Unit Value (USD/m ³) | FOB Value USD |
|-------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------|------------------|
| 18.567 m ³ | Rough Sawn 150x75 Vdxc - imbers | 750- | 13,925.25 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| TOTAL | 18.567 m ³ | USD 750- | USD 13,925.25 |

Please attach a copy of the EVIDENCE OF SALES to this application.

I declare the above information to be true in all respects and request the issue of a permit for export of Forest Produce for the above consignment.

21/08/19
Date



6. タリーシート

TALLY SHEET/PACKING LIST

Container number: TRHU 3592833

Species: vltex

Date: 21/08/19

| pkts | sizes | 1.8 | 2.1 | 2.4 | 2.7 | 3.0 | 3.3 | 3.6 | 3.9 | 4.2 | 4.5 | 4.8 | 5.1 | 5.4 | 5.7 | Lengths [lm] | Volume [m³] |
|------------------|---------------|-----------|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----------------|----------------|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 150x50 | | 56 | | | | | 56 | | | | | | | | 319.2 | 2.394 |
| 2 | 150x50 | | | 56 | | | 56 | | | | | | | | | 319.2 | 2.394 |
| 3 | 150x50 | | | 7 | 49 | 49 | 7 | | | | | | | | | 319.2 | 2.394 |
| 4 | 150x50 | | | 28 | 28 | 29 | 27 | | | | | | | | | 318.9 | 2.392 |
| 5 | 150x50 | | | | 48 | 48 | | | | | | | | | | 273.6 | 2.052 |
| 6 | 150x50 | | 25 | 1 | 22 | 22 | 4 | 22 | | | | | | | | 272.7 | 2.045 |
| 7 | 150x50 | 96 | 48 | | | | | | | | | | | | | 273.6 | 2.052 |
| 8 | 150x50 | | | 32 | | 32 | | | | | | | | | | 172.8 | 1.296 |
| Loose timbers | 150x50 | | | 66 | | 16 | | | | | | | | | | 206.4 | 1.542 |
| | totals | 96 | 129 | 107 | 147 | 196 | 94 | 78 | | | | | | | | | 18.567 |

Total pieces: 930

total volume: 18.567m³

7. 原產地證明書 (Certificate of Origin) : 丸太



SOLOMON ISLANDS
GOVERNMENT

MINISTRY OF FORESTRY & RESEARCH

P O Box G24
HONIARA
Solomon Islands

Facsimile: (677) 22824/24660

Telephone: (677) 28802/24215

Our Ref : [REDACTED]

Date: **7TH AUGUST, 2019**

Market Price Certificate No.: [REDACTED]

(MPC)

TO WHOM IT MAY CONCERN

CERTIFICATE OF ORIGIN

SAMPLE

The Forestry Division of the Ministry of Forestry & Research in the Solomon Islands hereby certify that **284 pieces** with the volume of **664.030 M3** of Solomon Islands Round Logs, loaded on [REDACTED] are from Solomon Islands origin.

Thank you.

Reeves Moveni
Commissioner of Forests
MINISTRY OF FORESTRY & RESEARCH

8. 原產地證明書 (Certificate of Origin) : 製材品



MINISTRY OF FORESTRY & RESEARCH

P.O. Box G24
Honiara
Solomon Islands

SOLOMON ISLANDS
GOVERNMENT

Facsimile: (677) 24660

Telephone: (677) 24215

Date: 28/08/2019

Licence No: A201026
FD Permit Number: K-232/19

TO WHOM IT MAY CONCERN

CERTIFICATE OF ORIGIN

The Ministry of Forestry & Research in the Solomon Islands hereby certify that **Nineteen Decimal Two Seven Nine (19.279)** cubic metres of **Pterocarpus Indicus (Rosewood)** Sawn Timbers loaded on [REDACTED] are originally from **Solomon Islands** and that this timber comes from legally licensed area(s).

Consignee: [REDACTED]

AUSTRALIA

1 FCL of **Pterocarpus Indicus (Rosewood)** Sawn Timbers
Container No. [REDACTED]


19.279m³

Thank you




Reeves Moveni
Commissioner of Forests
Ministry of Forestry & Research

9. CITES 輸出許可証 (CITES Permit)



CONVENTION ON
INTERNATIONAL TRADE IN
ENDANGERED SPECIES OF
WILD FAUNA AND FLORA



SOLOMON ISLANDS
GOVERNMENT

Form 8

PERMIT NO. EX-/-

EXPORT RE-EXPORT IMPORT OTHER

| | |
|---|---|
| Importer (Name, Address, Country): | Exporter (Name, Address, Country): |
| Country of Import: | Name, address, STAMP/SIGNATORY of Management Authority |
| Special Conditions PURPOSE: COMMERCIAL/SCIENTIFIC | SIGNATURE OF APPLICANT Ministry of Environment, Climate Change, Disaster Management and Met P. O. Box 21 Honiara Solomon Islands Ph: 230311/2 Fax: 23054 NAME: |

This CITES Permit is valid for (1) shipment only & must accompany the shipment.

For all live animals, conditions must comply with IATA Live Animal Regulation requirements via Air transport.

| | | | | | |
|----|--|--|--|--|--|
| 2 | | | | | |
| 3 | | | | | |
| 4 | | | | | |
| 5 | | | | | |
| 6 | | | | | |
| 7 | | | | | |
| 8 | | | | | |
| 9 | | | | | |
| 10 | | | | | |
| 11 | | | | | |
| 12 | | | | | |
| 13 | | | | | |
| 14 | | | | | |
| 15 | | | | | |
| 16 | | | | | |
| 17 | | | | | |
| 18 | | | | | |

| | | | | | |
|-------------------|------------|------|---------------------------|-----------------|------|
| Country Of Origin | Permit NO. | Date | Country of last re-export | Certificate No. | Date |
| Solomon Islands | | | | | |

| | |
|-------------------------------|-------------------|
| Value SBD\$: | VOYAGE NO: |
| NAME OF VESSEL: | DESTINATION PORT: |
| PORT OF EXPORT: | |
| Bill of Lading/Airwaybill No: | |

I certify that the above described product(s) (sex / size) were inspected by me and found to be legal, suitable and have been validated for export.

Validated by:

Name:.....

Signature:.....

Designation:.....

Date of Export:.....:2016

OFFICIAL STAMP

Please tick box:

CUSTOMS & EXERCISE

MF&MR

ECOM/ECOM

QUARANTINE

Validation

| | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|
| 1 | ea | 15 | ea | 29 | ea |
| 2 | ea | 16 | ea | 30 | ea |
| 3 | ea | 17 | ea | 31 | ea |
| 4 | ea | 18 | ea | 32 | ea |
| 5 | ea | 19 | ea | 33 | ea |
| 6 | ea | 20 | ea | 34 | ea |
| 7 | ea | 21 | ea | 35 | ea |
| 8 | ea | 22 | ea | 36 | ea |
| 9 | ea | 23 | ea | 37 | ea |
| 10 | ea | 24 | ea | 38 | ea |
| 11 | ea | 25 | ea | 39 | ea |
| 12 | ea | 26 | ea | 40 | ea |
| 13 | ea | 27 | ea | 41 | ea |
| 14 | ea | 28 | ea | 42 | ea |

3.3 ロシア

3.3.1 木材生産・流通の状況

1) 木材生産・流通の特徴

(1) 森林林業・木材生産の状況

ロシア連邦は、ユーラシア大陸北部を東西に広がり、全世界の約2割の森林が集中する森林大国である。国土面積は、17,098,246 km²であり、9つの連邦管区に区分され、85の連邦構成主体（地方・州等）で構成されている。この国土のうち、森林保全・保護・利用にあてられるロシア連邦独自の категория が森林ファンドであり、すべてが国有林である。森林ファンドは、ロシア連邦天然資源・環境省の監督下にあり、国土の66%にあたる11,262,886 km²を占める。この21%にあたる、2億4,000万 ha が積極的な長期利用、すなわち伐採コンセッションとして利用されている。



図 3.3.1 ロシア連邦地図（左から極東連邦管区、シベリア連邦管区、北西連邦管区）

この森林ファンドの面積の連邦管区別割合をみると、日本に最も近い極東連邦管区に、全体の約50%が集中している。また極東同様に、日本や中国、韓国の市場とも関わりの深いシベリア連邦管区には26%が集中しており、この2つの連邦管区だけで、全体の76%が集中していることになる。

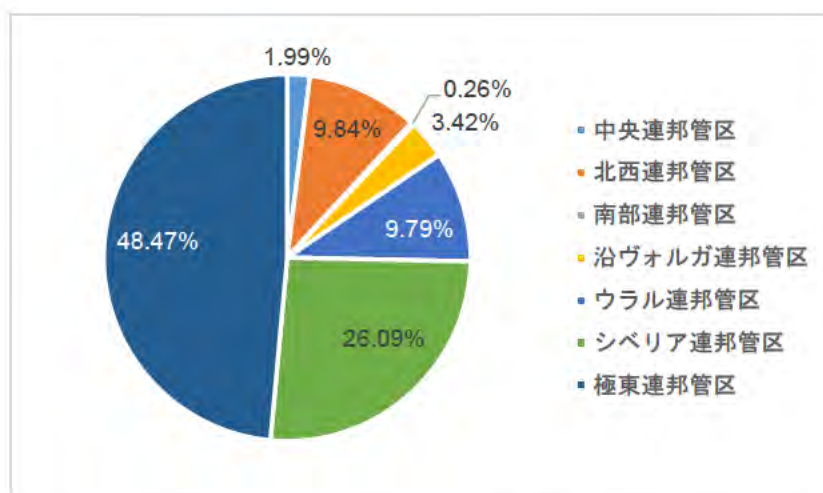


図 3.3.2. ロシアの連邦管区別の森林ファンド面積¹

この森林ファンドにおける木材生産に関して、ロシア連邦森林局が公表している年間許容伐採量（2017）は、7 億 480 万 m³であるが、年間実質伐採量は、2018 年に 2 億 3,860 万 m³と、34%の利用率となっている。

2013～2018 年における年間伐採量をみた場合、ここ数年は、年々増加傾向にあり、2018 年は、2017 年と比較しても 2,620 万 m³の増産と、近年では最大の生産量を記録している。また、総伐採量とコンセッションにおける伐採量を比較すると、そのほとんどが伐採コンセッションより生産されていることが分かる。

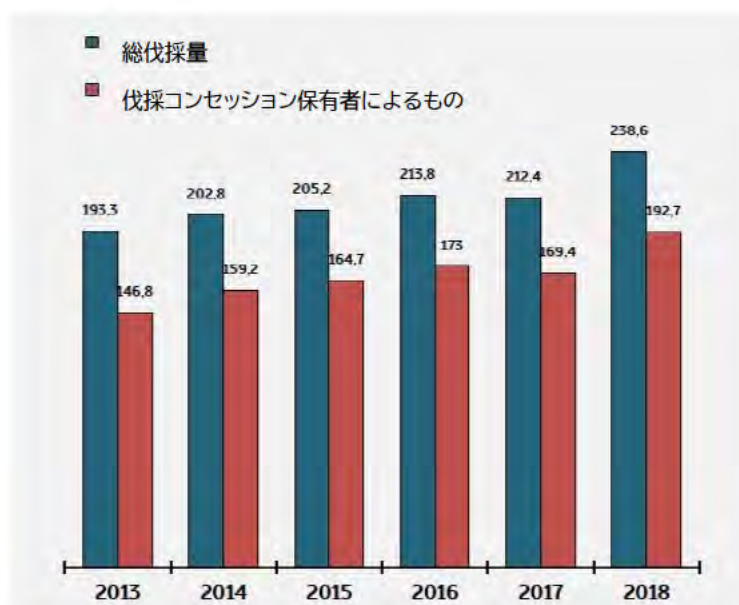


図 3.3.3 ロシア連邦の伐採量 2015-2018（赤がコンセッションでの伐採）² 単位：百万 m³

¹ ロシア連邦森林局ウェブサイト (<http://rosleshoz.gov.ru/opendata/7705598840-ForestFund>) より作成

² ロシア連邦森林局 (2019)

ロシア連邦において木材生産の対象となる樹種も、各地域別で異なっている。日本から最も近い、極東の沿海地方は、アムール川支流の温暖な気候にあり、冷温帯林が形成されており、他の地域とは異なる森林生態系が存在する。チョウセンゴヨウマツを中心とした針広混交林は、ウスリータイガとよばれ、家具や造作材として利用される高級樹種であり、CITES 付属書Ⅲに登録されるモンゴリナラやヤチダモ、ランバーコア合板として使用されるアムールシナノキを始めとした豊かな広葉樹種が植生している。加えて、製材や集成材として加工されるエゾマツやトドマツも多く、北部の標高の高い地域には、日本市場向けの合板製造用の単板に加工されることが多いダフリアカラマツ（ラーチ）の植生が形成されている。

沿海地方の北部に隣接するハバロフスク地方の南部および一部の平野部は、同様の針広混交林の様相を呈すが、それ以北の地域はカラマツが優占する植生となる。また、同地は森林火災が多いことから、先駆種であるシラカバやヨーロッパヤマナラシも多く、チップとしての利用もある。

表 3.3.1 極東連邦管区（特に、沿海地方およびハバロフスク地方）の主な木材樹種一覧

| 和名 | 学名 | 注記 |
|------------|--|------------------|
| エゾマツ | <i>Picea jezoensis</i> | |
| トドマツ | <i>Abies sanchalinensis</i> <i>Abies sibirica</i> | |
| ダフリアカラマツ | <i>Larix dahurica</i> | |
| チョウセンゴヨウマツ | <i>Pinus koraiensis</i> | CITES 付属書Ⅲ、禁伐種指定 |
| モンゴリナラ | <i>Quercus mongolica</i> Fisch. | CITES 付属書Ⅲ |
| ヤチダモ | <i>Fraxinus mandshurica</i> Rupr. | CITES 付属書Ⅲ |
| ハルニレ | <i>Ulmus</i> | |
| アムールシナノキ | <i>Tilia amurensis</i> Rupr. | |
| カンバ類 | <i>Betula</i> | |
| ヨーロッパヤマナラシ | <i>Populus tremula</i> | |
| イチイ | <i>Taxus cuspidate</i> Sieb. Et Zucc | CITES 付属書Ⅱ、禁伐種指定 |

極東連邦管区の西部に位置するシベリア連邦管区には、大陸性の亜寒帯林が広がっており、オウシュウアカマツとシベリアカラマツが優占する植生となっている。ヨーロッパアカマツは、日本市場向けの垂木や間柱等の小割製材として加工される他、床材や内装材向けにも利用され、ベッド等の家具用材、管柱や梁等の加工用に中国に輸出されている。またイルクーツク州では、旧ソ連邦時代より発展してきた紙・パルプ産業による木材利用が非常に多い。

表 3.3.2 シベリア連邦管区（特に、イルクーツク州）の主な木材樹種一覧

| 和名 | 学名 |
|------------|--------------------------|
| オウシュウアカマツ | <i>Pinus sylverstris</i> |
| シベリアマツ | <i>Pinus sibirica</i> |
| シベリアトウヒ | <i>Picea obovata</i> |
| シベリアモミ | <i>Abies sibirica</i> |
| シベリアカラマツ | <i>Larix sibirica</i> |
| カンバ類 | <i>Betula</i> |
| ヨーロッパヤマナラシ | <i>Populus tremula</i> |
| ホプラ | <i>Populus</i> |
| ハンノキ | <i>Alnus</i> |
| ヤナギ | <i>Salix</i> |

本調査の主対象地ではないが、欧州市場と関連する北西連邦管区の植生は、上述した3地域とは異なり、北欧と類似した特性を示している。主要樹種であるオウシュウトウヒ、オウシュウアカマツは、製材、集成材として加工され、バルト三国、北欧等へ輸出されている。また、カンバ類は合板向けにも利用されている。

表 3.3.3 北西連邦管区（特に、アルハンゲリスク州）の主な木材樹種一覧

| 和名 | 学名 |
|------------|--------------------------|
| オウシュウトウヒ | <i>Picea abies</i> |
| オウシュウアカマツ | <i>Pinus sylverstris</i> |
| カンバ類 | <i>Betula</i> |
| ヨーロッパヤマナラシ | <i>Populus tremula</i> |

ロシア連邦における林産業は、旧ソ連邦末期の経済混乱に際し大きな影響を受けた。丸太生産は、1980年代後半まで4億m³の水準を保ち、製材も8~9,000万m³を維持してきた³。しかしながら、1990年代に入ると丸太および製材の生産量は、劇的に減少し現在に至るまで以前の水準に追いついていない。

他方、紙生産も1990年代後半に一度は落ち込んだものの、2016年までにほぼ順調に回復し、1990年比で103%の生産となっている⁴。紙・パルプの生産は、大規模なコンビナートとして、主に北西連邦管区、東シベリア管区を中心に発展してきており、経済混乱後もこれをベースとして生産が回復しており、TITANグループ、イリム・グループ等の大企業が北西地域（一部、シベリア地域）を中心に操業しているが、極東では未発達な状況である。これを打開するため、ロシア連邦産業・商務省は、優先投資プロジェクトを策定、木材加工の発展に向けた取組を行っている。

³ 「ロシア森林大国の内実」、柿澤宏招・山根正伸編著、(2003)

⁴ 「ロシア連邦森林コンプレクス発展戦略（～2030年）」、ロシア連邦産業・商務省（2017）

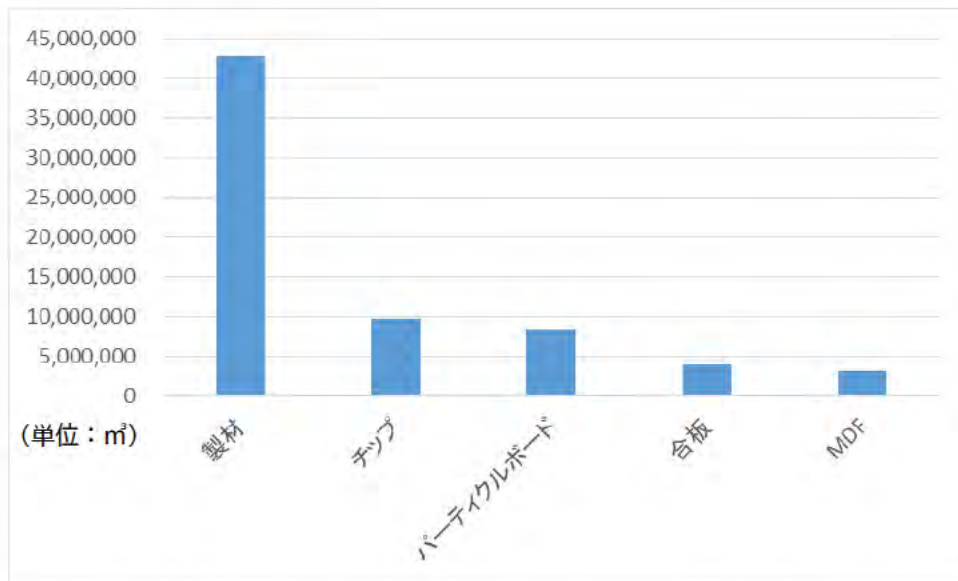


図 3.3.4 ロシア連邦における木材製品生産量⁵ (単位：m³)

上述した歴史を背景に、ロシア連邦内における木材加工業の振興を目的として、2006年5月31日より、対象品目別に丸太輸出関税の段階的な引き上げも実施されてきた。2008年の経済危機に際し、一度は見送りされた引き上げも、2019年には、25%~40%の範囲で引き上げられ、2020年には60%となっている⁶。

このような連邦レベルでの取組により、木材加工業の振興が進められているが、主要製品は、製材の4,270万m³が最も多く、これに続くチップやパーティクルボードでも一桁水準を落としたレベルで推移している。しかしながら、合板のように旧ソ連時代と比較して飛躍的に生産を伸ばしている製品もある⁷。

表 3.3.4 ロシア連邦の木材製品生産量⁸ (単位：m³)

| 品目 | 生産量 |
|-----------|------------|
| 製材 | 42,701,000 |
| チップ | 9,756,000 |
| パーティクルボード | 8,400,000 |
| 合板 | 4,013,000 |
| MDF | 3,147,000 |

⁵ FAO STAT. (2018) .

⁶ 2017年12月12日付けロシア連邦政府令第1521条

⁷ 「ロシア連邦森林複合開発戦略（～2030年）」、ロシア連邦産業・商務省（2017）

⁸ FAO STAT. (2018) .

(2) 森林伐採・木材流通に係る行政体制

ロシア連邦において、森林ファンドに関連した業務全般を行うのは、ロシア連邦政府下のロシア天然資源・環境省である。このうち、森林伐採に関連した森林計画・利用・保全業務を担当するのが、ロシア連邦森林局であり、2007年以降、各地方・州政府の下に再編された85の出先機関を拠点として、現場レベルでの情報を集約すると同時に、遠隔モニタリング（衛星、航空機）による森林火災や違法伐採への対策、統一的なデータベース（EGAIS）による木材生産・流通の管理を行っている。

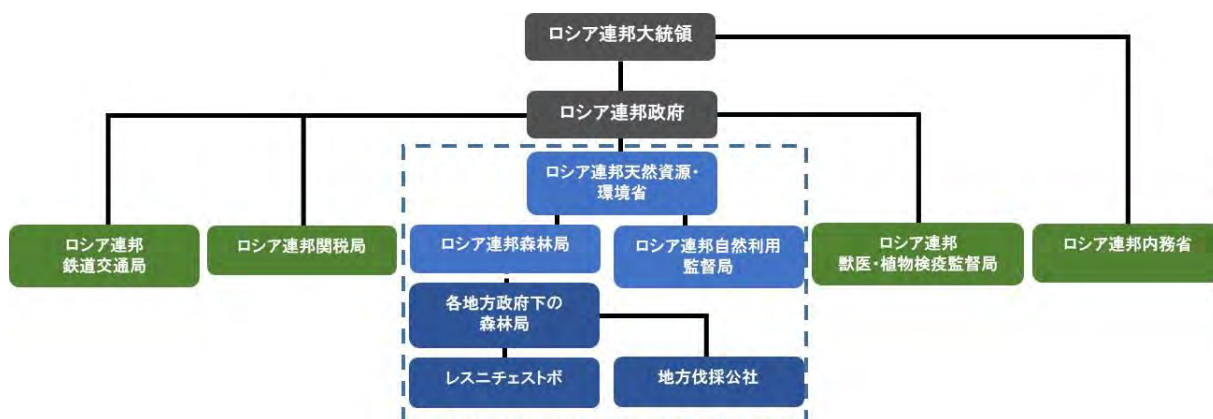


図 3.3.5 森林伐採・木材流通に係る政府機関（点線内が中心的な機関）

連邦構成主体とよばれる各地方・州の政府下の出先機関では、2006年に改定された新森林法典に従い、10年間の期限をもつ森林計画を策定し、具体的な森林利用の見通しから保全のあり方、森林セクターの発展プランまでが示される。また、10～49年の期限をもつ伐採コンセッション譲渡のためのオークションの実施や利用者とのコンセッション契約、単発的な立木売買契約などを中心業務として行う。これらの主に木材生産に関連した業務の他、病虫害や老齢木を取り除くことを目的とした保育伐・衛生伐の実施のため、地方伐採公社等と国家契約を結び施業を実施している。

この下に、レスニチェストボと呼ばれる現場で森林を管理する各部署が置かれており、森林利用者が作成する10年毎の森林開発計画および年毎の伐採申請書、月毎に実際の伐採量が記入された森林利用報告が受理される。この他、CITES 樹種に対する輸出許可の発行は、ロシア連邦自然利用監督局が担当している。

上述した森林・林業に直接的に関係する各機関の他、ロシア連邦内務省の出先機関が、各地方・州政府機関と協力の下で、「黒い伐採＝盗伐」の摘発を目的とした単発的なオペレーションを実施しており、地域によっては民間団体と協働する例もある。

国外市場への輸出に際しては、木材の輸送においてロシア連邦鉄道交通局による重量等の規制対象となる他、丸太輸出関税および特定樹種の輸出ライセンス・割当においては、ロシア連邦関税局における手続きが必要になる。さらに、輸出される木材・木材製品に対する植物検疫証明書の発行に際しては、ロシア連邦農業省下のロシア連邦獣医・植物検疫監督署への申請が必要となる。

(3) 木材貿易の状況

上述したとおり、1990年代以降に低迷した国内の木材産業を立て直し、木材加工業を振興することを目的として、この分野での優先投資プロジェクトがロシア連邦産業・商務省により立案されると共に、2000年頃から急激に増加した隣国である中国からの需要におされた未加工材の流出をコントロールするために、丸太輸出関税の段階的な引き上げがロシア連邦政府により進められてきた。この政策の影響もあり、ロシア連邦森林局（2019）による発表では、近年の原木輸出は1,900～2,000万m³の範囲で安定的に推移している。他方、製材輸出は年々増加傾向にあるとされており、2018年で3,166万m³と他の製品中最も多い。これに合板、チップ、ペレットが続いている。

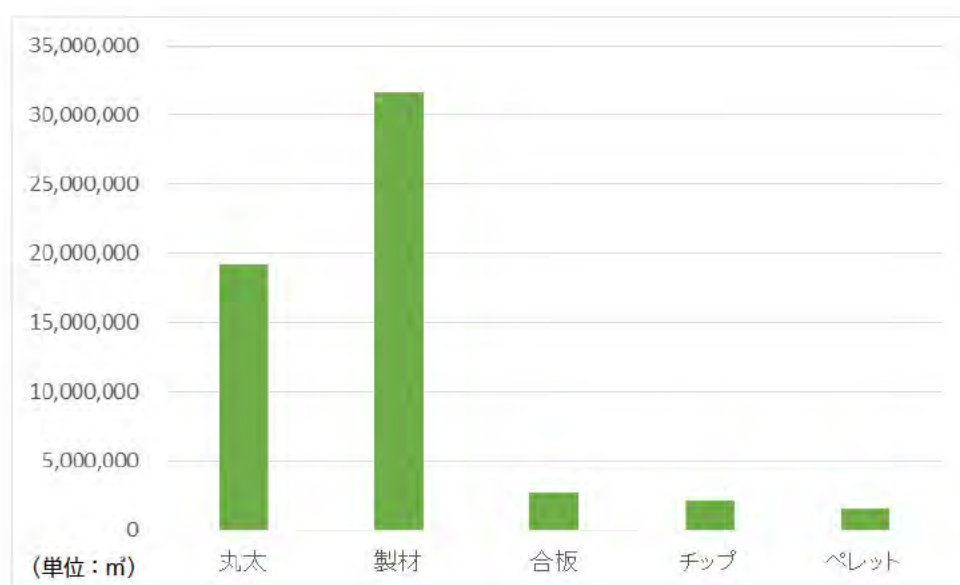


図 3.3.6 ロシア連邦からの木材・木材製品輸出量⁹ (単位: m³)

表 3.3.5 ロシア連邦からの木材・木材製品輸出量¹⁰ (単位: m³)

| 品目 | 輸出量 |
|------|------------|
| 丸太 | 19,197,000 |
| 製材 | 31,664,000 |
| 合板 | 2,696,400 |
| チップ | 2,084,256 |
| ペレット | 1,510,962 |

2019年8月に実施された本調査のヒアリングでは、今後の動向として、2020年1月に丸太輸出関税が60%に引き上げられることにより原木輸出がビジネスとして成立しなくなる懸

⁹ FAO STAT. (2018) .

¹⁰ FAO STAT. (2018) .

念が示されている。だが、特定樹種に関して丸太輸出割当を有する幾つかの大手企業においては、エゾマツ、トドマツ、カラマツで6.5%、アカマツで15%と低い税率のままでの輸出が可能であり、特定の地域とサプライヤーにおいては、丸太輸出が継続されている。その他の傾向として、今後の増産が見込まれる製品として、木質バイオマス発電での利用を想定した、チップ、ペレット等が挙げられ、極東地域では日本向けの輸出を想定した大規模な投資案件、工場建設計画が進行中である。また、東シベリア地域においても、本稿にて後述する SBP 認証を受けた木質バイオマス製品を、日本向けに提案するケースも確認されたことから、今後の輸出製品構造も変化するものと思われる。

ロシア連邦によるアジア諸国への木材輸出（丸太・製材）の傾向をみると、2000年頃を境に、隣国である中国への輸出が日本を超え急激に増加し、2006年頃には2,500万 m^3 に達している。この時期に導入された丸太輸出関税の段階的引き上げ、およびその後の経済危機の影響を受けて一時輸出量は低迷するものの、2013年頃から再び回復し、2017年には同水準まで戻っている。

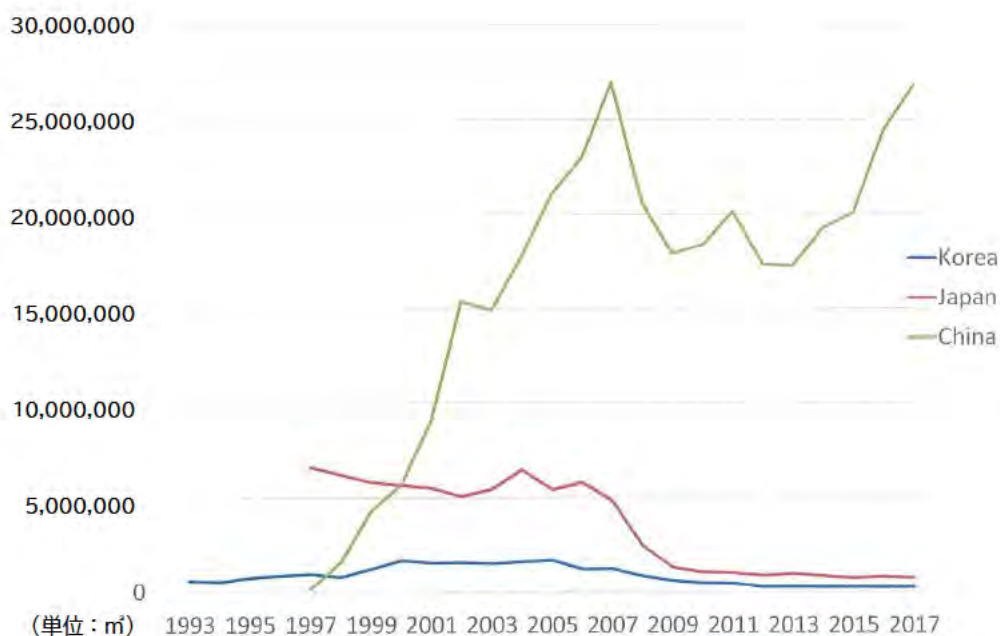


図 3.3.7 アジア諸国への木材輸出傾向¹¹

¹¹ 提供：ダリエクスポートレス（2019）

2017年におけるロシア連邦からの木材輸出先を、金額ベースでみた場合にも、中国が48億ドルと他を圧倒しており、これに日本、フィンランド、エジプト、ウズベキスタンが続いている。また、2012～2017年までの増加率をみた場合には、ラトビアやリトアニアなどのバルト三国が高い数値を示している。



木材輸出先(金額ベース)

TOP 5

| | | |
|---|------------|-----------|
| 1 | China | 48億ドル |
| 2 | Japan | 4億7900万ドル |
| 3 | Finland | 4億5200万ドル |
| 4 | Egypt | 4億3100万ドル |
| 5 | Uzbekistan | 3億3600万ドル |

増加率

2012-2017

| | | |
|---|----------------|-------|
| 1 | Latvia | +20% |
| 2 | Lithuania | +17% |
| 3 | United Kingdom | +8.5% |
| 4 | China | +8.1% |
| 5 | Netherlands | +7.1% |

図 3.3.8 ロシア連邦の木材輸出先（金額ベース）と増加率¹²

¹² Chatham House. Resource Trade.Earth. (2017).

上記の金額ベースの木材輸出額と比較し、重量ベースで木材輸出先をみた場合、中国は依然として圧倒的であるが、次にフィンランド、ウズベキスタンが続き、日本は4位となっていることから、日本向け製品単価の高さが確認できる。

2019年8月のヒアリング調査では、2000年代にはロシア国内において丸太の買付と一次加工を経て、鉄道での輸送をメインとして満州里や綏芬河への輸出を行っていた中国系のシッパーが、近年ではロシア国内にてコンセッションを取得する例も多くなっているという傾向も確認された。先述した優先投資プロジェクトに参入する例もあることから、ロシア連邦森林局による木材流通管理システムであるEGAISにおける登録情報を参照することで、中国国内からのロシア連邦への遡及性を確認できる可能性もあると言える。



木材輸出先(金額ベース)
TOP 5

| | | |
|---|------------|----------|
| 1 | China | 2,290万トン |
| 2 | Finland | 630万トン |
| 3 | Uzbekistan | 200万トン |
| 4 | Japan | 120万トン |
| 5 | Kazakhstan | 110万トン |

増加率

2012-2017

| | | |
|---|----------------|------|
| 1 | Latvia | +33% |
| 2 | Lithuania | +26% |
| 3 | Belgium | +18% |
| 4 | United States | +15% |
| 5 | United Kingdom | +15% |

図 3.3.9 ロシア連邦の木材輸出先（重量ベース）と増加率¹³

¹³ Chatham House. Resource Trade.Earth. (2017).

2) 森林認証システムの導入状況

ロシア連邦における森林認証の導入は、1998年にWWF、グリーンピース、社会・環境連合といった民間団体が中心となり、「国家ボランティア森林認証主導グループ」が組織されることで始まっている。その後、このグループをベースに、2001年に「ボランティア森林認証国民作業部会（NRG）」が組織されるとともに、責任ある森林管理に関する国家スタンダードが策定され、FSC認証の普及が進められてきた。2006年からは、このNRGがFSCロシアの事務局として正式に認可を受け活動を展開している。

ロシア連邦におけるFSC認証は、主としてFSCロシアの所在地であるモスクワを中心として、認証材への需要が高い欧州諸国に市場をもつロシア西部の林産企業のあいだで広まった。その後、2007年以降にはシベリア連邦管区のイルクーツク州における認証取得が相次いだ。他方、極東地域では、2004年に沿海地方で1社が取得した後、しばらく数は増えなかったが、その後、同社グループ企業による認証取得、隣接するハバロフスク地方の大企業等による取得が重なったが、2019年8月時点のデータでは、沿海地方の伐採企業2社およびハバロフスク地方の大企業グループが抜けているため、極東地域における認証取得者は、FM/CoC認証が4件、面積にして297万ha、CoC認証が7件に減少している。

ロシア連邦全土におけるFSC認証の取得者は、FM/CoC認証が188件、面積にして4,835万ha、CoC認証が677件であり、日本市場とも関連するシベリア地域では、FM/CoC認証が37件、面積にして1,158万ha、CoC認証が62件となっている。¹⁴

FSCロシアの公表している分布図からも明らかなように、認証林はシベリア連邦管区、特にイルクーツク地方、北西連邦管区に多くみられる。

本調査のヒアリングでは、2014年のFSC総会において提起された、インタクト・フォレスト・ランドスケープ（IFL）に関する動議65番に影響を受けたFSC離れが、主にシベリアおよび極東地域において進んでいることが確認された。これは、林道等のインフラが未発達であり、年間許容伐採量の3割程度の利用率に留まっている同国の森林地帯において、現時点でコンセッションを取得している林産企業が新たに林道を敷設し、伐採施業を継続的に拡大しようとする際、同社のコンセッション内に人間活動の影響を受けていない未開発林（IFL）があることにより、ロシア連邦の森林法に則りコンセッション全体に対する賃借料を払い続けながらも、FSC認証の規則上は伐採できない林地を持ち続けなければならないという矛盾を生むため、国内法上合法的に森林を開発し、伐採量を増加させようとする業者にとっては、操業上の障害として認識されるためではないかと現地ではいわれている。

¹⁴ FSC Russia（2019年10月31日時点）

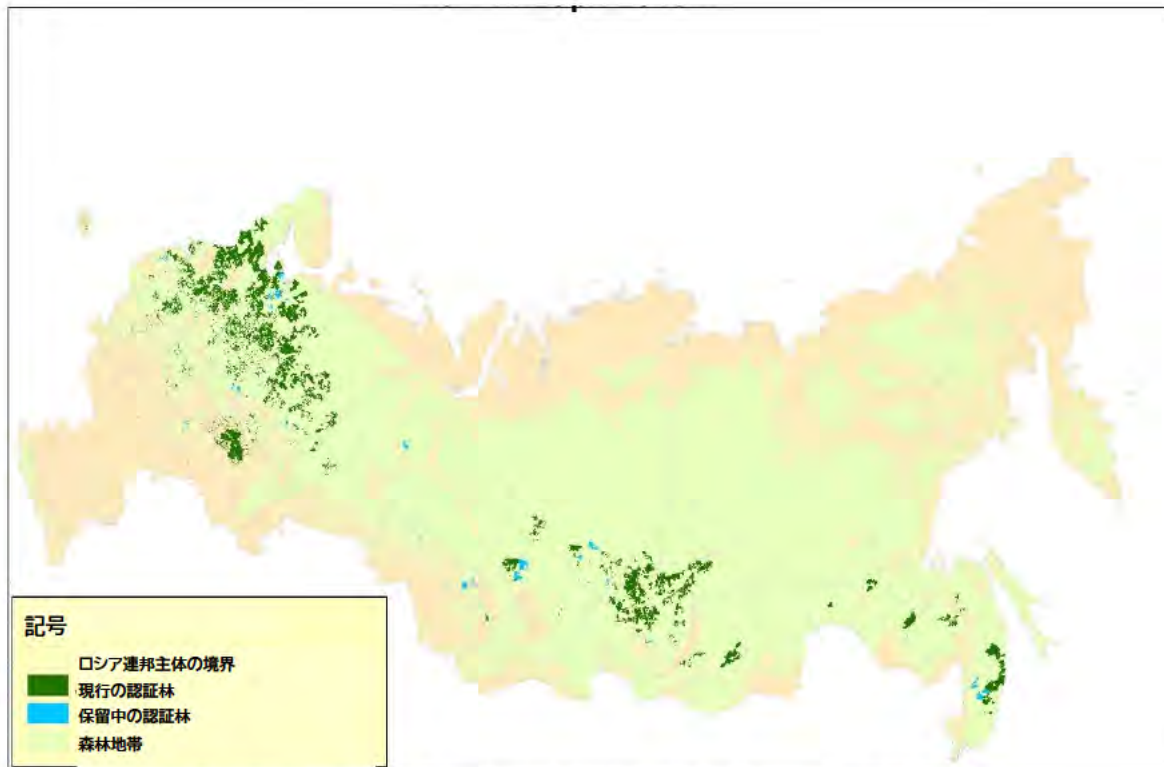


図 3.3.10 ロシア連邦における FSC 認証林 (2018 年 1 月時点) ¹⁵

(濃い緑：現行の認証林、水色：停止中の認証林、黄緑：森林地帯)

他方、ロシア連邦における PEFC 認証も近年増加傾向にある。ロシア連邦における PEFC は、2006 年頃からロシア連邦天然資源省下の組織と木材業・輸出者の業界団体の二つにより推し進められ、その後、ボランティア森林認証国民会議 (RNSLS) として一本化され、ボランティア森林認証システム (FCR) が策定されたが、運用に関してロシア連邦法上の十分な法的基盤が得られなかったことから、2011 年に、システムの管理権限が森林認証発展センターに移譲され PEFC ロシアとなる。その後も、認証システムの変更を繰り返し、2019 年に「森林認証発展センター協会」という名称で新たな組織が創設され、PEFC とロシア連邦法の要求に応じた書類システムを構築している。

ロシア連邦における PEFC 認証の普及は、2010 頃の北西連邦管区のレニングラード州の企業による認証取得から開始された。その後、既に FSC 認証を取得しているロシア西部およびシベリア地域の企業による PEFC 認証の取得が相次ぎ、FSC 認証と PEFC 認証の双方を同時に保有する企業が増加した。また、極東地域では、2018 年頃から PEFC 認証の取得企業が少しずつ増えている現状がある。本調査におけるヒアリングでは、上述した FSC 離れと関連した PEFC への乗りかえも確認された。現在のロシア連邦における PEFC 認証は、FM 認証が 54 件、面積にして 3,120 万 ha、CoC 認証が 47 件となっており今後の拡大が予想される¹⁶。

¹⁵ FSC Russia

¹⁶ PEFC ロシア (2019 年 9 月 1 日時点)

3) 違法伐採の関連情報

(1) 違法伐採の概要とタイプ

ロシア連邦における違法伐採問題は、旧ソ連邦崩壊に伴う経済的な混乱期における木材産業の低迷と関連して注目され、問題視されるようになった。急激な体制変換に伴う法的な混乱にあって、国営林産企業の解体や資金不足による木材加工施設の閉鎖が相次いだ。雇用の喪失と物資の不足は、伐採を生業としていた辺境の地方を困窮に追い込んだ。このような状況を背景とし、新たに導入された市場経済への対応の過程で、盗伐や伐採許可証の偽造・使い回し等の非合法的な手段による木材調達が行われるようになる。

このような違法伐採問題は当初、民間団体等による調査が行われ、問題提起されてきたが、2005年11月にサンクト・ペテルブルグにおいて開催された ENA FLEG (Europe & North Asia Forest Law Enforcement and Governance=欧州・北アジアにおける森林法の施行とガバナンス) の閣僚会合において閣僚宣言と行動計画が合意された後の2006年1月からは、ロシア連邦森林局が、「違法伐採および木材の違法流通に関する国家行動計画」の実現に踏み出した。この国家行動計画により違法伐採対策として遠隔モニタリング(衛星・航空機)の実施が強化され、発生要因の分析の下で様々な施策が検討されていく。

近年、上述した当局による違法伐採対策、民間団体による調査、木材産業の集約化を背景に、従来のような小規模な伐採業者による盗伐や書類偽造による違法流通等を意味する「黒い伐採」は、減少傾向にあるといわれている。しかしながら、「灰色の伐採」と呼ばれる、合法的にコンセッションや伐採・流通に関する権利をもつ業者による違法行為が問題視されている。以下にその例を幾つか示す。

■汚職と関連した不適切な衛生伐採の実施

主として森林資源の豊富な地域、高額で取引される広葉樹種の多い地域において、不正なオークションによる違法なコンセッション譲渡、あるいは自然保護区等における衛生伐採を実施するための国家契約の締結などが問題視されている。

本調査時には、イルクーツク州の林産業省大臣が、保護区における衛生伐採に関して不正と違法伐採の罪で逮捕・拘留されていた¹⁷。また、沿海地方におけるナラ・タモなどの高級広葉樹種を対象とした不適切な衛生伐・保育伐が用材調達の隠れ蓑になっていると、長年に渡り民間団体により指摘されている¹⁸。このような状況が改善しないことを背景に、民間団体の働きかけを通じて、ナラ・タモ・チョウセンゴヨウマツ等の高級樹種がCITES樹種として登録されることにつながっている。

■集材と選別廃棄(ハイグレーディング)

現行森林法のもと、コンセッション保有業者の森林経営・管理の責任が拡大され、国家森林

¹⁷ TACC (ロシア語での報道) . (<https://tass.ru/proisshestiya/6524643>)

¹⁸ WWF ロシア (<https://wwf.ru/resources/publications/booklets/praktika-rubok-ukhoda-i-sanitarnykh-rubok-na-dalnem-vostoke-rossii-zakonnoe-prikrytie-nezakonnykh-ru/>)

管理官の人員縮小も伴うことで、伐採地において伐採された木材の管理において、監督機関の及ばない状況下での選別廃棄（ハイグレーディング）が同地域で調査にあたった民間団体により報告されている。また、伐採地、山土場、里土場へと流れるなかで、他の出所の木材との混合が行われ、同様に良質な用材のみが選ばれ取引されることもあるといわれている¹⁹。

■境界線を越えた伐採

合法的に伐採する権利を持つ業者が、コンセッションの境界を越えて伐採するケースがあるといわれている²⁰。このような違反は、連邦レベルでの遠隔モニタリングによって摘発されるケースもあるが、択伐などの方法で伐採された場合には発覚が難しい。また、コンセッション内においても、業者により森林開発計画で定められた伐採地の外で施業する等の林業法違反など、摘発が難しいケースも多い²¹。

■森林調査簿（インベントリ）の老朽化を利用した違反行為

本調査のヒアリングにおいて確認された現状として、伐採業者が森林開発計画を策定する際にも利用される森林調査簿（インベントリ）が、10年以上前に作成されたものに基づいている点が、FSC ロシア本部やシベリア地域の森林認証審査機関等から指摘されている。これを利用し、不正に実質伐採量が報告される例がある。但し、このような現状を踏まえ、国家による森林調査簿の刷新も進められており、2020年には完了する旨もロシア連邦森林局から報告されている。

（2）違法リスクへの対応例

上記の違法伐採のタイプ別のリスクへの対応として、後述するロシア連邦森林局による違法伐採対策である統一的なデータ管理システムの情報をもとに、取引先、伐採地域、樹種等の情報を整理することに加え、下記の情報を参照することができる。

■連邦機関による取締結果を参照

ロシア連邦森林局長による発表では、最近3年間における違法伐採は、51,300件、総量にして450万m³に上り、違法伐採に関する刑法上の犯罪として検挙された件数は、合計で約5千件に上る²²。また、ロシア連邦森林局が2019年10月初旬までの状況をモニタリングした結果、1,043件のコンセッション契約に関して違反が発覚（加工義務、保全・保護・再生の義務）していると同時に、違反行為の20%がEGAISへの登録ミスによることが報告されている。このような情報を得るために、連邦機関による取組を参照することができる。

¹⁹ WWF ロシア (<https://wwf.ru/resources/publications/booklets/istoshchenie-resursov-drevesiny-duba-mongolskogo-i-yasenyamanchzhurskogo-v-primorskoy-krae/>)

²⁰ ロシア連邦森林局による遠隔モニタリングの結果
(http://rosleshoz.gov.ru/activity/forest_use/stat?eef69476fefac35c1ecef04b899ccd)

²¹ ロシア連邦森林局のリリースに基づいた記事（摘発されたケースの例）(<https://sovzond.ru/press-center/news/lesnoe-khozyaystvo/5256/>)

²² ロシア天然資源・環境省プレスリリース（2019年1月17日付け）

ロシア連邦森林局のサイトにて、ロシア連邦主体（地方・州）毎の遠隔モニタリング²³の結果が参照できる。表 3.3.6 の一番左の列には、ロシア連邦主体と呼ばれる地方・州の名称が表示されており、二列目には、本報告にて後述する、木材の伐採・流通に関わる各業者による登録が必須とされている国家統一自動情報システム（EGAIS）への情報登録に際した違法行為件数、三列目には、伐採に際した権利書類の欠如による森林法違反、四列目では森林利用上の違反情報が確認できる。三列目と四列目はそれぞれ、違反の件数、面積 (ha)、木材の容量 (m³) に三分割されており、違法伐採の規模を確認することができる。

表 3.3.6 ロシア連邦主体（地方・州）毎の遠隔モニタリングの結果²⁴

| Федеральный округ/ наименование субъекта РФ | Нарушения лесного законодательства по причине не предоставления данных в ЛесЕГАИС в установленном порядке | Нарушения лесного законодательства (ст. 29 ЛК РФ) по причине отсутствия правоустанавливающих документов на заготовку древесины | | | Нарушения лесного законодательства при использовании лесов по статьям 43-46 ЛК РФ | | |
|---|--|---|----------------|----------------|--|------------|----------------|
| | кол-во случаев | кол-во случаев | га | м ³ | кол-во случаев | га | м ³ |
| Всего по Российской Федерации | 885 | 2 639 | 6 702,3 | 596 851 | 51 | 407 | 14 644 |
| Центральный федеральный округ | | | | | | | |
| Владимирская область | 13 | 37 | 25,4 | 2 509 | | | |
| Ивановская область | 3 | 4 | 1,4 | 214 | | | |
| Калужская область | 15 | 1 | 0,4 | 178 | | | |
| Костромская область | 12 | 24 | 34,9 | 6 227 | | | |
| Смоленская область | 2 | 1 | 0,3 | 22 | | | |
| Тверская область | 1 | 24 | 21,1 | 2 791 | | | |
| Итого по федеральному округу | 46 | 91 | 83,5 | 11 941 | 0 | 0 | 0 |

以下のロシア連邦森林局のサイトでは、コンセッション契約違反、その他の林業法違反により、契約が打ち切られた業者のリストを参照することができる。各森林利用者に関して、調停裁判所判断での契約停止等、取られた措置が明記されており、業者名、個別納税者番号等による違反業者の検索も可能となっている。

²³ ロシア連邦森林局が実施する遠隔モニタリングは、衛星モニタリングのデータに基づき、航空機によるモニタリング、EGAIS データとの照合、地上レベルでの調査を適時行うことでモニタリング結果を確定している。

²⁴ ロシア連邦森林局 (<http://rosleshoz.gov.ru/activity/inventory/presentations?3c27a88569bfd8784281ac7b46011b49>)

РЕЕСТР НЕДОБРОСОВЕСТНЫХ ЛЕСОПОЛЬЗОВАТЕЛЕЙ

КОЛИЧЕСТВО РАСТОРГНУТЫХ ДОГОВОРОВ И ФАКТОВ УКЛОНЕНИЯ ОТ ЗАКЛЮЧЕНИЯ ДОГОВОРА : **704**

ЛЕСОПОЛЬЗОВАТЕЛИ : **469** ← **森林利用者の数** ↑

ОБНОВЛЕНИЕ РЕЕСТРА : 15 НОЯБРЯ 2019

違反件数

| № РЕЕСТРОВОЙ ЗАПИСИ , НАИМЕНОВАНИЕ | | ИНН | | | | | |
|---|--|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|------------------------|--------------------------------------|
| АДРЕС | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> • ДАТА ПРОВЕДЕНИЯ ТОРГОВ • НОМЕР ДОГОВОРА • ВИД ИСПОЛЬЗОВАНИЯ ЛЕСОВ • АРЕНДОДАТЕЛЬ | <ul style="list-style-type: none"> • ОСНОВАНИЕ ДЛЯ РАСТОРЖЕНИЯ ДОГОВОРА В СООТВЕТСТВИИ С ЧАСТЬЮ 2 СТАТЬИ 98.1 ЛЕСНОГО КОДЕКСА РОССИЙСКОЙ ФЕДЕРАЦИИ • РЕШЕНИЕ СУДА • ДАТА ВНЕСЕНИЯ В РЕЕСТР | | | | | | |
| № | НАИМЕНОВАНИЕ | ИНН | НОМЕР ДОГОВОРА | АРЕНДОДАТЕЛЬ | РЕШЕНИЕ СУДА | ДАТА ВНЕСЕНИЯ В РЕЕСТР | ПОИСК |
| <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="button" value="ПОИСК"/> |

図 3.3.11 悪徳な森林利用者リスト²⁵

■ 地方政府と民間団体による取組を参照（極東地域）

極東地域の沿海地方およびハバロフスク地方を中心に活動する WWF ロシア・アムール支部は、沿海地方において高級樹種を対象とした違法伐採の摘発を目的とし、衛星モニタリングを活用したシステム「KEDR」²⁶の運用を開始。沿海地方政府とも協働を進めており、ドローンを利用した調査も行われている。また、ハバロフスク地方においては、集材とハイグレーディングの問題を歩留まりから管理する「Digital official」と呼ばれる取組の準備が進められている。

■ 森林認証制度を参照

既存のシステムを利用した場合でも、厳密な伐採地における適正な森林管理に関する情報の取得、伐採地からサプライチェーンを担保する書類の取得には課題が残るとされるため、国外に市場をもつ多くの業者は、国際的なマーケットを想定して森林認証制度を利用している。また、これらの国際認証機関は、EUTR 等の海外の制度にも精通しており、業者向けのセミナー、視察ツアー等も開催していることから、デューデリジェンスの充実の観点から情報を参照することができる。

■ 民間団体が作成したレポートを参照

上述したロシア連邦森林局の WEB サイトにおいて公開されている公式なデータを参照する他、特定の地域における固有の樹種等に関連した詳細な調査をベースとした民間団体のレポートが参照できる。例えば、WWF ロシアの WEB サイトでは、極東ロシアの保育伐、衛生伐採の問題点、ハイリスクなナラ・タモの現状、極東からの木材輸出の現状などに関する詳細なレポート等が参照できる。

²⁵ ロシア連邦森林局 (http://rosleshoz.gov.ru/activity/forest_use/registry#registry)

²⁶ WWF ロシア (<https://amurinfocenter.org/tools/projects/sistema-kedr/>)



図 3.3.12 WWF ロシアによるレポート例

3.3.2 森林伐採の関連法令・書類・証明システム等

1) 法令の概要

森林伐採に関連する法律は、連邦法第 200 号の森林法典 (2006) により大枠が定められている。これに、政府により全権が委任された各機関により出される公文書に基づいた法的・規範的アクトと呼ばれる連邦法、大統領令、連邦政府令、地方・州法により詳細な規定が加わる。同森林法典では、森林管理に関与する政府機関の再編に加え、伐採許可から伐採申請への転換、伐採業者による責任の拡大など大規模な変更が加えられている。

下図に示す森林伐採から輸出までの流れにおいて、図中上、水色で示した部分がロシア連邦、あるいは地方・州の森林局が関与するプロセスであり、その他の色で示した部分が、森林局以外の連邦機関が関与する部分である。中間色となっている「税関申告書」の部分は、伐採から輸出までの流通管理において 2016 年より連邦森林局と連邦関税局が協働で管理するプロセスであることを示している。また、図 3.3.13 左の点線で囲った①～③が、伐採に関係した 3 種類の方法を示しており、図中下の「山土場」へと紐づけられている「森林利用報告」の提出までが、伐採を行う者が実行しなければならない一連のプロセスとなる。

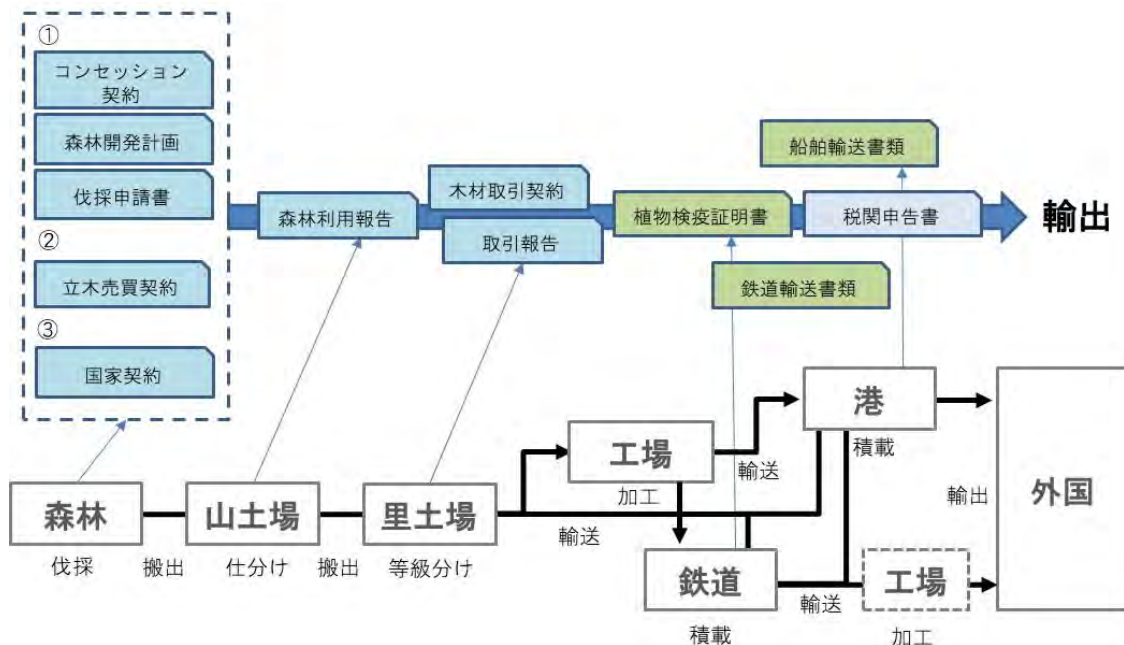


図 3.3.13 森林伐採から輸出までの流れ (図中下) と関連する書類 (図中上)

(1) 伐採権

表 3.3.7. の森林法典に従い、伐採を行う者は、地方・州政の森林局により公示されるオークションを通じて 10~49 年までの利用期限をもつコンセッションを取得し契約を締結するか、あるいは単発的な立木売買契約を締結しなければならない (表 3.3.7. の第 8 章)。この立木

売買契約には、用材の調達以外にも薪材の調達、建設目的の伐採等が含まれる。加えて、特定の地域で整備が必要となった病虫害木、老齢木を対象とした衛生伐、保育伐に対しては、地方・州の森林局との間で国家契約を締結しなければならない。

(2) 伐採施業

コンセッションを取得したものは、10年間期限で森林開発計画を策定しなければならない。同計画には、伐採施業に際した樹種、容量、場所等の計画のみならず、森林保全・保護・再生活動、林地でのインフラ整備、森林火災の消火活動、生物資源の保護等についての記載もあり、添付書類として各計画に対応した地図がコンセッション保有者により作成され、地方・州の森林局へと提出される。同計画に基づき、利用者は年に一回、伐採申請書を作成し、地方・州の森林局へと提出しなければならない。伐採施業の実施後には月に一回、森林利用報告を同局へと提出することが義務づけられている。

(3) その他の伐採関連法

その他、表 3.3.7. に挙げた伐採に関連する法律のうち、ロシア連邦森林局令 N513 (2011) を参照することで、国内で禁伐種に指定されている樹種情報が確認できる。また、一定規模の伐採が違法伐採と判断された場合には、森林法ではなく刑法第 260 条において厳しく罰せられる点は、注意が必要である。刑法第 260 条では、上記の「一定規模」を、想定される被害額の規模により 3 段階に区分している。この被害額は 2007 年 5 月 8 日付けロシア連邦政府令第 273 号により、被害の深刻さに従って地方・州別に設定された単価により算定される。

(4) 地方・州の森林計画

森林法典第 86 条に従い、各地方・州政府では、10 年間効力をもつ森林計画を策定している。各地方・州別にわずかな項目や構成上の違いはあるが、基本的には同様の内容となっており、地方の特色に応じた森林の利用・保護・保全・再生の方向性、経済効果等が示されている。主たる内容は以下である。

- I. 地方・州の詳細。ロシア連邦主体の森林計画策定の情動的・方法論的根拠について
- II. 地方・州の森林利用、森林保全・保護・再生活動の実施、前回の森林計画の実行期間における森林特性の変化の評価
- III. 森林資源および森林の環境形成、水源涵養、保護、保健衛生、健康増進等の有用な効果、木材製品市場、森林開発の展望の評価
- IV. 地方・州の森林計画の実施期間における目的と課題、施策の実施、計画指標
- V. 地域の森林経営システムの組織および資源的・人材的な保証
- VI. 地方・州の森林計画の実施における経済効果および期待される結果

各地方・州の森林計画は、それぞれの政府のWEB サイトにて公開されており、伐採区の林班まで分かる地図、保護区や他の利用を含めた目的別の地図等が添付資料として掲載されている。上記のコンセッション契約、森林開発計画、伐採申請書、森林利用報告に記載されている情報から林班の位置情報も参照できる。

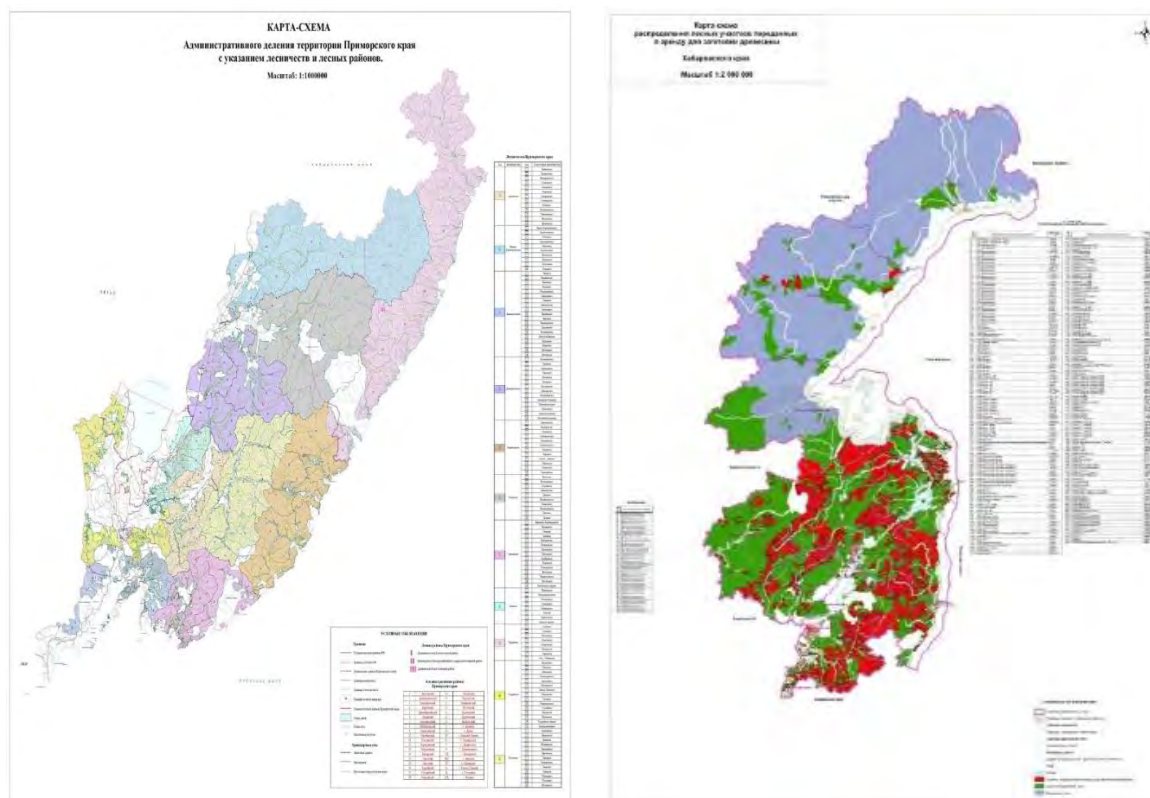


図 3.3.14 森林区が分かる地図²⁷
(左：沿海地方、右：ハバロフスク地方)

²⁷沿海地方森林計画 第1巻 (<https://primorsky.ru/authorities/executive-agencies/departments/forestry/docs.php>)
(ハバロフスク地方) (https://les.khabkrai.ru/Forest_Information/Lesnoj-plan/)

表 3.3.7. 森林伐採に関連する法令

| 法令 | 内容 |
|--|---|
| 森林法典 No.200-FZ(2006) | 森林という概念から、利用・保護・保全・再生等の全般に関して規定されている主要な法律 |
| 第 86 条 森林計画 | 地方・州の政府毎に 10 年の期限で策定される。森林計画の目的・課題から開発計画等、盛り込むべき事項が明記 |
| 第 72 条 コンセッション契約 | コンセッション契約に関する規定 |
| 第 73 条 コンセッション料金 | コンセッションを受ける場合の料金について規定 |
| 第 88 条 森林開発計画 | コンセッション利用者が 10 年に 1 回策定する伐採・保護・再生等の計画について規定 |
| 第 26 条 伐採申請書 | コンセッション利用者が 1 年に 1 回策定する伐採申請書について規定 |
| 第 87 条 林業規則 | これに従い、各地方・州毎に森林区毎の林業規則が制定される |
| 第 16 条 森林伐採 | 森林伐採の対象を、伐期に達したもの、保育伐の対象のもの等に分類して規定 |
| 第 17 条 森林の皆伐および択伐 | 伐採方法としての皆伐と択伐について規定 |
| 第 20 条 木材の所有権 | 民法に従い、木材あるいはその他の森林資源を所有する権利を規定 |
| 第 25 条 森林利用の種類 | 伐採、非木材林産物採取、農業利用、研究利用、レクリエーション利用等、森林利用の種類について規定 |
| 第 29 条 木材調達 | 木材調達の対象となるもの、樹種、調達する主体等について規定 |
| 第 8 章 国有あるいは地方自治体所有の森林地区のコンセッション契約締結の権利、または立木売買契約締結の権利に関する競売 | 表題の各項目について詳細に規定された章 |
| 第 11 章 森林利用料金 | コンセッションあるいは立木売買契約の料金、森林の価格査定について規定 |
| 第 2.3 章 木材および取引登録の国家統一自動情報システム(EGAIS) | 木材生産・流通を管理する連邦レベルの取り組みである国家統一自動情報システム(EGAIS)について規定 |
| * 以下、森林法典以外 | |
| 森林法典および行政処分法の一部改正について No.415-FZ(2013) | 木材のラベリング、EGAIS の導入について規定する連邦法 |
| ロシア連邦民法典 N-14-FZ(2019 年改定) 第 34 章 賃貸借 | 伐採コンセッションの取得に際した賃貸契約について規定 |

| | |
|---|---|
| <p>伐採が禁止される木材および灌木の種類(樹種)リストの承認について (ロシア連邦森林局令)N513(2011)</p> | <p>伐採が禁止される樹種が明記 (マンシュウグルミ、チョウセンゴヨウマツ、イチイ等)</p> |
| <p>森林開発分野における優先投資プロジェクトについて (ロシア連邦政府令)N190(2018年改定)</p> | <p>木材加工分野の発展のため、オークションなしでのコンセッション取得となる枠組み。木材加工施設の建設が条件づけられる。ロシア連邦産業商務省により策定</p> |
| <p>国有の森林資源の容量毎単価および森林区域毎単価について (ロシア連邦政府令)N310(2019年改定)</p> | <p>地方・州別の森林資源の単価が規定</p> |
| <p>ロシア連邦刑法典 N-63-FZ(2019年改定) 第 260 条 違法な木材伐採</p> | <p>一定規模以上の違法な木材伐採を刑法違反として罰する旨が記載されている</p> |

3.3.3 木材流通の関連法令・書類・証明システム等

1) 法令の概要

森林伐採同様、木材流通に関連する基本的な法律は、森林法典となっている。現在の流通管理に続く同法典の重要な改正が、2013年の連邦法第415号により行われ、国家統一的なデータベースによる木材流通管理システムの構築が進められている。

(1) 木材流通に関する法令

森林法第2.1章では、沿海地方等に多いナラ・タモ等の高級樹種の丸太を一本毎に管理するためのラベリングの導入について規定されている。また、第2.2章においては、木材輸送および取引の登録が規定されており、木材樹種、容量、等級構成、仕向先、取引申請番号等の情報が記載された添付書類を付けることが義務付けられている。この添付書類が連邦レベルでの統一的なデータベース管理の際にも不可欠とされるものであり、その記載内容やフォーマットは、ロシア連邦政府令第571号「木材運搬のための添付書類について」により示されている。

この他、ロシア連邦民法典の第785条においては、木材の送り主が貨物の受け手に対して送り先情報を知らせる等の貨物輸送契約上の義務が示されている。

また、ロシア連邦刑法典の第191.1条では、明らかに違法に伐採された木材の販売を目的とした、一定量以上の取得、保管、輸送、加工に対して、刑法上の罰則が与えられる旨が記載されている。

表 3.3.8 木材流通に関連する法令

| 法令 | 内容 |
|---|---|
| 森林法典 No.200-FZ(2006) | |
| 第 2.1 章 木材の登録およびラベリング | ナラ・タモ・ブナ等の高級樹種に関して、1 本毎のラベリングを行うことが義務付けられている |
| 第 2.2 章 木材輸送および取引の登録 | 木材の輸送においては、木材樹種、容量、等級構成、仕向先、取引申請番号等の情報が記載された添付書類を付けることが義務付けられている |
| 第 2.3 章 木材および取引登録の 国家統一木材および木材取引登録自動情報 システム(EGAIS) | ロシア連邦における情報システムとしての国家統一木材および木材取引登録情報システムについて規定。コンセッション契約、立木売買契約、伐採申請書、森林利用報告、木材取引情報、取引申請、実質購入量、ラベリング等の情報を、インターネットを通じて登録することが義務づけられている |
| 第 7 章 木材売買契約 | 立木売買契約の価格、締結、変更、解消等について規定 |
| 森林法典および行政処分法の一部改正について No.415-FZ(2013) | 木材のマーキング、EGAIS の導入について |
| 木材運搬のための添付書類について (ロシア連邦政府令)No.571(2014) | 森林法第 50.4 条に従い、木材運搬のための添付書類に記載されるべき各項目、フォーマットが規定 |
| ロシア連邦民法典 N-14-FZ(2019 年改定) 第 785 条 貨物輸送契約 | 送り主が貨物の送り先情報等を送り状によって受け手に伝える義務が記載されている |
| ロシア連邦刑法典 N-63-FZ(2019 年改定) 第 191. 1 条 明らかに違法に伐採された木材の 販売を目的とした取得、保管、輸送、加工 | 一定規模以上の木材を違法に利用した場合、刑法違反として罰せられる旨が記載されている |
| イルクーツク州内における木材の受入・加工・搬 出ポイントの活動組織について (イルクーツク州法)N100-OZ(2018 年改定) | イルクーツク州内の木材集積場、加工工場への木材の受入・搬出ポイントの登録と流通管理の方法が定められている |



写真：沿海地方においてラベリングされた丸太²⁸

（２） 地方・州における流通に関する法令

イルクーツク州では、2005年頃より未加工のまま州外・国外へ搬出される木材流通を制限する目的で、州政府主導のもとで木材流通における輸送拠点の登録と管理強化に関する様々な取組を実施している。2010年からは州法第93号および第136号により「木材受入・搬出ポイント」に関する取組が開始され、2016年には上記に加工工場を加えた、州法第100号「イルクーツク州内における木材の受入・加工・搬出ポイントの活動組織について」が制定され、上述した EGAIS との連動も規定されている。流通業者による登録は、WEB サイトの「LESREGISTR」²⁹を通じて行われ、月次の報告提出義務も課されている。同様の取組は、ザバイカリスク地方などでも実施されている例が報道されている。しかしながら、2019年12月27日付けのロシア連邦森林局のリリース³⁰では、イルクーツク林業省における数々の違法行為を理由に、同州にロシア連邦森林局の支部を創設することが明記されており、EGAIS や遠隔モニタリングの取組もこの直轄機関の下で行われることが予定されているため、同州法下の取組である木材の受入・加工・搬出ポイントが今後どうなるかは未定である。

また、沿海地方においても同様の取組として、2014年1月20日付け沿海地方政府令第7-pa号により、登録システム「IS DEKREMENT」による木材の受入・加工・搬出ポイントの登録が開始され、登録状況も公開されている³¹。しかしながら、2019年8月の同地方での林産企業および林業関係者への聞き取りでは、「IS DEKREMENT」は、同システムの運用に必

²⁸ 提供：WWF ロシア・アムール支部

²⁹ 出典：<https://lesregistr.ru/user/login>

³⁰ 出典：<http://rosleshoz.gov.ru/news/2019-12-27/n9433>

³¹ 出典：<https://www.primorsky.ru/authorities/executive-agencies/departments/forestry/reestr-punktov-priyemadrevesiny/index.php>

要な他の諸機関の情報利用に関する連邦レベルでの法的根拠を欠いているために機能していない、取組を利用している業者を知らない等、機能していることを裏付ける情報は得られていない。

(3) 木材加工に関連する法令

森林伐採と関連し、木材加工を行うインフラを建設する際の制約等については、森林法第 14 条において、また森林地域においてインフラを建設する際の用地の賃貸契約については、第 46 条において規定されている。また、ロシア連邦内で生産される木材・木材製品は、国家規格である GOST に則ることが義務付けられている。

ロシア連邦内での木材加工分野の発展については、ロシア連邦産業商務省が主導となり、優先投資プロジェクトという枠組みで、各地方・州別のプロジェクトリストが作成されている。このプロジェクトでは、木材加工インフラの建設を条件に、オークションなしでのコンセッションの取得等の優遇措置が明記されている。

表 3.3.9 木材加工に関連する法令

| 法令 | 内容 |
|--|---|
| 森林法典 No.200-FZ(2006) | |
| 第 14 条 木材加工インフラ | 伐採された木材を加工する工場、バイエネルギープラントの建設に関して規定。保護林等の建設が禁止される領域も規定 |
| 第 46 条 木材加工のための森林利用 | 木材加工のために建設される工場のための森林地域の賃貸について等を規定 |
| 国家規格(GOST) | 製品分類「K」において、丸太、製材等の木材製品、紙・パルプの国家規格が示されている |
| 森林開発分野における優先投資プロジェクトについて (ロシア連邦政府令)N190(2018 年改定) | 木材加工分野の発展のため、オークションなしでのコンセッション譲渡等が可能な枠組み。ロシア連邦産業商務省により策定される |

2) 許認可制度及び関連書類の概要

(1) 木材および木材取引登録の国家統一自動情報システム (EGAIS)

ロシア連邦森林局は、国内の違法な木材伐採・流通、国外への輸出の問題を踏まえ、国内で統一的なデータベースを構築し、これを管理することを目的とし、2013年連邦法第415号「森林法典および行政処分法の一部改正について」により、木材および木材取引登録の国家統一自動情報システム（以下、EGAIS）の取組を開始した。同システムは、2016年1月から運用が開始され、2017年からは、ロシア連邦関税局との協働も開始し、システムの改善を繰り返しながらコンセッション契約から輸出までの流れを管理している。

| 申請番号 | 販売者名 | 個別納税者番号 購入者名 | 日付 | 容量 |
|--------------------|---------------------|-----------------|------------|------------------------|
| 000100332500796... | ООО "АВИКО" | 3702125327 | 28.04.2016 | Пр. 141.9 / Пс: 0 |
| 000136040040049... | Специализирован... | 3663088069 | 07.04.2015 | Пр. 0 / Пс: 0 |
| 000500301401853... | ИП Нестеров Лео... | 383200395544 | 12.11.2019 | Пр. 48.92 / Пс: 0 |
| 001100010507700... | ИП Шайногин Оле... | 010100089496 | 11.11.2019 | Пр. 1.95 / Пс: 1.95 |
| 000201040008840... | ООО "Юг-Альпис" | 0104014449 | 11.11.2019 | Пр. 0 / Пс: 0 |
| 000501070282872... | ООО "ЭкоЛес" | 0104015516 | 11.11.2019 | Пр. 0 / Пс: 0 |
| 000200390610657... | ООО "ЭкоЛес" | 0104015516 | 11.11.2019 | Пр. 1 555.5 / Пс: 1... |
| 001100000000000... | МЭЗ ДАХ | 0104015643 | 11.11.2019 | Пр. 0 / Пс: 0 |
| 001101050389313... | ИП Шалеев Игор... | 010405565654 | 11.11.2019 | Пр. 0 / Пс: 0 |
| 001123371573920... | ИП Левишев Асл... | 010506611240 | 11.11.2019 | Пр. 0 / Пс: 0 |
| 003001040059355... | АО "Юг-Ярус" | 0105069610 | 11.11.2019 | Пр. 0 / Пс: 0 |
| 003101040059355... | АО "Юг-Ярус" | 0105069610 | 11.11.2019 | Пр. 0 / Пс: 0 |
| 002900610206843... | ИП Сташ Юрий Ас... | 010702828722 | 11.11.2019 | Пр. 0 / Пс: 0 |
| 009200000000000... | Общество с орган... | 0201009885 | 11.11.2019 | Пр. 0 / Пс: 0 |
| 000200744405463... | ИП Юмагулина Га... | 021100316933 | 11.11.2019 | Пр. 0 / Пс: 1 482.89 |

図 3.3.15 公開されている EGAIS の情報サイト（取引タブ）³²

同システムには、森林伐採および木材流通に関係し、すべての業者の登録が義務付けられている。伐採業者であれば、コンセッション契約、立木売買契約、国家契約等の契約書類、森林開発計画、伐採申請書、森林利用報告等の当局への提出書類の登録が必要であり、木材流通業者であれば、木材取引の情報、高級樹種に関してはラベリングに関する情報を登録しなければならない。

この木材取引のデータは、売買契約から始まり、その後売買が行われた後に実質的な取引の報告が月毎に登録される。2019年11月時点で加工業者における加工内容の報告義務はないが、加工業者による木材取引自体の情報は同様に義務化されているため、EGAISにおける購入者には木材製品の購入者も含まれている。

公開されている取引情報のオープンデータでは、取引の申請番号、販売者名称、個別納税者番号、購入者名称（輸出先業者を含む）、個別納税者番号、取引日時、容量が確認できる。海外からの取引確認においては、購入者の個別納税者番号に示されているロシア国内で規定される国別コード（例：392が日本、156が中国）でソートすることもできる。

³² 出典： <https://lesegais.ru/open-area/deal>

下図において、左上タブから項目を選択するとソートができ、「コンセッション契約」を選択した場合には、林班の番号までが表示され、各地方の森林計画の添付書類にもなっている伐採地の地図、あるいはロシア連邦森林局のWEBで公開されている地図情報であるインタラクティブ・マップ「ロシアの森林」においてオンラインで確認することも可能となっている。また、輸入者側のインボイス、船積み書類等において、サプライヤーの名称あるいは、個別納税者番号が明確であれば、それによる木材取引履歴もソートできる。

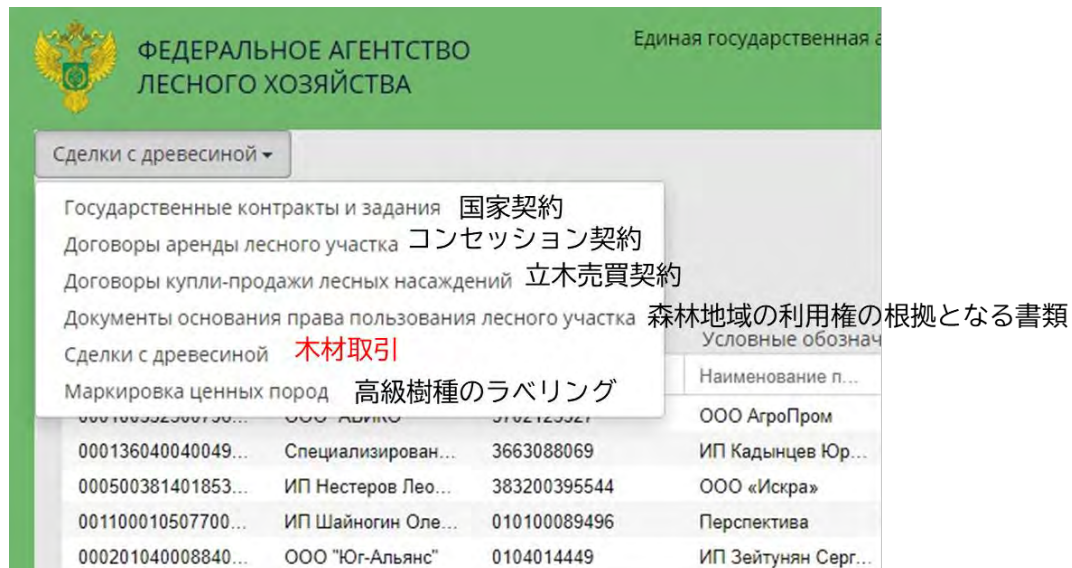


図 3.3.16 EGAIS 登録情報の種類選択画面³³

下記の図 3.3.17 インタラクティブ・マップ「ロシアの森林」は、図中①において地方・州を選択し、②において森林区（лесничество）毎でソート、その下の選択項目 1「コンセッションに譲渡されている森林」にチェックを入れると、森林利用者、所在地、林班等が検索できる。

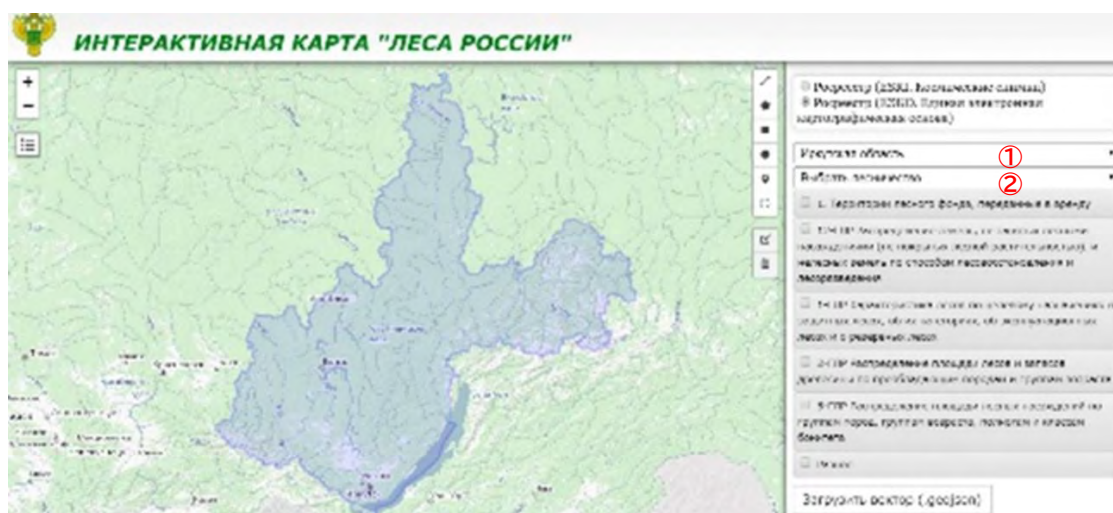


図 3.3.17 インタラクティブ・マップ「ロシアの森林」³⁴

³³ 出典 : <https://lesegais.ru/open-area/deal>

³⁴ 出典 : <http://geo.roslesinforg.ru:8282/#/>

下図に示す画面左上の「検索」ボタンを押すことで、より詳細な情報が入力でき、詳細な内容の検索ができる。

←「検索」を押して、詳しい情報を入力！

Поиск

Субъект РФ: Приморский край

Лесничество: Выберите значение

Участковое лесничество: Выберите значение

Название компании: Название компании

ИНН компании: ИНН компании

Сброс Найти

Выгрузить в xls

| Наименование компании | ИНН компании | Дата подпис... | Субъект РФ | Лесничество | Участков ... | Урочище | Лесные квар... |
|-----------------------------------|--------------|----------------|-----------------|-----------------|------------------|---------|--------------------|
| Производственный кооператив "... | 2515007498 | 06.11.2019 | Приморский край | Кавалеровское | Сихотэ-Алинское | | 69; 70; 74 |
| Общество с ограниченной ответс... | 2517006323 | 06.11.2019 | Приморский край | Рошинское | Восточное | | 334; 335; 356; ... |
| Сыроед Александр Николаевич | 250807803701 | 05.11.2019 | Приморский край | Сергеевское | Владими́ро-Ал... | | 330 |
| Общество с ограниченной ответс... | 2543098105 | 01.11.2019 | Приморский край | Владивостокское | Шкотовское | | 61 |

図 3.3.18 EGAIS における検索画面³⁵

このようにオープンにされている情報を基に、輸入側から取得できる情報もあるが、ロシア連邦内での法人番号、個別納税者番号がなければ基本的に同システムへのユーザー登録ができない。この状態では、特定の企業により登録されたコンセッション契約、森林開発計画、伐採申請書、森林利用報告、個別の取引書類等の情報を取得するはできないが、同システムに登録しているサプライヤーの協力があれば、電子署名された各情報、取引書類を取得することができる。

³⁵ 出典 : <https://lesegais.ru/open-area/deal>

3.3.4 木材・木材製品を輸出する際の法令・証明システム

1) 法令の概要

(1) ロシア連邦からの丸太輸出関税

ロシア連邦からの木材輸出に際した税関手続きについては、関税法典により定められおり、税関申告書および添付書類としての植物検疫証明書、取引関係書類の提出が義務付けられている。また、関税全般については、連邦法「関税率について」のにおいて規定されている。これに加え、2006年より国内での木材加工業の振興を目的に、丸太の輸出関税額を段階的に引き上げる施策が取られ、ロシア連邦政府令により度々税額が変更されている。シベリアおよび極東地域において、2019年8月に実施した調査時には、ロシアからの輸出向けとなるアカマツ、カラマツ、エゾマツ等の関税額は、40%であり、2020年1月より60%となることが定められていた。税額は、樹種毎、税関コード別に定められており、高級な広葉樹種に関しては1m³あたり100ユーロが設定されている。また、特定樹種の輸出量の割り当てと税額が、2012年付けロシア連邦政府令第779号³⁶により別途規定されており、一部の企業に関しては税制優遇措置も取られている。

表 3.3.10 ロシア連邦からの木材輸出に関連する法令

| 法令 | 内容 |
|---|---|
| ユーラシア経済連合 関税法典 | 木材・木材製品輸出の基本的な条件を規定している。2014年5月29日付けユーラシア経済連合契約以降、ロシア連邦関税法典に代替された |
| 特定樹種に関する輸出割当について (ロシア連邦政府令)N 779(2013) | 特定の樹種の針葉樹の丸太輸出を制限する |
| 植物検疫について No.206-FZ(2014) | ロシアへ輸出入される木材の植物検疫に関する法律 |
| 関税率について (連邦法)(2019年改定) | ロシア連邦の関税率が製品別に定められている主たる連邦法 |
| 丸太関税法 (ロシア連邦政府令)No.1520(2017) | ロシア連邦から輸出される丸太への関税について |
| CITES 樹種の証明について (ロシア天然資源・環境省令)N297(2015) | モンゴリナラ、ヤチダモ等、CITESで輸出制限される樹種への証明書発行について |

³⁶ 出典： http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_133771/

2) 許認可制度及び関連書類の概要

(1) 植物検疫証明書

ロシア連邦からの木材輸出に際しては、連邦法第 206 号「植物検疫について」において定められた方法により、ロシア連邦獣医・植物検疫監督局により発行される植物検疫証明書を添付することが必要である。本調査の対象地である、シベリアおよび極東地域において主に取引される樹種では、モンゴリナラ、ヤチダモが対象となっている。

ФЕДЕРАЛЬНАЯ СЛУЖБА
ПО ВЕТЕРИНАРНОМУ
И ФИТОСАНИТАРНОМУ НАДЗОРУ

FEDERAL SERVICE
FOR VETERINARY
AND PHYTOSANITARY SURVEILLANCE
OF THE RUSSIAN FEDERATION

ФИТОСАНИТАРНЫЙ СЕРТИФИКАТ
PHYTOSANITARY CERTIFICATE 11277260124115015 (2)

(4) Кому: Организации (ам) по карантину и защите растений (страна) Республика Беларусь
To: Plant Protection and Quarantine Organization of (country)

I. Описание груза - Description of Consignment

(1) Экспортёр и его адрес ООО " " Россия, Московская область, Дмитровский район, пос. Рыбное.
Name and address of exporter ьделение №46

(3) Заявленный получатель и его адрес ООО Беларусь, г. Минск, ул. Скрыганова,
Declared name and address of consignee

(5) Место происхождения Российская Федерация
Place of origin

(6) Заявленный способ транспортировки автомобильный/Грузовой автомобиль АА 0288-7/9460 КМ
Declared means of conveyance

(7) Заявленный пункт ввоза Республика Беларусь
Declared point of entry

(8,9) Количество мест и описание упаковок 14 мест
Number and description of packages

Отличительные знаки (маркировка) без маркировки
Distinguishing marks

Наименование продукции и заявленное количество /Name of produce and quantity declared
доска обрезная из сосны обыкновенной 18 м3; доска обрезная из ели обыкновенной 22 м3

Ботаническое название растений Pinus sylvestris, Picea abies
Botanical name of plants

(10) Настоящим удостоверяется, что растения, растительные продукты или другие подкарантинные материалы, описанные выше, были обследованы и/или проанализированы согласно существующим официальным процедурам и признаны свободными от карантинных вредных организмов, перечисленных импортирующей договаривающейся стороной, и отвечают действующим фитосанитарным правилам импортирующей договаривающейся стороны, включая таковые и для регулируемых некарантинных вредных организмов.
This is to certify that the plants, plant products or other regulated articles described herein have been inspected and/or tested according to appropriate official procedures and are considered to be free from the quarantine pests, specified by the importing contracting party and to conform with the current phytosanitary requirements of the importing contracting party, including those for regulated non-quarantine pests.

II. Дополнительная декларация - Additional declaration

По прибытии в место доставки (назначения) информировать территориальное управление Главной госинспекции по семеноводству, карантину и защите растений Республики Беларусь.

III. Обеззараживание - Desinfestation and/or disinfection Treatment

(12) Способ обработки /Treatment method нет

(13) Химикат (действующее вещество) /Chemical (active ingredient) нет

(14) Экспозиция и температура /Duration and temperature нет

(15) Концентрация /Concentration нет (16) Дата /Date нет

(17) Дополнительная информация /Additional information нет

Место выдачи /Place of issue РОССИЙСКАЯ ФЕДЕРАЦИЯ
Отдел карантинного фитосанитарного контроля на Государственной границе
Российской Федерации, г. Москва

Уполномоченное должностное лицо Федеральной службы по ветеринарному и фитосанитарному надзору
Authorized officer of the Federal Service for Veterinary and Phytosanitary Surveillance

Сенатарова Н.Н.

В6288791 Дата /Date 24 Ноябрь 2015 Подпись /Signature

Примечание: Данный сертификат не накладывает никаких финансовых обязательств на Федеральную службу по ветеринарному и фитосанитарному надзору, а также на ее должностных лиц и представителей.
Note: No financial liability with respect to this certificate shall attach to Federal Service for Veterinary and Phytosanitary Surveillance or to any of its officers or representatives.

№ 10000000000000973842 В № 6288791

図 3.3.19 植物検疫証明書のサンプル³⁷

³⁷ 出典 : <http://sevttest.su/fitosanitarnyj-sertifikat/>

(2) CITES

CITES (ワシントン条約) に則り、絶滅の恐れがある木材樹種として付属書に登録されたものに関し、ロシア連邦天然資源・環境省下のロシア連邦自然利用監督局による出所の確認が行われ、書類が発行される。

(введено Приказом Минприроды РФ от 29.01.2009 N 12)

| ОРИГИНАЛ/ORIGINAL | | | | |
|--|--|--|--|--|
| КОНВЕНЦИЯ О МЕЖДУНАРОДНОЙ ТОРГОВЛЕ ВИДАМИ ДИКОЙ ФАУНЫ И ФЛОРЫ, НАХОДЯЩИМИСЯ ПОД УГРОЗОЙ ИСЧЕЗНОВЕНИЯ (СИТЕС) CITES CONVENTION ON INTERNATIONAL TRADE IN ENDANGERED SPECIES OF WILD FAUNA AND FLORA | | СЕРТИФИКАТ О ПРОИСХОЖДЕНИИ CERTIFICATE OF ORIGIN N ДЕЙСТВИТЕЛЕН ДО (VALID UNTIL): | | ФЕДЕРАЛЬНАЯ СЛУЖБА ПО НАДЗОРУ В СФЕРЕ ПРИРОДОПОЛЬЗОВАНИЯ Герб FEDERAL SERVICE FOR SUPERVISION OF NATURAL RESOURCES MANAGEMENT OF RUSSIAN FEDERATION ул. В. Грузинская, 4/6 РОССИЯ, 123995, ГСП-5, Москва, Д-242 4/6 ul. V. Gruzinskaja, Moscow, D-242, GSP-5, 123995 RUSSIA |
| Импортер | | Importer | | Особые условия Special conditions |
| Экспортер/реэкспортер | | Exporter/re-exporter | | |
| РОССИЯ/RUSSIA | | | | |
| Русское и латинское названия животного или растения, включенного в Приложение III СИТЕС Common russian and scientific name of animal or plant of Appendix III CITES | Описание образцов, включая метки Description of specimens, including identifying marks or numbers | Страна происхождения образца Country of origin of specimen | Количество Number | Страна, включившая вид в Приложение III СИТЕС Country of Appendix III CITES |
| A | | | | |
| B | | | | |
| Настоящий сертификат выдан: This certificate is issued by: Россия Москва Moscow Russia | | | | |
| | | Дата (Date) | Подпись и печать (Signature and official seal) | |
| Подтверждение вывоза (реэкспорта) | | Заполняется в пункте пересечения таможенной границы Российской Федерации | | |
| Название образца | Количество | Пункт пропуска | | |
| A | | Дата | | |
| B | | Подпись должностного лица и печать | | |
| Номер коносамента/авианакладной | | | | |
| Для живых животных данный сертификат действителен, только если условия транспортировки соответствуют рекомендациям СИТЕС, а в случае авиатransпортовки - правилам ИАТА. For live animals, this certificate is only valid if the transport conditions conform to the CITES Guidelines for Transport of Live Animals or, in the case of air transport, to the IATA Live Animals Regulations | | | | |
| Административный орган СИТЕС в России Management Authority of CITES in the Russian Federation | | Для международной связи/For international contacts Тел./Tel.: 7(095) 254 79 38. Факс/Fax: 7(095) 254 43 38. Для связи внутри страны/For national contacts Тел./Tel.: (095) 254 73 22, 754 57 83. Факс/Fax: (095) 254 43 38. | | |

図 3.3.20 CITES 樹種の出所に関する証明書サンプル³⁸

³⁸ 提供: WWF ロシア・アムール支部

3) 証明システム及び関連書類の概要

本調査を実施した 2019 年時点では、木材・木材製品の輸出に際した政府による合法性証明システムは確認されなかった。本報告書 3.3.3-2) 許認可制度及び関連書類の概要の(1)において紹介したロシア連邦森林局による違法木材・木材製品の伐採および流通管理システムである EGAIS の情報を通じて、日本側と直接取引のあるロシア側の最終サプライヤーを契機にデューデリジェンスを開始することが、ロシア連邦の法に則ったデューデリジェンスの方法といえる。また、これ以外にも個別の地方・州において業界団体や企業独自による証明システムもある。欧州地域に主たる市場をもつロシア西部と比較すると、森林認証制度が発展途上にある地域では、そのような証明方法を採用する例もみられる。

(1) ダリエクスポートレスによる証明書

極東地域に限り、ダリエクスポートレス（極東木材輸出業者協会、以下 DEL）による証明を合法性証明として活用する例もあり、この証明書をベースに、各業者が取引毎の証明書を作成する例もみられる。

DEL は、1990 年 8 月 23 日に設立された、極東の大手企業 21 社が所属する業界団体である。所属企業の業種は、素材生産、製材、鉄道輸送、船舶輸送等多岐にわたっており、年 4 回の全体会議と月毎のカンファレンスコールにより各社の状況を共有している。また、日本木材輸入協会と緊密に連携しており、ロシアや日本にて会議を行い常に情報交換を行っている。

DEL による証明書は、2006 年 4 月にハバロフスク市で開催された日露木材会議において、日本木材輸入協会との間で取り交わした覚書に基づき、所属企業の取扱う木材・木材製品の合法性を担保する目的で運用が開始された。企業の認定に際しては、①企業の法人資格に基づいた企業活動の合法性、②納税を証明する書類、③森林ファンドにおいて森林資源を利用する権利関係書類等により合法性の確認が行われる。

表 3.3.11 輸出向け木材製品の調達および共有の合法性に関する
ダリエクスポートレス証明の発行日および期限³⁹

| No. | 企業名 | 発行日 | 期限 |
|-----|----------------|------------|------------|
| 1 | ワニノレスエクスポート | 2016.11.25 | 2019.11.25 |
| 2 | プリモルスクレスプロム | 2018.12.12 | 2021.12.12 |
| 3 | リンブナン・ヒジャウ MDF | 2018.9.4 | 2021.9.4 |
| 4 | テルネイレス | 2018.10.4 | 2021.10.4 |
| 5 | タルゴヴィ・ドム RFP | 2018.8.22 | 2021.8.22 |
| 6 | シェレホフスキイ KLPH | 2018.9.4 | 2021.9.4 |
| 7 | スメナ・トレーディング | 2019.8.20 | 2022.8.20 |

³⁹ ダリエクスポートレス (2019)

この DEL による証明は、FSC や PEFC へ移行するための一時的・過渡的なものとして位置づけられている。2019 年 8 月の時点で、DEL による証明を受けた所属企業は 7 社。このうち、FSC の認証を受けた企業が 1 社、PEFC 認証が 3 社と、証明が開始された当初よりも森林認証取得企業は増加している。

DEL による証明は、原則的に発行後 3 年間有効であり、業界団体認定としての性質を持つ。このため、出荷されるロット毎、取引毎に木材・木材製品の出所を証明するためには作られていないが、所属企業のなかには、この証明をベースとしながら、自社の責任において取引毎の証明を作成し、船積み書類に添付している例もみられる。



図 3.3.21 ダリエクスポートレスによる証明例⁴⁰

⁴⁰ 提供：日本木材輸入協会

この個別企業による証明では、シッパーの企業名、住所、個別納税者番号、船積みの日付、木材・木材製品の樹種および容量等の詳細な情報が確認できる。前述した EGAIS に登録された情報との照合を行うことで、合法性に関するより多くの情報を取得できる。

また個別企業による自己証明としては、イルクーツク州の林産業者が EUTR に対応するために合意書を発行している例もあり、社名、所在地、個別納税者番号等の企業情報に加え、①品目、②容量、③樹種および学名、④出所に関する証明（必要に応じて取引単位で発行）、⑤製品素材の産地、⑥素材のサプライヤー情報（ハイリスクな産地については、出所およびサプライチェーンの確認を実施）、⑦自社が調達する素材のハイリスクな地域については、第三者機関のサポートのもとで出所およびサプライチェーンの確認を実施、⑧森林認証についての情報（FSC、PEFC 等がある場合）、⑨審査情報（SGS、TLTV 等）、⑩その他の証明情報等を、EUTR に対応するためのデューデリジェンスとして提供することが明記されている。

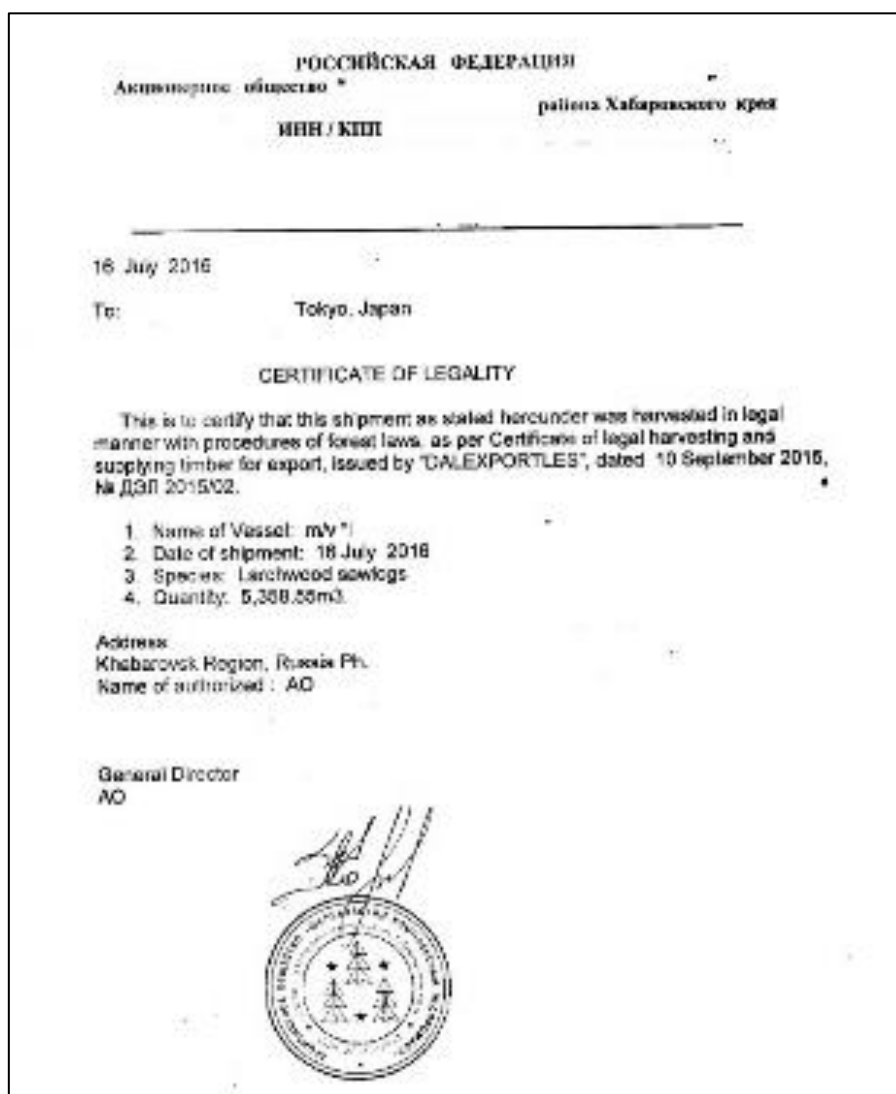


図 3.3.22 個別企業によるダリエクスポートレス証明を用いた自己証明の例⁴¹

⁴¹ 提供：日本木材輸入協会

(2) VLTP –SGS による証明システム

極東地域のハバロフスク地方では 2005 年以降、地方政府が主導する違法伐採対策として、認証審査機関である SGS の VLTP (Validation of Legal Timber Program) を採用し、登録が任意である合法性証明システムとして、ハバロフスク森林認証センターを本部として、2006 年 1 月 20 日から正式に業務を開始した。同システムは当初、ENA FLEG や EU FLEGT などの国際的な要求を満たすことを目的として普及が計画されたが、2019 年 8 月に上記の森林認証センターに確認したところでは、2009 年にそのサービスを停止している。

しかしながら、上記の森林認証センターは、組織の改編を経ながら、現在でもハバロフスク市において操業しており、プロジェクトベースで外部の森林専門官を雇用しながら、森林認証に関連したコンサルティング業務を継続している。VLTP の業務は終了してはいるが、極東地域の森林の情報に精通していることから、伐採地情報の取得、認証取得に関する相談等を行うことが可能となっている。

3.4 ベトナム

ベトナムにおけるクリーンウッド法の施行に関係した木材生産国の情報収集調査は、今回が3回目である。初回は「平成27年度 違法伐採現地情報収集等事業・木材流通実態調査事業」として実施され、2回目は「平成28年度 クリーンウッド利用推進事業のうち生産国情報収集事業」として実施された。初回の調査では、ベトナムの森林伐採、搬出に係る法令が幅広く収集され、その中で伐採の合法性を担保する書類が明らかにされた。2回目の調査では、伐採に係る税金、ロイヤルティ、安全衛生、合法的雇用及び第三者の権利などが明らかにされた。また当時 EU とベトナムとの VPA の交渉が進行中であり、その合意文章の案文が明らかにされた。

ベトナムではその後も VPA に基づき林業行政の法令が頻繁に改訂されている。本事業では過去の調査結果と比べ、変わってきた事項を明らかにすることを中心に調査を行った。このためベトナムの報告書については、一般的な基本情報の記述は割愛し日本が木材製品の輸入にあたって重要となる事項に絞って記述する。

VPA 交渉及びその周辺事項の大きな動きを 2010 年以降について整理すると次のとおりである。

- 2010 年 (H22 年) : VPA について EU とベトナムの交渉開始
- 2016 年 (H28 年) : VPA について原則合意
- 2017 年 (H29 年) 5 月 : VPA の承認
- 2018 年 (H30 年) 10 月 : VPA の批准に向けた両者の署名
- 2018 年 (H30 年) 11 月 : 農業地方開発省通達 No.27/2018 の公布
- 2019 年 (H31 年) 1 月 : ベトナム国森林法の施行
- 2019 年 (H31 年) 3 月 : ベトナム版森林認証システム (VFCS) 発足
- 2019 年 (H31 年) 6 月 : VPA の批准

EU との VPA 交渉の進捗に伴って森林法の施行、新たな通達の公布及びベトナム版の森林認証システムの発足などがあり、ベトナムの森林・林業・林産業に関する行政と森林管理のシステムが変化している。本報告書ではベトナムの木材生産及び木材製品輸出入の動向と VPA によるシステムに焦点を当て記述する。

3.4.1 木材等の生産及び流通の状況

1) ベトナム国内の森林面積の変化、木材生産量の近年の動向

ベトナムでは、1995年から10カ年で植林面積を500万haとする国家植林計画が実施された。最新のデータでは500万haの植林面積は達成してはいないものの、表3.4.1.1に示すとおり400万ha以上の人工林が造成されている。森林率は、1990年当時27.2%¹といわれていたものが2018年には41.7%となっている。1943年当時の森林率は43.7%²といわれているが、現在の森林率は当時の森林率に近づいてきている。

表 3.4.1.1 ベトナムの森林面積と森林率の変化³

単位:1,000ha

| | 森林面積 | 天然林面積 | 人工林面積 | 森林率(%) |
|-------|--------|--------|-------|--------|
| 2010年 | 13,388 | 10,305 | 3,083 | 39.5 |
| 2011年 | 13,515 | 10,285 | 3,230 | 39.7 |
| 2012年 | 13,862 | 10,424 | 3,438 | 40.7 |
| 2013年 | 13,954 | 10,398 | 3,556 | 41.0 |
| 2014年 | 13,797 | 10,100 | 3,696 | 40.4 |
| 2015年 | 14,062 | 10,176 | 3,886 | 40.8 |
| 2016年 | 14,378 | 10,242 | 4,136 | 41.2 |
| 2017年 | 14,415 | 10,236 | 4,179 | 41.5 |
| 2018年 | 14,492 | 10,256 | 4,236 | 41.7 |

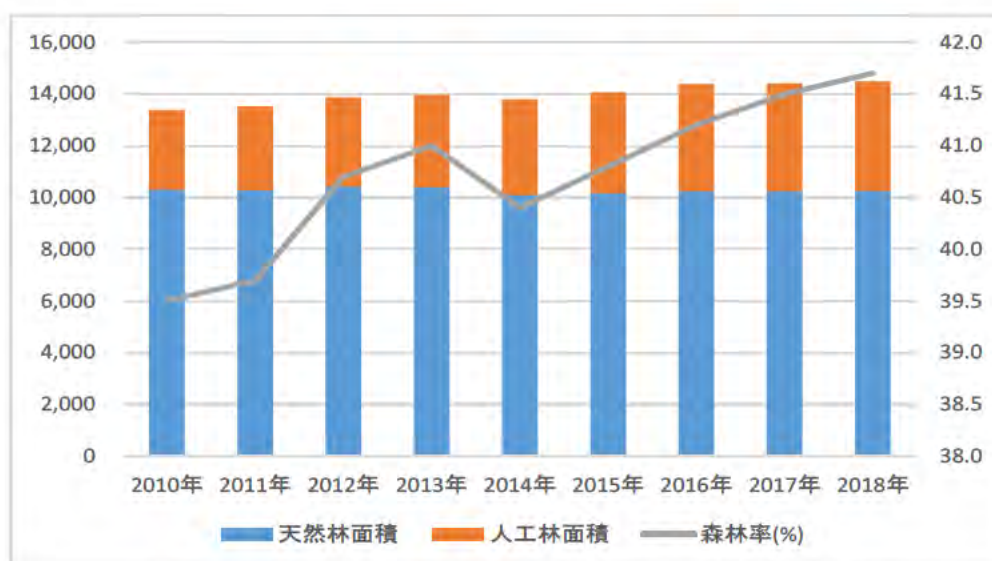


図 3.4.1.1 ベトナムの森林面積(1,000ha)と森林率(%)⁴

¹ VIETNAM FORESTRY (March 2019, VNFOREST より)。

² VIETNAM FORESTRY (March 2019, VNFOREST より)。

³ 2015まではStatistical Year Book of Vietnam(ベトナム統計局)からの資料に基づき作成された「平成27年度違法伐採現地情報収集等事業報告書」により作成。2016年以降は「VIETNAM FORESTRY (March 2019, VNFOREST)」により作成。

⁴ 表3.4.1.1により作成。

図 3.4.1.2 は、ベトナム国内の木材生産量を示したものである。ここに示されたものはアカシア、メラルーカなどの面的に広い人工林からの木材生産と樹脂の採集が終わったゴムノキの伐採、家屋周囲に小規模に植えられた樹木の伐採によるものである。人工林の面積の拡大に沿って木材生産量は確実に増加してきている。なお、2016年に天然林の伐採は全面的に禁止されており、原則的には天然林からの木材生産はない⁵。

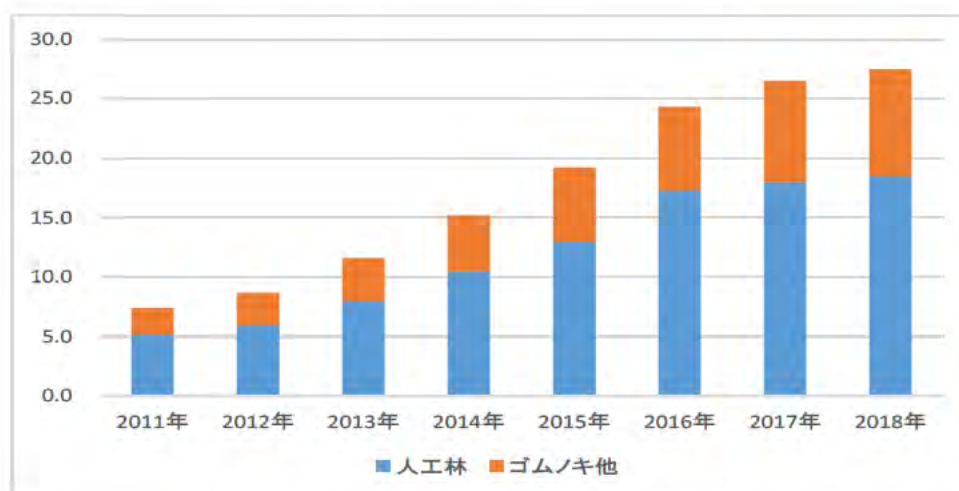


図 3.4.1.2 ベトナムの木材生産量 (単位：100 万 m³)⁶

このようにベトナムでは人工林の充実とそれに伴う木材生産量の拡大は、国内の木材加工業への素材供給に寄与しており、国内消費だけではなく輸出増にも貢献している⁷。

⁵ ベトナム林業総局 (VNFOREST) によれば天然木であっても風倒木など被害木の伐採は認められている。

⁶ VIETNAM FORESTRY (March 2019, VNFOREST)により作成。

⁷ VIETNAM FORESTRY (March 2019, VNFOREST)

2) 日本がベトナムから輸入する木材製品

図 3.4.1.3 は、ベトナムから木材製品を輸入している国の輸入額の推移を示したものである。日本は中国と並び米国に次ぎ多くの木材製品を輸入している。

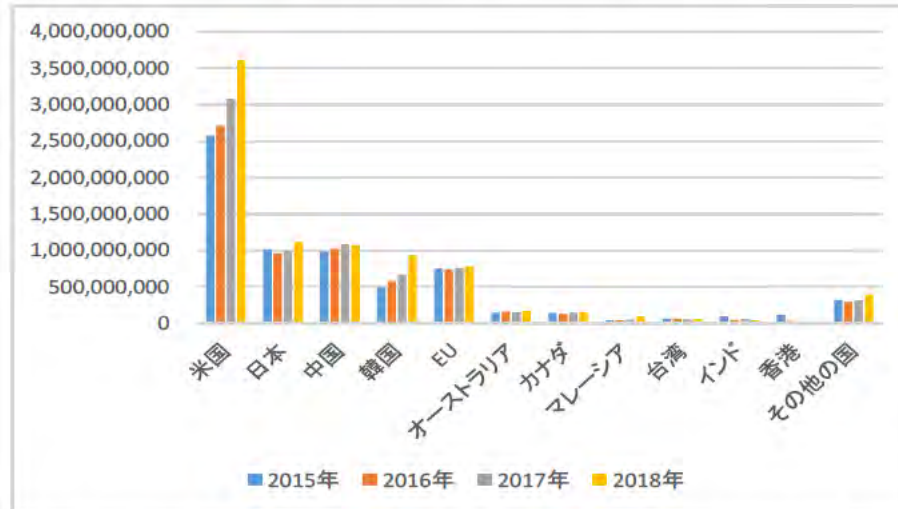


図 3.4.1.3 ベトナムからの木材製品輸入量 (単位: US\$)⁸

日本がベトナムから輸入している木材製品について HS コード別に輸入額をみると図 3.4.1.4 のとおりである。HS コード 44 類と 94 類 (木製家具のみ) が主な品目となっており、紙類、パルプなどの 47 類、48 類の輸入額は少ない。

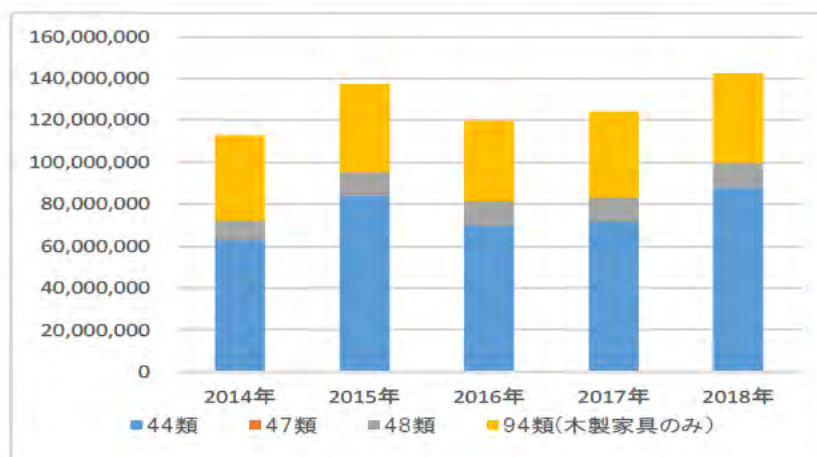


図 3.4.1.4 日本のベトナムからの木材製品輸入額 (単位: 千円)⁹

図 3.4.1.5 に示すとおり、44 類の中では 4401 の「のこくず、木くず、薪材及びチップまたは小片状の木材」が多く、その中でもチップが日本の主な輸入品である。

⁸ ベトナム税関総局からのデータを基に VIFORES 他により編集された「Việt Nam xuất Nhập khẩu gỗ 2018 (ベトナム木材の輸出入 2018)」より作成

⁹ 日本財務省貿易統計により作成。

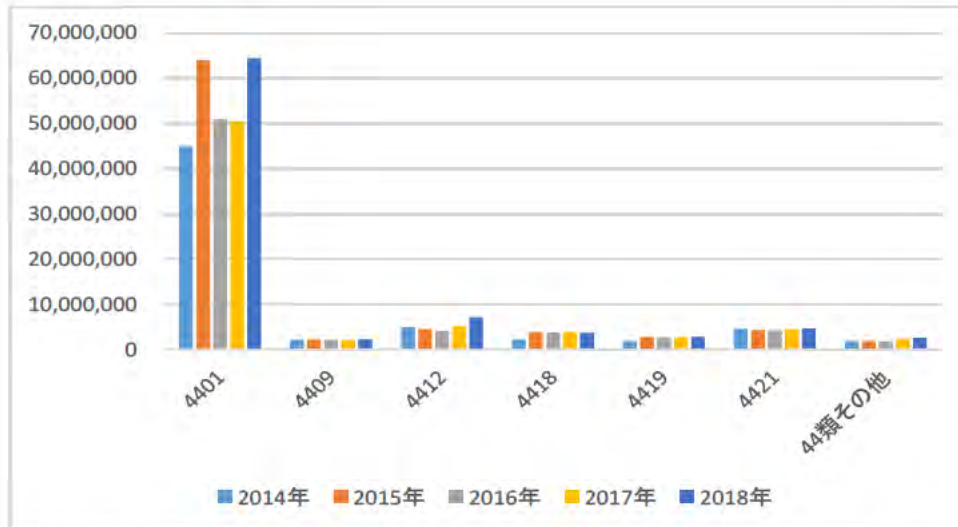


図 3.4.1.5 日本がベトナムから輸入している HS コード 44 類 (単位：千円) ¹⁰

- 4401：のこくず、木くず、薪材及びチップまたは小片状の木材
- 4409：さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工を施した木材
- 4412：合板、ベニアドパネルに類する積層木材
- 4418：木製家具及び建築用木工品
- 4419：木製の食卓用品及び台所用品
- 4421：その他の木材製品
- 44 類その他：4401-4421 のなかで上記以外のもの

図 3.4.1.6 は日本が輸入する木材チップの輸入額を示している。日本にとってベトナムはオーストラリアと共に最大の木材チップの供給国である。ベトナムからの木材チップは広葉樹のみ（日本製紙連合会調べ 2015 年）となっており、天然林の伐採が禁止となっていることから主にアカシアを主体とする人工林を原木としているとみられる。

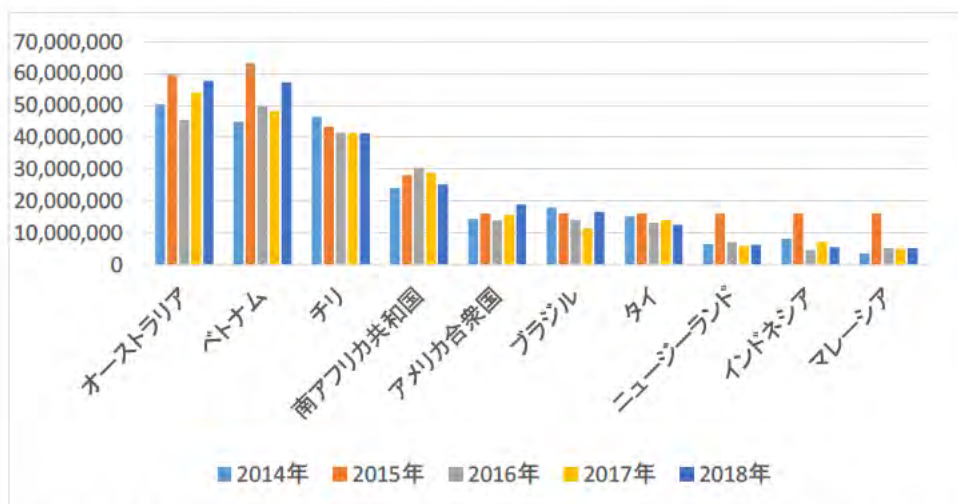


図 3.4.1.6 日本が輸入する木材チップの主な相手国 (単位：千円) ¹¹

図 3.4.1.7 は HS コード 4401 の中の木質ペレットだけを抽出してベトナムからの輸入

¹⁰ 日本財務省貿易統計により作成。

¹¹ 農林水産物輸出入統計（原典：日本財務省貿易統計）により作成。

額を示したものであり、ベトナムからの木質ペレットの近年の輸入額は急増していることを示している。図 3.4.1.5 と図 3.4.1.7 を比較すると、2018 年においては 4401 の中に占める木質ペレットの輸入額の割合は約 1 割程度を占めていることとなる。木質ペレットの原材料の多くはアカシア及びメラルーカの人工林木であり、加えてそれらの伐採現場での末木枝条及び家具工場などから出る木端などがあるといわれている¹²。

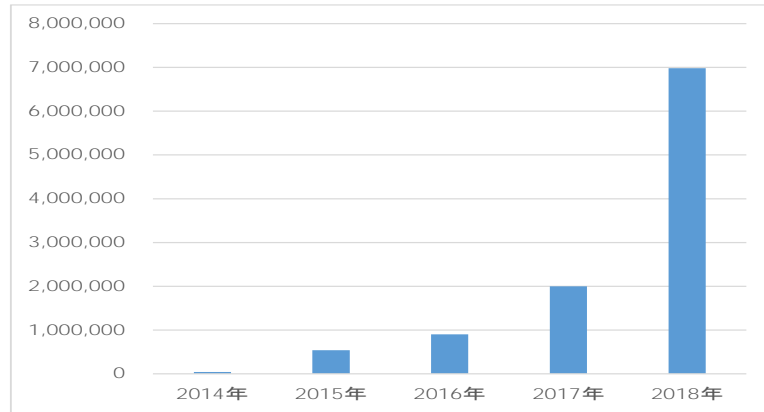


図 3.4.1.7 日本のベトナムからの木質ペレット輸入額¹³

¹² VIFORES（ベトナム木材・林産物協会）からの聞き取り。

¹³ 財務省貿易統計により作成。

3) ベトナムの木材製品の輸出入

ベトナムには約 4,500 の木材加工工場があり、うち 93%は小規模工場、5.5%は中規模、残り 1.5%が大規模工場であるとされている¹⁴。これらの工場で生産される木材製品の輸出額は図 3.4.1.8 に示すとおり年々確実に増加している。

ベトナムからの木材製品の主な輸入国は、2018 年の実績では米国、日本、中国、韓国、EU、オーストラリア、カナダとなっている¹⁵。2018 年からの米中貿易摩擦の影響で最近は中国への輸出が伸びない反面、米国への輸出が増加しているといわれている。この傾向はベトナムの木材加工業界では米国市場の拡大の好機とも、米国からの反ダンピング捜査の対象とも成りかねないと懸念されている¹⁶。

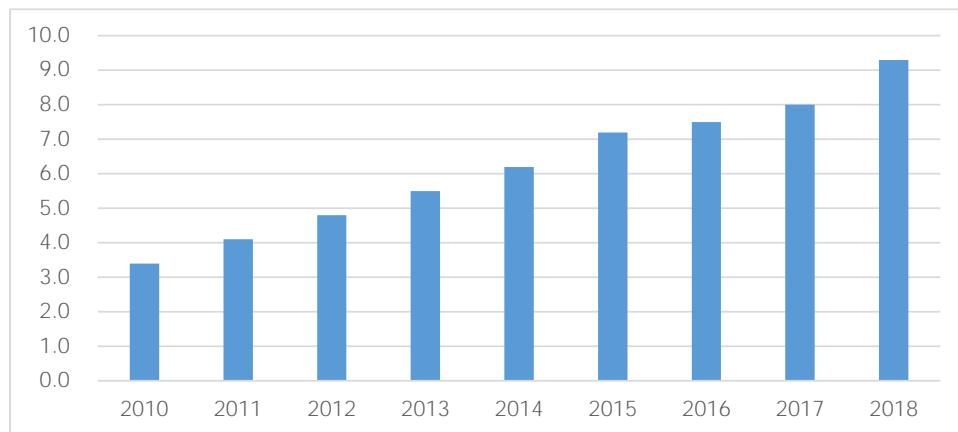


図 3.4.1.8 ベトナムの木材製品輸出額（単位：10 億 US\$）¹⁷

図 3.4.1.9 は、ベトナムの木材供給量と自給率を示したものである。国内生産量が増えており自給率は近年 80%を超えている。木材製品の輸出額の増加を支えているのは前述したとおり国内の人工林であることがこの図からもうかがえる。加えて海外からの原木の輸入量も徐々にではあるが増えている。

ベトナムは約 120 カ国から木材を輸入し、約 150 カ国へ木材製品を輸出している¹⁸。FLEGT-ライセンスを最初に発行するに至ったのはインドネシアであるが、インドネシアが原木のほとんどが国内産であることに対して、ベトナムは海外からの輸入量の割合が高いことがインドネシアとの大きな違いの一つといわれている。

¹⁴ VIETNAM FORESTRY (March 2019, VNFOREST) 。

¹⁵ VIETNAM FORESTRY (March 2019, VNFOREST) 。

¹⁶ VIFORES (ベトナム木材・林産物協会) からの聞き取りおよび「Việt Nam xuất Nhập khẩu gỗ 2018(Một năm nhìn lại và xu hướng 2019)、ベトナム木材の輸出入 2018 (傾向と概要 2019) 」より。

¹⁷ VIETNAM FORESTRY (March 2019, VNFOREST) により作成。

¹⁸ Forest Trend からの聞き取り。

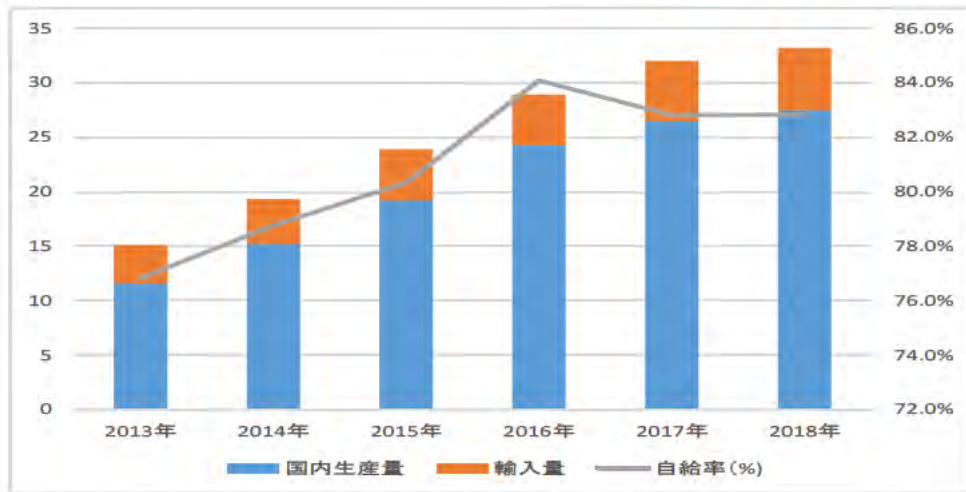


図 3.4.1.9 ベトナムの木材供給量と自給率 (供給量単位：100 万 m³)¹⁹

ベトナムが輸入している木材製品別の輸入額は図 3.4.1.10 に示すとおり丸太、製材、各種板材でほとんどを占めている。

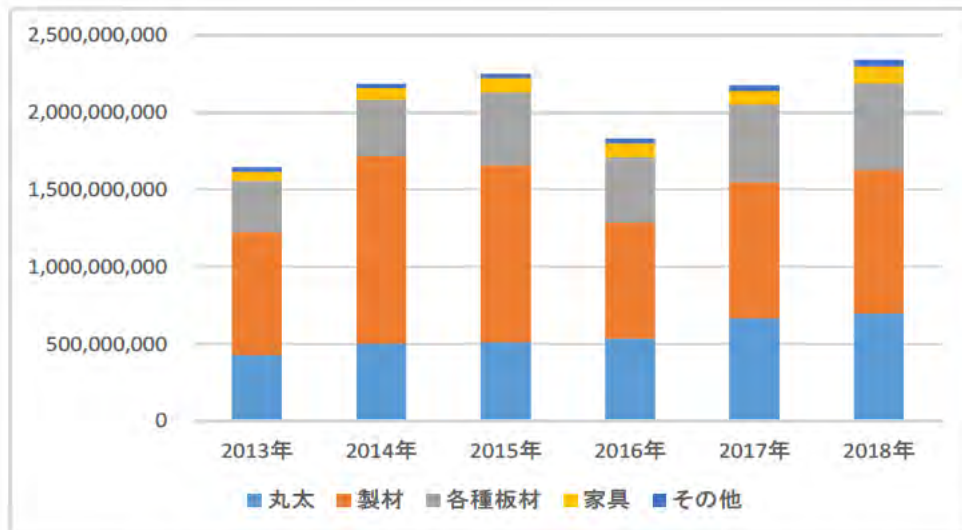


図 3.4.1.10 ベトナムの木材製品輸入額 (単位：US\$)²⁰

ベトナムの木材製品の主な調達先を図 3.4.1.11 のとおりであり、アフリカ諸国からの輸入が最も多い。中国、米国、EU からの輸入量が増えている反面、カンボジア及びラオスからの輸入は減少している。

¹⁹ 国内生産量は、VIETNAM FORESTRY (March 2019, VNFOREST)」により作成。輸入量は、ベトナム税関総局からのデータを基に VIFORES 他により編集された「Việt Nam xuất Nhập khẩu gỗ 2018 (ベトナム木材の輸出入 2018)」より丸太、製材、剥き板・ベニヤ、パーティクルボード、ファイバーボードの合計値を用いて作成。自給率は左記の値から求めた。

²⁰ ベトナム税関総局からのデータを基に VIFORES 他により編集された「Việt Nam xuất Nhập khẩu gỗ 2018 (ベトナム木材の輸出入 2018)」より作成。

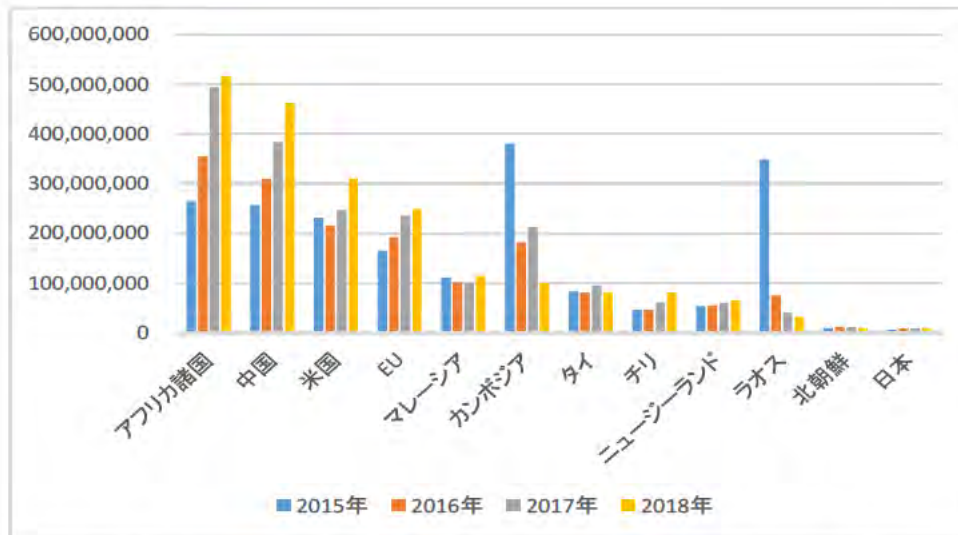


図 3.4.1.11 ベトナムの国別木材製品輸入額 (単位: US\$) ²¹

ベトナムが輸入する木材製品の中で丸太と製材に限って総輸入額とその中でアフリカ材の占める状況を見ると図 3.4.1.12 のとおりである。

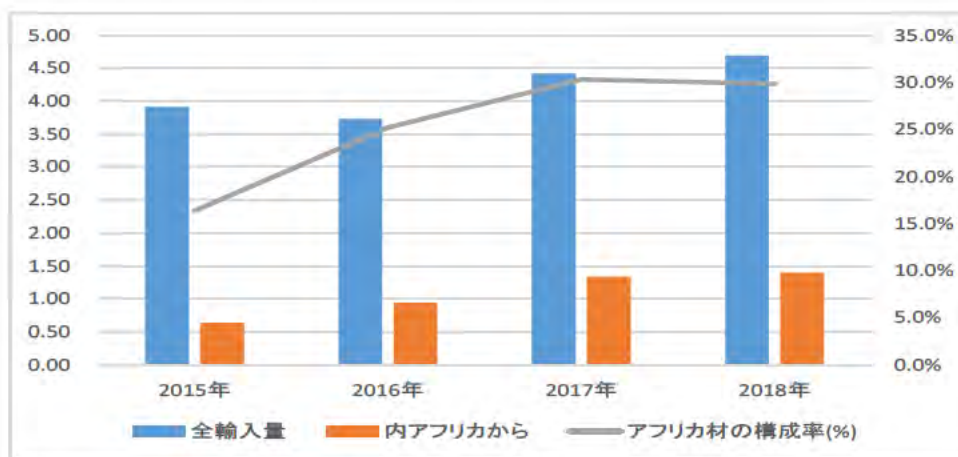


図 3.4.1.12 ベトナムの丸太・製材輸入量とアフリカ材の構成率 (単位: 100 万 m³) ²²

アフリカの国別のベトナムへの丸太、製材の輸出量は、図 3.4.1.13 と図 3.4.1.14 のとおりである。ベトナムは丸太、製材ともにアフリカ 20 数カ国から輸入しており、中でもカメルーンは丸太、製材ともに最大の供給国となっている。なお、この 2 つの図では輸入量が少なく図に表示されない場合も輸入実績がある国であることを示すために、参照にした原本どおりに国名と数量を全て入力して作図した。

²¹ ベトナム税関総局からのデータを基に VIFORES 他により編集された「Việt Nam xuất Nhập khẩu gỗ 2018 (ベトナム木材の輸出入 2018)」より作成。

²² ベトナム税関総局からのデータを基に VIFORES 他により編集された「Việt Nam xuất Nhập khẩu gỗ 2018 (ベトナム木材の輸出入 2018)」より作成。

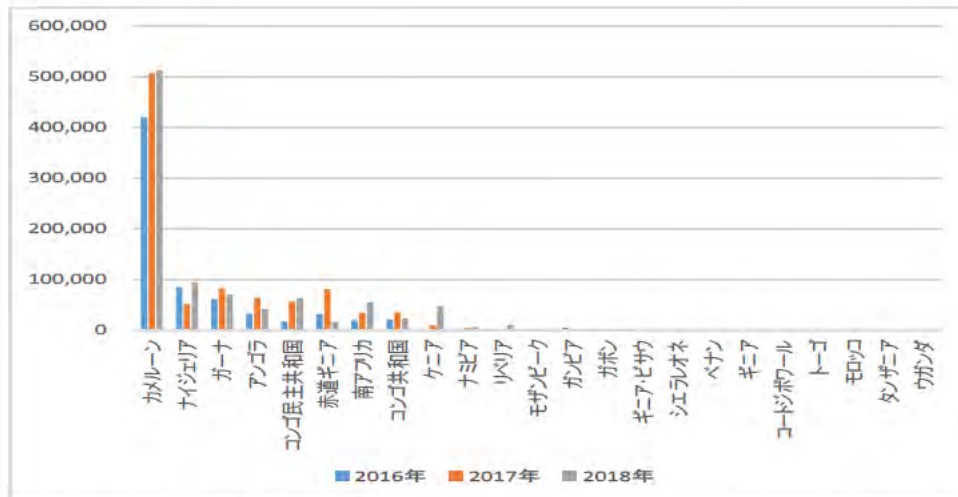


図 3.4.1.13 アフリカ諸国からのベトナムの国別丸太輸入量（単位：m³）²³

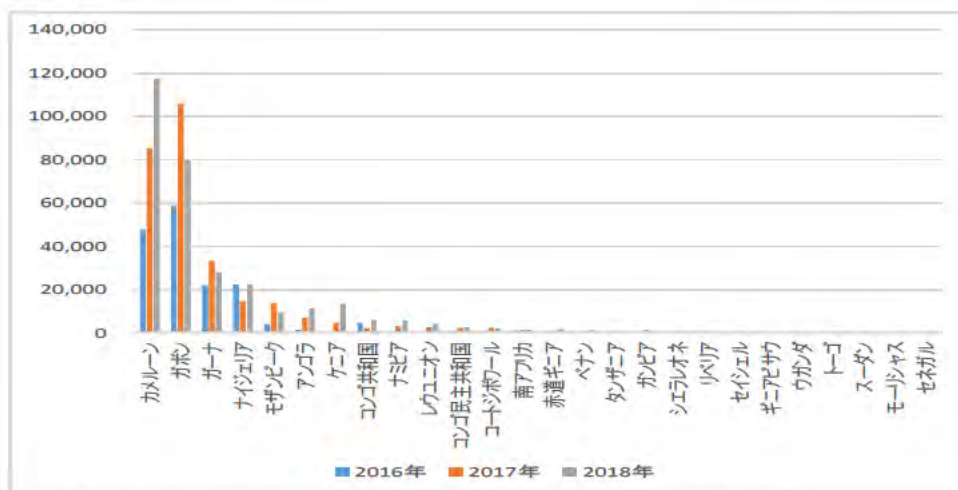


図 3.4.1.14 アフリカ諸国からのベトナムの国別製材輸入量（単位：m³）²⁴

²³ ベトナム税関総局からのデータを基に VIFORES 他により編集された「Việt Nam xuất Nhập khẩu gỗ 2018（ベトナム木材の輸出入 2018）」より作成。

²⁴ ベトナム税関総局からのデータを基に VIFORES 他により編集された「Việt Nam xuất Nhập khẩu gỗ 2018（ベトナム木材の輸出入 2018）」より作成。

3.4.2 森林管理及び合法伐採木材に関連する法令及びその運用

1) 森林管理及び合法伐採木材に関連する行政の体制

ベトナムの森林・林業行政は、従来は農業地方開発省の下で林業部と森林保護部の二つの独立した組織に分かれていたが、2010年に統一され林業総局により行われている。以来、この基本体制に変更はなく、現行の体制は図3.4.2.1に示すとおりである。

森林保護部（FPD:Forest Protection Department）は、これまでは森林伐採、搬出の許認可を行ってきたが、後述するように VNTLAS の中で木材の合法性を証明するための重要な役割を担っている。全国を4つの地区に分け各地方省と郡に事務所²⁵を置いている。科学技術国際協力部は、EUとのVPAの交渉に直接あたっている部署である。ベトナムCITES管理機関は、以前にはCITES室と呼ばれていたがVPAの交渉のなかでVNTLAS上の役割が増してきたことにより組織が拡大された。

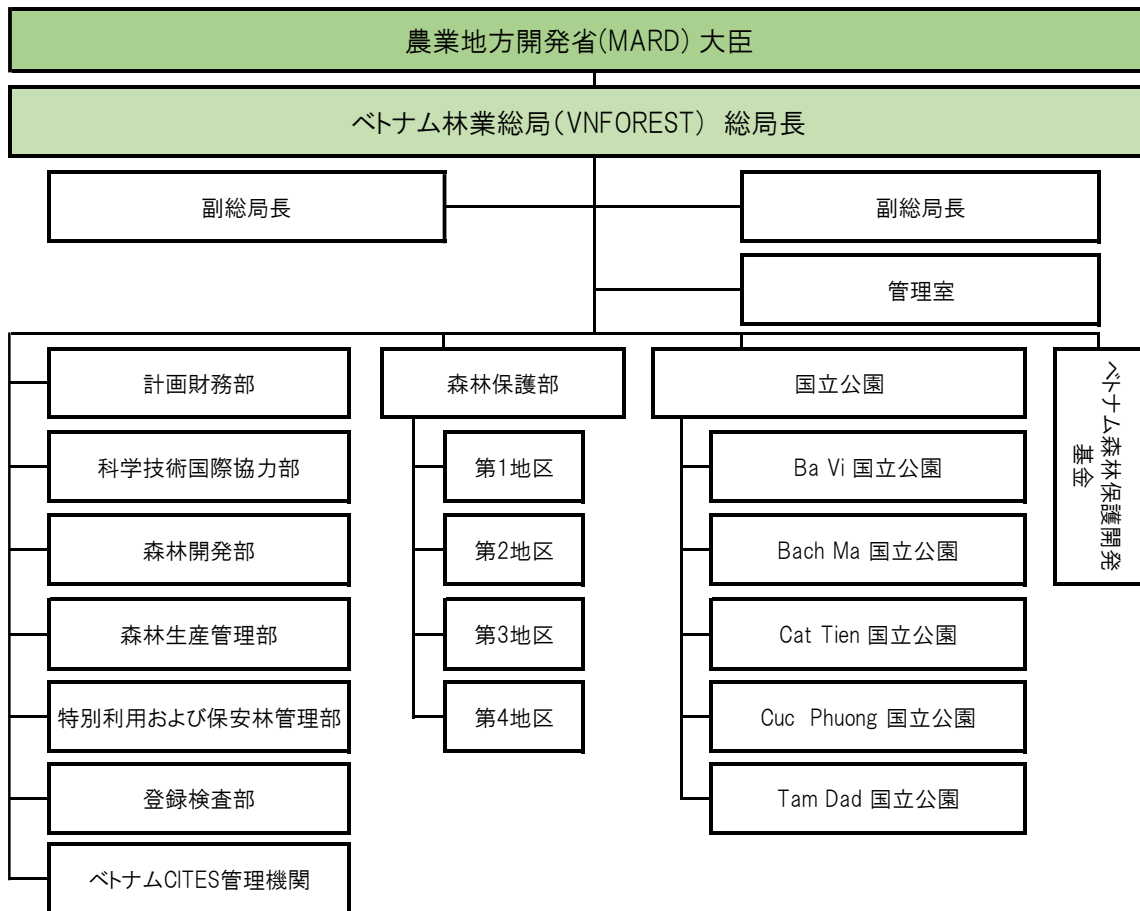


図 3.4.2.1 林業総局組織図²⁶

²⁵ 地方によっては郡の下での行政区分であるコミューンの役場にも郡 FPD から派遣された職員が配置されている場合もある。

²⁶ Vietnam Forestry (Vietnam Administration of Forestry, March 2019)により作成。

2) 法令の改訂

2010年に開始されたEUとのVPA交渉の進捗に合わせて、これまでも農業地方開発省の通達などが頻繁に改訂されてきており、2019年1月には新たな森林法が施行された。これらの法令の変更については次のとおりである。

(1) 森林法

ベトナムでは従来から森林保護開発法(No.29/2004/QH11)が一般的に「森林法」と呼ばれ、この法律に基づいて森林・林業行政が行われてきた。名実ともに森林法(No.16/2017/QH14)が2017年に国会の承認を受け、今年(2019年)1月に施行された。旧森林法がカバーする範囲は、森林管理、森林保護、森林開発、森林の利用であったが、新森林法ではそれに加え木材加工と木材製品の通商分野もカバーしており、木材取引における合法性担保の重要性を反映したものとなっている。新森林法の第3章「林産物の加工と通商」の第69条「国家木材合法性証明システム」は次のとおりとなっている。

第3章の第69条「国家木材合法性証明システム」

第1項 国は、業者区分、運輸、消費、加工及び木材あるいは木工品の輸出のための基準、権限、手続きを明らかにした国家木材合法性証明システムを開発し運用する。

第2項 政府は、この条項を具体化する。

ここで言っている国家木材合法性証明システムとは、VNTLASのことである。EUと交渉しているFLEGTに係る合意文章のVPA(Voluntary Partnership Agreement)のANNEX Vに“Viet Nam Timber Legality Assurance System”としてシステムの内容が記載されている。この内容については、本項の3) VNTLASで詳述する。

(2) 通達

「平成27年度 違法伐採現地情報収集等事業・木材流通実態調査事業」の調査時には、伐採搬出に係る農業地方開発省通達 No.35/2011²⁷は既に No.21/2016²⁸に改訂されていた。また、木材の原産地検査に係る同省通達 No. 01/2012²⁹は改訂予定とのことであった。今回の調査時には改訂されたばかりの通達 No.21/2016 は通達 No. 01/2012 と併せて廃止され、統一した形で新たに農業地方開発省通達 No.27/2018³⁰が施行されていた(図3.4.2.2を参照。)

²⁷ 正式な通達名のコードは、No.35/2011/TT-BNNPTNT である。

²⁸ 正式な通達名のコードは、No.21/2016/TT-BNNPTNT である。

²⁹ 正式な通達名のコードは、No.01/2012/TT-BNNPTNT である。

³⁰ 正式な通達名のコードは、No.27/2018/TT-BNNPTNT である。

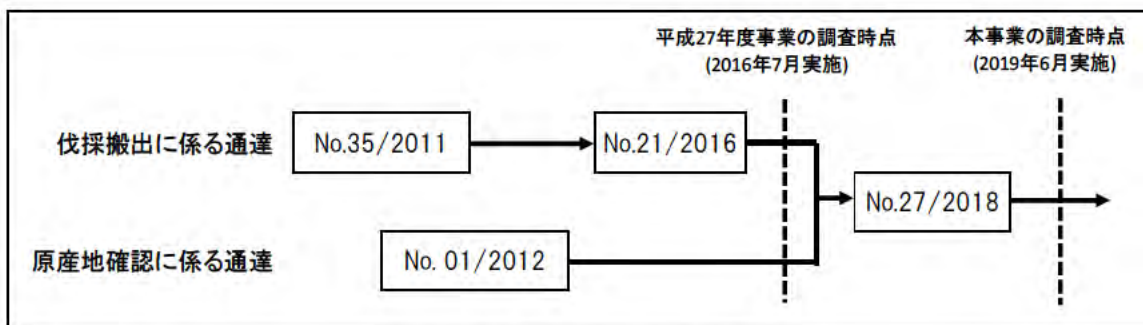


図 3.4.2.2 通達の改訂の流れ

通達 No.27/2018 には伐採搬出及び木材製品の運搬に関して 13 種の様式が規定されている。その内次の 7 つの様式がベトナム国産材合法性確認として有効と考えられる³¹。

- 様式 1 丸太及び製材のパッキングリスト
- 様式 2 木工品のパッキングリスト
- 様式 5 林産物検査書
- 様式 7 伐採計画書（数量表）
- 様式 8 伐採計画書（記述式）
- 様式 11 林産物の入出庫記録簿
- 様式 13 林産物収穫検査記録（原産地証明書を兼ねる）

平成 27 年度事業の調査では、通達の変更に沿って様式が変更されたものの、現場では旧様式がそのまま使われていることが確認されている。このような状況からこれからも暫くの間は旧様式が混在する可能性もある。例えば、通達 No.27/2018 の様式 1 の代わりに旧通達 No.01/2012 の様式 1 が使われることがあり得る。このため、新旧様式の類似性から旧様式が使われる可能性があるものを次の表に整理した。これら新旧様式を本報告書ベトナム編の付属資料として、通達 No.27/2018 の様式のベトナム語版、同邦語仮訳版に続き旧通達の類似様式のベトナム語版を添付した。

表 3.4.2.1 旧通達の様式が使われる可能性のあるもの

| 通達 No. 27/2018 | 旧通達 | | |
|-------------------|------------|------------|------------|
| | No.35/2011 | No.01/2012 | No.21/2016 |
| 様式 1 | | 様式 1 | |
| 様式 2 | | 様式 1 | |
| 様式 5 | | 様式 5 | |
| 様式 7 | 様式 2 | | 様式 2 |
| 様式 8 | | | 様式 1 |
| 様式 11 | | 様式 2 | |
| 様式 13 | | 様式 4 | |

³¹ 様式 3 は特用林産物のパッキングリスト、様式 4 は野生動物のパッキングリスト、様式 6 はパッキングリストの総括台帳、様式 9、10 は野生動物の捕獲計画用、様式 12 はサンプル、標本用であることなどから本調査目的との関連性が薄いため上記説明から割愛した。

3) VNTLAS

VNTLAS とは、ベトナム木材合法性証明システム (Viet Nam Timber Legality Assurance System) のことであり、ベトナムが輸出入する木材の合法性を確認する方法のことである。このシステムは EU と合意した Volunteer Partnership Agreement (VPA) の Annex V として記載されているが、林業総局によればこれはガイドラインとしての位置づけであり、ベトナム政府が更に詳細を決めることになっているとともに、2 年ごとに EU と見直すことにもなっているとのことである。現状では最新版である現 Annex V の VNTLAS について説明する。

この VNTLAS は EU への木材製品輸出に関するシステムとして開発されたものではあるが、内容は EU 市場への輸出の場合だけではなく、EU 以外への輸出手続きについても記述されており、日本への輸出にも適用可能である。

3.4.1 の「3) ベトナムの木材製品の輸出入」で述べたとおり、ベトナム国内で扱われる木材の多くは国産材ではあるが、輸入材は年々増加しており輸入相手国は 120 カ国ほどの多岐にわたっている。国産材については、通達 No.27/2018 に基づいて合法性が確認されることは前項のとおりである。一方、外材の輸入については、幾つかのスクリーンを設けた合法性確認のシステムとなっている。輸出については、ベトナムの輸出業者を法令のコンプライアンス遵守状況に基づき 2 つに区分したカテゴリー毎の合法性確認システムとなっている。

(1) 輸入

ベトナムが木材及び木材製品を輸入する場合の合法性確認の方法については、VPA-Annex V (VNTLAS) の 6.3.7 に次の記載がある。

1. 税関評価

税関は、税関申告書の審査にあたっては関税及び税の支払いに関する遵守状況、違反行為の頻度、内容、程度、貨物の内容、原産地、運輸のルートなどを勘案してリスクレベルを「緑、黄、赤」の 3 つに区分する。

| |
|--|
| 緑 (リスク無し) : 税関は通関申告書に基づき機械的に通関を許可する。 必要に応じて貨物現物を検査する。 |
| 黄 (リスクレベル中) : 税関は貨物の通関関連書類を審査する。必要に応じて貨物現物を検査する。 |
| 赤 (リスクレベル高) : 税関は所長判断に基づき貨物現物全量の 5~100% を検査する。 |

2. 樹種確認

輸入業者は、輸入樹種の学名と一般名を申告することが求められており、その内容に疑わしい点があれば専門家による検査が行われる。輸入樹種は次の基準により高リスクと低リスクに 2 区分されることになっている。

- ・高リスク樹種：CITES の付属書 I、II、III に掲載されているもので、グループ IA と IIA の絶滅の危険性の高い貴重種である、希少価値のある樹種である。
- ・低リスク樹種：高リスク以外の樹種。

3. 原産国評価

原産国における木材輸出に係る法的規制の情報を基にリスク評価を行う。低リスク国の条件は；

- FLEGT License の発行のための TLAS を運用していること。あるいは、
- ベトナム TLAS 基準を満たしていると認める原産国のサプライチェーン全体をカバーする木材合法性のデューデリジェンスに関する拘束力のある国内規制の枠組みがあること。あるいは、
- 世界銀行の世界的ガバナンス指標（WGI）に基づく政府のレベルが 0 以上であり、CITES の実施に関する規制システムが CITES 事務局発表の 1 レベルと評価されていること。また次の 2 つのうち 1 つが満たされていること、
 - ベトナムがこれらの国と木材の合法性に関する二国間協定を結んでおり、これらの協定が公表されておりベトナムは VNTLAS 基準を満たしていると認めていること。
 - ベトナムの TLAS 基準を満たしていると認める国家規制木材認証制度があること。

ベトナムの税関は、上記の 1、2、3 のリスク管理のフィルターを通してベトナムに入ってくる木材の管理を行うこととなっている。作業の流れは図 3.4.2.3 に示すとおりであり、概要は次のとおりである。

- 木材の入港
- CITES 許可証あるいは FLEGT ライセンスがある場合には、CITES 許可証あるいは FLEGT ライセンスの審査に併せ通常の手続きとして税関書類（税関申告書、インボイス、売買契約書、船荷証券あるいは出荷伝票、パッキングリスト）を確認し、税関リスクレベルの「緑、黄、赤」に応じて貨物が確認される。
- CITES 許可証も FLEGT ライセンスもない場合には輸入業者はデューデリジェンスのための自己申告書を提出する必要がある、それに基づき樹種の評価と原産国の評価が行われる。自己申告書の記載様式は本報告書ベトナム編の附属資料（デューデリジェンスに係る自己申告書の様式（英語版、ベトナム語版））のとおりである。様式は英語版とベトナム語版があるが内容の記載にあたってはベトナム語で書き込む。書き込む内容は次の 12 項目となっている。
 - ①輸入業者名とその住所、②輸出業者名とその住所、③貨物の内容、④HS コード、⑤樹木の学名、⑥樹木の一般名、⑦貨物の量（m³、Kg、個数、梱包数）、⑧船荷証券番号、⑨インボイス番号、⑩パッキングリストレファレンス（可能なら）、⑪輸出国名、⑫樹木伐採国名
- 樹種と原産国の評価において両者ともにリスクが低い場合には、自己申告書の審査の後に、通常の手続きとして税関書類（税関申告書、インボイス、売買契約書、

船荷証券あるいは出荷伝票、パッキングリスト)を確認し、税関リスクレベルの「緑、黄、赤」に応じて貨物を確認する。

5. 樹種と原産国の評価においてどちらか一方あるいは両方ともにリスクが高い場合には、下記の内容を示す追加書類の提出が必要となる。その書類の審査の後に、通常の手続きとして税関書類（税関申告書、インボイス、売買契約書、船荷証券あるいは出荷伝票、パッキングリスト）を確認し、税関リスクレベルの「緑、黄、赤」に応じて貨物が確認される。
6. また、積荷の内容、書類の内容によって下記の a～c も追加書類として必要になる場合がある。
 - a. 自主認証あるいはベトナム TLAS が認める国の認証システムの承認証。
 - b. HS コード 4403、4406、4407 に関しては、原産国の法令に基づいた合法的な収穫物であることを示す書類。
 - c. 第一次産物の伐採が行われた国において伐採許可書類が要求されていない場合、あるいは輸入業者が複合産物の伐採許可書類の入手が出来ない場合、原産国の法制に基づいた木材の合法性を示す書類に代わるもの。

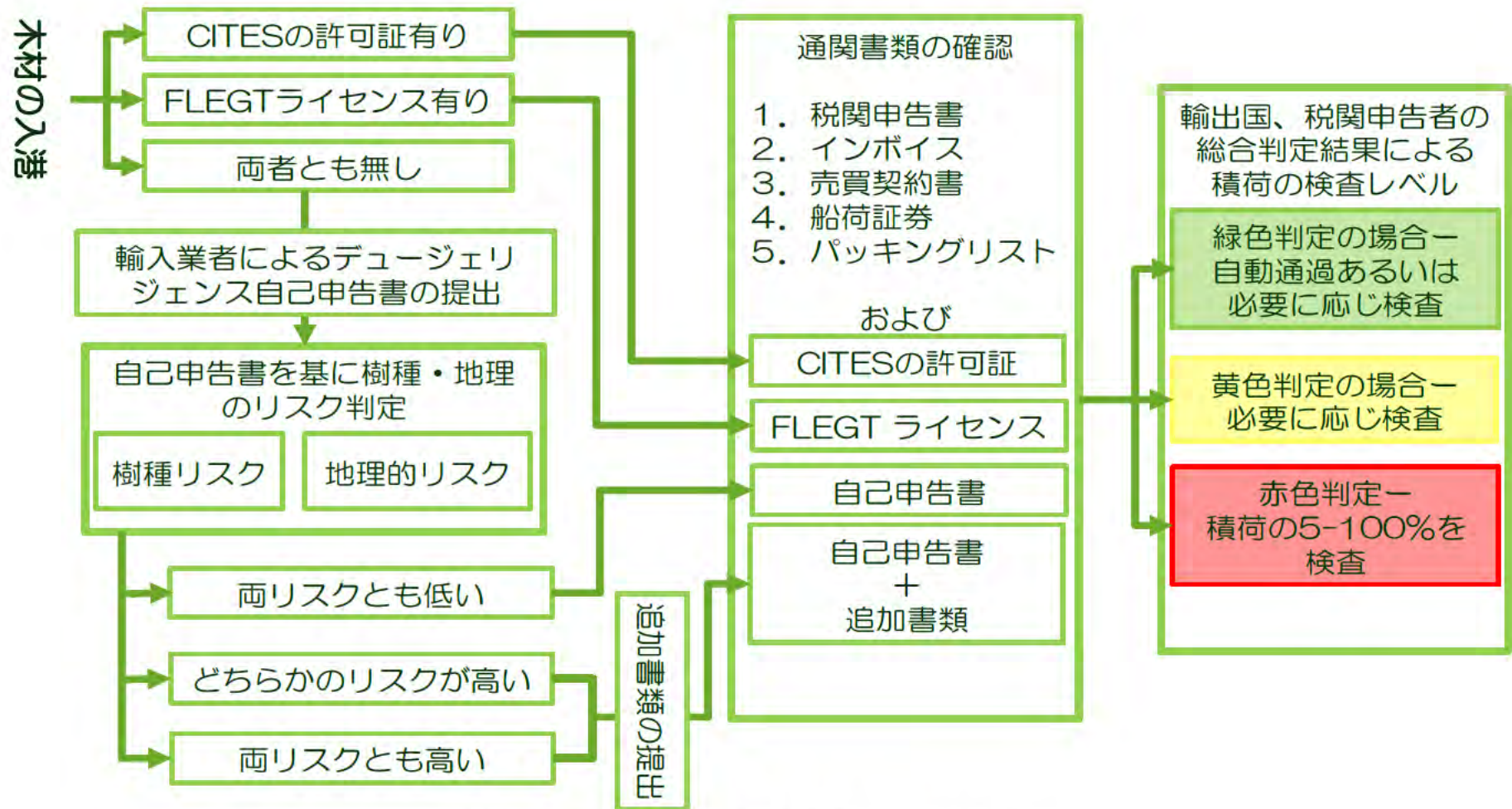


図 3.4.2.3 VNTLAS における木材輸入管理システム³²

³² この図は、VPA-Annex V (VNTLAS) の 6.3.7 に記載されている図を基に作成したものであるが、見易くするため細部は割愛している。原図は本報告書ベトナム編の附属資料に添付している。

(2) 輸出

ベトナムからの輸出にあたっては、Organization Classification System(OCS、業者区分システム)が考案され、VNTLAS の要求に対する遵守レベルに応じて業者を2つのカテゴリーに分けることになっている。これらの業者に関する情報は、林業総局の森林保護部 (FPD) でデータベース化され、輸出審査においてこのデータベースを参照して輸出許可の可否に活用することとなっている。業者を判定するカテゴリー区分とその基準は次のとおりである。

表 3.4.2.2 業者のカテゴリー区分基準³³

| 指標 | カテゴリー区分基準 | |
|--|----------------|--------------------|
| | カテゴリー1 | カテゴリー2 |
| 合法的な木材のみがサプライチェーンに入ることを保証するための動的証拠書類の作成と提出 | 完全に順守している。 | 遵守していない点がある。 |
| サプライチェーンの中での報告要件の履行 | 完全に順守している。 | 報告書の未提出。 |
| 静的証拠書類の作成と提出 | 完全に順守している。 | 遵守していない。 |
| 違法行為があり処罰の記録がある | 違法行為や処罰の記録は無い。 | 何らかの違法行為や処罰の記録がある。 |
| その他 | 無し。 | 新しく設立された業者である。 |

注：表中の動的証拠書類とは、VNTLAS においてはサプライチェーンの各段階での木材製品関係書類に含まれる木材梱包リストや販売請求書など売買ごとに内容が変わる書類のことである。静的証拠書類とは、売買の内容物に関わらず変わらない業者登録、森林土地使用权などである。

実際の審査においては、業者をカテゴリー1と2に分けただけではなく、Household と呼ばれる区分も設定されている。

VNTLAS では、業者と Household を次のとおり定義している。

業者とは、林業会社、国有企業、保護林管理委員会、特殊用途森林管理委員会及びサプライチェーンのあらゆる段階に関与し事業登録をしている協同組合及び企業が含まれる。10人以上の従業員を雇用している家族経営も業者として登録する必要がある。

Household とは、ベトナム国内の世帯、個人、村落コミュニティ及び上記の業者に属さない他のすべての組織が含まれる。

それぞれの区分毎の輸出審査は次の手順で行われる。

1. カテゴリー1の業者：出荷ごとに書類審査があるが追加審査はない。
2. カテゴリー2の業者：出荷ごとに書類審査と貨物審査。貨物審査は全量の最低20%を対象。
3. Household：カテゴリー2の業者に同じ。

提出すべき書類としては、次のとおりである。

VPA -Annex V (VNTLAS) の Section 7 では次の4点が挙げられている。

1. 売買契約書
2. インボイス
3. パッキングリスト (カテゴリー1の業者は自己承認する。)
4. 合法性を示す書類 (VNTLAS の Appendix 2 で規定されている一つあるいは追加の幾つかの書類)

なお、合法性を示す書類に関しては上記の()書きの趣旨が書いてあるが、VPA -Annex V (VNTLAS) の Appendix 2 をみても特定できず、そこには VPA- Annex V (VNTLAS) の Section 7 を見るようになっており、合法性を確認する書類について調査時点で明らかになっ

³³ VPA-Annex V (VNTLAS) の Section 5 の Table 2 より作成。

ていない点があった（ベトナム政府に問い合わせ済み）。

上記の4点に加え、VPA-Annex II の Principle VI には次の2点が輸出に必要な証書として挙げられている。

5. CITES 許可証（CITES 付属書 II にあるベトナム材の場合）
6. 検疫検査証（丸太、製材、ペレット、鋸くずの場合）

なお、検疫検査証の必要性に関しては次の政令、通達によるとされている。

- 政令 02/2007/ND-CP
- 農業地方開発省通達 30/2014/TT-BNNPTNT
- 農業地方開発省通達 33/2014/TT-BNNPTNT

ベトナム側の税関を通過するまでの手続きフロー図は、カテゴリー1 の場合が図 3.4.2.4、カテゴリー2 及び Household の場合が図 3.4.2.5 である。この2つの図は VPA-Annex V にある原図を基に日本語版に書き換えたものである。原図は本報告書のベトナム編附属資料として添付している。これらの図から判るとおり、これらの手続きは EU 市場への輸出だけでなくその他の国への輸出にも適用される。なお、カテゴリー1 の業者からの輸入の方が手続きは簡便となっている。

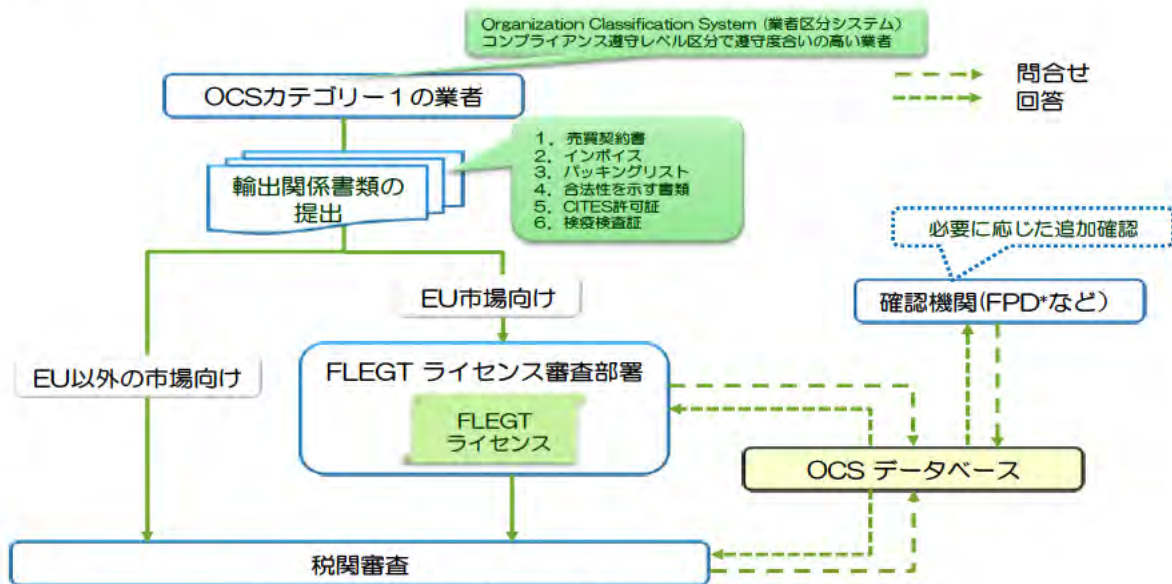


図 3.4.2.4 カテゴリー1 業者に対する手続きフロー³⁴

³⁴ EUFLEGT Facility/EU-Vietnam FLEGT VPA-Annex V Fig.4 により作成。

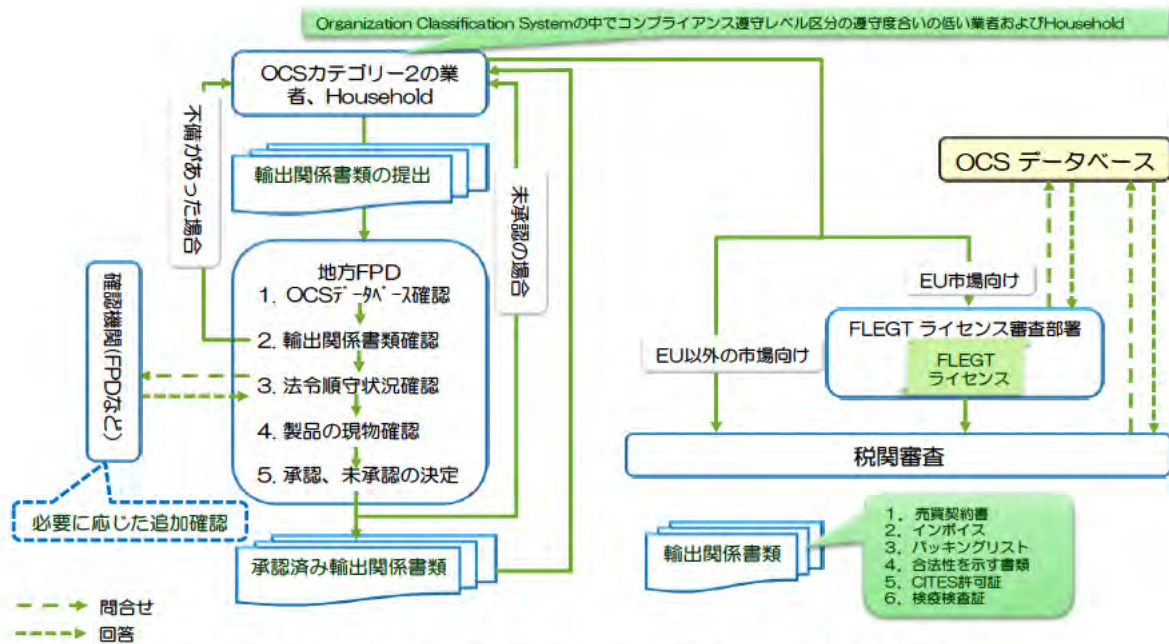


図 3.4.2.5 カテゴリー2 業者と Household に対する手続きフロー³⁵

(3) 輸出入手続きに係る今後の見込み

図 3.4.2.3、図 3.4.2.4 及び図 3.4.2.5 に記載されている次の 4 つの項目については、VNTLAS の運用を確実にするために農業地方開発省の通達により今後明らかとなる予定となっている。

- ① 国のリスクカテゴリー区分
- ② 樹種のリスクカテゴリー区分
- ③ OCS(Organization Classification System (法令順守の度合いによる業者区分)) のデータベースの構築
- ④ 輸出に必要な合法性を確認する書類の決定 (本項目は、今後明らかになるとの記載は VPA がないものの、調査過程でのベトナム政府への確認結果からそのようになると考えられる。)

FLEGT ライセンス発効の本格的な運用について、ベトナム林業総局は 2020 年末との意向を持っているが、EU 側は上記に示した今後明らかにする作業の進捗を考慮して 2021 年中頃になるとみている。

インドネシアの TLAS では、合法性が確認されれば EU 域への輸出には FLEGT ライセンスが発行され、EU 域以外への輸出には FLEGT ライセンスに代わる V-Legal という書類が発行されている。ベトナムの場合には現在のところ EU 以外への輸出に関して V-Legal のような書類の発行は計画されていない。しかし、VNTLAS の開発に関わってきたベトナム家具製造団体の幹部は、VNTLAS では EU 以外への輸出にも合法性担保をコミットしていること、輸出入手続きの簡素化を進めていくとされていることから、今後は V-Legal のようなシステムが構築されるとの見方をしている。

³⁵ EUFLEGT Facility/EU-Vietnam FLEGT VPA-Annex V Fig.5 により作成。

3.4.3 森林認証制度

1) ベトナム独自の森林認証システム

従来ベトナムにおいては、森林管理及び CoC に関する認証システムは FSC によるもののみであった。2016 年 1 月の「持続的森林管理及び森林認証の実施スキーム」に関して農業地方開発省大臣の承認に続き、2018 年 10 月には「持続的森林管理と森林認証」を首相が承認した。その結果を受けて 2019 年 3 月にはベトナム版の森林認証システム (Vietnam Forest Certification System(VFCS)) が発足した。

このシステムは、国際的な森林認証制度の一つである Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes (PEFC) との相互承認の下で行われることとなっており、システムの構造は図 3.4.3.1 のとおりである。

農業地方開発省 (MARD) の運営委員会 (Steering Committee) の下に VNFOREST にはベトナム森林認証室 (Vietnam Forest Certification Office) が置かれている。ベトナム森林認証室が示す認証規格に基づき、ベトナム認定機関 (Vietnam Bureau of Accreditation) により認定された認証機関 (Certification Bodies (CB)) が森林所有者あるいは林業会社に対して持続的森林管理、CoC を認証することとなっている。

PEFC の Web site によると 2019 年 10 月 23 日時点でベトナム国内での同スキームでの認証数は、CoC が 18 件、森林認証が 0 件となっている。

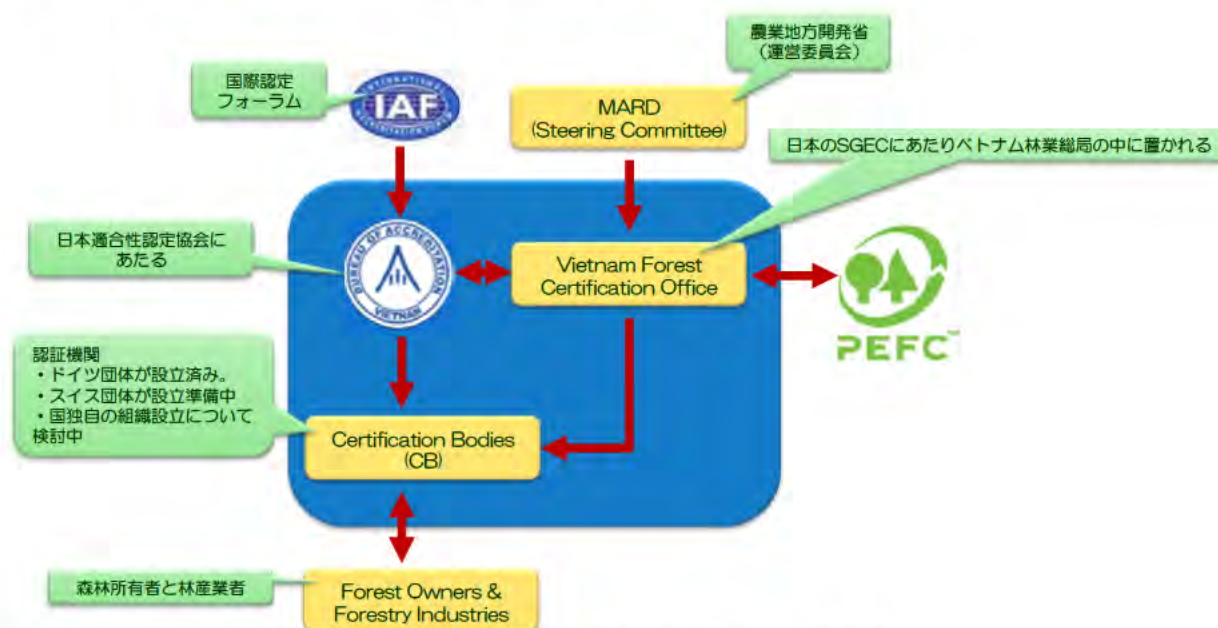


図 3.4.3.1 ベトナム独自の森林・CoC 認証システム³⁶

³⁶ Vietnam Forestry & Forest Certification Scheme (Tran Lam Dong, Vietnam Academy of Forest Science 6th February 2018)により作成。

2) 既存の認証システム

ベトナムにおける既存の認証システムとしては、森林管理協議会(Forest Stewardship Council(FSC)があり、森林管理と CoC の認証を行ってきている。それぞれの認証の近年の動向は図 3.4.3.2 のとおりである。森林管理の認証件数は増加しているものの、認証された面積はほぼ横這い状態である。その理由としては、天然林伐採が禁止されたことから天然林森林認証の継続を取りやめた企業があることで面積は減少した。その一方で、大規模森林所有者が認証原木の拡大を目指して小規模森林所有者の認証加入を推奨していることなどで件数は増加している。しかし、件数の増加ほどには面積は拡大していないのが実情となっている³⁷。CoC に関してはその件数は年々増加しているが、今回の調査で家具製造工場から聞き取った内容を踏まえると、EU 域への輸出指向が強い会社は CoC 認証を取っているものの、米国への輸出指向が強い会社は CoC 認証への関心が低いのではないかと考えられる。なお、FSC はベトナム独自の評価スタンダードを作成中であり、2020 年中頃には運用する予定となっている。

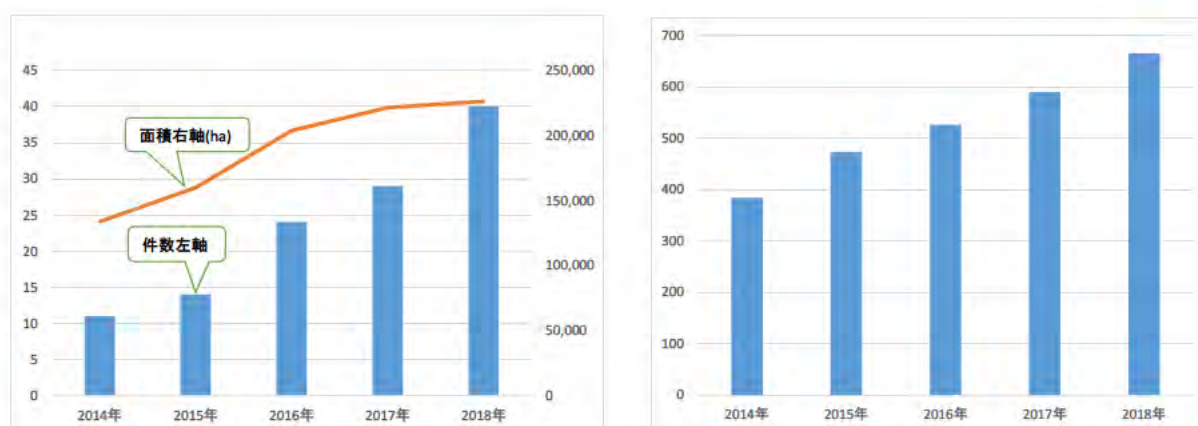


図 3.4.3.2 ベトナムにおける FSC 認証の状況(左：森林認証、右：CoC 件数)³⁸

³⁷ FSC より聞き取り。

³⁸ FSC Web サイトの Fact and Figure のデータにより作成。

3.4.4 その他の関連情報

FAO-EUFLEGT プログラムでは、ベトナム国内木材製品加工業界におけるデューデリジェンス作業を支援するために2件のWEBサイトを構築中である。一つはベトナム南部の Binh Dinh にある FPA(Forest Production Association)のサイトであり、一つはホーチミン市にある HAWA(Handicraft and Wood Industry Association)のサイトである。

参考に示す下の Web サイトは FPA のものであり、表示される情報は次の項目となっている。

- ① 木材製品加工企業一覧
- ② 企業毎の調達木材情報（伐採地、調達年月日、樹種名、材積）
- ③ 木材調達に関する手続きで作成された各種書類とその承認済・未承認の区分

内容はまだ不十分であるが今後充実していくものと思われる。



写真 3.4.4.1 FPA の Web サイト

附属資料

1. 木材伐採搬出に関する書類の様式

掲載の順番は次のとおり。

- 農業地方開発省通達 No.27/2018 のベトナム語版、邦語仮訳版。
- 旧通達の様式は上記の邦語仮訳版の次ページに置いた。

新旧通達の様式対応は次表のとおりである。

| 通達 No. 27/2018 | 旧通達 | | |
|-------------------|------------|------------|------------|
| | No.35/2011 | No.01/2012 | No.21/2016 |
| 様式 1 | | 様式 1 | |
| 様式 2 | | 様式 1 | |
| 様式 5 | | 様式 5 | |
| 様式 7 | 様式 2 | | 様式 2 |
| 様式 8 | | | 様式 1 |
| 様式 11 | | 様式 2 | |
| 様式 13 | | 様式 4 | |

2. 輸入木材管理システム図

3.1 デューデリジェンスに係る自己申告書の様式(英語版)

3.2 デューデリジェンスに係る自己申告書の様式(ベトナム語版)

4. 輸出に係る手続きフロー図(カテゴリー1 業者)

5. 輸出に係る手続きフロー図(カテゴリー2 業者と Household)

1. 木材伐採搬出に関する書類の様式

通達 No.27/2018 の様式 1 のベトナム語版

Mẫu số 01. Bảng kê lâm sản (áp dụng đối với gỗ tròn, gỗ xẻ)

CỘNG HÒA XÃ HỘI CHỦ NGHĨA VIỆT NAM

Độc lập - Tự do - Hạnh phúc

Tờ số:/Tổng số tờ

BẢNG KÊ LÂM SẢN

(Áp dụng đối với gỗ tròn, gỗ xẻ)⁽¹⁾

Số:/...⁽²⁾

Thông tin chung:

Tên chủ lâm sản:

.....

Giấy đăng ký kinh doanh/mã số doanh nghiệp (đối với doanh nghiệp)

.....

Địa chỉ

.....

Số điện thoại liên hệ:

.....

Nguồn gốc lâm sản⁽³⁾:

.....

Số hóa đơn kèm theo (nếu có):; ngày... tháng.....năm.....;

Phương tiện vận chuyển (nếu có..... biển số/số hiệu phương tiện:.....;

Thời gian vận chuyển: ngày; từ ngàytháng.....năm đến

ngàytháng....năm....

Vận chuyển từ:

.....đến:

| TT | Số hiệu, nhãn đánh dấu ⁽⁴⁾ | Tên gỗ | | Số lượng | Kích thước | | | Khối lượng (m ³) /trọng lượng (kg) | Ghi chú ⁽⁵⁾ |
|-----|---------------------------------------|---------------|-------------------------------------|----------|------------|-----------|----------------------------|--|------------------------|
| | | Tên phổ thông | Tên khoa học (đối với gỗ nhập khẩu) | | Dài (m) | Rộng (cm) | Đường kính/ chiều dày (cm) | | |
| A | B | C | D | E | F | G | H | I | J |
| 01 | | | | | | | | | |
| 02 | | | | | | | | | |
| ... | | | | | | | | | |
| | Cộng | | | | | | | | |

Tổng số lượng và khối lượng hoặc trọng lượng đối với từng loài lâm sản có trong bảng kê:.....

.....

.....Ngày.....tháng.....năm 20.....

XÁC NHẬN CỦA CƠ QUAN KIỂM LÂM SẢN TẠI ⁽⁶⁾

Vào sổ số: .../... ⁽⁷⁾

(Người có thẩm quyền ký, ghi rõ họ tên, đóng dấu)

.....Ngày..... tháng.....năm 20.....

TỔ CHỨC, CÁ NHÂN

LẬP BẢNG KÊ LÂM SẢN

(Ký, ghi rõ họ tên, đóng dấu đối với tổ chức; ký, ghi rõ họ tên đối với cá nhân)

Ghi chú:

- (1) Áp dụng với cả gỗ dạng cây;
- (2) Chủ lâm sản ghi số thứ tự theo số bảng kê lâm sản đã lập trong năm; Ví dụ 18/001: 18 là năm 2018; 001 là số thứ tự bảng kê đã lập;
- (3) Ghi rõ nguồn gốc từ rừng tự nhiên, từ rừng trồng, vườn nhà, cây trồng phân tán hoặc từ nhập khẩu, sau xử lý tịch thu, có bản sao hồ sơ nguồn gốc lâm sản của chủ lâm sản bán theo quy định tại Thông tư này;
- (4) Đối với gỗ quy định tại điểm g khoản 1 Điều 4 Thông tư này thì ghi chi tiết số hiệu từng lóng, hộp, thanh, tấm; trường hợp gỗ cùng loài, cùng kích thước có thể ghi chung một số hiệu; trường hợp gỗ được dán nhãn đánh dấu thì ghi số hiệu nhãn;
- (5) Trường hợp gỗ bị trừ khối lượng do rỗng ruột, mục, khuyết tật thì ghi vào cột này;
- (6) Chỉ xác nhận đối với lâm sản quy định tại Điều 6 Thông tư này;
- (7) Cơ quan xác nhận ghi rõ hai số cuối của năm xác nhận và số thứ tự bảng kê đã xác nhận trong năm. Ví dụ 18/001: 18 là năm 2018; 001 là số thứ tự bảng kê đã xác nhận.

様式 No. 01. パッキングリスト (丸太、製材に適用)

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

ページ番号: _____ 全ページ数: _____

パッキングリスト

(丸太、製材に適用)

No. _____ / _____

一般情報:

林産物所有者名: _____

事業者登録番号・企業登録番号: _____

住所: _____

電話番号: _____

原産地: _____

付属インボイス (もしあれば) 番号: _____ : 日付 (日月年)

車両 (もしあれば) : _____ プレート番号/車両番号

輸送時間: _____ 日間: 出発日 (日月年) _____ 到着日 (日月年)

輸送経路: _____ から _____ まで

| 番号 | マーキング番号 | 樹種名 | | 数量 | 大きさ | | | 材積 (m ³) / 重量 (kg) | 備考 |
|----|---------|-----|----------|----|--------|--------|------------|--------------------------------|----|
| | | 一般名 | 学名 (輸入材) | | 材長 (m) | 幅 (cm) | 直径/厚み (cm) | | |
| A | B | C | D | E | F | G | H | I | J |
| 1 | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | | | |

総数、全量、それぞれの量/材積が記されている。

場所、日付 (日月年)

森林保護当局により承認

登録番号: _____ / _____

署名、氏名、スタンプ

場所、日付 (日月年)

林産物製造の組織、個人

署名、組織名、スタンプ/

署名、氏名

注書きについては省略

Tờ số:/Tổng số tờ

BẢNG KÊ LÂM SẢN

(Áp dụng đối với sản phẩm gỗ)

Số: .../... (1)

Thông tin chung:

Tên chủ lâm sản:

.....

Giấy đăng ký kinh doanh/mã số doanh nghiệp (đối với doanh nghiệp)

.....

Địa chỉ ..

.....

Số điện thoại liên hệ:

.....

Nguồn gốc lâm sản (2):

.....

Số hóa đơn kèm theo (nếu có);.....; ngày ... tháng năm;

Phương tiện vận chuyển (nếu có):biển số/số hiệu phương

tiện:

Thời gian vận chuyển: ngày; từ ngàytháng / năm đến ngàytháng..../

năm.....

Vận chuyển từ:

.....đến:

| TT | Tên sản phẩm gỗ ⁽³⁾ | Số hiệu nhãn đánh dấu (nếu có) | Tên gỗ nguyên liệu | | Số lượng hoặc khối lượng sản phẩm | Đơn vị tính | Ghi chú |
|-----|--------------------------------|--------------------------------|--------------------|--------------|-----------------------------------|-------------|---------|
| | | | Tên phổ thông | Tên khoa học | | | |
| A | B | C | D | E | F | G | H |
| 01 | | | | | | | |
| 02 | | | | | | | |
| ... | | | | | | | |
| | <i>Cộng</i> | | | | | | |

Tổng số lượng và khối lượng hoặc trọng lượng đối với từng loài lâm sản có trong bảng kê:

.....Ngày.....tháng.....năm 20.....
XÁC NHẬN CỦA CƠ QUAN KIỂM LÂM SỞ TẠI ⁽⁴⁾

Vào sổ số: .../... ⁽⁵⁾
(Người có thẩm quyền ký, ghi rõ họ tên, đóng dấu)

.....Ngày..... tháng.....năm 20.....

**TỔ CHỨC, CÁ NHÂN
LẬP BẢNG KÊ LÂM SẢN**

(Ký, ghi rõ họ tên, đóng dấu đối với tổ
chức; ký, ghi rõ họ tên đối với cá
nhân)

Ghi chú:

- (1) Chủ lâm sản ghi số thứ tự theo số bảng kê lâm sản đã lập trong năm; Ví dụ 18/001: 18 là năm 2018; 001 là số thứ tự bảng kê đã lập;
- (2) Ghi rõ nguồn gốc gỗ nguyên liệu từ rừng tự nhiên, gỗ sau xử lý tịch thu, gỗ rừng trồng, vườn nhà, cây trồng phân tán hoặc gỗ nhập khẩu, có bản sao hồ sơ nguồn gốc lâm sản của chủ lâm sản bán theo quy định tại Thông tư này;
- (3) Ghi tên của sản phẩm gỗ, ví dụ: bàn, ghế, gỗ băm dăm, ván bóc, ván ép, viên nén...;
- (4) Chỉ xác nhận đối với lâm sản quy định tại Điều 6 Thông tư này;
- (5) Cơ quan xác nhận ghi rõ hai số cuối của năm xác nhận và số thứ tự bảng kê đã xác nhận trong năm. Ví dụ 18/001: 18 là năm 2018; 001 là số thứ tự bảng kê đã xác nhận.

様式 No. 02. パッキングリスト (木材製品に適用)

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

ページ番号: _____ 全ページ数: _____

パッキングリスト

(木材製品に適用)

No. _____ / _____

一般情報:

林産物所有者名: _____

事業者登録番号・企業登録番号: _____

住所: _____

電話番号: _____

原産地: _____

付属インボイス (もしあれば) 番号: _____ : 日付 (日月年) _____

車両 (もしあれば): _____ プレート番号/車両番号 _____

輸送時間: _____ 日間: 出発日 (日月年) _____ 到着日 (日月年) _____

輸送経路: _____ から _____ まで

| 番号 | 木製品名 | マーキング番号 (もしあれば) | 樹種名 | | 数量/材積 | 単位 | 備考 |
|----|------|-----------------|-----|----|-------|----|----|
| | | | 一般名 | 学名 | | | |
| A | B | C | D | E | F | G | |
| 1 | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | |

パッキングリストに記された樹種別の量: _____

場所、日付 (日月年)
森林保護当局により承認
 登録番号: _____ / _____
 署名、氏名、スタンプ

場所、日付 (日月年)
林産物製造の組織、個人
 署名、組織名、スタンプ/
 署名、氏名

注書きについては省略

.....
.....

CỘNG HÒA XÃ HỘI CHỦ NGHĨA VIỆT NAM
Độc lập - Tự do - Hạnh phúc

BIÊN BẢN KIỂM TRA LÂM SẢN

Hôm nay, ngày tháng năm, hồi giờ Tại:

.....

Chúng tôi gồm:

1)....., chức vụ:, đơn vị:

.....

2)....., chức vụ:, đơn vị:

.....

3)....., chức vụ:, đơn vị:

.....

Tiến hành kiểm tra lâm sản của (tổ chức, cá nhân):

.....

Địa chỉ:

....., nghề nghiệp:.....

Số chứng minh nhân dân/căn cước công dân số:; ngày cấp, nơi cấp....

Đăng ký kinh doanh/Mã số doanh nghiệp số; ngày cấp, nơi cấp.....

Người làm chứng (nếu có):Họ tên

.....

Số chứng minh nhân dân/Căn cước công dân số:; ngày

cấp, nơi cấp.....

Nội dung kiểm tra:

.....

.....

Hồ sơ lâm sản kèm theo gồm có:

.....

Kết luận sau kiểm tra:

.....

.....

Việc kiểm tra kết thúc vào hồi giờ..... ngày.....tháng

..... năm, trong quá trình kiểm tra không làm hư hỏng, mất mát gì.

Sau khi đọc lại biên bản, những người có tên nêu trên cùng nghe, công nhận đúng, ký và ghi rõ họ tên vào biên bản.

Biên bản lập thành bản, giao cho cá nhân/tổ chức được kiểm tra một bản./.

| CÁ NHÂN/TỔ CHỨC ĐƯỢC KIỂM TRA | ĐẠI DIỆN TỔ KIỂM TRA | NGƯỜI LÀM CHỨNG |
|--------------------------------------|-----------------------------|------------------------|
|--------------------------------------|-----------------------------|------------------------|

(Ký, ghi rõ họ tên, đóng dấu đối với tổ chức; ký, ghi rõ họ tên đối với cá nhân)

様式 No. 05. 林産物検査記録
ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

林産物検査記録

検査日： _____ 日 _____ 月 _____ 年 _____ 時刻 _____ 場所

私たちは：

1) _____、職位 _____、職場 _____
2) _____、職位 _____、職場 _____
3) _____、職位 _____、職場 _____

私たちは、ここに _____ の林産物を検査する。

住所： _____、職業 _____

ID 番号／住民番号 _____、発行日 _____、発行地 _____

事業者登録、事業者識別番号： _____、発行日 _____、発行地 _____

立会人（可能なら）

氏名： _____

ID 番号／住民番号 _____、発行日 _____、発行地 _____

検査内容：

添付の書類には次の物が含まれている。

検査後の結論：

検査は、_____ 日、_____ 月、_____ 年の _____ 時 _____ 分に終了。

検査中に木材製品の破損、紛失はなかった。

この記録は、上記の人物により朗読され、氏名を承認し署名した。

この記録は、_____ 通作成された。対象となった個人／企業による確認のため 1 通渡される。

検査対象の個人／企業

署名、個人氏名／

署名、組織名、スタンプ

検査人の代表

署名、氏名

立会人

(認める場合には、署名、氏名)

旧通達 No.01/2012 の様式 5 のベトナム語版

Mẫu số 05: Báo cáo nhập, xuất lâm sản, ban hành kèm theo Thông tư số 01/2012/TT-BNN ngày 4/01/2012 của Bộ trưởng Bộ Nông nghiệp và Phát triển nông thôn

ĐƠN VỊ BÁO CÁO

CỘNG HÒA XÃ HỘI CHỦ NGHĨA VIỆT NAM
Độc lập - Tự do - Hạnh phúc

BÁO CÁO NHẬP, XUẤT LÂM SẢN

(Thángnăm 20....)

| TT | Tên lâm sản | Nhóm gỗ | Đơn vị tính | LÂM SẢN NHẬP VÀO | | | LÂM SẢN XUẤT RA | Tồn kho cuối kỳ |
|----|-------------|---------|-------------|------------------|---------------|-----------|-----------------|-----------------|
| | | | | Tồn kho đầu kỳ | Nhập trong kỳ | Tổng cộng | | |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

Ngày.....tháng.....năm 20.....

THỦ TRƯỞNG ĐƠN VỊ

NGƯỜI LẬP BÁO CÁO

Mẫu số 07. Báo cáo địa danh, diện tích, khối lượng lâm sản dự kiến khai thác

CỘNG HÒA XÃ HỘI CHỦ NGHĨA VIỆT NAM

Độc lập - Tự do - Hạnh phúc

BÁO CÁO

ĐỊA DANH, DIỆN TÍCH, KHỐI LƯỢNG LÂM SẢN

DỰ KIẾN KHAI THÁC

1. Thông tin chung

- Tên chủ rừng, hoặc đơn vị khai thác

.....

- Địa chỉ:

.....

- Diện tích khai thác:ha;

- Thời gian khai thác: Từđến.....

2. Nội dung

a) Đối với gỗ rừng tự nhiên:

| TT | Địa danh | | | Số cây | Đường kính (cm) | Chiều cao (m) | Khối lượng (m ³) | Ghi chú |
|------|----------|--------|----|--------|-----------------|---------------|------------------------------|---------|
| | Tiểu khu | Khoảnh | Lô | | | | | |
| A | B | C | D | E | F | G | H | I |
| 01 | | | | | | | | |
| 02 | | | | | | | | |
| ... | | | | | | | | |
| Tổng | | | | | | | | |

b) Đối với gỗ rừng trồng:

| TT | Địa danh | Số cây | Đường kính trung bình (cm) | Chiều cao trung bình, (m) | Khối lượng (m ³) | Ghi chú |
|----|--|--------|----------------------------|---------------------------|------------------------------|---------|
| A | B | C | D | E | F | G |
| 01 | Ghi rõ số lô, khoảnh, tiểu khu (hoặc Giấy chứng nhận quyền | | | | | |

| | | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|--|
| | <i>sử dụng đất, quyết định giao đất, cho thuê đất...vv).</i> | | | | | |
| 02 | | | | | | |
| ... | | | | | | |
| Tổng | | | | | | |

c) Đối với thực vật rừng ngoài gỗ và dẫn xuất của chúng:

| TT | Địa danh | Tên lâm sản | | Số lượng hoặc khối lượng | Đơn vị tính (m ³ , ster, cây, tấn, ml) | Ghi chú |
|------|---|------------------|--------------|--------------------------|---|---------|
| | | Tên thông thường | Tên khoa học | | | |
| A | B | C | D | E | F | G |
| 01 | Ghi rõ số lô, khoảnh, tiểu khu (hoặc Giấy chứng nhận quyền sử dụng đất, quyết định giao đất, cho thuê đất... vv). | | | | | |
| 02 | | | | | | |
| ... | | | | | | |
| Tổng | | | | | | |

Chủ rừng / đơn vị khai thác
(Ký ghi rõ họ tên, đóng dấu nếu là tổ chức)

様式 No. 07. 林産物の伐採地、地域、材積報告書
ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

報告書
林産物収穫予定の伐採地、地域、材積

1. 一般情報 :

森林所有者名あるいは伐採ユニット名 :

住所 : _____
伐採地面積 : _____ ha
伐採期間 : _____ から _____ まで

2. 内容

a) 天然林

| No. | 場所 | | | 本数 | 胸高直径 (cm) | 樹高 (m) | 材積 (m ³) | 備考 |
|-----|------------|----|----|----|--------------|-----------|-------------------------|----|
| | サブエリア 名 | 林班 | 小班 | | | | | |
| A | B | C | D | E | F | G | H | I |
| 1 | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | |

b) 人工林

| No. | 場所 | 本数 | 平均胸高 直径(cm) | 平均 樹高 (m) | 材積 (m ³) | 備考 |
|-----|---|----|----------------|-----------------|-------------------------|----|
| A | B | C | D | E | F | G |
| 1 | サブエリア名、林班、小班を明記 (あるいは土地 利用権証書、土地移転決定書、土地借用決定 書など) | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 計 | | | | | | |

c) 特用林産物

| No. | 場所 | 樹種名 | | 数量 | 単位 (m ³ , t, ml) | 備考 |
|-----|---|-----|----|----|-----------------------------------|----|
| | | 一般名 | 学名 | | | |
| A | B | C | D | E | F | G |
| 1 | サブエリア名、林班、小班を明記 (あるいは土地 利用権証書、土地移転決定書、土地借用決定 書など) | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 計 | | | | | | |

森林所有者 / 伐採ユニット
(署名、氏名、組織の場合にはスタンプ)

Phụ lục 2: Mẫu bảng dự kiến sản phẩm khai thác
(Kèm theo Thông tư số 35 /2011/TT-BNNPTNT ngày 20 tháng 5 năm 2011
của Bộ Nông nghiệp và PTNT)

CỘNG HÒA XÃ HỘI CHỦ NGHĨA VIỆT NAM
Độc lập - Tự do – Hạnh phúc

BẢNG DỰ KIẾN SẢN PHẨM KHAI THÁC

1. Thông tin chung

- Tên chủ rừng, hoặc đơn vị khai thác.....
- Thời gian thực hiện.....
- Địa danh khai thác: lô.....khoảnh.....tiểu khu.....;
- Diện tích khai thác:.....ha (nếu xác định được);

2. Sản phẩm đăng ký khai thác, tận thu: (thống kê cụ thể theo từng lô, khoảnh)

a) Gỗ rừng tự nhiên:

| TT | Địa danh | | | Loài cây | Đường kính | Khối lượng (m ³) |
|------|----------|--------|----|-------------|------------|------------------------------|
| | Tiểu khu | khoảnh | lô | | | |
| 1. | TK: 150 | K: 4 | a | giổi dầu | 45 | 1,5 |
| Tổng | | | | | | |

b) Rừng trồng:

| TT | Địa danh | | | Loài cây | Số cây | Khối lượng (m ³) |
|------|----------|--------|----|----------|--------|------------------------------|
| | Tiểu khu | khoảnh | lô | | | |
| 1. | TK: 150 | K: 4 | a | Bạch đàn | 45 | 10,5 |
| | | - | - | Keo | 150 | 50,5 |
| | | | b | - | - | |
| Tổng | | | | | | |

c) Lâm sản khác:

| TT | Địa danh | | | Loài lâm sản | Khối lượng (m ³ , cây, tấn) |
|------|----------|--------|----|--------------|---|
| | Tiểu khu | khoảnh | lô | | |
| 1. | TK: 150 | K: 4 | a | Song mây | 1000 cây |
| | | | b | Bời lời | 100 tấn |
| Tổng | | | | | |

Xác nhận (nếu có) **Chủ rừng /đơn vị khai thác**
(ký tên ghi rõ họ tên,
đóng dấu nếu có)

Phụ lục 2: Mẫu bảng kê lâm sản khai thác

(Kèm theo Thông tư số 21 /2016/TT-BNNPTNT ngày 28 tháng 6 năm 2016 của Bộ Nông nghiệp và PTNT)

**CỘNG HÒA XÃ HỘI CHỦ NGHĨA VIỆT NAM
Độc lập - Tự do – Hạnh phúc**

BẢNG KÊ LÂM SẢN KHAI THÁC

1. Thông tin chung

- Tên chủ rừng, hoặc đơn vị khai thác
- Thời gian thực hiện.....
- Địa danh khai thác: lô.....Khoảnh.....tiểu khu.....;
- Diện tích khai thác:ha (nếu xác định được);

2. Sản phẩm đăng ký khai thác, tận thu: (thống kê cụ thể theo từng lô, Khoảnh)

a) Khai thác, tận dụng, tận thu gỗ:

| TT | Địa danh | | | Loại cây | Đường kính | Khối lượng (m ³) |
|------|----------|--------|-----|----------|------------|---------------------------------|
| | Tiểu khu | Khoảnh | lô | | | |
| 1. | TK: 150 | K: 4 | a b | giổi đầu | 45 | 1,5 |
| Tổng | | | | | | |

b) Khai thác, tận dụng, tận thu lâm sản khác:

| TT | Địa danh | | | Loại lâm sản | Khối lượng (m ³ , cây, tấn) |
|------|----------|--------|-----|---------------------|---|
| | Tiểu khu | Khoảnh | lô | | |
| 1. | TK: 150 | K: 4 | a b | Song mây Bời lời | 1000 cây 100 tấn |
| Tổng | | | | | |

Xác nhận (nếu có)

Chủ rừng /đơn vị khai thác

(ký tên ghi rõ họ tên, đóng dấu nếu có)

**Mẫu số 08. Phương án khai thác, tận dụng/tận thu
PHƯƠNG ÁN KHAI THÁC, TẬN DỤNG/TẬN THU**

1. Căn cứ xây dựng phương án

2. Đối tượng khai thác, tận dụng/tận thu

Nêu rõ đối tượng khai thác rừng trồng (*Loại cây trồng, năm trồng, cơ quan phê duyệt nguồn vốn...*) hoặc đối tượng gỗ rừng tự nhiên cần tận thu (*bao gồm cây nằm chết khô, khúc, lóng gỗ, cành, gốc,....., nguyên nhân chết....*).

3. Xác định địa danh, diện tích khai thác, tận dụng/tận thu

Xác định vị trí bằng máy định vị GPS, đo vẽ đóng mốc lô, khoảnh, tiểu khu. Lập bản đồ tỷ lệ 1:5000 và tính toán diện tích khu khai thác.

Thuộc lô, khoảnh, tiểu khu, đơn vị....

4. Tính toán sản lượng khai thác

a) Đối với tận dụng/tận thu gỗ rừng tự nhiên phải đo đếm cụ thể từng khúc, lóng, gỗ, có báo cáo diện tích, địa danh, khối lượng dự kiến khai thác theo mẫu quy định tại Mẫu số 06 kèm theo Thông tư này.

b) Đối với khai thác rừng trồng: Lập ô tiêu chuẩn để đo đếm, tỷ lệ ô tiêu chuẩn tối đa là 02% diện tích khai thác, tối thiểu một lô khai thác phải có 03 ô tiêu chuẩn; có báo cáo diện tích, địa danh, khối lượng dự kiến khai thác theo mẫu quy định tại Mẫu số 07 kèm theo Thông tư này.

5. Dự kiến đường vận xuất, vận chuyển

a) Dựa vào thực địa, loại thiết bị vận chuyển để dự kiến tuyến đường vận xuất, vận chuyển nhằm hạ giá thành và giảm thiểu tác động môi trường, nguồn nước, xói mòn đất; bảo đảm hiệu quả kinh tế cao nhất, theo nguyên tắc kéo dài đường vận chuyển hợp lý, rút ngắn cự ly vận xuất.

b) Hệ thống đường vận chuyển dự kiến phải được thể hiện trên bản đồ, đánh dấu ngoài thực địa và thống kê trong hồ sơ thiết kế khai thác.

c) Đối với khai thác tận thu gỗ trong rừng tự nhiên không được mở mới đường vận xuất, vận chuyển trong rừng.

6. Tính toán các biện pháp bảo vệ rừng, phòng chống cháy rừng

Xác định các biện pháp bảo vệ rừng, phòng chống cháy rừng trong quá trình khai thác.

7. Xây dựng phương án phát triển rừng sau khai thác

a) Đối với khai thác rừng trồng: xây dựng phương án trồng lại rừng (*bao gồm: xác định loài cây, mật độ trồng và các chi phí như thiết kế trồng rừng*).

b) Đối với sau tận dụng/ tận thu gỗ rừng tự nhiên: xác định các biện pháp khoanh nuôi hoặc nuôi dưỡng rừng.

8. Kết luận:

Chủ rừng

(*ký ghi rõ họ tên, đóng dấu nếu là tổ chức*)

様式 No. 08. 伐採、サルベージ伐採、衛生伐の計画

伐採、サルベージ伐採、衛生伐の計画

1. 計画作成の基礎

原本に記載なし

2. 伐採、サルベージ伐採、衛生伐の対象

人工林の場合には、樹種、植栽年、植栽費用供与当局名の明記。衛生伐対象の天然林の場合には、枯死木、枝、根茎などの箇所、枯死の原因などを明記する。

3. 地名、開発地域、利用率/回収率の決定

GPS あるいは測量によってサブディビジョン、林班、小班をマークし、縮尺 5,000 分の 1 の地図を作製し、面積を計算する。

4. 生産量の計算

a) サルベージ伐採および衛生伐の天然林の伐採の場合には、それぞれの箇所を測定し様式 6 を提出する。

b) 人工林の伐採の場合には、計測用の標準値を設定する。標準値は伐採予定地の 0.2% をカバーし、少なくとも 3 プロットの標準値を設定しなければならない。様式 7 を提出する。

5. 想定される搬出および輸送経路

a) コストを下げ、環境への影響、水源、土壌侵食を最小限に抑えるために、輸送機器の分野と種類に応じて輸送および輸送ルートを検討する。輸送経路の合理的な拡張の原則に従って、最高の経済効率を確保し、輸出距離を短縮する。

b) 提案された道路システムは、地図上に表示し、現場にマークし、伐採計画書に綴じる。

c) 天然林の木材を最大限に活用するために、森林での輸送のための新しい道路の開設しない。

6. 森林保護および森林火災防止対策

伐採作業中に森林を保護し、森林火災を防ぐための対策をとる。

7. 伐採後の施業計画の作成

a) 人工林の伐採の場合：樹種、植栽密度、関連経費を含む再造林計画の作成

b) 天然林のサルベージ伐採、衛生伐の場合：森林再生、森林保育のための対策

8. 結論

森林所有者

(署名、氏名、企業の場合にはスタンプ)

Phụ lục 1: Mẫu đề cương thiết kế khai thác

(Kèm theo Thông tư số 21 /2016/TT-BNNPTNT ngày 28 tháng 6 năm 2016 của Bộ Nông nghiệp và PTNT)

Đơn vị chủ quản:.....

CỘNG HÒA XÃ HỘI CHỦ NGHĨA VIỆT NAM

Tên đơn vị.....

Độc lập - Tự do - Hạnh phúc

HỒ SƠ

THIẾT KẾ KHAI THÁC, TẬN DỤNG, TẬN THU LÂM SẢN

I. Đặt vấn đề:

- Tên chủ rừng (đơn vị khai thác).....

- Mục đích khai thác.....

II. Tình hình cơ bản khu khai thác

1. Vị trí, ranh giới khu khai thác:

a) Vị trí: Thuộc lô....., Khoảnh..... Tiểu khu.....;

b) Ranh giới:

- Phía Bắc giáp.....

- Phía Nam giáp.....

- Phía Tây giáp.....

- Phía Đông giáp.....

2. Diện tích khai thác:.....ha;

3. Loại rừng đưa vào khai thác.

III. Các chỉ tiêu kỹ thuật lâm sinh:

1. Tổng trữ lượng, trữ lượng bình quân.....

2. Sản lượng cây đứng...

3. Tỷ lệ lợi dụng:

4. Sản lượng khai thác.

(kèm theo biểu tài nguyên và các chỉ tiêu lâm học)

IV. Sản phẩm khai thác:

- Tổng sản lượng khai thác..... (phân ra từng lô, Khoảnh), cụ thể:

+ Gỗ: số cây....., khối lượng.....m³

+ Lâm sản ngoài gỗ.....((m³/ cây/tấn..)

- Chủng loại sản phẩm (Đối với gỗ phân theo từng loài, từng nhóm gỗ; đối với lâm sản ngoài gỗ phân theo từng loài)

(kèm theo biểu sản phẩm khai thác)

V. Biện pháp khai thác, thời gian hoàn thành.

a) Chặt hạ:

b) Vận xuất:

c) Vận chuyển

d) Vệ sinh rừng sau khai thác

e) Thời gian hoàn thành.

VI. Kết luận, kiến nghị.

Chủ rừng / đơn vị khai thác

(ký tên ghi rõ họ tên, đóng dấu nếu có)

通達 No.27/2018 の様式 11 のベトナム語版

Mẫu số 11. Sổ theo dõi nhập, xuất lâm sản

| | |
|---|---|
| TÊN ĐƠN VỊ LẬP SỐ | CỘNG HÒA XÃ HỘI CHỦ NGHĨA VIỆT NAM Độc lập - Tự do - Hạnh phúc Số số: ... / Năm lập: ... |
|---|---|

SỔ THEO DÕI NHẬP, XUẤT LÂM SẢN

| Lâm sản có đầu kỳ (1) | Lâm sản nhập trong kỳ | | | | | | | | Lâm sản xuất ra trong kỳ | | | | | Lâm sản tồn cuối kỳ (2) | Ghi chú |
|-----------------------|-----------------------|------------------|--------------|------------------------|-------------|------------------------------|-------------------|-----------------------------|--------------------------|----------------------------|-------------------------|-----------------------------|--|-------------------------|---------|
| | Ngày tháng năm | Tên lâm sản | | Số hiệu, nhãn đánh đầu | Đơn vị tính | Khối lượng hoặc trọng lượng | | Hồ sơ kèm theo lâm sản nhập | Ngày tháng năm | Số bảng kê lâm sản xuất ra | Khối lượng, trọng lượng | Hồ sơ xuất lâm sản kèm theo | Ước tính nguyên liệu tiêu hao (nếu có) | | |
| | | Tên thông thường | Tên khoa học | | | Loại quý, hiếm; Mẫu số CITES | Loại thông thường | | | | | | | | |
| A | B | C | D | E | F | G | H | I | J | K | L | M | N | O | P |
| 01 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 02 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ... | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|-----------------------|------------------|
| CHỦ ĐƠN VỊ LẬP SỐ (3) | NGƯỜI GHI SỐ (3) |
|-----------------------|------------------|

Ghi chú:

(1) Ghi khối lượng, trọng lượng của lâm sản có ở đầu kỳ theo dõi

(2) Ghi khối lượng, trọng lượng của lâm sản có ở cuối kỳ theo dõi

(3) Ngày cuối của tháng, của năm: ghi tổng hợp số lượng, khối lượng từng loại lâm sản nhập, xuất, tồn kho trong tháng, trong năm và người ghi sổ, chủ đơn vị lập sổ ký xác nhận. Trường hợp theo dõi bằng sổ điện tử thì in trang tổng hợp để ký xác nhận. Chủ lâm sản lưu để theo dõi, quản lý

様式 No. 11. 林産物入庫出庫管理帳簿

帳簿作成ユニット名

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

林産物入庫出庫管理帳簿

| 期 首 値 | 入庫 | | | | | | | 出庫 | | | | | 期 末 値 | 備 考 | |
|-------------|-------------|-------------|--------|---------------------------------|--------|--|-------------|---------------------------------|-------------|------------------|-----------------------|-------------------|-------------|--------|---|
| | 日 月 年 | 樹種名 | | マ ー キ ン グ 番 号 | 単 位 | 材積／重量 | | 輸 入 材 添 付 資 料 | 日 月 年 | 林産物 リスト 番号 | 材 積 ／ 重 量 | 林産物 輸出添 付資料 | | | 推 定 さ れ る 消 失 量 (も し あ れ ば) |
| | | 一 般 名 | 学 名 | | | 絶滅危 惧種、 希少 種、 CITES 登録種 | 一 般 種 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |

帳簿作成担当班代表者

帳簿作成者

注書きについては省略

Mẫu số 13. Biên bản kiểm tra khai thác lâm sản

.....
.....

CỘNG HÒA XÃ HỘI CHỦ NGHĨA VIỆT NAM
Độc lập - Tự do - Hạnh phúc

BIÊN BẢN KIỂM TRA KHAI THÁC LÂM SẢN

Hôm nay, ngày tháng năm, hồi giờ Tại:.....

Chúng tôi gồm:

- 1)....., chức vụ:, đơn vị:
- 2)....., chức vụ:, đơn vị:
- 3)....., chức vụ:, đơn vị:

Tiến hành kiểm tra khai thác lâm sản của (tổ chức, cá nhân)

.....

Địa chỉ:.....; nghề nghiệp:

.....

Số chứng minh nhân dân/căn cước công dân số:; ngày cấp, nơi cấp.....

Số đăng ký kinh doanh/Mã số doanh nghiệp số; ngày cấp, nơi cấp.....

Người làm chứng (nếu có):

Họ tênCMND/Căn cước công dân số:; ngày cấp, nơi cấp...

Nội dung kiểm tra:

1) Kiểm tra hồ sơ khai thác:

.....
.....
.....

2) Kiểm tra hiện trường khai thác.

.....
.....
.....

3) Kiểm tra lâm sản sau khai thác

.....
.....
.....

4) Kết luận sau kiểm tra:

.....
...
.....
...

Sau khi đọc lại biên bản, những người có tên nêu trên cùng nghe, công nhận đúng, ký và ghi rõ họ tên vào biên bản.

Biên bản lập thànhbản, giao cho tổ chức/cá nhân được kiểm tra một bản./.

**CÁ NHÂN/TỔ CHỨC
ĐƯỢC KIỂM TRA**
(Ký ghi rõ họ tên)

ĐẠI DIỆN TỔ KIỂM TRA
(Ký ghi rõ họ tên)

NGƯỜI LÀM CHỨNG
(nếu có, ký, ghi rõ họ tên)

様式 No.13. 林産物収穫検査記録

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

林産物収穫検査記録

本日、 _____ 日、 _____ 月、 _____ 年、 _____ 時 _____ 分、場所 _____
において、

私たちは：

- 1) _____、職位 _____、職場 _____
- 2) _____、職位 _____、職場 _____
- 3) _____、職位 _____、職場 _____

私たちは、 _____ (組織名、個人名) によって収穫される林産物を検査する。

住所： _____、職業 _____

ID 番号／住民番号 _____、発行日 _____、発行地 _____

事業登録番号、企業者識別番号： _____、発行日 _____、発行地 _____

立会人 (可能なら)

氏名 _____

ID 番号／住民番号 _____、発行日 _____、発行地 _____

検査内容：

- 1) 収穫記録の確認： _____

- 2) 収穫場所の確認： _____

- 3) 収穫後の林産物の確認： _____

- 4) 確認後の結論： _____

この記録は、上記の人物により朗読され、氏名を承認し署名した。
この記録は、 _____ 通作成された。対象となった個人／企業による確認のため 1 通渡される。

検査対象の個人／企業
署名、個人氏名／
署名、組織名、スタンプ

検査人の代表
署名、氏名

立会人
(認める場合には、署名、氏名)

旧通達 No.01/2012 の様式 4 のベトナム語版

Mẫu số 04: Biên bản kiểm tra khai thác lâm sản, ban hành kèm theo Thông tư số 01/2012/TT-BNN ngày 4/01/2012 của Bộ trưởng Bộ Nông nghiệp và Phát triển nông thôn

CỘNG HÒA XÃ HỘI CHỦ NGHĨA VIỆT NAM
Độc lập - Tự do - Hạnh phúc

BIÊN BẢN KIỂM TRA KHAI THÁC LÂM SẢN

Hôm nay, ngày tháng năm, hồi giờ

Tại:

Chúng tôi gồm:

1)....., chức vụ:, đơn vị:

2)....., chức vụ:, đơn vị:

3)....., chức vụ:, đơn vị:

Tiến hành kiểm tra việc khai thác lâm sản của:

Địa chỉ:, nghề nghiệp:

CMND số:; ngày cấp, nơi cấp

Nội dung kiểm tra:

1) Kiểm tra hồ sơ khai thác.....

.....

2) Kiểm tra hiện trường khai thác.....

.....

3) Kiểm tra lâm sản sau khai thác.....

.....

Kết luận sau kiểm tra:

.....

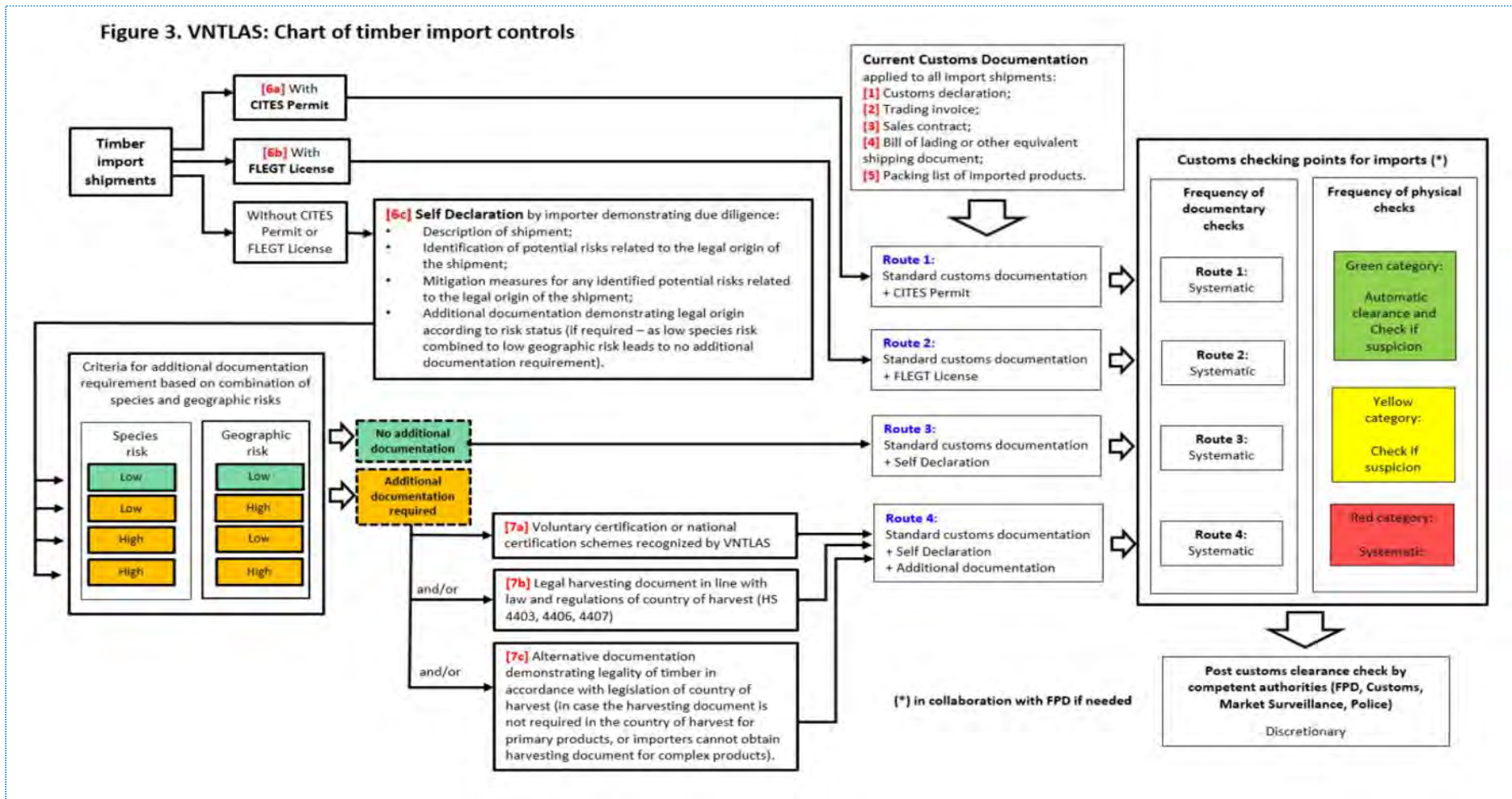
Sau khi đọc lại biên bản, những người có tên nêu trên cùng nghe, công nhận đúng, ký và ghi rõ họ tên vào biên bản.

Biên bản lập thành 3 bản, giao cho người/tổ chức được kiểm tra một bản./

CÁ NHÂN/TỔ CHỨC ĐƯỢC KIỂM
TRA

ĐẠI DIỆN CƠ QUAN KIỂM TRA

2. 輸入木材管理システム図



3.1 デューデリジェンスに係る自己申告書の様式(英語版)

出典: 英語版 VPA-Annex V Appendix 3 より。

ANNEX V / APPENDIX 3. STANDARD FORM FOR SELF-DECLARATION OF IMPORTED TIMBER SOURCES

This standard form shall be bilingual (English and Vietnamese), filled in Vietnamese.

This Self-declaration shall be required for all imported timber shipments without CITES permit, or FLEGT licence or equivalent export licence covering the entire shipment from an exporting country which has concluded a VPA with the EU and has an operational FLEGT licensing system in place. The Self-declaration shall be submitted together with applicable Customs documentation. It shall be completed in line with the applicable Vietnamese legislation and VNTLAS implementation guidelines.

This document is applied for both Organisations and Households importing timber into Viet Nam (hereinafter referred to as "the importer") to ensure that the imported timber has been legally harvested, produced and exported in accordance with the relevant legislation in the country of harvest.

A. General Information

1. Name and address of Importer:
2. Name and address of Exporter:
3. Goods Description:
4. HS Code:
5. Species Scientific Name:
6. Species Trade Name:
7. Goods Quantity (m³ / kg / pieces / packaging):
8. Bill of Lading Number (B / L):
9. Invoice Number:
10. Packing List Reference (if available):
11. Exporting country:
12. Country of harvest:

B. Risk status of imported shipment

According to the status of the shipment, please check the applicable boxes below:

- B1. Low risk species and from low risk geographic origin, **no additional documentation required, go to Section D below.**

- B2. High risk species and/or from high risk geographic origin, **additional documentation required, go to Section C and Section D below.**

C. Additional documentation

C1. Primary products (e.g. HS Codes 4403, 4406, 4407)

If the timber products are made from high risk species and/or come from high risk geographic origin (B2), please attach with this Self Declaration Form one of the following verifiers for legal harvesting:

C1.1 Voluntary certification or national certification scheme recognized by VNTLAS:

| Certification scheme (name and type) | Certificate claim number | Validity until |
|--------------------------------------|--------------------------|----------------|
| | | |

C1.2 Harvesting permit/document:

| Type of document | Document reference number | Issue date | Issuing authority/institution | Comments |
|------------------|---------------------------|------------|-------------------------------|----------|
| | | | | |

C1.3 In case the country of harvest does not require a harvesting document for the forest area this product is originating from, please provide the following additional information:

| Type of document | Document reference number | Issue date | Issuing authority | Comments |
|---|---------------------------|------------|-------------------|----------|
| | | | | |
| Country of harvest: | | | | |
| Name & address of supplier: | | | | |
| Reason the harvesting document is not required: | | | | |

- Separate sheet with details of the species and volumes attached

C1.4 In case the harvesting document for this product is not available, please provide the following additional information:

| Type of alternative to harvesting document | Document reference number | Issue date | Issuing entity | Comments |
|---|---------------------------|------------|----------------|----------|
| | | | | |
| Country of harvest: | | | | |
| Name and address of supplier: | | | | |
| Reason the harvesting document is not available | | | | |

Separate sheet with details of the species and volumes attached

C2. Complex products (e.g. HS Chapters 44 and 94 excluding HS Codes 4403, 4406 and 4407)

If the timber products are made from high risk species and/or come from high risk geographic origin (B2), please attach with this Self Declaration Form one of the following verifiers for timber legality:

C2.1 Voluntary certification or national certification scheme recognized by VNTLAS:

| Certification scheme (name and type) | Certificate claim number | Validity until |
|--------------------------------------|--------------------------|----------------|
| | | |

C2.2 In case the harvesting permit/document is not available:

| Type of document demonstrating legality | Document reference number | Issue date | Issuing entity | Comments |
|---|---------------------------|------------|----------------|----------|
| | | | | |
| Where the product came from: | | | | |
| Name & address of supplier/exporter: | | | | |

3

| Alternative additional documentation demonstrating legality of timber in accordance with the legislation of the country of harvest: | |
|---|--|
| | |

Separate sheet with details of the species and volumes attached

D. Additional measures by the importer to mitigate any risk related to the legality of the timber in accordance with the relevant legislation in the country of harvest:

D 1.1 Information on legal requirements for timber export in the country of harvest
Identify any legal requirements (e.g. export bans, export licensing requirements, etc.) for timber export applicable to particular product or species per country of harvest for each product

| Product, species and country of harvest | Legal requirements for timber export | Evidence of compliance |
|---|--------------------------------------|------------------------|
| | | |
| | | |
| | | |

D 1.2 Risk identification and mitigation

Identify any risk of illegally harvested and traded timber related to the shipment in accordance with the relevant legislation in the country of harvest and indicate mitigation measures applied. Continue on a separate sheet if necessary.

| Risks identified | Mitigation measures applied |
|------------------|-----------------------------|
| | |
| | |
| | |

4

Declaration by the importer: I declare that the information given in this form is true, complete and accurate.

Signed :

Dated :

3.2 デューデリジェンスに係る自己申告書の様式(ベトナム語版)

出典: ベトナム語版 VPA-Annex V Appendix 3 より。

PHỤ LỤC V/PHỤ ĐÍNH 3 BẢN MẪU KÊ KHAI NGUỒN GỐC GỖ NHẬP KHẨU

Bản mẫu kê khai này được trình bày song ngữ (tiếng Anh và tiếng Việt), thông tin được điền bằng tiếng Việt

Bản kê khai này áp dụng đối với tất cả các lô gỗ và sản phẩm gỗ không có giấy phép CITES, hoặc giấy phép FLEGT hoặc giấy phép xuất khẩu tương đương từ quốc gia xuất khẩu đã kết thúc đàm phán Hiệp định VPA với Liên minh và đã có hệ thống cấp phép FLEGT đang vận hành. Bản kê khai này được nộp cùng với hồ sơ hải quan hiện hành. Bản kê khai được điền thông tin phù hợp với quy định pháp luật hiện hành của Việt Nam và hướng dẫn thực hiện Hệ thống VNTLAS.

Bản kê khai này áp dụng cho Tổ chức và Hộ gia đình nhập khẩu gỗ vào Việt Nam (Sau đây gọi tắt là "nhà nhập khẩu") nhằm đảm bảo gỗ nhập khẩu được khai thác, chế biến và xuất khẩu hợp pháp theo quy định của quốc gia khai thác.

A. THÔNG TIN CHUNG

1. Tên và địa chỉ của nhà nhập khẩu:
2. Tên và địa chỉ của nhà xuất khẩu:
3. Mô tả hàng hoá:
4. Mã HS:
5. Tên khoa học của loài:
6. Tên thương mại của loài:
7. Khối lượng hàng hóa (m³/kg/kiện/gói):
8. Số vận đơn (B/L):
9. Số hoá đơn:
10. Số tham chiếu bảng kê lâm sản (nếu có):
11. Nước xuất khẩu:
12. Nước khai thác:

B. MỨC ĐỘ RỦI RO CỦA LÔ HÀNG NHẬP KHẨU

Tùy theo tình trạng lô hàng, hãy đánh dấu vào ô thích hợp dưới đây:

B1. Loài rủi ro thấp và từ vùng địa lý rủi ro thấp, không yêu cầu tài liệu bổ sung, kê khai theo Mục D dưới đây.

B2. Loài rủi ro cao và/hoặc từ vùng địa lý rủi ro cao, yêu cầu tài liệu bổ sung và kê khai theo Mục C và D dưới đây.

C. TÀI LIỆU BỔ SUNG

C1. Gỗ nguyên liệu (ví dụ: thuộc các mã HS 4403, 4406, 4407)

Nếu sản phẩm gỗ nhập khẩu được làm từ loài rủi ro cao và/hoặc từ vùng địa lý rủi

ro cao (thuộc trường hợp B2), đề nghị đính kèm với Bản kê khai này một trong các bằng chứng về khai thác hợp pháp sau đây:

C1.1. Chứng chỉ tự nguyện hoặc chứng chỉ quốc gia được VNTLAS công nhận

| Cơ chế chứng chỉ (tên và loại) | Số hiệu chứng chỉ | Thời hạn của chứng chỉ |
|--------------------------------|-------------------|------------------------|
| | | |

C1.2. Giấy phép/tài liệu khai thác

| Loại tài liệu | Tài liệu số | Ngày ban hành | Cơ quan/chủ thể ban hành | Nhận xét |
|---------------|-------------|---------------|--------------------------|----------|
| | | | | |

C1.3. Trường hợp quốc gia khai thác không quy định giấy phép khai thác đối với khu rừng mà gỗ này được khai thác, đề nghị cung cấp thông tin bổ sung sau:

| Loại tài liệu | Tài liệu số | Ngày ban hành | Chủ thể ban hành | Nhận xét |
|--|-------------|---------------|------------------|----------|
| Quốc gia khai thác: | | | | |
| Tên và địa chỉ của nhà cung cấp | | | | |
| Lý do không yêu cầu tài liệu khai thác | | | | |

Đính kèm thông tin chi tiết về loài và khối lượng

C1.4. Trường hợp không có tài liệu khai thác đối với sản phẩm, đề nghị cung cấp thông tin bổ sung sau:

| Loại tài liệu thay thế tài liệu khai thác | Tài liệu số | Ngày ban hành | Chủ thể ban hành | Nhận xét |
|---|-------------|---------------|------------------|----------|
| | | | | |
| Quốc gia khai thác: | | | | |
| Tên và địa chỉ của nhà cung cấp | | | | |

| | |
|-----------------------------------|--|
| Lý do không có tài liệu khai thác | |
|-----------------------------------|--|

Đính kèm thông tin chi tiết về loài và khối lượng

C2. Sản phẩm gỗ hỗn hợp (ví dụ: các mã HS thuộc chương 44 và 94 ngoại trừ các mã HS: 4403, 4406, 4407)

Nếu sản phẩm gỗ được làm từ loài rủi ro cao và/ hoặc từ vùng địa lý rủi ro cao (thuộc trường hợp B2), đề nghị đính kèm với Bản kê khai này một trong các bằng chứng về gỗ hợp pháp sau đây:

C2.1. Chứng chỉ tự nguyện hoặc chứng chỉ quốc gia được VNTLAS công nhận

| Cơ chế chứng chỉ (tên và loại) | Số hiệu chứng chỉ | Thời hạn của chứng chỉ |
|--------------------------------|-------------------|------------------------|
| | | |

C2.2. Trường hợp không có giấy phép/tài liệu khai thác:

| Loại tài liệu chứng minh tính hợp pháp | Tài liệu số | Ngày ban hành | Chức thể ban hành | Nhận xét |
|---|-------------|---------------|-------------------|----------|
| Xuất xứ sản phẩm gỗ: | | | | |
| Tên và địa chỉ của nhà cung cấp/nhà xuất khẩu: | | | | |
| Tài liệu bổ sung thay thế chứng minh tính hợp pháp của gỗ theo quy định pháp luật của quốc gia khai thác: | | | | |

Đính kèm thông tin chi tiết về loài và khối lượng

D. CÁC BIỆN PHÁP BỔ SUNG CỦA NHÀ NHẬP KHẨU ĐỂ GIẢM THIỂU RỦI RO LIÊN QUAN ĐẾN TÍNH HỢP PHÁP CỦA GỖ THEO QUY ĐỊNH PHÁP LUẬT CỦA QUỐC GIA KHAI THÁC:

D1.1. Thông tin về quy định pháp luật đối với xuất khẩu gỗ của quốc gia khai thác

Xác định các quy định pháp luật (ví dụ: cấm xuất khẩu, yêu cầu giấy phép xuất khẩu, v.v.) áp dụng đối với xuất khẩu gỗ cho từng sản phẩm hoặc loài của quốc gia khai thác.

| Sản phẩm, loài và quốc gia khai thác | Quy định pháp luật đối với xuất khẩu gỗ | Bằng chứng tuân thủ |
|--------------------------------------|---|---------------------|
| | | |

| | | |
|--|--|--|
| | | |
| | | |
| | | |

D1.2. Xác định rủi ro và biện pháp giảm thiểu

Xác định bất cứ rủi ro về khai thác và buôn bán bất hợp pháp liên quan đến lô hàng theo quy định pháp luật của quốc gia khai thác và đề xuất các biện pháp giảm thiểu. Tiếp tục trên một mẫu đính kèm nếu cần thiết.

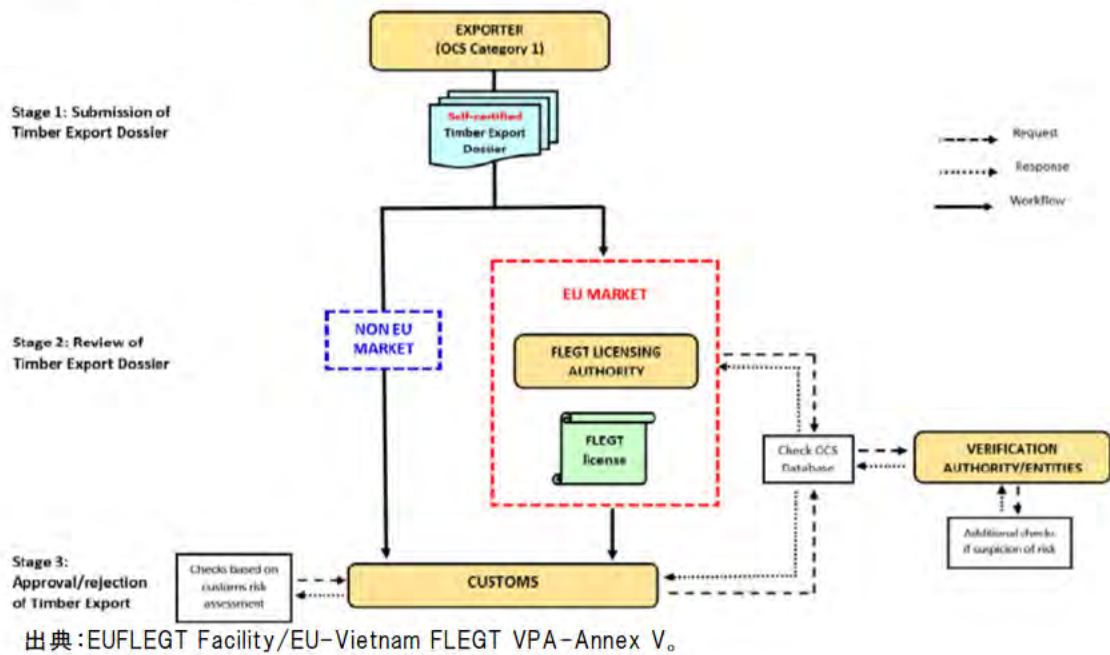
| Rủi ro xác định được | Biện pháp giảm thiểu rủi ro |
|----------------------|-----------------------------|
| | |
| | |
| | |

Cam kết của nhà nhập khẩu: Tôi xin cam kết những thông tin khai báo là đúng, đầy đủ và chính xác.

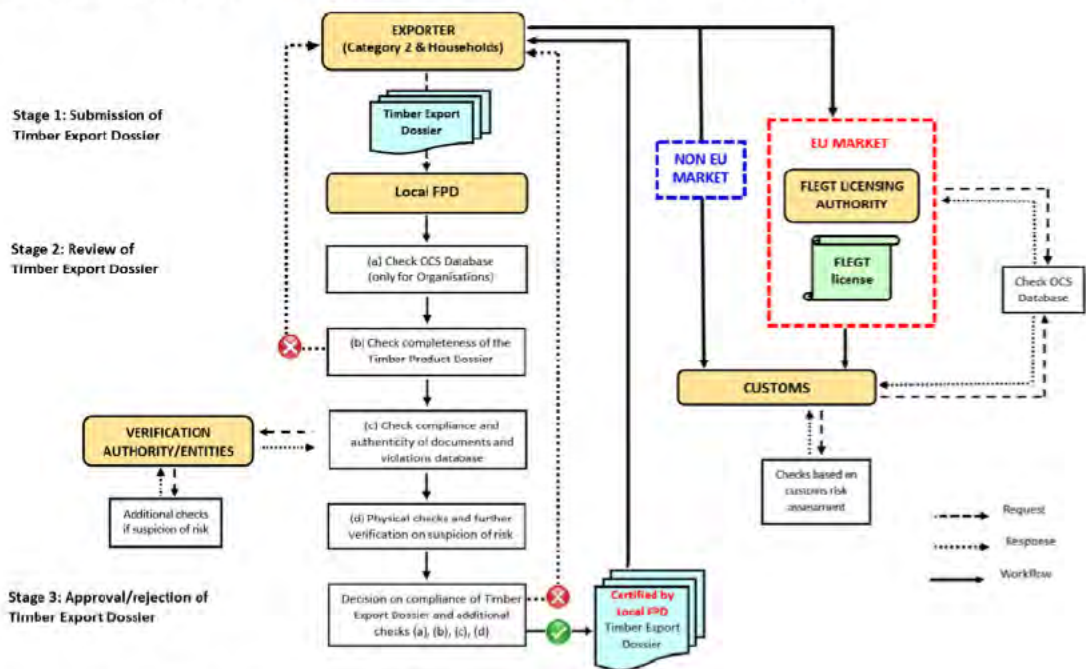
Ký tên:

Ngày:

4. 輸出に係る手続きフロー図(カテゴリー1業者)



5. 輸出に係る手続きフロー図(カテゴリー2業者と Household)



3.5 中国

中国の木材合法性に係る関連情報については、既往情報として、林野庁による補助・委託により一般社団法人全国木材組合連合会が作成した直近数年間の各種事業報告書¹及び一般社団法人日本森林技術協会が作成した過年度の同事業報告書²に、以下の項目を含む内容が記述・公開されている。

- 森林、林業、および木材産業の現況（地域別・品目別、主に 2012 年）
- 木材・木材製品の輸出入の現況（品目別・相手先国別、2006-2015 年）
- 中国産木材合法性の関連法令・書類・システムの詳細
- 中国当局による違法伐採対策の概況（推進体制、政府調達、国際協力等）
- 中国国内の各種森林認証制度の発展と当局による支援の概況
- 中国の民間産業組織による独自の違法伐採対策の概況
- 中国の木材取扱事業者によるサプライチェーン管理のケーススタディ³

本章においては、それらの既往情報の更新を主な目的とする。加えて、加工貿易国としての中国に焦点を当てて、複雑化する木材貿易の最新統計やリスク情報並びに国際化する利害関係者の取組について特筆することとする。

調査方法としては、上記の既往情報と中国で開催された国際会議等における入手情報を基に、現地当局、業界団体、事業者、NGO に聴取調査を実施することで、更新情報の有無やその詳細確認、その他追加情報等の収集を図った。

¹ 一般社団法人全国木材組合連合会（2017）「中国における木材、木材製品の合法証明の確立に関する動向調査報告書」（平成 28 年度林野庁委託事業・違法伐採対策取組強化事業）（https://www.goho-wood.jp/jigyuu/h28/doc/h28report_china1_jp.pdf）及び一般社団法人全国木材組合連合会（2015）「中国における木材の合法性証明現状調査報告書」（平成 26 年度林野庁補助事業・地域材活用倍増戦略プロジェクト事業（合法木材普及促進事業））（<https://www.goho-wood.jp/jigyuu/h26/doc/h26report2.pdf>）

² 一般社団法人日本森林技術協会（2018）「「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国情報収集事業報告書」（平成 28 年度林野庁委託事業）（<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/chn/29report-chn02.pdf>）

³ その他に大手外資系家具製造販売会社による独自の合法性確認システムを解説したレポートがある。World Resources Institute. 2013. Case Study: IKEA's response to the Lacey Act: due care systems for composite materials in China. (http://www.forestlegality.org/sites/default/files/IKEA_China.pdf)

3.5.1 木材生産・流通の状況

1) 木材生産・流通の特徴

(1) 森林伐採・木材流通に係る行政体制⁴

森林の種類及び伐採可否

森林の種類は、段階的な法令改正の中で、林種、用途の他、土地所有権の適用や経営方法等の観点から、以下のように多層的に分類されている。

1984年に制定され、1998年及び2009年に改正された森林法において、常にその第4条で森林を防護林（水源涵養林、防風林、飛砂防災林、護岸林など）、特殊用途林（国防林、環境保全林、母樹林、風景林、実験林、革命記念地の林木など）、用材林、薪炭林、経済林（果実、食用油原料、調味料等の生産を主目的とする林）の5種類に分類している。

一方、2008年に公布された国務院意見⁵では、森林を分類して経営するという観点から公益林と商品林に二別している。生態学的に重要な森林・林木、または生態学的に脆弱な地域の森林・林木は、公益林として区分され、伐採や事業運営が生態学的なバランスや生物多様性に大きな損害を及ぼさない地域の森林・林木は、商品林に区分されている。

森林の伐採可否については、上記森林法第5章（第29条～第35条）に規定されている。伐期に達した用材林は、年間伐採量の制限、状況に応じた伐採方法の選択、更新義務の規定に従って伐採を行うことができる。防護林及び、特殊用途林のうち国防林、環境保全林、母樹林、風景林は、保育及び更新を目的とした伐採のみ許可されている。特殊用途林のうち名所旧跡や革命記念地の林木、及び自然保護区内の森林は、伐採厳禁となっている。薪炭林及び経済林については、1987年に公布され2011年に改定された森林伐採更新管理弁法第10条に、自治区や直轄市等の担当部署が定める技術的な規定に基づいて、伐採できることが明記されている。

上記国務院意見においては、公益林の伐採は厳格に管理するが、商品林の伐採については、伐採制限を見直し、審査・承認手続きを簡素化する等、運営主体の自主的な経営を推進する方針が示されている。

一方、中国社会経済開発第13次5カ年計画（2016年～2020年）に基づいて、2016年以降、国有林・集団林を問わず、天然林における商業的伐採を全面的に停止⁶する政策が進められている。

上記の森林区分と伐採可否の条件を総じて判断すると、中国の国産材の主要な供給源は、人工林の用材林のみとなり、それ以外の林種からの供給は極めて限定的となる。

⁴ 本項は平成28年度同事業の報告書の該当箇所を更新した上でその要点を再整理したものであり、本項記述の権利の行使に係り発行される各種書類の詳細については、同報告書を参照されたい。

⁵ 中共中央国务院关于全面推进集体林权制度改革的意见
(http://www.gov.cn/gongbao/content/2008/content_1057276.htm)

⁶ 中国社会経済開発第13次5カ年計画の原文は「全面停止天然林商业性采伐」となっている。

土地及び森林に係る権利制度

中国における木材合法性の定義は、上述の森林法区分の枠組みの中で土地及び森林の所有制度が、憲法⁷、民法通則⁸、森林法⁹、土地管理法¹⁰等で規定されている。

前提として、土地所有権における国土一般の分類としては、全人民所有地（国有地）と労働大衆集団所有地（集団所有地（原語：集体所有地））が存在する。

これらの所有形態ごとに、土地または林地を所有する権利（土地または林地所有権）、土地または林地を使用する権利（土地または林地使用权）、そして土地または林地に依存する自然資源である森林・材木を所有する権利（材木所有権）の3種が設定されている。

うち、国有地については、国務院が土地所有権を行使し、県¹¹級以上の地方行政機関が行政を執行する。国有土地使用权証明書を発行することで、機関や企業、または個人に土地使用权を請け負わせることが可能である。

一方で、集団所有地は、県級以上の行政機関が発行する土地所有権証明書に基づき、郷鎮の集団経済組織や、郷鎮の下部に位置する住民自治単位である村等の集団経済組織または村民委員会が土地所有権を行使する。いずれも、それらの構成員や、他の機関、企業または個人に土地使用权の行使を請け負わせることが可能である。

これは林地についても同様であり、したがって国有森林と集団所有林が存在する。

国有林の林地使用权は、主に国有森林・工業グループや国家林業草原局、国有林場等の経営管理機関により行使される。

その一方で、集団林の林地使用权は、主に郷村林場や農家、企業が請け負う。なお、請け負われた林地使用权（林地請負経営権）は、相続、譲渡、抵当化、担保化、および株式化が可能である。

これらの林地使用权または林地請負経営権により造林が可能になり、その成果として材木所有権を保持することができる。

以上のことから、全人民（国）または住民の組合である労働大衆集団（集団）は、林地を所有したうえ、それを利用および材木を所有することができるが、それ以外の企業や個人等は林地を所有することができず、その請負利用及び材木の所有のみが可能である。

⁷ 中华人民共和国宪法 (http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/node_505.htm)

⁸ 中华人民共和国民法通則 (http://www.npc.gov.cn/wxzl/wxzl/2000-12/06/content_4470.htm)

⁹ 中华人民共和国森林法 (<http://en.pkulaw.cn/display.aspx?cgid=20095&lib=law>) 及び中华人民共和国森林法实施条例 (http://www.forestry.gov.cn/main/3950/content_459869.html)

¹⁰ 中华人民共和国土地管理法 (<http://www.china.com.cn/chinese/law/647616.htm>) 及び中华人民共和国物权法 (<http://en.pkulaw.cn/display.aspx?cgid=89386&lib=law>)

¹¹ 中国の行政体系は、上位から順に省級（省・自治区・直轄市）>地級（地級市・自治州・直轄市轄区）>県級（県・自治県・県級市・地級市轄区）>郷級（郷・民族郷・鎮）により構成されている。

| 行政区 | 基本 | 人口集中地区 | 上位自治体の直轄 | 少数民族地域 | 内モンゴル |
|-----|----|---------|----------|--------|---------|
| 省級 | 省 | 直轄市 | 特別行政区 | 自治区 | 内蒙古自治区 |
| 地級 | | 副省級市・省都 | 副省級区 | 副省級自治州 | |
| | 地区 | 地級市 | | 自治州 | アイマク（盟） |
| 県級 | 県 | 県級市 | 市轄区 | 自治県 | 旗、自治旗 |
| 郷級 | 郷 | 鎮 | 県轄区、街道 | 民族郷 | ソム、民族ソム |

表 3.5.1 森林に係る権利制度¹²

| 属性 | 権利名 | 権限 | 権利者 |
|-----|------------------|-------------|-----------|
| 土地 | 林地所有権 | 占有、使用、収益、処分 | 国、集団 |
| | 林地使用権 (請負経営権) | 占有、使用、収益 | 国、集団、私的主体 |
| 地上物 | 材木所有権 | 占有、使用、収益、処分 | 国、集団、私的主体 |
| | 材木使用権 | 占有、使用、収益 | 国、集団、私的主体 |

※材木使用権は独立した法定権利であるが、基本的に林地使用権・材木所有権に付随する。

(2) 森林管理・木材生産の状況

中国の総国土面積は 942 百万 ha であり¹³、そのうち森林は 208.3 百万 ha であることから、総国土面積の 22.1%に相当する¹⁴。森林面積は毎年増加しており、2010 年から 2015 年にかけては毎年平均 0.8%拡大している。同期間の国別の森林拡大としては世界最大である。

森林の所有形態は、国有林が 39%、集団林が 61%であり、集団林化が加速している¹⁵。

森林分布としては、主に福建省・浙江省を中心とした華中・華南地区の常緑針葉樹林や、吉林省・黒龍江省を中心とした東北部の落葉広葉樹林及び落葉針葉樹林が存在する。

森林分類として、全森林面積のうち天然林は一次林が 5.6%、二次林が 56.5%である¹⁴。天然林は主に東北、華南、及び華中南部やチベット自治区などに分布する。

総国土面積のうち自然保護区は 144.6 百万 ha¹⁶で、全森林面積の 13.5%が自然保護区内に位置する¹⁴。自然保護区指定森林のほとんどが天然林である。

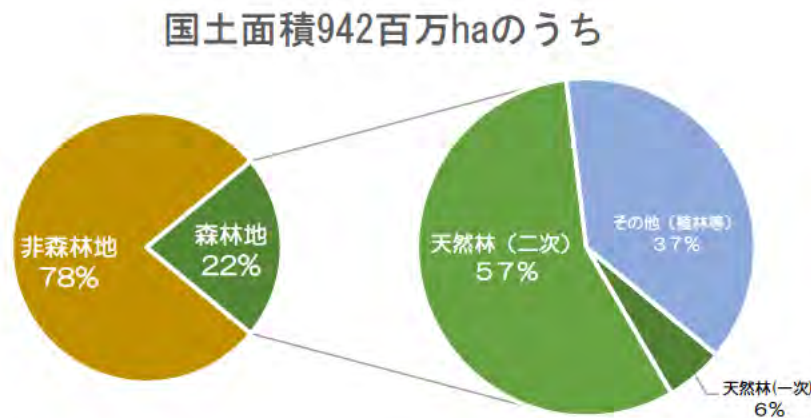


図 3.5.1 中国の国土面積に占める森林率と成立過程の内訳^{13・14}

¹² 平野悠一郎 (2013)「中国の集団林権制度改革の背景と方向性」、『林業経済』66(8), pp1-17, 林業経済学会より抜粋・編集

¹³ FAO. FAO Country Profiles: China. (2019). (<http://www.fao.org/countryprofiles/index/en/?iso3=CHN>)

¹⁴ FAO. Global Forest Resources Assessment 2015.

¹⁵ Rights and Resources Initiative. Tenure data tool. (2018). (<https://rightsandresources.org/en/work-impact/tenure-data-tool/#.WjjlOVV19ph>)

¹⁶ UNEP-WCMC. Protected Area Profile for China from the World Database of Protected Areas. (2018). (<https://www.protectedplanet.net/country/CN>)

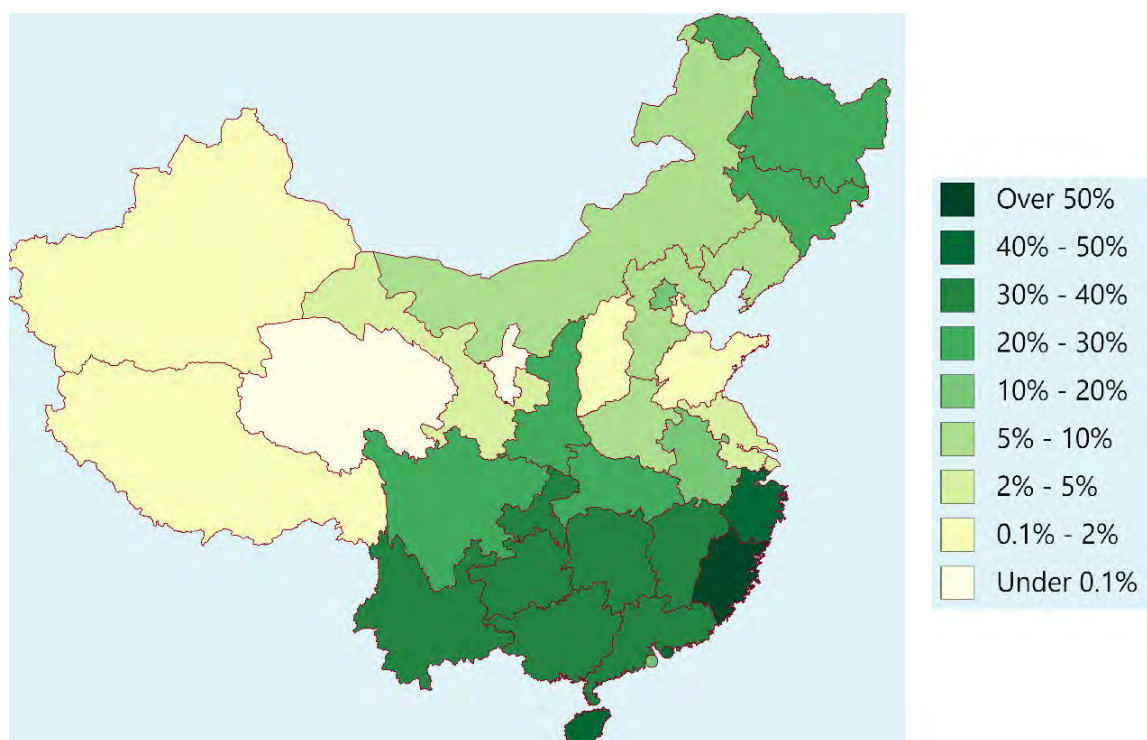


図 3.5.2 中国の各行政区の森林率¹⁷

中国国内における木材生産として、1998年までの天然林からの木材生産は、国産材の総量のおよそ4分の3を占めていた。しかし、それ以降の天然林資源保護工程により、黄河・揚子江上流域一帯、新疆ウイグル族自治区、及び黒竜江省や吉林省、内モンゴル自治区を中心とした部分的かつ段階的な天然林の伐採制限または禁止令が施行された。その結果、国産材生産量は2008年以降に約8,000万立米でほぼ横ばいに推移しており、うち天然林からの生産量は依然として過半数を占めるものの約5,000万立米に減少した。更には、2016年以降天然林における商業的伐採を全面的に停止する政策が進められていることから、国産材の過半数を植林材や輸入材により代替することが想定される¹⁸。

需要増が予測される植林は、伐期5～7年のポプラやユーカリ、伐期最長25年程度のコウヨウザンやマツのプランテーションが主体である。分布範囲は華南・華中や東北が主で、生産者は国有林場や民間企業、村等の集団経済組織または農民個人など、その形態や規模は様々である。

なお、上記の天然林における商業的伐採の停止政策により、同国の国産材の樹種構成が変化することが予想される。国産材として現在調達可能な植林における主な用材樹種と、商業的伐採の停止政策以前の天然林における主な用材樹種（すなわち原則として調達が不可能になる用材樹種）、及びCITES登録樹種を下表に示す。合法性確認の際は、特に天然林の分布する地域周辺から調達する場合には、商業的伐採の停止政策後に伐採された天然林からの木材の混入に注意を払う必要がある。

¹⁷ Retrieved from: World Resources Institute. Global Forest Watch. (2019). (<https://www.globalforestwatch.org>)

¹⁸ Forest Trends. China's Domestic Timber Supply. (2016).

表 3.5.2 植林・天然林における主な用材樹種と CITES 登録樹種

| 植林における主な用材樹種（英語通称及び学術名） ¹⁹ | | |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ▪ Chinese fir (<i>Cunninghamia lanceolata</i>) ▪ Chinese weeping cypress (<i>Cupressus funebris</i>) ▪ Eucalyptus spp. ▪ Dahurian larch (<i>Larix gmelinii</i>) ▪ American pitch pine (<i>Pinus elliottii</i>) | <ul style="list-style-type: none"> ▪ Chinese red pine (<i>Pinus massoniana</i>) ▪ Chinese pine (<i>Pinus tabulaeformis</i>) ▪ poplar (<i>Populus</i> spp.) ▪ oak (<i>Quercus</i> spp.) ▪ black locust (<i>Robinia pseudoacacia</i>) | |
| 伐採禁止以前の天然林における主な用材樹種（英語通称及び学術名） ¹⁹ | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ▪ Faber's fir (<i>Abies fabri</i>) ▪ birch (<i>Betula</i> spp.) ▪ Chinese weeping cypress (<i>Cupressus funebris</i>) ▪ Chinese fir (<i>Cunninghamia lanceolata</i>) ▪ dragon spruce (<i>Picea asperata</i>) | <ul style="list-style-type: none"> ▪ Sikang pine (<i>Pinus densata</i>) ▪ Chinese red pine (<i>Pinus massoniana</i>) ▪ Yunnan pine (<i>Pinus yunnanensis</i>) ▪ oak (<i>Quercus</i> spp.) | |
| CITES 登録樹種（46 種・学術名） ²⁰ | | |
| <p style="text-align: center;">【附属書Ⅱ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ <i>Aquilaria grandiflora</i> ▪ <i>A. sinensis</i> ▪ <i>A. yunnanensis</i> ▪ <i>Dalbergia assamica</i> ▪ <i>D. balansae</i> ▪ <i>D. benthamii</i> ▪ <i>D. burmanica</i> ▪ <i>D. candenatensis</i> ▪ <i>D. cultrata</i> ▪ <i>D. dyeriana</i> ▪ <i>D. fusca</i> ▪ <i>D. hainanensis</i> ▪ <i>D. hancei</i> ▪ <i>D. henryana</i> ▪ <i>D. hupeana</i> | <ul style="list-style-type: none"> ▪ <i>D. jingxiensis</i> ▪ <i>D. kingiana</i> ▪ <i>D. millettii</i> ▪ <i>D. mimosoides</i> ▪ <i>D. obtusifolia</i> ▪ <i>D. odorifera</i> ▪ <i>D. peishaensis</i> ▪ <i>D. pinnata</i> ▪ <i>D. polyadelpha</i> ▪ <i>D. rimosa</i> ▪ <i>D. rubiginosa</i> ▪ <i>D. sacerdotum</i> ▪ <i>D. sericea</i> ▪ <i>D. sissoo</i> ▪ <i>D. stenophylla</i> ▪ <i>D. stipulacea</i> ▪ <i>D. tonkinensis</i> | <ul style="list-style-type: none"> ▪ <i>D. tsoi</i> ▪ <i>D. volubilis</i> ▪ <i>D. ximengensis</i> ▪ <i>D. yunnanensis</i> ▪ <i>Taxus chinensis</i> ▪ <i>T. cuspidata</i> ▪ <i>T. fauna</i> ▪ <i>T. sumatrana</i> ▪ <i>T. wallichiana</i> <p style="text-align: center;">【附属書Ⅲ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ <i>Fraxinus mandshurica</i> ▪ <i>Pinus koraiensis</i> ▪ <i>Podocarpus neriifolius</i> ▪ <i>Quercus mongolica</i> ▪ <i>Tetracentron sinense</i> |

(3) 木材貿易の状況

国産材生産量は、上述のとおり 2008 年以降は約 8,000 万立米で推移してきた。一方で、輸入量は過去 10 年間で 2.5 倍に急増した。このため、2011 年以降に輸入量が生産量を 2,000 万立米程上回り、2015 年の木材自給率は約 45%である²¹。天然林の商業的伐採の停止政策により、自給率が更に低下する可能性も指摘されている²²。

¹⁹ European Timber Trade Federation. China Industry Profile. Gateway to International Timber Trade (2018). (<http://www.timbertradeportal.com/countries/china>)

²⁰ UNEP-WCMC. The Species+ Website. Nairobi, Kenya. Compiled by UNEP-WCMC, Cambridge, UK. (2018). (<https://speciesplus.net/>)

²¹ Barua, Sepul K., et al. "China as a Timber Consumer and Processing Country: An Analysis of China's Import and Export Statistics with in-depth Focus on trade with the EU." (2016).

²² Woodworking Network. Chinese logging ban boosts demand for foreign logs. (2017).

輸入材については、2017年に11,194万立米、総重量113百万トン、総額419億米ドルを記録した。主要な木材輸入港としては、上海を中心とした江蘇省・浙江省を含む一帯の海港や、東北の中露国境にある満州里・綏芬河口岸の陸港が大半を占める²³。また近年は一带一路政策による西方内陸開発により、長江上流域の内陸部にあり中国全土や東南アジア・ロシアと陸水空の運送網で繋がる重慶が木材貿易港として急速に発展している。

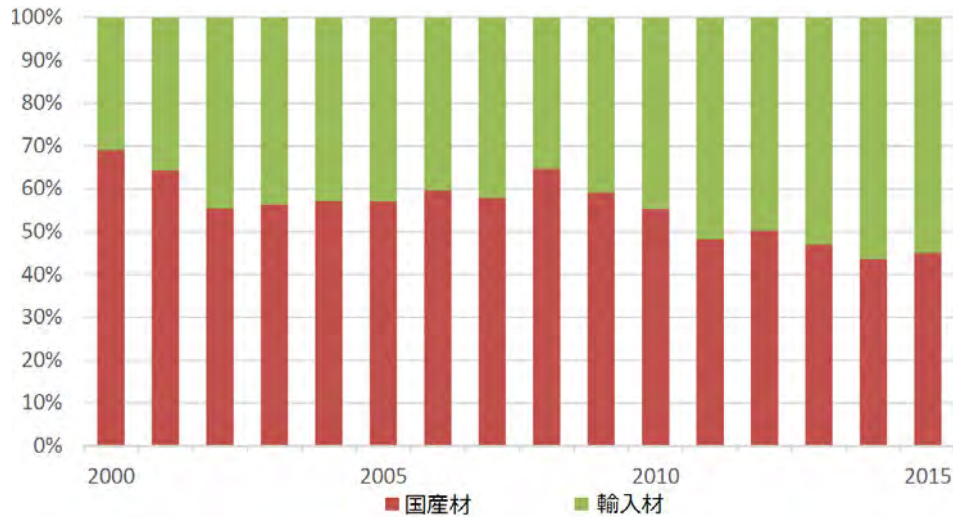


図 3.5.3 中国における木材・木材製品の国産材生産量・輸入材利用量の年間割合の推移 (2000年-2015年)²¹

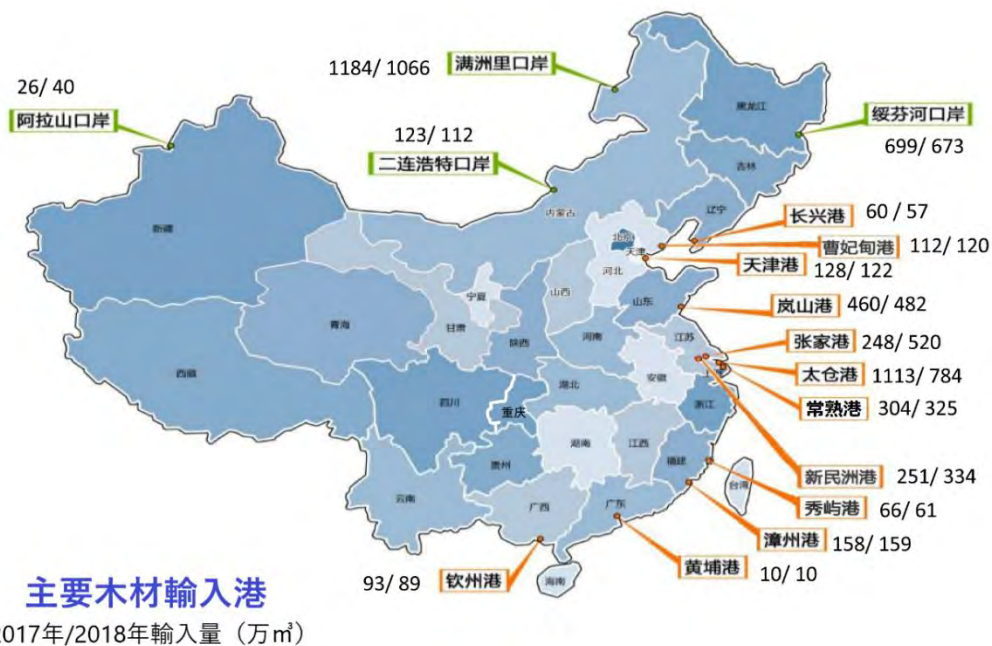


図 3.5.4 中国の主要な木材・木材製品輸入港とその年間輸入量 (2017年・2018年)²³

(<https://www.woodworkingnetwork.com/news/woodworking-industry-news/chinese-logging-ban-boosts-demand-foreign-logs>)

²³ Retrieved and modified from: China Forestry Group Corporation China National Forest Products CO., LTD. Practice Sustainable Concepts and provide More High-quality Forest Products for a Better Life. (2019).

輸入統計①：木材・木材製品の輸入動向

総輸入額・重量共に、主に木材パルプや木材チップが多い。これらは主にベトナムや豪州の植林による広葉樹材である。

着目すべき点は丸太類の減少と製材類の増加である。丸太類の総重量は過去5年間で7割程度に減少しており、全品目の輸入総量に占める割合も過去10年間で半減している。一方で製材類の総重量は過去5年間で7割程度増加しており、全品目の輸入総量に占める割合も過去10年間で4倍に急増している。その結果、重量は依然として丸太類が製材類より多いが、金額は製材類が丸太類より多くなっている。

これは主にロシア、ミャンマー、ラオスといった従来からの対中丸太輸出国における丸太禁輸や関税引き上げの影響によりその反動として丸太の代わりに製材類が多く輸入されるようになったことが理由として挙げられる。

したがって、ボード・合板類の輸入は相対的に微量であることから、着眼すべき点として丸太類及び製材類の樹種や生産地別の輸入傾向について詳細に述べることにする。

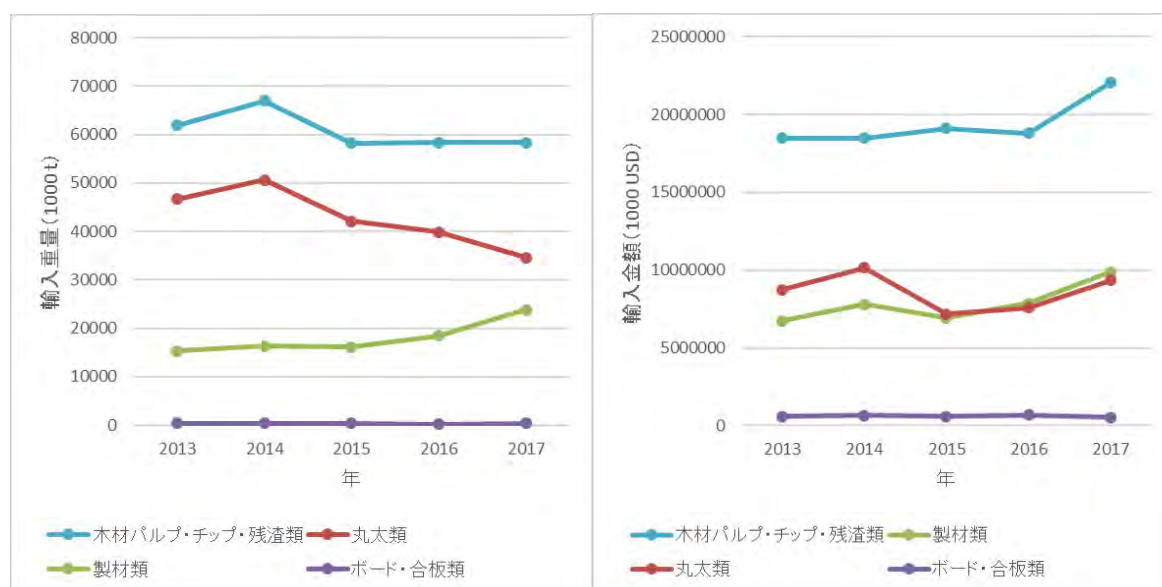


図 3.5.5 中国による木材・木材製品の

品目別年間輸入重量（左）及び輸入金額（右）の推移（2013年-2017年）²⁴

※2017年の総輸入重量は約1.07億トン、総輸入金額は約447億米ドル

²⁴ 以下の中国の木材貿易統計は、特筆しない限りすべて国連 FAOSTAT 及び同統計を英国王立国際問題研究所 (Chatham House) が統計学的処理により輸出入国間の差異を補正したデータ (<https://resourcetrade.earth/>) による。なお、品目は完成木製家具及び薪炭類等を除く。また輸入相手地域は規模が微細な中近東及び南アジアを除く。

輸入統計②：針葉樹丸太類の輸入動向

次に丸太類について、針葉樹と広葉樹に区別してその生産地別輸入動向を示す。

針葉樹丸太類の総重量は広葉樹丸太類の2倍強であり、全丸太類の7割近くを占める。

下図のとおり、そのうちの7割強が豪州とニュージーランドからの大洋州材及び北米材である。

一方でロシア材については、近年は引き上げ関税の除外対象となる輸出货量割当により、総重量の約3割と高く安定した推移を見せている。

なお、中国木材・木材製品流通協会によると、2018年以降の米中貿易摩擦を受け、北米材の3分の2を占める米国材が減少するも、自由貿易協定を改定予定のニュージーランド材や北欧材が代替品として増加しているとのことである。

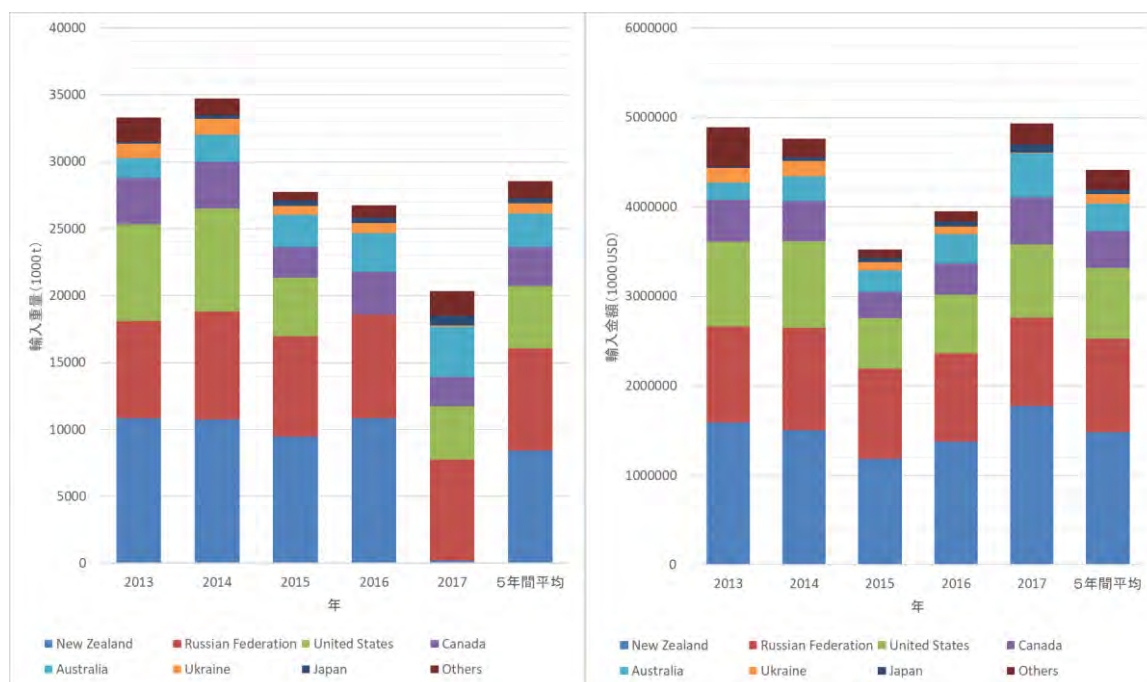


図 3.5.6 中国による針葉樹丸太類の輸入相手国別の年間輸入重量（左）及び輸入金額（右）の推移（2013年-2017年）^{25・26}

²⁵ 輸入重量における2016年の米国材及び2017年のNZ材の統計データが欠落しており、実際は輸入金額と比例して増減したと考えられる。

²⁶ 以下の中国に係る国別輸出入統計グラフは、全体の1%を超過する国名のみを示す。

輸入統計③：広葉樹丸太類の輸入動向

広葉樹丸太類の総重量は針葉樹丸太類の半分弱であるが、総額は針葉樹丸太類とほぼ同等であるため単価が高くなっている。

下図のとおり、特にサブサハラ・アフリカ諸国は過去 10 年間で重量・金額共に倍増しており、総量の半分弱、総額の 3 割程度を占める最大の供給地域となっている。同地域内の主要供給国は目まぐるしい変遷を辿っており、近年は主に赤道ギニア、モザンビーク、カメルーン、コンゴ共和国、ナイジェリアなどが上位にある。

また、針葉樹と異なり、広葉樹丸太類はパプアニューギニア及びソロモン諸島産が主であり、過去 10 年間でほぼ倍増しながら総量の 3 割程度、総額の 2 割程度を占める供給地域である。

次に欧米が続くが、針葉樹丸太と同様に丸太禁輸や関税引き上げにより過去 10 年間で大幅に減少したロシア及び東南アジア諸国が、依然として輸出量割当等により一定の水準を保っている。

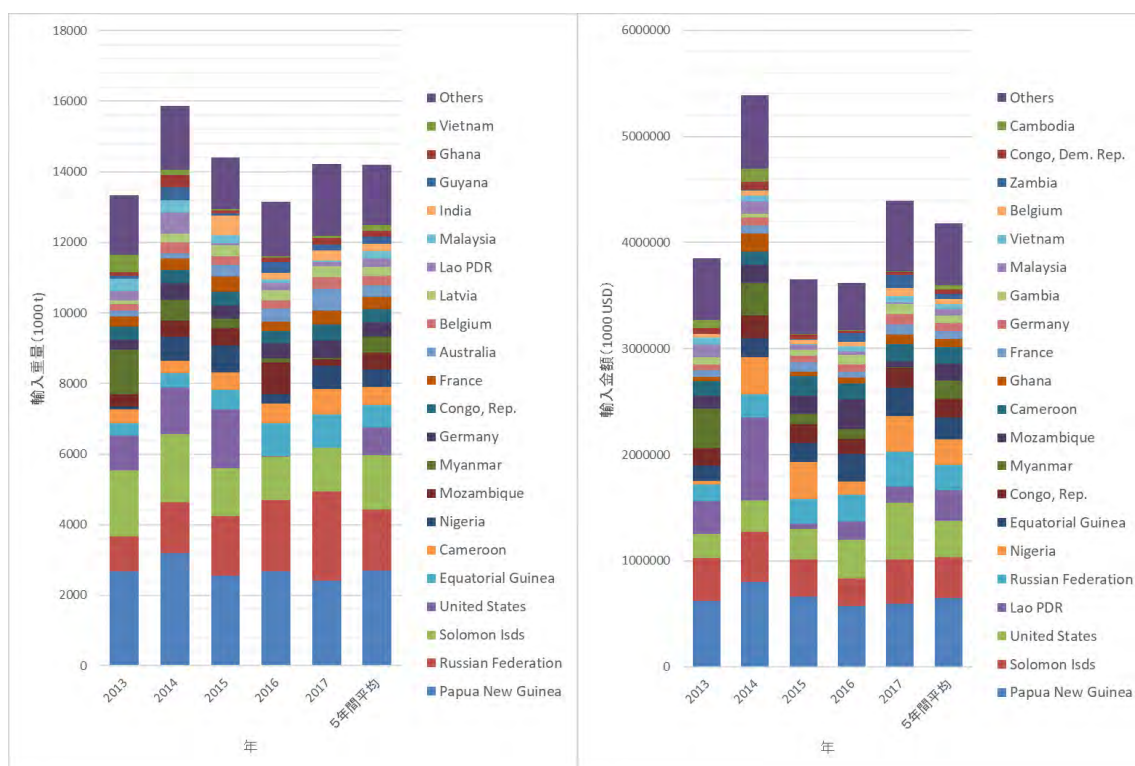


図 3.5.7 中国による広葉樹丸太類の輸入相手国別の年間輸入重量（左）及び輸入金額（右）の推移（2013 年-2017 年）²⁷

なお、世界各国において丸太禁輸や CITES 樹種登録等により、中国向けに広葉樹丸太を供給する国の情勢が目まぐるしく変化しており、以前は大量供給国であったが近年に急減する事例が多く存在する。またその影響を受け、代替的な供給国として台頭する国も存在しており、それらの主な事例と詳細を下表に示す。今後も急激な変化が予想されることから、広葉樹丸太の供給国の動向は留意する必要がある。

²⁷ 輸入重量における 2016 年及び 2017 年の米国材の統計データが欠落しており、実際は輸入金額と比例して増減したと考えられる。

表 3.5.3 近年広葉樹丸太の対中輸出規模が著しく変化した国々の事例と詳細²⁸

| 輸出の変化 | 供給国名 | 変化の時期 | 主な理由 | 備考 |
|-------|--------|---------|--------------|---|
| 大幅減少 | マレーシア | 2000年代～ | — | — |
| | リベリア | 2003年～ | 国連制裁 | — |
| | ガボン | 2010年～ | 丸太禁輸令 | ・以前はアフリカ最大の対中輸出国 ・2022年までに全てのコンセッションにFSC森林管理認証取得の義務化を予定 |
| | コンゴ共和国 | 2014年～ | 丸太輸出制限 | ・丸太輸出量は全伐採量の15%が上限 |
| | ミャンマー | 2014年～ | 丸太禁輸令 | — |
| | ラオス | 2016年～ | 丸太禁輸令 | — |
| | ナイジェリア | 2016年～ | CITES 附属書Ⅱ登録 | ・以前は高級材輸出が盛ん …特に <i>Pterocarpus erinaceus</i> (通称 African rosewood) |
| 大幅増加 | 赤道ギニア | 2010年～ | ガボンの丸太禁輸令 | ・ガボンの代替国として台頭 ・ただし2019年1月より丸太禁輸令施行 |
| | ソロモン諸島 | 2010年～ | — | ・2019年10月に中国と国交樹立 |

²⁸ Forest Trends. China's Forest Product Imports and Exports 2006-2016: Trade Charts and Brief Analysis. (2017).

輸入統計④：針広樹種別製材類の輸入動向

次に製材類について、針葉樹と広葉樹に区別してその輸入動向を以下に示す。

針葉樹製材類の総重量は過去 10 年間で急増しており、2008 年を境に広葉樹製材類を追い抜くに至った。現在は広葉樹製材類の約 2 倍であり、製材類の 7 割近くを占める。しかしながら、総額は広葉樹製材類がわずかに上回っていることから、その単位当たり金額が 2 倍以上であること示唆している。このことから、これより広葉樹製材類について詳述するものとする。

ただし、針葉樹製材類は過半数がロシア材であり、残りはカナダや欧州などが占める。特にロシア材については、丸太関税引き上げの影響から加工製品の輸出に転換しており、過去 10 年間で重量・金額共に約 4 倍に増加している。



図 3.5.8 中国による製材類の
針広樹種別年間輸入重量（左）及び輸入金額（右）の推移（2013年-2017年）

輸入統計⑤：広葉樹製材類の輸入動向

広葉樹製材類について、生産国別輸入動向を以下に示す。

米国は金額ベースで最大の供給国であり、重量・金額共に全体の3割以上を占める。2018年以降の米中貿易摩擦により減少することで、代替品として下記の国々から供給量の増加が想定される。

地域としては、過去10年間で重量・金額共に東南アジア諸国が3倍に増加しており、全体の4割程度を占めている。そのうちの主な供給国はタイ、ベトナム、フィリピン、インドネシア、マレーシア、ラオスなどであり、特にタイについては近年増加が著しく、米国に匹敵する全体の3割以上を占めるに至っている。

その他にロシア並びにガボンをはじめとしたアフリカ諸国など、丸太関税引き上げや丸太禁輸令を施行して加工輸出に転換した国々が、それぞれ全体の1割程度を占める。

したがって、タイを筆頭とする東南アジア諸国、ロシア、及びアフリカ諸国が広葉樹製材類全体の6割程度を占める。これらの国々においては、丸太輸出制限を受けて中国系事業者が現地事業者を買収したり、新規開業したりすることにより、現地で丸太を製材加工している事例が増加しており、サプライチェーンが急変している。

なお、タイからの製材類は、植林のゴムノキなどの原材料を利用したものが多数を占めるものと考えられる。

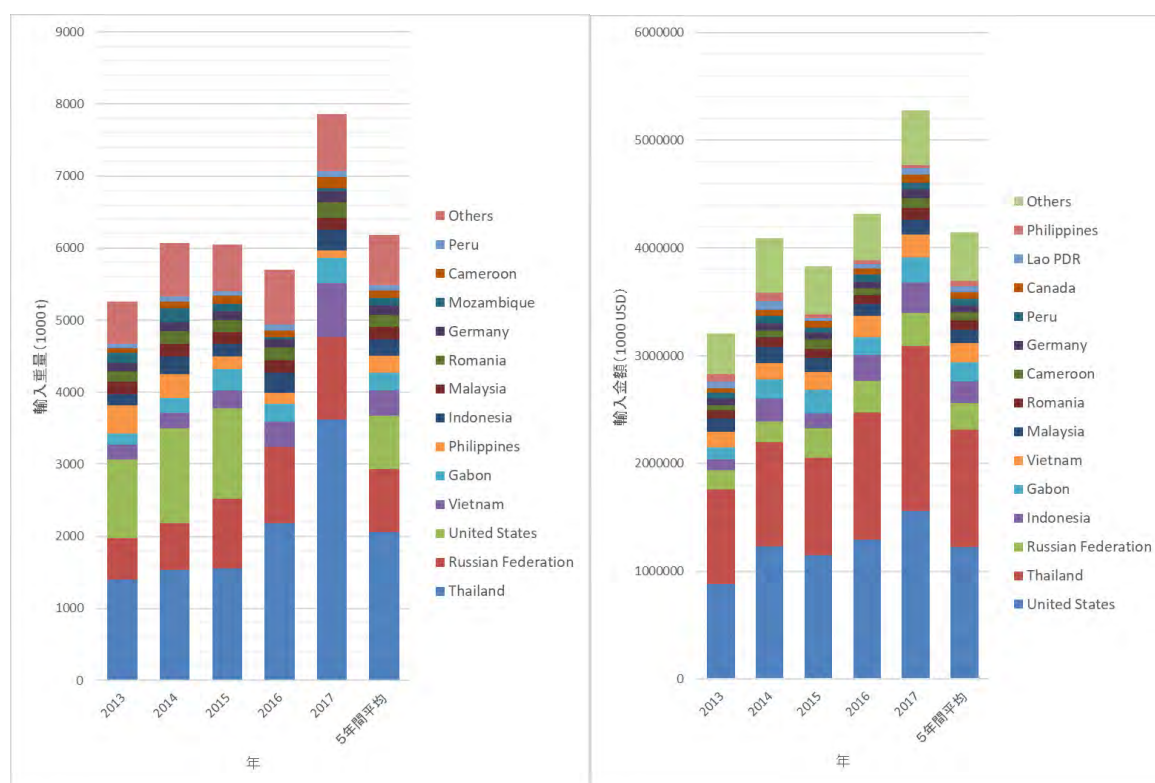


図 3.5.9 中国による広葉樹製材類の輸入相手国別の年間輸入重量（左）及び輸入金額（右）の推移（2013年-2017年）²⁹

²⁹ 輸入重量における2016年及び2017年の米国材の統計データが欠落しており、実際は輸入金額と比例して増減したと考えられる。

輸出統計①：木材・木材製品の輸出動向

中国の国産材・輸入材が原料となり、同国から全世界に輸出された木材・木材製品は、下図のとおり、2017年における完成木製家具と紙製品等を除く総重量が約9百万トン、総額が約70億米ドルである。

そのうち、重量・金額共にボード・合板類が圧倒的に多く、比較的価値が高いものの重量の小さい製材類を除いて、その他の品目は取扱規模が小さい。



図 3.5.10 中国による木材・木材製品の品目別年間輸出重量（左）及び輸出金額（右）の推移（2013年-2017年）
 ※2017年の総輸出重量は約9百万トン、総輸出金額は約70億米ドル

また、上述の品目に完成木製家具と紙・板紙を加えた材積・金額統計²⁸によれば、2016年に約5,500万立米を記録した。これは国産材・輸入材の合計丸太換算材積の3割近くが、輸出に供されたことを意味する。その内訳は、合板が総材積の約半分を占めるが、総額の2割程度である。一方で完成木製家具は総材積の3割程度を占め、総額の6割程度を占める。また、繊維版は総材積の1割程度に至るが、総額の3%程度を占めるに留まる。これら合板、完成木製家具、繊維版だけで、輸出総材積の9割、また輸出総額の8割を占めることになる。

輸出統計②：木材・木材製品の対日輸出動向

完成木製家具と紙製品を除く木材・木材製品の対日輸出は、2017年に総重量55.3万トン、総額5億米ドルを記録した。これは中国の輸出相手先国中、重量・金額共に米国に次ぐ2位に位置する。また、重量・金額共にボード・合板類が7割程度、製材類が2割程度を占める。

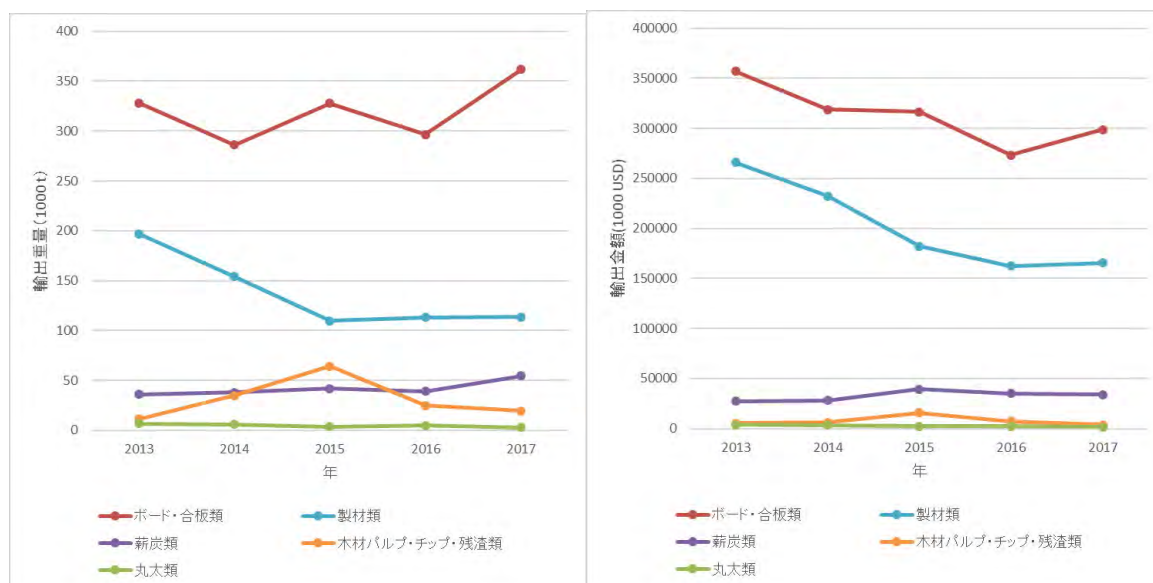


図 3.5.11 中国による日本向け木材・木材製品の品目別年間輸出重量（左）及び輸出金額（右）の推移（2013年-2017年）

日本家具産業振興会の輸入家具実績統計によると、2017年に完成木製家具の輸出総額は約1,200億円となっている。中国は日本が海外から輸入した完成木製家具の総額の48%の輸入相手先国であり、最大の供給国となっている³⁰。

³⁰ 一般社団法人日本家具産業振興会（2019）「輸入家具実績表／国別（平成30年1月～12月）」（http://www.jfa-kagu.jp/files/statistics/2018_import_country2.pdf）

輸出統計③：ボード・合板類と製材類の対日輸出動向

ボード・合板類と製材類について、その内訳を以下に詳述する。

下図のとおり、材積ベースで、特にブロックボード・単板積層材（LVL）が安定的に増加しており、対日輸出総量の約半分を占める。また、減少傾向にある合板、フリー板、製材も一定の割合を保持している。

これら全てに広葉樹材が使用されることは多く、例えば合板の9割以上が合板1枚につき表板・裏板（以下フェイスバック）等に広葉樹材のベニヤを1枚以上使用しているという調査結果がある²⁸。

ブロックボード・単板積層材・合板のフェイスバック、フリー板、繊維板などが中国でこれらの木材製品と組み合わせられて完成木製家具に加工されている。

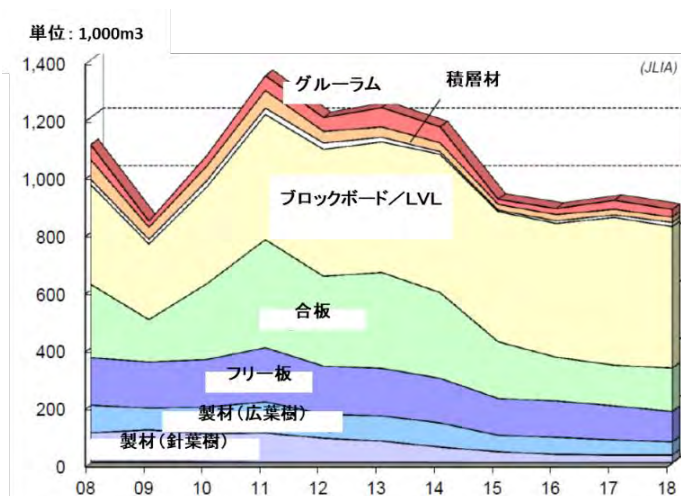


図 3.5.12 日本による中国からの製材類及びボード・合板類の品目別輸入量の推移³¹

日本の世界からの完成木製家具の総輸入量の約5割、下図のとおり同様にブロックボード・単板積層材・合板の総輸入量の約2割を中国が占めている。

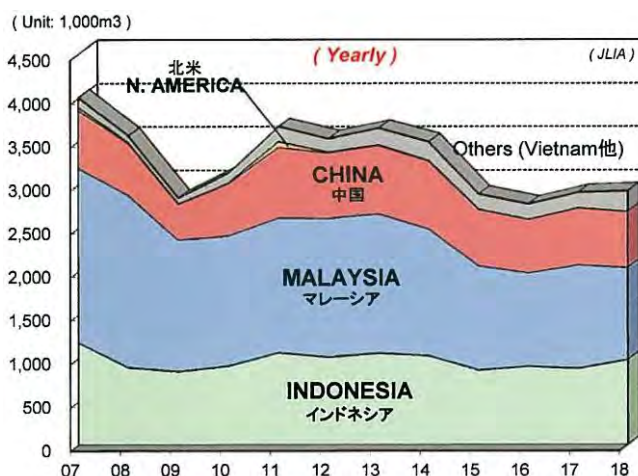


図 3.5.13 日本によるブロックボード・単板積層材・合板の相手先国別輸入量の推移³¹

³¹ 日本木材輸入協会による提供資料から抜粋

輸入材を含む原料から製造された対日輸出品目のうち、完成木製家具、ブロックボード／単板積層材等の複数の部材でできた木材製品の対日総輸出量は約 230 万立米であり、木材・木材製品の全対日輸出量の約 9 割を占める。

そのうち、3分の2程度を占める完成木製家具は様々な部材の複合製品であることから、各部材の合法性確認は比較的困難であるものの、その重要性は大きい。ブロックボードや単板積層材、合板なども、主にフェイスバックに使用される樹種の特定は重要である。他にも建具、食器類、フロアリング材等も一定の輸入実績がある。

したがって、特に主要な木材輸入港が集中する地域の加工事業者よりこれらの品目を調達する際は、後述する科学的分析手法や関連書類等を用いてこれらの品目の樹種・産地を同定し、合法性を確認する意義は大きいと考えられる。



図 3.5.14 中国による木材・木材製品の対日輸出品目のうち
合法性確認の意義が高い主な品目の対日輸出規模の相対比較図
(2018 年・材積ベース・対日総輸出量のうち約 9 割の約 230 万立米の品目内訳)

2) 森林認証システムの導入状況

(1) FM 認証及び国産認証材の普及概況

FM 認証については、取得面積が拡がりつつあるものの限定的である。

認証林の所有形態としては、主に国有林が大多数を占める。東北部の国有林経営部門の天然林や人工林、南東沿海部の国有林場や企業所有のプランテーションなどを主体に分布する。

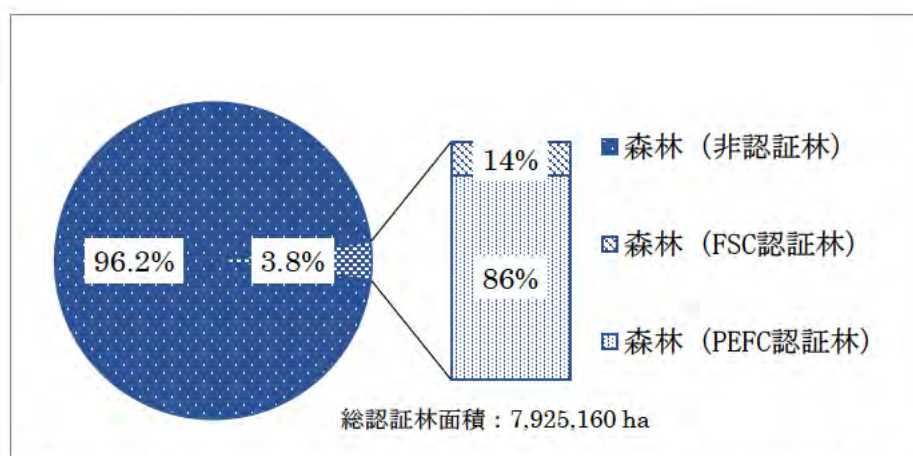
樹種は、特に近年はポプラ、ユーカリ、コウヨウザン、マツといった樹種のプランテーションにおける認証取得が拡大している。

供給先として、国産認証材は主に欧米系の家具メーカーや外資系製紙会社が輸出向けに購入しており、その需要拡大がサプライヤーによる認証取得を促進している。

中国独自の森林認証制度・CFCS は PEFC と相互承認しており、CFCS 認証を含む PEFC 認証がこれら中国国内の FM 認証の 9 割弱を占める。

一方で、FSC 認証の取得件数は FM 認証の約 1 割となっている。FSC は、FSC 原則・基準の最新版である第 5 版に基づく中国国内規格を策定し、審査機関や NGO、大規模木材取扱事業者や中国林業科学院との実地試験を経て、2018 年に公表した。最新原則・基準に基づき国内規格を策定した事例としては、アジア太平洋地域でネパールに次ぐ二か国目である。

また、FSC は天然林の商業的伐採の停止政策による植林からの伐採増加を受け、木材を管理木材として購入する際に必要なデューデリジェンスの参照情報である地域別リスク評価を作成した。これは同国最大の植林地であり国産材の 3 分の 1 以上を生産する広西壮族自治区と、植林地でウッドパネル・単板の一大生産地かつ同国のコンポジットボード生産量の 2 割を誇る山東省をまずは対象としている³²。



※国土面積及び森林面積は 2019 年推定値、FSC は 2019 年 11 月時点、PEFC は 2019 年 9 月時点。
※FSC 認証及び PEFC 認証の認証面積は重複する場合がある。CFCS 認証の認証面積は公表されていない。
※香港、マカオ、台湾は除外する。

図 3.5.15 中国の国土に占める森林と認証林の割合^{33・34}

³² FSC China. 「山东和广西 FSC 受控木材风险评估通过 FSC 国际批准」(2018). (<https://cn.fsc.org/cn-cn/newsroom/id/185>)

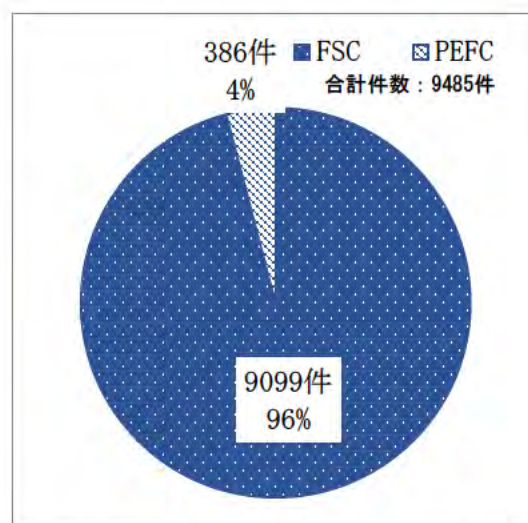
³³ FSC. Facts & Figures (2019). (<https://fsc.org/en/page/facts-figures>)

³⁴ PEFC. Facts and figures (2019). (<https://www.pefc.org/discover-pefc/facts-and-figures>)

(2) CoC 認証の普及概況

中国の FSC 認証・PEFC 認証を併せた CoC 認証の取得件数は、過去 2 年間でほぼ倍増している。現在は世界で最多であり、取得件数 2 位のドイツの 2 倍強である。昨今は欧米豪の違法伐採材の輸入規制を受けた木材製品輸入事業者が、デューデリジェンスを効率的に実施するための補助ツールとして CoC 認証を利用するケースが増加している。

各種森林認証制度の CoC 認証の普及概況としては、FM 認証とは逆に、FSC 認証の取得件数が 9 割以上を占めており、PEFC 認証の取得件数は 1 割未満となっている。なお、PEFC によれば、CFCS 認証の取得件数は公表されていないが、限定的であるとのことである。



※FSCは2019年11月時点、PEFCは2019年9月時点
※CFCS認証の件数は公表されていない
※香港、マカオ、台湾は除外する

図 3.5.16 中国における CoC 認証の取得状況 ^{33・34}

3) 違法伐採の関連情報

木材製品は、複雑なサプライチェーンを経た部材が複合的に組み合わさった製品が多くを占め、原材料の伐採地特定は多くの技術的労力を必要とする。また、サプライヤーからの申告書類の伐採地や使用樹種についての記載情報が虚偽である、または不完全である可能性もある。

このことから、欧米等の一部木材輸入事業者は、中国製に限らず、世界中の木材製品の木材標本を採取して、科学的分析手法によりその属や種、原産地等を特定することで、記載情報の真贋や必要情報の未記載を直接的に確認する事例が近年見られる。

科学的分析手法の主な種類と特定内容は下記のとおりである。

- ①組織解剖・顕微鏡分析：属レベル（例：Quercus spp.）を特定
- ②DNA 分析：種レベル（例：Quercus mongolica）・広域レベルの原産地を特定
- ③アイソトープ（安定同位体）分析：半径約 10km 範囲の原産地を特定

これらの科学的分析手法の効率的・効果的な利用や運用を目指して、一部欧米諸国の当局や森林認証団体、研究機関などを中心とした技術構築の取組が活発化しており、中国林業科学院も参加している。中国を含む世界各地に存在する各樹種の細胞、DNA、アイソトープの標本を収集して、参照標本データを整備することが主な活動内容である。

その運用過程で、実際に木材製品の合法性確認に使用した分析結果が公表されており、中国製木材製品のうち、「(3) 木材貿易の状況」の輸出統計のとおり合法性確認の意義の大きいと考えられる完成木製家具と合板についての分析結果をここに詳述する。

(1) 中国製完成木製家具の使用樹種についての科学的分析結果

① 背景

中国は 2018 年にロシアと同様にモンゴリナラを CITES 附属書Ⅲに登録している。したがって、中国産のモンゴリナラ製品は、原産地証明が付帯していない場合は原則違法とみなされる。

このため、昨今は中露産のモンゴリナラ製品を欧米などの他国産であると虚偽申告し、かつ属種名の記載をナラ（Quercus spp.）材として属レベルのみに留めて販売を試みる中国系供給者の事例が発生している³⁵。

このような事例を受けて、定期的にナラ材の種レベルの情報や産地を科学的分析手法により検査・確認して、中露産モンゴリナラであれば CITES に準ずる必要文書が付帯しているかを確認する事業者が見受けられる。

②科学的分析結果

ドイツの民間企業 Agroisolab Germany が、主にアイソトープによる科学的分析手法を使用して、中国製完成木製家具の使用樹種と産地を特定した事例がある³⁶。同社は同様のサービスを国際環境 NGO・WWF をはじめ、米国森林局や国際機関である国際熱帯

³⁵ Referred to and retrieved from: WWF. Okay Oak: A Case Study on Responsible Sourcing of White Oak from the Russian Far East. (2018).

³⁶ NEPCon 提供資料 (2019)

木材機関（以下 ITTO）などに提供している。

この事例における分析対象は、吉林省産のモンゴリナラ材製として申告された中国製完成木製家具である。分析当時の中国は、天然林の商業的伐採の停止政策以前であり、モンゴリナラはまだ CITES に登録されていなかったため、記載内容に虚偽がなければ法的に取り扱いが可能な産地と樹種である。

分析した結果、極東ロシア産のモンゴリナラであることが判明し、また当時既にロシアにおいて CITES 附属書Ⅲの登録種であったことから、CITES に準ずる原産地証明が付帯していない同木材製品は違法であることが判明した。

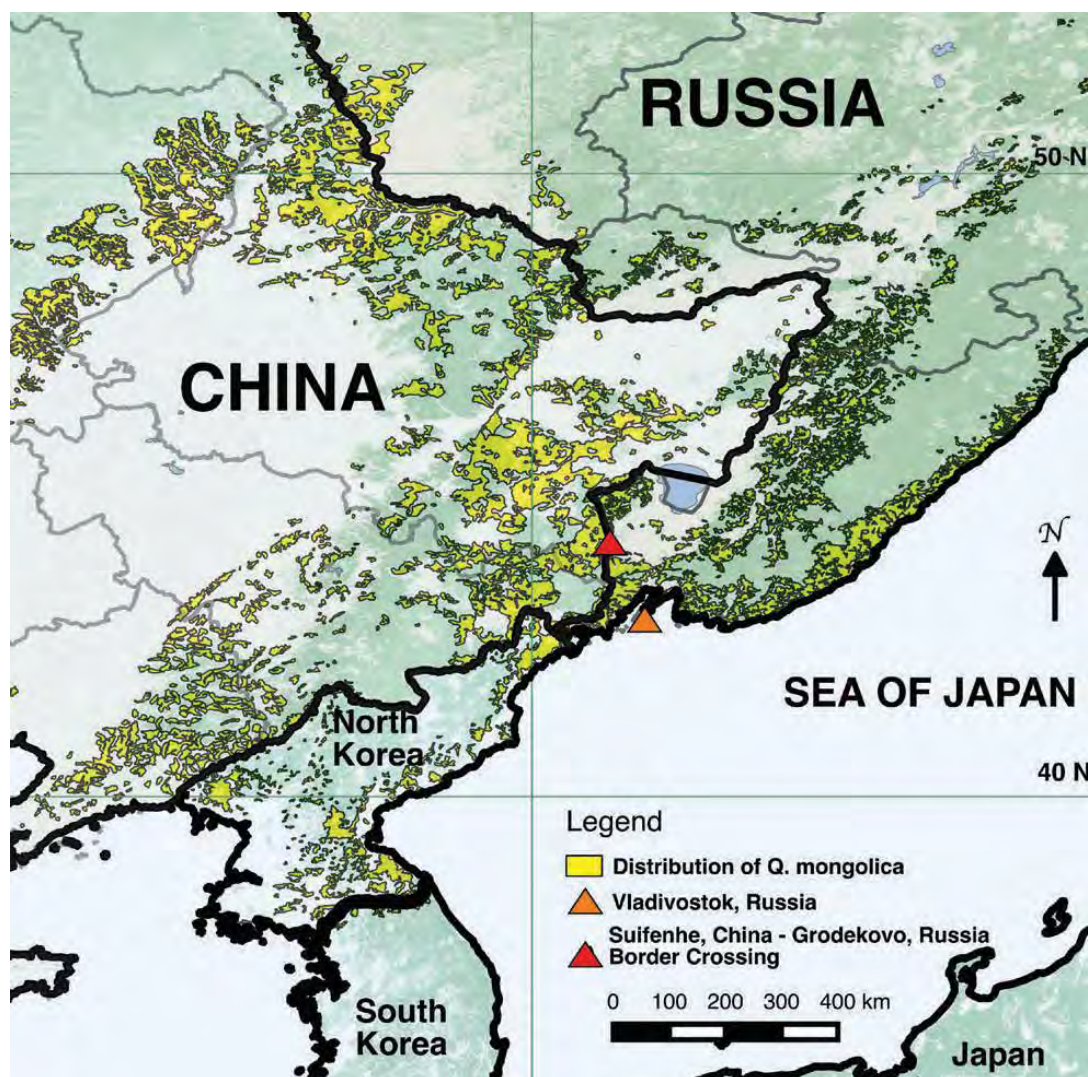


図 3.5.17 中露朝三カ国の国境地帯を中心としたモンゴリナラ（黄色部）の分布図³⁵

(2) 中国製合板の使用樹種についての科学的分析結果

同様に英国の国立計量局が、組織解剖・顕微鏡分析による科学的分析手法を使用して、中国製合板の使用樹種を属レベルまで特定した事例がある³⁷。

³⁷ Referred to and retrieved from: UK National Measurement Office. EUTR: Plywood imported from China. (2015).

分析対象は、英国による中国製合板輸入量のおよそ1割を占める中小企業16社で、取り扱う中国製合板のフェイスバック及び心材を分析した。

下表のとおり結果の出た13社のうち、樹種の供給者による申告内容と実際の分析結果について、フェイスバックと心材の両方の整合は3社、フェイスバックのみの不整合は2社、心材のみの不整合は5社、両方の不整合が3社となった。これは、およそ4分の3の供給者からの合板の樹種について、申告内容と分析結果になんらかの不整合があることを意味していることから、樹種同定の有用性は高いと考えられる。

樹種の数についても、申告された単数でなく実際は複数である事例も存在している。

虚偽申告の内訳として、フェイスバックについては割合が比較的小さい(13社中5社)ものの、実際の樹種が比較的違法性のリスクの高い熱帯広葉樹種が含まれている傾向にあった。また、対照的に心材については割合が比較的大きい(13社中8社)ものの、実際の樹種が比較的違法性のリスクの低い植林樹種が含まれている傾向にあった。

表 3.5.4 フェイスバックと心材の申告樹種と分析結果³⁷
(緑=整合、赤=不整合)

| 事業者 | 表板・裏板申告種 | 分析結果 | 心材申告種 | 分析結果 |
|-----|-------------|----------------|------------|-------------|
| 1 | Palaquium | Palaquium | Eucalyptus | Eucalyptus |
| 2 | Betula | Betula | Eucalyptus | Poplar |
| | | | | Kedondong |
| | | | | Pine |
| 3 | Sapeli | Sapeli | Poplar | Poplar |
| | | | Elm | |
| 4 | Palaquium | Palaquium | Poplar | Poplar |
| | | | Eucalyptus | Kasai |
| 5 | Bitangor | Palaquium | Poplar | Poplar |
| | | | | Eucalyptus |
| 6 | Lotofa | Sapeli | Poplar | Poplar |
| 7 | Beech | Beech | Eucalyptus | Eucalyptus |
| 8 | Eucalyptus | Ozigo | Eucalyptus | Eucalyptus |
| | | | | Poplar |
| 9 | - | Phenolic resin | Poplar | Poplar |
| 10 | Sapeli | Sapeli | Poplar | Poplar |
| 11 | Palaquium | Palaquium | Eucalyptus | Poplar |
| | | | | Pulai |
| | | | | Red Meranti |
| 12 | Eucalyptus | Bitangor | Eucalyptus | Eucalyptus |
| | | | | Poplar |
| 13 | Bitangor | Bitangor | Poplar | Kasai |
| | | | | Medang |
| 14 | Camnosperma | 結果待ち | Poplar | 結果待ち |
| 15 | | サンプルなし | | |
| 16 | | サンプルなし | | |

3.5.2 森林伐採・木材流通の関連法令・書類・証明システム等

1) 法令・許認可制度及び関連書類の概要

森林伐採・木材流通に関連する法令・許認可制度及び関連書類については、過年度の同事業中国調査において整理済みであり、現地における聴取調査等により特段の変更が無いことが確認されたため、詳細についてはそちらを参照されたい²。既存情報の概要と根拠を以下に示す。

①森林伐採・木材流通に関連する法令・許認可制度及び関連書類

各種法令に基づく許認可制度により、下表のとおり様々な関連書類が存在する。そのうち、核心的な伐採工程の合法性とその後の流通連鎖を証明する機能を司る主要な関連書類として、林権証、伐採許可証、運輸許可証が存在する。また、その発行の条件として、その他の数々の関連書類の提出が義務付けられていることから、日本の輸入事業者が合法性確認のためにこれらを確認する重要性は特に大きい。

これらの書類取得を申請する各工程の事業者は、創業時に取得した社会信用番号付きの営業許可証を提出する必要がある。更に、各工程間における売買取引を行う際に必要な送り状（中国語名：發票（ファーピャオ））に、その社会信用番号を逐一記載する必要がある。そのため、記載された社会信用番号により發票の被発行者の身元確認を行い、發票と各主要書類の記載内容の整合性を確認することで追跡調査が可能である。

特に中国から輸入する際に入手する植物検疫証明書や供給者である加工輸出事業者の木材経営加工許可証を手掛かりに、運輸許可証から伐採許可証を経て林権証へ遡上確認していくことができる。その際に各工程間で材積の歩留まりの整合性や樹種・生産地等に齟齬が無いかを注視する必要がある。

なお、第三国からの輸入材の合法性確認を事業者に義務付ける法令は存在しない。

②非森林地における植林木の取扱

また、中国の国産材の合法性確認に係る例外的な留意事項として、非森林地における植林木の取扱について詳述する。

上述の各種法令の主な対象は、土地区分における森林としての指定区域で木材生産を行う場合である。もう一方で、非森林指定地の共有地・遊閑地などにおいて、農民などが零細な規模でポプラなどを植林生産する事例が存在する。その木材生産については、森林法ではなく土地管理法のみに依り、集団所有地の権利規定が適用されることになる。

まず、集団所有地の所有権は、県級以上の当局が発行する土地所有権証明書に依って所有集団組織が規定される。更にその土地と地表物の使用権は、最小行政区単位である郷鎮や村民委員会が保持することができ、構成員やその他の機関、企業、個人に行使の請け負わせることが可能である。

したがって、日本の輸入事業者がこの木材合法性を確認するためには、伐採地である集団所有地の範囲を特定した上で、その地表物の使用権を請け負い、木材生産を行う村落の構成員などの伐採者を特定して、それらの地図や名簿を作成することが重要となる。

なお、中国国内の木材合法性確認に係るコンサルタントによると、その際の補完的な確認方法としては、下記の3つの方法が有用であるとのことであった。

- ①伐採者の社会保障証のコピーまたは伐採者名・社会保障番号の控え
- ②土地・地表物使用権の行使者代表（村民委員長等）による上記地図・名簿の承認
- ③土地所有権証明書に記載の対象区画・所有集団組織の確認

表 3.5.5 関連法令の原則・基準分類別の関連書類²

| 原則 | 基準 | 名称 | 備考 |
|----------|-------------------------|---------------------------|--|
| 合法的な伐採権 | 土地所有権 | 林権証 | 林地および材木の所有権・使用権の保持者を確認 伐採許可証でも確認可（詳細は後述） 請負の場合に、林地使用权の転移事実の記載を確認 |
| | | 営業許可証 | 私企業の場合に確認 |
| | | 林地使用監査同意書 （使用林地审核同意书） | 林地の非林業系土地利用転換を事由に 発生した木材の場合に確認 |
| | コンセッション・ライセンス | （該当なし） | |
| | 森林計画・伐採計画 | 森林管理計画 | 第1類事業体は林業当局の承認が必要 |
| | | 木材生産計画 | 事業体を問わず林業当局の承認が必要 森林管理計画に含むことが可 |
| | | 年間収穫量割当許可 | 国务院の承認が必要 |
| 伐採許可 | 森林伐採許可証 （原語：林木采伐许可证） | 記載内容を後述の各種書類と照合確認 | |
| 納税と使用料支払 | ロイヤルティの支払と伐採手数料 | 更新費の領収書 （または森林伐採許可証） | 森林伐採許可証の発行条件 |
| | | 植物検疫費の領収書 （または植物検疫証明書） | 植物検疫証明書の発行条件 中小規模事業者は支払義務が免除 |
| | 付加価値税とその他売上・販売税 | 付加価値税（増値税）送り状 （原語：發票） | 売り手より入手 |
| | 収入および利益税 | （該当なし） | |
| 伐採施業 | 林業（木材伐採）規則 | 伐採施業記録 | 伐採許可証と伐採施業計画の内容と照合 |
| | | 更新検収合格証 | 村民委員会と個人農家は発行対象外 |
| | 保護地域および樹種 | 森林伐採許可証 | 伐採許可を得た樹種、伐区の位置、 伐採禁止区域等の情報を含む |
| | | 希少種・絶滅危惧種リスト | 全国区及び地域区の両方が存在する |
| | | 生態公益林分布図 | 地域の林業局または国有林場より入手可 |
| 環境配慮事項 | 森林管理計画 | 第1類事業体は林業当局の承認が必要 | |

| | | | |
|-----------------|-----------------------------|-------------------|-------------------------|
| | 安全衛生 | 木材生産計画 | 事業体を問わず林業当局の承認が必要 |
| | | 労働災害保険証書 | |
| | | 労働災害記録 | |
| | | 安全教育の実施記録 | |
| | | 特殊作業操作証 | チェーンソー作業等々の危険作業従事者 |
| | 外部委託契約書 | 外部委託や派遣労働者を使用する場合 | |
| | 合法的な雇用 | 労働者および外部委託契約者名簿 | |
| | | 給与支払記録 | |
| | | 雇用契約書 | 雇用期間や国籍を問わず必要 |
| | | 労働者の社会保障カード（カード） | 社会保障費等の保険代支払の証明 |
| 社会保障費等の保険代支払記録 | | | |
| 第三者の権利 | 慣習的な権利 | （該当なし） | |
| | FPIC （自由で事前の十分な情報に基づく同意） | （該当なし） | |
| | 先住民族の権利 | （該当なし） | |
| 貿易と輸送 | 樹種、量、品質の分類 | 運輸許可証 | |
| | | 輸出・輸入申告書 | |
| | | 野生生物輸出入許可証 | |
| | 貿易と輸送 | 運輸許可証 | 同一林区内輸送時、輸入港から工場直送時等を除く |
| | | 植物検疫証明書 | 国内輸送用と輸出用のものは異なる |
| | | 木材経営加工許可証 | |
| | 外国間貿易と振替価格操作 | 親会社・子会社間の協定書 | 商品・サービス内容と料金体系を定義したもの |
| | 税関規則 | 対外貿易経営者届出登記表 | 代理申告委託業者を含む |
| | | 植物検疫証明証 | |
| | | 種識別証 | |
| CITES（ワシントン条約） | （該当なし） | | |
| デューデリジェンス／デューケア | （該当なし） | | |

森林、林木、林地状况登记表 No. 1

| | | | |
|------------------|---------------------|-----------------|---------------------|
| 林地所有权 权利人 | | 林地使用权 权利人 | |
| 森林或林木 所有权权利人 | | 森林或林木 使用权权利人 | |
| 坐 落 | Location | | |
| 小 地 名 | 林班 | 小班 | |
| 面 积 | Area | 主要树种 | Main species |
| 株 数 | | 林 种 | Forest type |
| 林地使用期 | Valid period | 终止日期 | |
| 四 至: | GPS location | | |
| | | | |
| | | | |
| 注 记: | | | |
| | | | |
| 填 证 机 关 | 经办人: | (机关印) | 负责人: |
| | 年 月 日 | | 年 月 日 |

林证字()第 号

Name of the holder

根据《中华人民共和国森林法》规定,本
证中森林、林木、林地所有权或者使用权,业
经登记,合法权益受法律保护。

特发此证

Seal of issuing authority

发证机关(印)

年 月 日

Issuing time

別枠により囲んだ箇所は、左頁左上から順に、林権証保持者の名称、発行当局の印章、発行年月日、右頁左上から順に、場所、面積、主要樹種、森林の種類、使用期間、GPS位置情報

図 3.5.18 林権証のイメージ²

2) 森林伐採・木材流通の証明システムの概要

中国木材合法性確認システム³⁸

2020年時点で中国において運用中の森林伐採・木材流通の証明システムは存在しない。一方で、任意で木材取扱事業者が利用可能な、中国木材合法性確認システム（Chinese Timber Legality Verification System、以下 CTLVS）の導入を今後予定しており、中国林業科学院と中国国家林業草原局林産品国際貿易研究センター（以下 CINFT）が構築を主導している。

中国政府は英国政府と Collaboration on International Forest Investment and Trade (InFIT) プログラムによる技術提携をしており、InFIT 第二期（2019-2022年）期間中に CTLVS を完成・導入予定である。英国政府の担当部局はインドネシアの TLAS（現地名：SVLK）の構築においても同様の技術協力をしており、下図のと通りの全体構想のもとで SVLK に相似したシステムの構築を目指している。

具体的な構想内容として、中国当局が木材合法性確認ガイドラインの作成、行政施策による合法性確認の推進、CTLVS の法制化を行い、設定した管理当局が運用管理を行う。

木材合法性の定義としての原則については、合法的な伐採、合法的な取引、地域開発、生物多様性の保護、気候変動対策の5原則が検討されている。

中国産の木材・木材製品については、森林認証または法定書類を確認方法として設定する。また、第三国からの輸入木材・木材製品については、ガイドラインに基づく自己申告、森林認証、または了解覚書を交わした国際合意書類を確認方法として設定する。

同国の市場に国内外から初めに木材・木材製品を導入する任意参加の木材取扱事業者が、これらの確認方法を使用して、情報の収集、リスク評価、リスク低減の3工程からなるデューデリジェンスを実施する。第三者審査機関がその方法や結果を確認して合格したものについて、CINFT が CTLVS ライセンスを発行する。このライセンス材が付帯する木材・木材製品を、中国当局が合法木材として公認するものである。

なお、木材取扱事業者が確認方法に国際合意書類を利用する場合は、中国当局はその真贋と記述情報が対象木材の実態と整合することの確認だけを要求して、リスク評価・低減の工程を省略することにより、事業者の確認負担を軽減すると共に、二国間の貿易をより潤滑にするものである。ここでいう国際合意書類とは、後述する FLEGT ライセンスなどが想定されている。

また、第三者によるモニタリング機関を設置して、合法性原則に沿う適切な全体運営がなされているかを監視する役割を持たせる。消費者や NGO を含む市場からの評価を適切に取り込む仕組みづくりも検討されている。

管理当局の運営体制としては、運営委員会を筆頭にその指導下で作業部会が認証機関の認定を行い、認証機関が各工程事業者の審査を行う。基準作成と改定を担う事務局や利害関係者の調整を担う協議委員会が、認証機関や事業者を監視するとともに、内容を作業部会に適宜報告することにより、作業部会を補佐する仕組みを想定している。

³⁸ Referred to and retrieved from: UK Collaboration on International Forest Investment and Trade (InFIT) Program. Project Result Briefing Chinese Timber Legality Verification System (CTLVS) and Its Policy Framework. (2017).

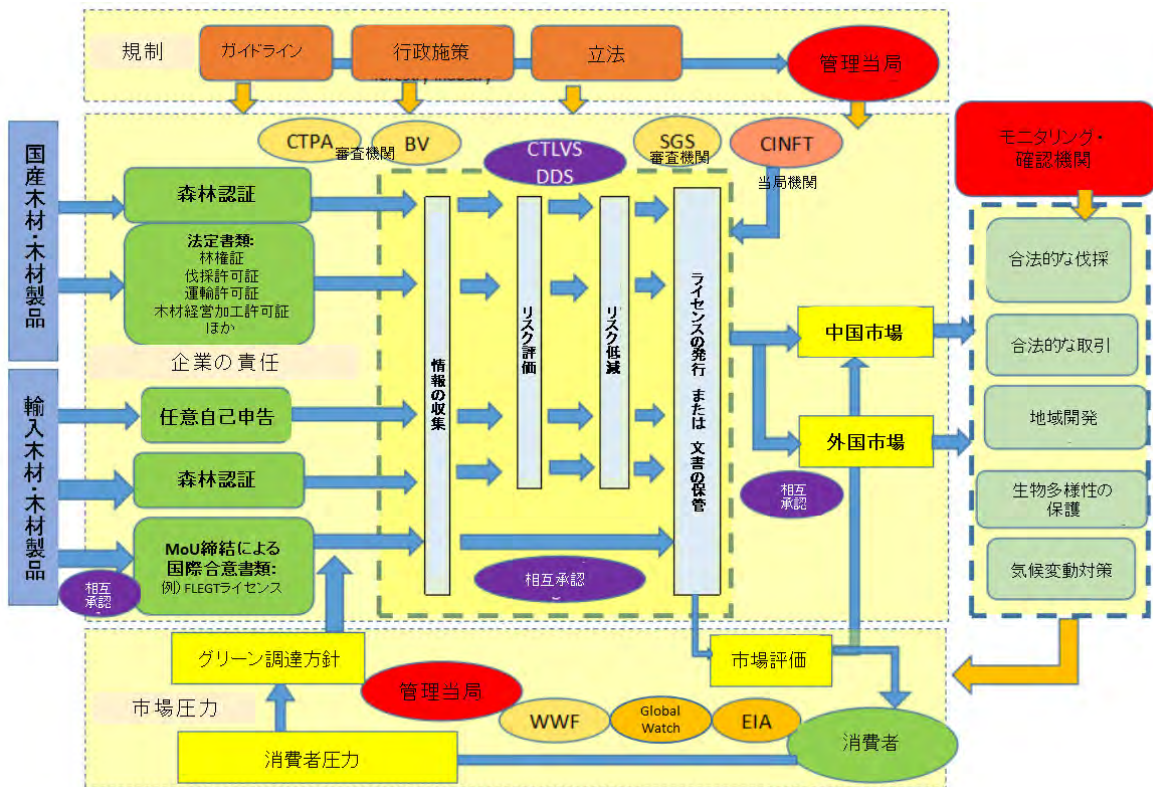


図 3.5.21 CTLVS の全体構想³⁸

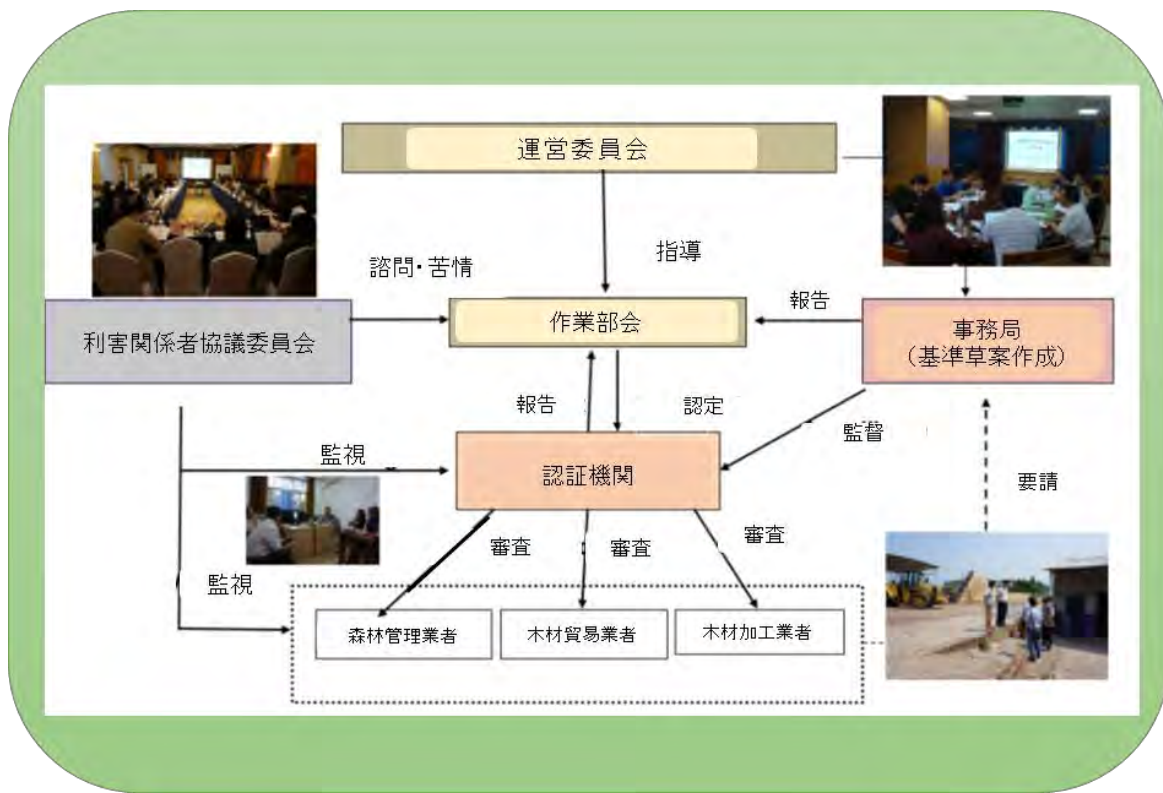


図 3.5.22 CTLVS 管理当局の運営構想³⁸

3) 木材合法性確認に向けた最新の取組

先述の CTLVS の完成・構築までの準備作業として、またその期間の木材合法性確認を効率的・効果的に実施するための補完的な枠組として、国内外の政府機関や国際機関、NGO や民間企業が連携して、以下に示す様々な取組を実施している。

(1) 林業当局による木材合法性基準の策定

国別ガイドラインの作成

中国林業科学院の林業科技信息研究所が、各国の現地当局と協力しながら、英国国際開発庁の支援の下で、合法性基準の国別ガイドライン・「中国系林業企業のための海外における持続可能な経営、貿易、投資に向けた国別ハンドブック（仮訳）」を作成している。

これは、中国系事業者がその他の国々において現地操業して木材調達する際の、森林管理、林地投資、木材貿易の合法的かつ持続可能な運営方法を整理したものである。

昨今は原木禁輸令を施行する生産国が増加しており、中国系事業者が現地林産事業体を買収して、伐採・加工までを済ましてから中国に輸入する事例が増加していることを受け、作成されたものである。また、現在構築中の CTLVS において、輸入木材の合法性確認に係る自己申告のためのガイドラインとして応用することを想定している。

既にモザンビーク、ガボン、ガイアナ、ラオス、インドネシア、ミャンマー、ロシアを対象に作成済みで、更にパプアニューギニアとソロモン諸島について作成予定である。参考として、モザンビーク版の記載項目を以下に示す。

1. 森林産業の概要
(森林資源、林産物貿易、林政体制)
2. 現地操業の基本法令
(法律概要、投資規制、労働基準、法人登記)
3. 森林管理の法的要求
(法律概要、伐採規制、運営権の契約申請、
税制と使用料支払、環境規制)
4. 木材輸送の法的要求
5. 木材加工の法的要求
(製品分類規則、高次加工の促進施策)
6. 木材貿易の法的要求
(検査・検疫規則、必要書類と入手方法)
7. 地域社会の法的要求
(地域住民の権利と義務、運営権利者の便益と
義務、その他の便益と義務、合意形成)
8. 国家法の整理表
9. 広域協定の整理表
10. 国際合意の整理表

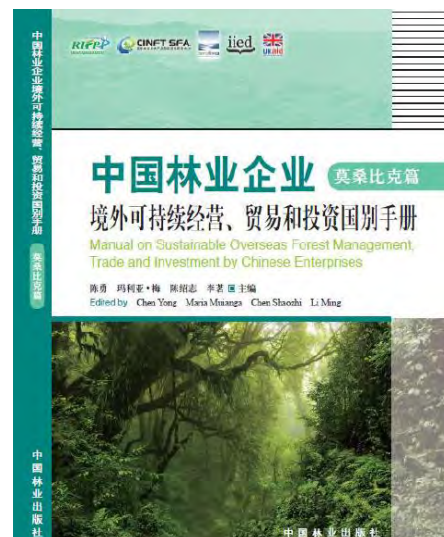


図 3.5.23 国別ガイドライン
(表紙・モザンビーク編) ³⁹

生産国が発行する合法性証明書類の国家承認

中国林業科学院が、中国税関や商務部と連携しながら、欧州森林研究所の協力を得て、

³⁹ Retrieved from: Chen, Y., et al. Manual on sustainable overseas forest management trade and investment by Chinese enterprises: Mozambique version. (2016). (<https://pubs.iied.org/G04146/>)

生産国が発行する合法性証明書類を構築中の CTLVS に利用するための国家承認に向け、技術検証を実施している。

これは先述のとおり、生産国による発行書類を承認することで、木材輸入事業者によるリスク評価・低減の作業負担を減らし、二国間の木材貿易を潤滑にするものである。

現在の主な検証対象は FLEGT ライセンス⁴⁰で、既にインドネシアが木材合法性保証システム (SVLK) を運用して発行する V-Legal ライセンス (≒FLEGT ライセンス) を国家承認するため、税関を含む両国当局が連携して流通連鎖 (CoC) 管理を実施するに当たっての、制度的・技術的な課題や対策を検証している。

林業当局によると、既にインドネシア産の合板と木製家具部材を使用した実証実験が実施済みであるとのことである。

(2) 民間による木材合法性基準の策定

木材合法性確認の第三者認証制度

第三者認証機関が、世界各国で木材輸入事業者によるデューデリジェンス・システム (DDS) を機能評価して、合格した DDS を認証する第三者認証制度を運営している。

そのうち、欧州木材規則のモニタリング機関として登録され、コンサルタント業務を行っている NGO の事例としては、2019 年に中国・北京に東アジア事務所を開設して、主に中国から木材製品を輸入する EU や豪州の事業者を顧客に、その DDS が木材原産国である第三国と加工貿易国である中国のそれぞれの国内法に対応するものであるかを、評価・認証している。

また、EU や豪州への木材供給者である中国系事業者が調達先の第三国において森林認証を取得するための技術支援を提供することで、サプライチェーン全体の合法性確保に向けた業務を展開している。同 NGO によれば、特にアフリカ最大の広葉樹製材の対中供給国であるガボンが、2022 年までに全てのコンセッションに FSC 森林管理認証の取得の義務化を予定しているため、同国における DDS の構築支援を積極的に行っているとのことである。

(3) 中国系木材取扱事業者間の責任ある調達ネットワーク

CTLVS の完成前に、上述の官民が策定・補完する木材合法性基準を遵守する中国内外の中国系木材取扱事業者が、互いに連携して合法木材の責任調達をより容易に行うためのネットワークを構築しており、中国系参加企業からの調達が可能である。

Global Forest & Trade Network

主なネットワークとしては、国際環境 NGO・World Wildlife Fund (WWF) が 1991 年に開始した Global Forest & Trade Network (GFTN) があり、2005 年に中国展開を開始した。

GFTN 中国の会員企業は、森林経営から木材貿易に至るまで、床材や合板、木材家具などのサプライチェーンを一貫した事業者が含まれる。

会員企業は、GFTN 独自の DDS や先述の中国林業科学院による国別ガイドライン等の

⁴⁰ 木材生産国が EU と二国間合意 (FLEGT-VPA) を締結して、合意に基づき構築する木材合法性保証システム (TLAS) により発行する合法性証明書類は、FLEGT ライセンスと呼ばれる。欧州木材規制において、EU 域内の輸入事業者は FLEGT ライセンスが付帯する木材について、リスク評価・低減をする義務が免除されている。

合法性基準に準拠した合法木材や、森林認証を取得した合法かつ持続可能性に配慮した木材のみを利用することが義務付けられている。

GFTN 事務局はそのモニタリングを実施して、会員企業の規則遵守を確認すると共に、要望に応じて FSC 森林認証の取得に向けた技術支援を提供している。

サプライチェーンの各工程の会員企業が、互いと木材取引を行うことにより、デューデリジェンスにおける情報収集やリスク評価・低減をより容易かつ円滑に行い、責任ある木材調達を実現することを目指している。

Global Green Supply Chain Network

また、これらの民間による取組を補完するかたちで、ITTO が 2017 年に開始した Global Green Supply Chain (GGSC) Network が存在する。

GGSC は世界の熱帯木材を対象として、その生産輸出国から加工貿易国、輸入消費国までの、木材取扱事業者、業界団体、研究機関、国際機関、その他組織が自主参加する地球規模のネットワークである。

ITTO の他、同機関の共催団体は中国木材・森林製品流通協会 (CTWPDA)、国際熱帯木材技術協会 (ATIBT)、中国国家林業草原局の国際林産物貿易センター (CINFT) であり、この 4 団体が GGSC ネットワークの設立と運営を行い、積極的に関与していることから、中国は加工貿易国として中心的な役割を果たしていると考えられる。

また、2020 年時点の中国の主要参加企業は創立初期からの 12 社で、その総生産額は 128 億米ドル、木材製品の国内総生産額の 4 % を占める (下表参照)。参加業種は完成木製家具と木製家具部材、フローリング、木製パネル、木製ドアなどの製造や貿易事業者で構成されている。

現在は CTLVS との連携を想定した調達基準の策定と、事業者のデューデリジェンスの能力強化を展開しており、そのためにアフリカ連絡事務所の設置や、広域会議の開催により連携促進を図っている。

表 3.5.6 GGSC Network の主要な中国系参加企業⁴¹

| 事業者名(英名) | 事業者名(中国語名) |
|--|------------|
| China National Forest Products Co. Ltd. | 中国林产品公司 |
| Power Dekor Group Co., Ltd. | 圣象地板集团 |
| Dare Wood Based Panels Group Co., Ltd. | 大亚人造板集团 |
| Zhejiang Shiyou Tiber Co., Ltd. | 世友地板 |
| Treesun Flooring Co. | 久盛地板 |
| Guangxi Fenglin Wood Industry Group Company Ltd. | 丰林木业集团 |
| Shenzhen Sampo Furniture Co., Ltd. | 松堡王国家居有限公司 |
| Guanxi Sunway Forest Products Industry Co., Ltd. | 三威人造板公司 |
| Shanghai Anxin Floors Co., Ltd. | 安信地板 |
| China Jilin Forest Industry Group Co., Ltd. | 吉林森工集团 |
| Shanghai Lingge Wood Co., Ltd. | 上海菱格木业有限公司 |
| Starforest Art Flooring (Zhejiang) Co., Ltd. | 森林之星 |

⁴¹ ITTO. Chinese timber companies commit to jointly develop the global green supply chain. (2018). (https://www.itto.int/news/chinese_timber_companies_commit_to_jointly_develop_the_global_green_supply_chain/)

卷末資料
(成果報告会資料)

「クリーンウッド」利用推進事業のうち 生産国の現地情報収集事業 (大洋州地域等)

パプアニューギニア

藤崎泰治
公益財団法人地球環境戦略研究機関



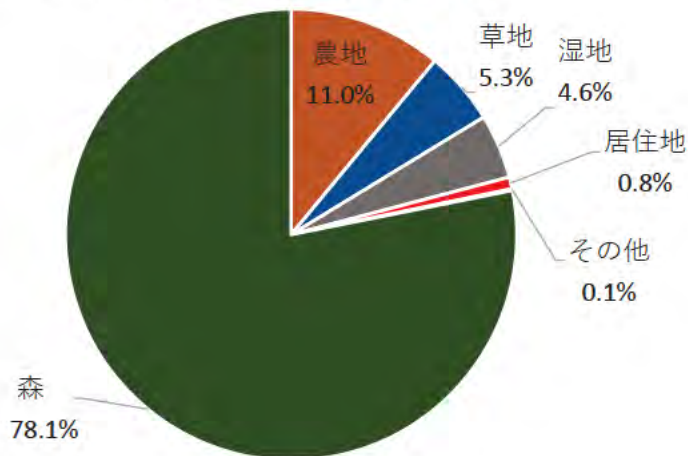
報告のアウトライン

1. パプアニューギニア (PNG) 背景
2. 木材生産・流通の状況
3. 森林伐採に関する法制度
4. 木材の加工
5. 木材の輸出
6. 合法性の確認に利用できる文書
7. 合法性に関するリスクについて
8. 木材の合法性に関する動向
9. まとめ

パプアニューギニア西スベック州の森 @Scheyvens (2019)

1. パプアニューギニア (PNG) 背景

パプアニューギニアの土地利用 (2013年)



出典：PNG政府(2017)「National REDD+ Forest Reference Level」



出典：PNG政府(2017)「National REDD+ Forest Reference Level」

- 国土面積：約46万 km² (日本の約1.25倍)
- 資源輸出国：鉱山資源、石油・ガス、森林資源及び農水産物
- 東南アジア・太平洋諸国で2番目に広大な森林面積
- 2000-2013年の間に194,026 ha (東京都程の面積)の天然林が減少(主に農地転換による)

土地所有権：慣習的土地所有

- 公有地：全森林の3.0%
- 私有地：
 - **慣習的土地所有：全森林の96.9%**
 - 民間による所有：全森林の0.1%

慣習地 (Customary Land) を前提とした森林伐採：
(合意形成、社会的配慮が不可欠)

- 血縁的・地縁的な諸集団 (氏族：Clan) が伝統的・慣習的に土地を所有
 - 土地・森林資源は生計手段
- 憲法によって慣習的土地所有権が認められている
- 政府は慣習的土地所有者から資源の利用権を取得し、法人に対して権利をリースできる (土地法134条)

2. 木材生産・流通の状況

輸出を目的とした丸太生産が主要な木材産業

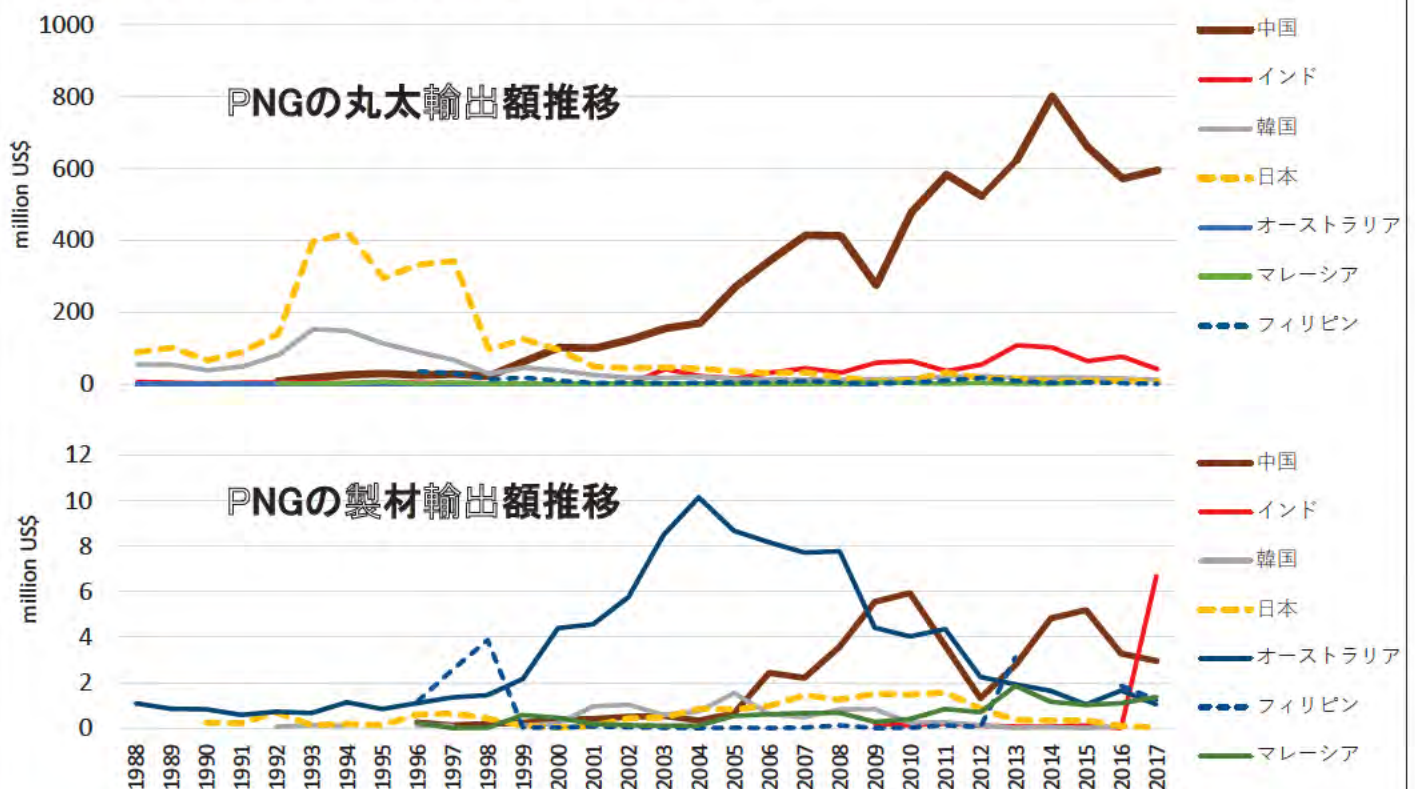
PNGの木材及び木材製品の生産と輸出量（1000m³）（2015年）

| | 生産量 | 輸入量 | 国内消費量 | 輸出量 |
|-----|-------|-----|-------|------|
| 丸太 | 4,100 | 0 | 451 | 3649 |
| 製材 | 82 | 1 | 57 | 27 |
| ベニヤ | 63 | 0 | 58 | 5 |
| 合板 | 29 | 7 | 30 | 7 |

- 丸太の全生産量の89%が輸出される
- マレーシアの民間グループ企業（RHグループとWTKグループ）がパプアニューギニアの大手の伐採事業者である（SGS 2019「Log Export Monthly Report December 2018」）

木材・木材製品の輸出

中国向け輸出が全体の約85%を占める



(UN COM Tradeから作成)

輸出された丸太の主要樹種と量(2018年)

| 樹種名 | 輸出量 (m3) | 全体に対する割合 (%) |
|-------------------------------------|-----------|--------------|
| Taun <i>Pometia pinnata</i> | 722,810 | 17.9 |
| Kwila <i>Intsia spp.</i> | 292,321 | 7.2 |
| Malas <i>Homalium foetidum</i> | 252,021 | 6.2 |
| Terminalia <i>Terminalia spp.</i> | 215,711 | 5.3 |
| Catophyllum <i>Calophyllum spp.</i> | 211,373 | 5.2 |
| その他樹種 | 2,345,998 | 58.0 |
| 全ての樹種 | 4,040,234 | |

出典: SGS (2019)「Log Export Monthly Report December 2018」

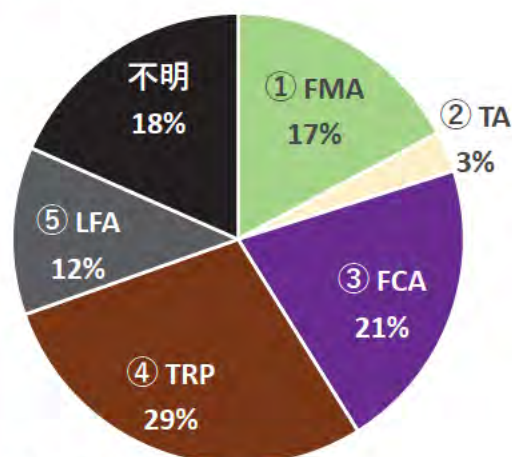
3. 森林伐採に関する法制度

| 法令 | 内容 |
|---|--------------------------------|
| 憲法 | 慣習的土地所有権と資源利用について規定する |
| 業法 (Forestry Act 1991) | 伐採制度を規定する |
| 土地法 (Land Act 1996) | 特別農業ビジネスリース (SABL) を規定する |
| 土地グループ法 (Land Group Incorporation Act 1974) | 土地利用・開発のために慣習的土地の登記手続きについて規定する |
| 環境法 (Environment Act 2000) | 環境配 について規定する |
| 関税法 (Customs Tariff Act 1990) | 税金について規定する 丸太輸出禁止の樹種を指定する |

伐採制度の区分と輸出内訳

| 伐採権 | | 種類 | 概要 |
|-------------------------------------|--------------------------|-------------|--|
| 制度 | 許可 | | |
| ① Forest Management Agreement (FMA) | 木材許可 (Timber Permit: TP) | 天然 択伐 | <ul style="list-style-type: none"> 現行法における主要な伐採制度 慣習的土地所有者との合意形成プロセスが規定される |
| ② Timber Authorities (TA) | | 天然 択伐・皆伐、植地 | 天然：年間伐採 5,000 m3以下 (皆伐は50ha以下) の事業 |
| ③ 特別農業ビジネスリース (SABL) | 皆伐許可 (FCA) | 皆伐 | 農業または他の土地利用開発 (>50ha) と道建設 (>21.5km) 制度 |
| ※④ Timber Rights Purchases (TRPs) | 木材許可 (Timber Permit: TP) | 天然 択伐 | 1951年に制度化されたFMA以前の主要な伐採制度 |
| ※⑤ Local Forest Areas (LFAs) | 木材許可 (Timber Permit: TP) | 天然 択伐 | 慣習的土地所有者が、直接事業者に伐採権を販売する |

輸出された丸太の伐採制度区分内訳(2018年)



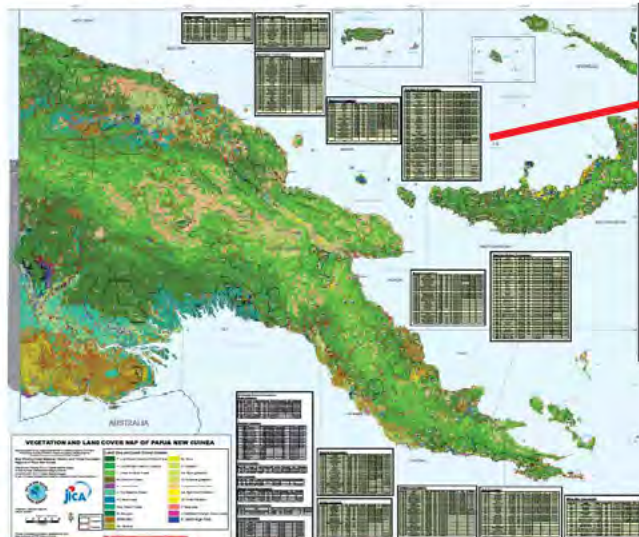
※不明: FMA, TA, TRP, LFA のいずれかが該当する

(SGS (2019) 「Log Export Monthly Report December 2018」から作成)

※ ④TRPsと⑤LFAsは、林業法(1991年)によって新規許可は発行されなくなった。1991年以前に承認され現在も期限が有効なTRP(24事業)とLFA(14事業)では伐採が行われる。

伐採制度・許可を示したコンセッション地図が公開されている

- PNG森林公社にて購入可能
- プロジェクトID、プロジェクト名、面積、伐採制度タイプ、状況(実施中、提案段階等)、開始日と期限



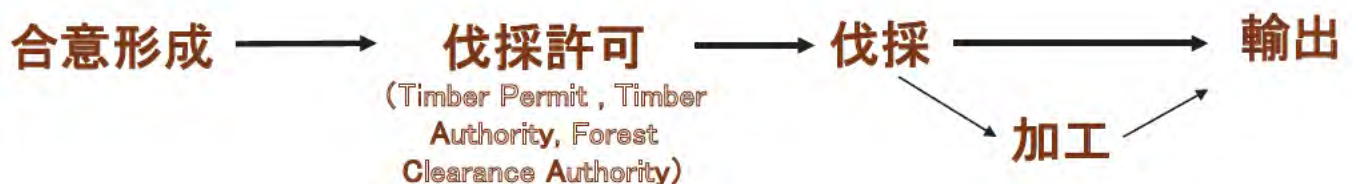
Sandaun Concession

| PLAN_ID | NAME | AREA | CONSTYPE | STATUS | PURCHASE | EXP | REMARKS |
|---------|--------------------------------------|---------|----------|------------|------------|------------|-----------|
| 1505 | Bewani | 39,097 | LFA | Concession | 13/12/1988 | | Current |
| 1506 | Pegi Pulan | 9,606 | LFA | Concession | 16/10/1989 | | Current |
| 1502 | Warimo | 8,854 | TRP | Concession | 29/06/1966 | 28/06/2006 | Expired |
| 1504 | Vanimo Block 1-5 | 239,312 | TRP | Concession | 26/03/1968 | 31/10/2011 | Expired |
| 1503 | VANIMO BLK 6 | 54,147 | TRP | Concession | 8/02/1967 | 7/02/2007 | Expired |
| 1508 | Amanab Block 3-4 | 120,450 | FMA | Concession | 6/10/1997 | 5/10/2047 | Current |
| 1509 | Aitape East Coast | 86,677 | FMA | Concession | 6/10/1997 | 5/10/2047 | Current |
| 1507 | South West Wapei | 117,132 | FMA | Concession | 5/03/1997 | 4/03/2047 | Current |
| 1524 | Amanab 1&2 | 126,568 | FMA | Concession | 15/02/1999 | 14/02/2049 | Current |
| 1522 | Amanab 6 | 129,703 | FMA | Concession | 3/12/2003 | 2/12/2053 | Current |
| 1525 | Wes Romei Tadjji | 197,538 | FMA | Concession | 9/09/2005 | 8/09/2055 | Current |
| 1521 | Amanab5 | 137,718 | FMA | Concession | 3/12/2003 | 2/12/2053 | Current |
| 1599 | Imonda | 42,006 | FMA | Concession | 8/12/2010 | 7/12/2060 | Current |
| 1511 | Au East West | 43,494 | PFD | Proposed | | | |
| 1512 | east west palai | 34,703 | PFD | Proposed | | | |
| 1517 | Schotiacho | 1,045 | PFD | Proposed | | | |
| 1510 | Arko-Samei | 10,703 | PFD | Proposed | | | |
| 1514 | Maimai Wanwan | 100,507 | PFD | Proposed | | | |
| 1518 | Sossi | 9,263 | PFD | Proposed | | | |
| 1523 | Amanab 7 | 167,475 | PFD | Proposed | | | |
| 1515 | Make | 10,198 | PFD | Proposed | | | |
| 1599 | Vanimo Block2 | 59,677 | PFD | Proposed | | | |
| 1513 | Idam Slawi | 784,448 | PFD | Proposed | | | |
| 1598 | Imonda Extension | 18,347 | | Proposed | | | Tentative |
| 1597 | Wsk_AOI | 1,469 | | Proposed | | | Tentative |
| 1510 | Amanab_Block_I-4 & Imonda Consolidat | 61,436 | | Proposed | | | |

輸出用の丸太タグシステムによりどの伐採制度・許可から伐採された丸太なのかわかる



- 各丸太につき、タグ(3枚のバーコード)が丸太につけられて輸送される
- 最初の5桁の内、1番目の桁は伐採許可のタイプ、2番目と3番目の桁は州のコード、4番目と5番目の桁は許可番号を表す。最後の5桁はSGSシステムにおいて付けられたそれぞれの丸太のシリアル番号を表す



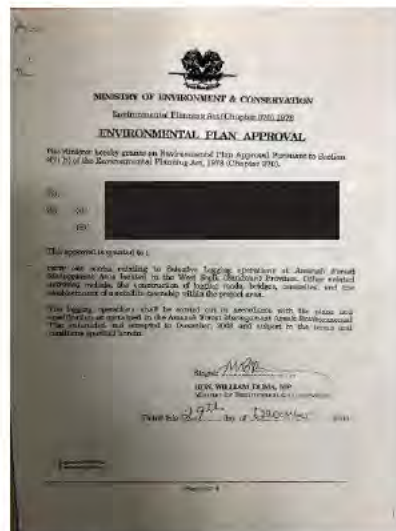
FMAで規定されるプロセス: 合意形成→木材許可

| | 主なプロセス |
|-----------------------------------|--|
| PNG政府と慣習的土地所有者との合意形成 | 1. 森林調査簿作成 (PNG政府) |
| | 2. 土地所有権保持者に対する啓蒙プログラム (PNG政府) |
| | 3. 土地グループ (Incorporated Land Group: ILG) の形成 |
| | 4. 合意 |
| PNG政府と事業者による森林プロジェクトの形成と合意 | 5. 森林事業開発オプション調査 (PNG政府) |
| | 6. 公募 (登録した事業者から森林管理プロジェクト提案書の募集) |
| | 7. 事業者の選定、交渉 |
| | 8. プロジェクト合意 (森林管理・伐採の全体計画書) |
| PNG政府による木材許可の発行 | 9. 環境計画の承認 (PNG環境保護・保全協公社: CEPA) |
| | 10. 木材許可 (Timber Permit) (PNG森林公社) |

| Table of Contents | |
|--|----|
| 1. DEFINITIONS | 7 |
| 2. INTERPRETATION | 10 |
| 3. TERM OF THE AGREEMENT | 10 |
| 4. CONDITIONS PRECEDENT | 11 |
| 4.1 CONDITIONS TO BE FULFILLED | 11 |
| 5. REPRESENTATIONS WARRANTIES COVENANTS AND UNDERTAKINGS | 11 |
| 5.1 REPRESENTATIONS WARRANTIES COVENANTS AND UNDERTAKINGS OF THE APPLICANT | 11 |
| 5.2 REPRESENTATIONS WARRANTIES COVENANTS AND UNDERTAKINGS OF THE COMPANY | 12 |
| 6. INSURANCE | 14 |
| 7. EXPROPRIATION | 15 |
| 8. OBLIGATIONS OF THE COMPANY | 15 |
| 9.0 PROJECT REVENUE | 15 |
| 9.1 REVENUE | 17 |
| 9.2 PROJECT DEVELOPMENT BENEFITS | 16 |
| 9.3 LINES | 16 |
| 9.4 AMANAH BLOCK 1-4 & BONGSA CONSOLIDATED PROJECT AREA TRIP PLAN (ASPTP) | 16 |
| 9.5 AMANAH BLOCK 1-4 & BONGSA CONSOLIDATED PROJECT AREA DEVELOPMENT | 17 |
| 9.6 ASPTP | 17 |
| 9.7 Forest Governance System | 18 |
| 9.8 ADDITIONAL MONETARY BENEFIT | 18 |
| 9.9 ROAD ACCESS | 19 |
| 10. NON-MONETARY DEVELOPMENT BENEFITS | 19 |
| 10.1 Non-Monetary Development Benefits to be provided by COMPANY | 19 |
| 10.2 Non-Monetary Development Benefits to be provided by PAHF Committee | 20 |
| 11. THE FOREST DEVELOPMENT PROJECT | 20 |
| 11.1 HIGHWAY, ROADS, TRAILWAYS AND CHANNELS | 20 |
| 11.2 OTHER ROADS, BRIDGES AND CHANNELS | 21 |
| 11.3 REFORESTATION AND RESTORATION MANAGEMENT | 21 |
| 11.4 TRAILWAY DEVELOPMENT/PLANNING PROCESSES | 22 |
| 11.5 COMPANY INFRASTRUCTURE DEVELOPMENT | 24 |
| 12. LOG HARVEST AND LOG EXPORTS | 24 |
| 12.1 LOG HARVEST | 24 |
| 12.2 LOG EXPORT | 25 |
| 12.3 PROHIBITED TREE SPECIES | 25 |

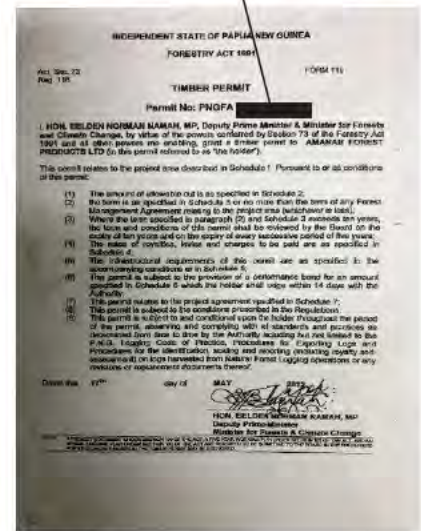
プロジェクト合意
政府 (PNG森林公社) と事業者との間で合意されたコンセッション全体の管理計画

- 伐採計画
- 社会資本 (道路等) 開発計画
- 販売計画
- ロイヤルティ
- 税金等各種支払い
- 地域住民への便益等
- 雇用等



環境計画許可
(Environmental Plan Permit)

- 環境・保全大臣が署名



木材許可
(Timber Permit)

- FMAとTRPに必要

天然林択伐のプロセス (FMA, TRP, LFA)



セットアップ(林班伐採)計画—伐採—記録

- 事業者は5年間計画、年次計画、林班伐採計画を作成し、PNG森林公社が承認する
- 林班伐採計画では、選木と森林調査簿が作成される。慣習的土地所有者が参加し、区画内の文化・慣習的に重要な箇所等が特定される
- 伐採後、事業者によって丸太計測記録シート (Log Scaling Record Sheet) が作成され、丸太タグがすべての丸太に付けられる
- タグが付いてから丸太は土場から輸送される
- 事業者は、丸太計測記録シートに基づき、ロイヤルティーと各種支払いを行う

丸太計測記録シート (Log Scaling Record Sheet)

丸太タグ番号

| LOG TAG NUMBER | SPECIES CODE | DIAMETER MEASUREMENTS (To Lowest Whole Centimeter) | | | | LENGTH (Lose-End) (In Meters) | DEFECT ALLOWANCES | |
|----------------|--------------|--|-----|-----|----|-------------------------------|-------------------|-----------------|
| | | D1 | D2 | D3 | D4 | | DEFECT TYPE | DIAMETER LENGTH |
| S/S 21 | Lawn | 71 | 70 | 62 | 59 | 19-6 | | |
| 22 | # | 69 | 65 | 58 | 56 | 20-3 | | |
| S/S 23 | Thu | 69 | 60 | 58 | 50 | 17-3 | | |
| 24 | # | 64 | 60 | 50 | 40 | 18-3 | | |
| S/S 25 | Lawn | 78 | 75 | 63 | 58 | 18-3 | | |
| 26 | # | 49 | 44 | 44 | 43 | 18-0 | | |
| S/S 27 | Lawn | 51 | 44 | 35 | 32 | 18-0 | | |
| 28 | # | 70 | 58 | 49 | 48 | 17-8 | | |
| S/S 29 | Lawn | 100 | 101 | 80 | 75 | 17-8 | | |
| 30 | # | 69 | 67 | 58 | 53 | 16-0 | | |
| S/S 31 | Lawn | 76 | 72 | 73 | 50 | 13-5 | | |
| 32 | # | 78 | 70 | 61 | 50 | 13-3 | | |
| S/S 33 | Lawn | 99 | 97 | 85 | 79 | 13-0 | | |
| 34 | # | 81 | 81 | 72 | 70 | 13-7 | | |
| S/S 35 | Lawn | 77 | 69 | 72 | 58 | 14-3 | | |
| 36 | # | 77 | 70 | 71 | 70 | 13-0 | | |
| S/S 37 | Lawn | 69 | 66 | 60 | 40 | 19-3 | | |
| 38 | # | 91 | 84 | 74 | 69 | 15-5 | | |
| S/S 39 | Lawn | 74 | 68 | 59 | 50 | 16-5 | | |
| 40 | # | 60 | 59 | 40 | 39 | 19-3 | | |
| S/S 41 | Lawn | 109 | 99 | 103 | 84 | 19-3 | | |
| 42 | # | 109 | 99 | 90 | 89 | 18-6 | | |
| S/S 43 | Lawn | 69 | 61 | 60 | 59 | 18-3 | | |
| 44 | # | 50 | 51 | 42 | 42 | 10-3 | | |
| S/S 45 | Lawn | 78 | 66 | 60 | 59 | 7-4 | | |
| 46 | # | 75 | 70 | 60 | 59 | 18-0 | | |
| S/S 47 | Lawn | 97 | 88 | 75 | 73 | 13-7 | | |
| 48 | # | 96 | 84 | 85 | 82 | 19-6 | | |
| S/S 49 | Lawn | 84 | 71 | 69 | 67 | 18-8 | | |
| 50 | # | | | | | | | |

ORIGINAL WHITE COPY: TO INCEA PROJECT SUPERVISOR (FOR FORWARDING TO REGIONAL OFFICE)
 YELLOW DUPLICATES: TO INCEA PROJECT SUPERVISOR (FOR INCEA PROJECT BASED RECORDS)
 GREEN TRIPLICATE: TO LOGGING COMPANY RECORD

計測日

木材許可番号

伐採許可番号

土地所有者グループの名前

計測者サイン

樹種コードと丸太直径、長さ

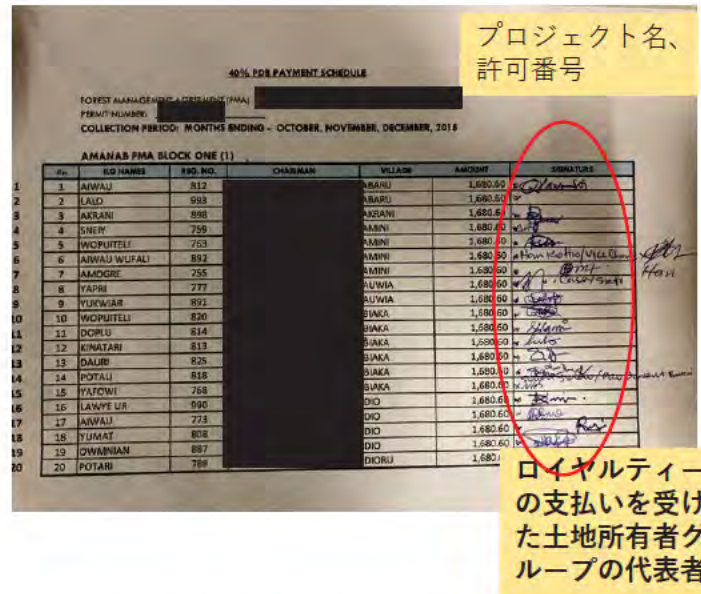
- 伐採後に、事業者(登録された計測者)が丸太を計測しPNG森林公社に提出
- 丸太計測シートと丸太タグによって生産された林班伐採計画まで特定することが可能

ロイヤルティーと各種支払いの申告書



- 丸太計測記録シートに基づき、事業者はロイヤルティーと各種支払い額について申告する

ロイヤルティーの支払い



- PNG森林公社を仲介して、事業者は慣習的土地所有者にロイヤルティーを支払う

PNG森林公社監督官による伐採前・中・後の現場検査 (Set-up Monitoring and Control Logbook)

各コンセッションにPNG森林公社から監督官が配置される

- 文書と現場検査を行い、セットアップ(林班伐採)計画を承認
- 伐採中の現場検査と評価
- 伐採後の現場検査



木材許可番号

セットアップ(林班伐採)番号

森林公社監督官

4. 木材の加工

- 製材の輸出量は丸太の1%以下
 - 伐採事業者が製材所を所有、運営している場合が多い
 - 自前のコンセッションから生産され、売れ残った丸太を加工
 - タグが付いた丸太が製材所に運ばれる
-
- 搬入される丸太(インプット)と製材(アウトプット)を政府がモニタリングする制度はない



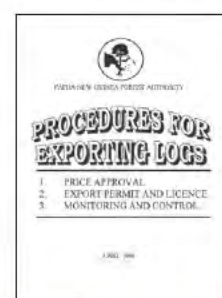
西スベック州の製材所

5. 木材の輸出

丸太輸出手続き [Procedures for Exporting Logs] (1996年制定)

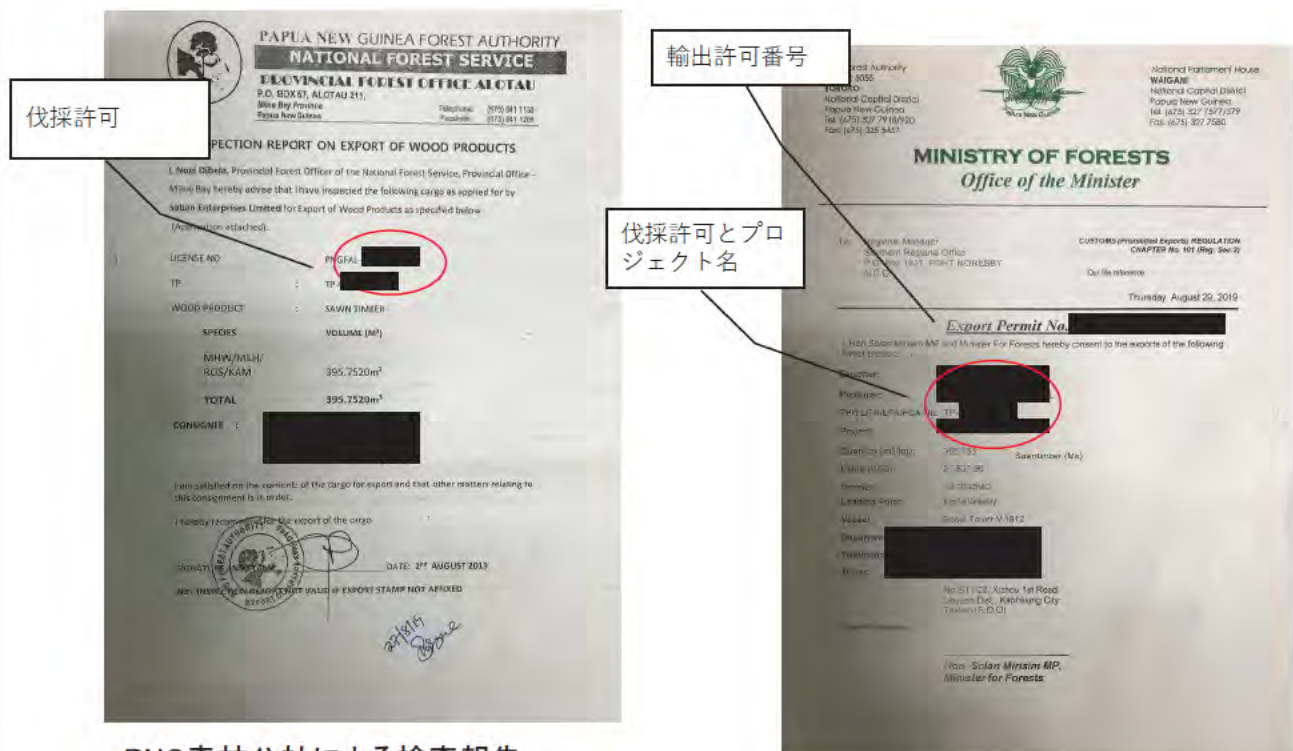
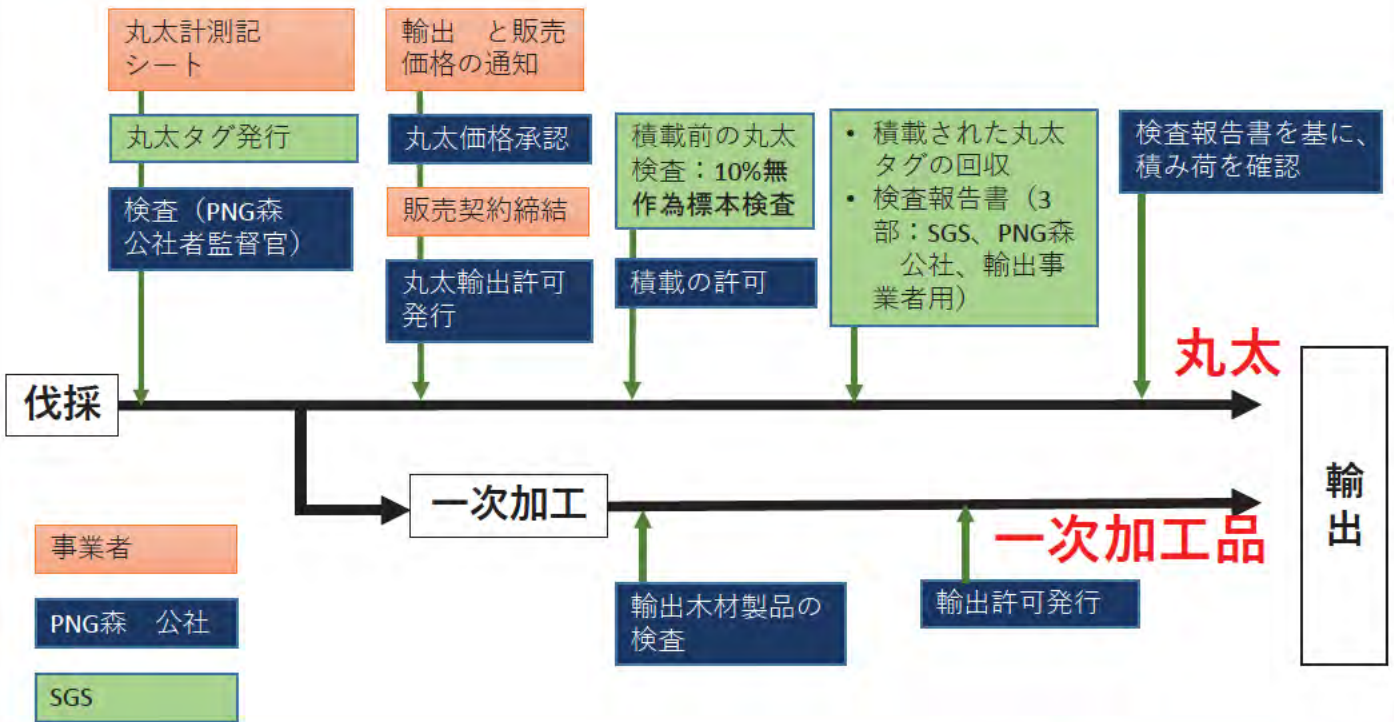
PNG政府は、Société Générale de Surveillance (SGS) PNG 社と契約し、以下の業務を委託:

- 伐採後の計測時に、各丸太に添付される丸太タグを提供
- 丸太の樹種と量を検証するため、出荷前に検査を実施
- 実際に積載された丸太の樹種と量を検証するための船舶積荷の検査を実施
- 検査報告書を作成



PNG森 公社 (1996)

丸太と製材の輸出のプロセス



PNG森林公社による検査報告書(製材輸出)

PNG森林公社による輸出許可証(製材輸出)

中国(上海)の単板工場に輸出されたPNG産の丸太



PNG産丸太から生産されフィリピンに輸出された単板



- 丸太タグを輸出先まで付けていることは、制度上求められていないが、付けられたまま輸出される場合もある
 - 伐採許可、林班計画まで追跡が可能となる

写真提供：フィリピン（ミンダナオ）合板工場

6. 合法性の確認に利用できる文書

| | 文書 | 問い合わせ先 |
|--------------|---------------------------------------|----------------------------|
| 事業の合法性に係る文書 | 業事業者登 (Forest Industry Participant) | PNG森 公社、事業者 |
| | プロジェクト合意 | PNG森 公社、事業者 |
| | PNG森 公社の販売するコンセッション地図 | PNG森 公社 |
| 伐採許可に係る文書 | 木材許可 (Timber Permit) | PNG森 公社、事業者 |
| 環境配慮に関する文書 | 環境計画 (Environmental Plan) | PNG環境保護・保全公社 (CEPA)、事業者 |
| 森林伐採計画に関する文書 | 5か年計画、年次計画、セットアップ (班伐採) 計画 | PNG森 公社、PNG森 公社 (州事務所)、事業者 |
| 伐採に関する文書 | 丸太計測記 シート (Log Scaling Record Sheet) | PNG森 公社 (州事務所)、事業者 |
| | Set up monitoring and Control Logbook | PNG森 公社 (州事務所) |
| 支払いに関する文書 | ロイヤルティーと各種支払いの申告書 | 事業者、PNG森森 公社 (州事務所) |
| | ロイヤルティー支払いに関する土地所有者の署名 | PNG森森 公社 (州事務所) |
| 丸太の輸出に関連する文書 | 丸太輸出許可 | PNG森 公社、事業者 |
| | SGS検査報告書 | 事業者 |

7. 合法性に関するリスクについて

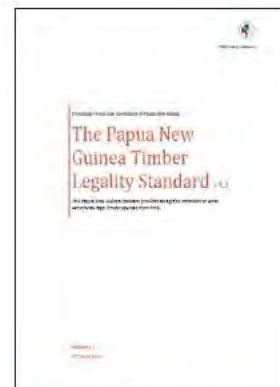
- 慣習的土地所有者との合意形成のプロセスが適切に実施されたかどうか、そして彼らの権利が適切に考慮されているのかが大きな課題 (Scheyvens et al. 2016)
 - Timber Rights Purchases (TRPs)とLocal Forest Areas (LFAs)
 - 過去の制度であることから、慣習的土地所有者と合意形成がどのように行われたか確認することは難しい
 - 皆伐許可(FCA)／特別農業・ビジネスリース(SABLs)
 - 政府は2011年に査問委員会(COI)を設置。COIは2013年に報告書を提出：
COMMISSION OF INQUIRY INTO SPECIAL AGRICULTURE & BUSINESS LEASES (SABL)
 - ✓ 承認プロセスの不透明さ、政治的圧力と汚職、不十分な合意形成、書類・記録の紛失が指摘された
 - ✓ 42のSBLsの内、4件のみ土地所有者と適切に合意を得て農業プロジェクトが実施されていると報告された
- その他
 - SGSによる違反の発見：2018年12月に輸出した104船舶の内、28船舶で丸太の申告漏れ又は樹種の虚偽情報が見つかる

8. 木材の合法性に関する動向

パプアニューギニアの木材合法性基準の策定：

The Papua New Guinea Timber Legality Standard (PNG TLAS)

- PNGにおける木材合法性の定義と指標の構築
- ITTOプロジェクトによって開始、政府(PNG森林公社)が中心に、オーストラリア政府、FAOなど国際機関が支援、業界団体やNGOが参加して木材の合法性基準と指標の構築を進めている
- 6つの原則(2018年4月版)
 - 伐採権
 - 環境、労働、地域住民の福祉
 - 税金、関税、ロイヤルティー
 - 慣習的土地所有者
 - 加工・輸送・貿易
 - 必要な登録の維持



PNG森 公社 (2018)

パプアニューギニアにおける森林認証

FSC

- 森林管理:2認証(植林地)
- CoC認証:5認証
- 管理木材:3認証

| Certificate | | | | | | | Organization | | |
|----------------|-------------------|--------------------|----------------|----|------------|-------------|-----------------------------------|-------------|------------------|
| License Number | Certificate Code | Certificate Status | License Status | CW | Issue Date | Expiry Date | Organization Name | Site/Member | Country or Area |
| FSC-C008345 | SCS-COC-002636 | Valid | ✔ | ✔ | 2019-08-14 | 2024-08-13 | Amalpack Ltd - Lae | ✔ | Papua New Guinea |
| FSC-C019117 | NC-CW/FM-003093 | Valid | ✔ | | 2018-12-05 | 2022-10-10 | Open Bay Timber Ltd. | | Papua New Guinea |
| FSC-C103694 | NC-FM/COC-005600 | Valid | ✔ | | 2018-12-05 | 2021-09-11 | Open Bay Timber Ltd. | | Papua New Guinea |
| FSC-C107427 | SGS-COC-008977 | Valid | ✔ | | 2016-08-23 | 2021-08-22 | Stetin Bay Lumber Company Limited | | Papua New Guinea |
| FSC-C125018 | SCS-FM/COC-005149 | Valid | ✔ | | 2015-04-07 | 2020-04-06 | 3 A Composites PNG Ltd | | Papua New Guinea |
| FSC-C123469 | SCS-COC-005114 | Valid | ✔ | | 2014-12-02 | 2020-06-01 | 3A Composites PNG Ltd | | Papua New Guinea |

出典：FSC Public Search (<https://info.fsc.org/certificate.php#result>)

9. まとめ

- 慣習地 (Customary Land) を前提とした森林伐採
 - 合意形成と社会的配慮が不可欠
- 伐採制度・許可
 - FMAには、慣習的土地所有者との明確な合意形成プロセスが規定されている
 - 古い伐採制度・許可 (TRP、LFA) と皆伐 (FCA) 由来の丸太が輸出量全体の約6~7割を占める
 - どの伐採制度 (FMA, TRP, FCA等) から生産されたのか確認が重要
- 追跡性
 - 丸太タグによって伐採制度・許可を特定することができる
 - 伐採制度・許可を示したコンセッション地図が入手できる

ソロモン諸島

鮫島弘光
公益財団法人地球環境戦略研究機関



報告のアウトライン

- ソロモン諸島の木材生産概要
- ソロモン諸島の木材生産・輸出に関わる主な法律・許認可システム
 - 伐採に関する手続き
 - 輸出に関する手続き

ソロモン諸島

- 国土面積: 28,450 km²
- 森林被覆率: 78%
- 慣習地: 87%, 登録地(公有地): 13%

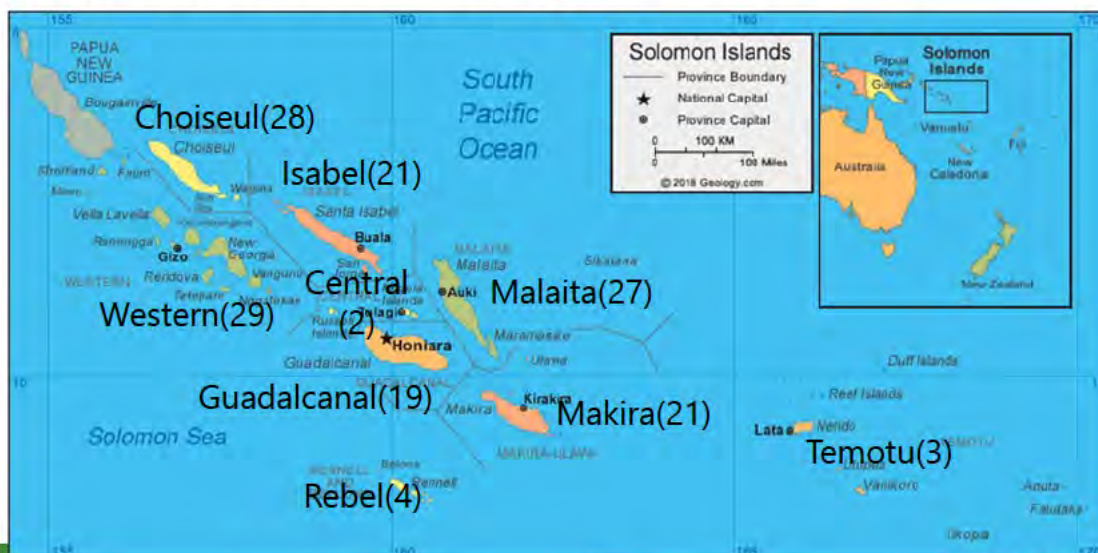
慣習地内の集落間の境界は明確にされていないことが多い
国立公園などの保護林は存在せず。ただし標高400m以上は伐採禁止



3

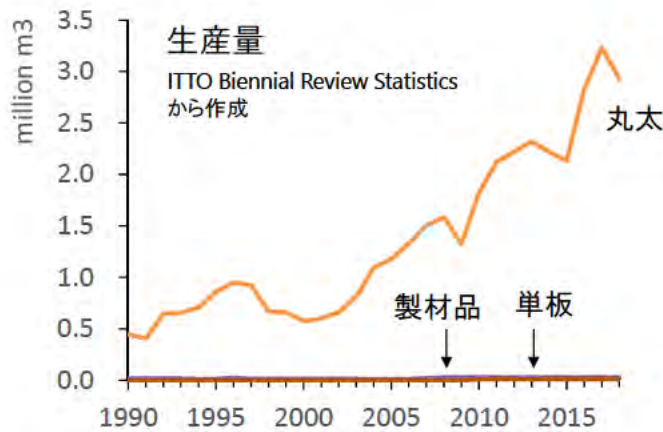
- 年間原木生産量 約300万m³ (植林木は15-20万m³)
- 1991-94年に行われた森林調査簿の結果から、持続可能な生産量は年間25-30万m³と推定されていたが、これを大きく上回る量が伐採されている
伐採量が過剰であることは林業研究省スタッフを含めて広く認識されている

州別の操業中の伐採ライセンス(Felling Licence) 合計154



263

4



■ 伐採された木材の大部分は丸太のまま輸出

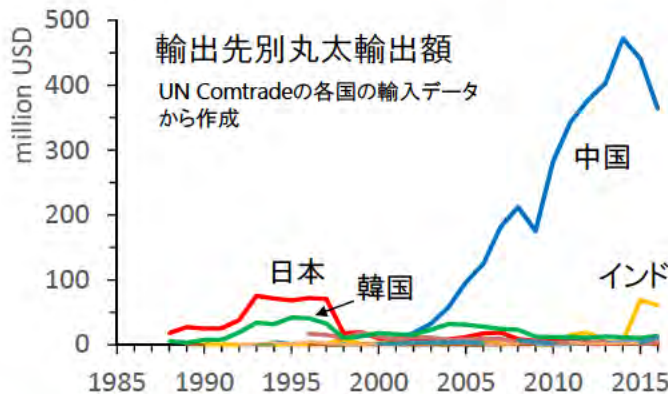
2018年輸出量
丸太: 318万m³
製材: 1.5万m³
単板: 1.5万m³

■ 丸太は8割近く中国に輸出

日本への輸出は90年代に約40万m³あったが、現在は少ない(2017年 4,505m³)

■ 2018年ソロモン諸島の輸出収入の79%は丸太輸出による

■ 将来的には丸太輸出禁止、国内で高付加価値化の方針。しかしインフラなどは未整備



ソロモン諸島の主要用材樹種

丸太輸出樹種

| Species | Trade name |
|---|-----------------------|
| <i>Palaquium</i> | pencil cedar |
| <i>Pometia pinnata</i> | akwa, taun |
| <i>Calophyllum</i> spp | kalofilum |
| <i>Pouteria</i> spp (syn. <i>Planchonella</i>) | red/white pouteria |
| <i>Gonystylus macrophyllus</i> | ramin |
| <i>Schizomeria serrata</i> | beabea, pink birch |
| <i>Dillenia</i> spp | simpoh |
| <i>Terminalia brassii</i> | brown terminalia |
| <i>Canarium indicum</i> | gnali |
| <i>Burkella</i> spp | red silkwood, nyatoh |
| <i>Celtis</i> spp | hard/light celtis |
| <i>Alstonia scholaris</i> | milky pine |
| <i>Dysoxylum</i> spp | red dysoxylon |
| <i>Endospermum medullosum</i> | basswood |
| <i>Amoora cucullata</i> | amoora/ pacific maple |
| <i>Parinari papuana</i> | busu plum |
| <i>Maranthes corymbosa</i> | busu plum |
| <i>Camposperma brevipediatatum</i> | camposperma |
| <i>Syzygium</i> spp | water gum |

製材輸出樹種(丸太の輸出は禁止)

| | |
|----------------------------|-------------------------|
| <i>Pterocarpus indicus</i> | rosewood |
| <i>Intsia bijuga</i> | kwila, merbau |
| <i>Agathis macrophylla</i> | kauri |
| <i>Dracontomelon dao</i> | walnut |
| <i>Gmelina moluccana</i> | canoe tree, white beech |
| <i>Canarium</i> spp, | rattan |
| <i>Calamus</i> spp | |
| <i>Agathis macrophylla</i> | agathis, vanikolo kauri |
| <i>Vitex cofassus</i> | vasa, Vitex |

植林樹種

| | |
|------------------------------|--------------------------------|
| <i>Tectona grandis</i> | teak |
| <i>Swietenia macrophylla</i> | mahogany, |
| <i>Gmelina arborea</i> | white teak |
| <i>Eucalyptus deglupta</i> | kamarere, bagras, leda |
| <i>Acacia mangium</i> | mangium, salwood, black wattle |
| <i>Ochroma lagopus</i> | balsa |

森林資源と木材利用・輸出に関する主要な法律

- 森林資源・木材利用法(Forest Resources and Timber Utilisation Act)
 - 旧森林木材法(Forests and Timber Act)
 - 1969年制定、2000年まで9回改正
 - 以下の規則によって運用されている
 - ・ 森林・木材利用（伐採ライセンス）規則
 - ・ 森林資源・木材利用（木材ライセンスと木材伐採）規則
 - ・ 木材（課税・加工ライセンス）規則
 - ・ 森林資源・木材利用（保護種）規則など
- 環境法(Environment Act)
- 為替管理法(Exchange Control Act)

木材の伐採・加工許可のタイプ

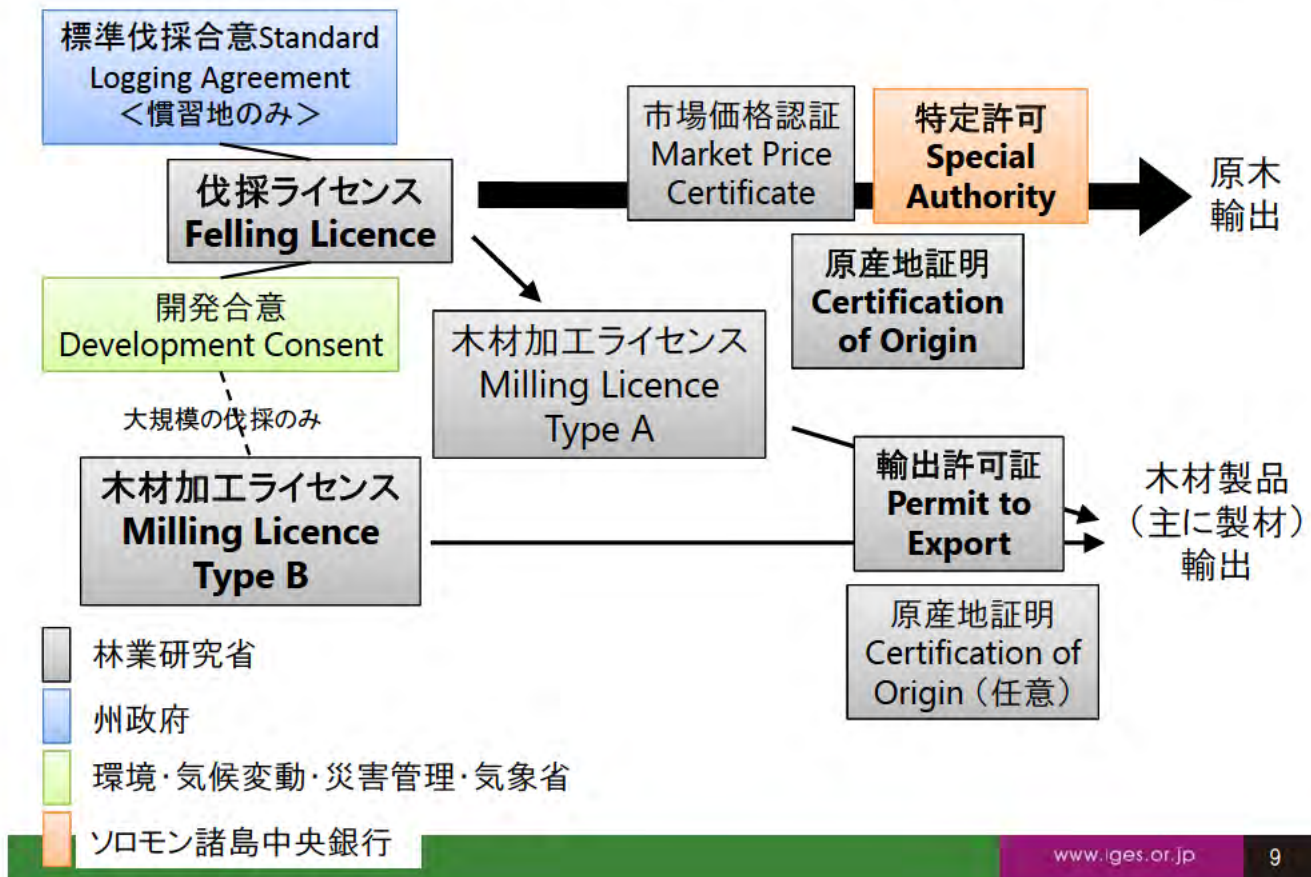
(1) 伐採ライセンス(Felling license)

- ソロモン諸島の木材生産のほとんどがこのライセンスによるもの
- 325ライセンス発行。ただし操業中は154（2019年現在）。
- 慣習地、公有地（登録地）、天然林、植林地を含む
- ライセンス期間：最長5年 更新可能
- ほとんどのライセンスホルダーは地域住民
- ほとんどは外国企業（マレーシア資本など。74-77社）が慣習地所有者と契約して伐採を行っている。
- 各事業地の伐採量の最低8%はソロモン諸島国内で加工義務

(2) 木材加工ライセンス(Milling license)

- Type A（伐採ライセンスで伐採された材の加工）とType B（伐採も含んだ許可）
- 90ライセンス発行（2019年現在）
- 慣習地所有者による取得が多い

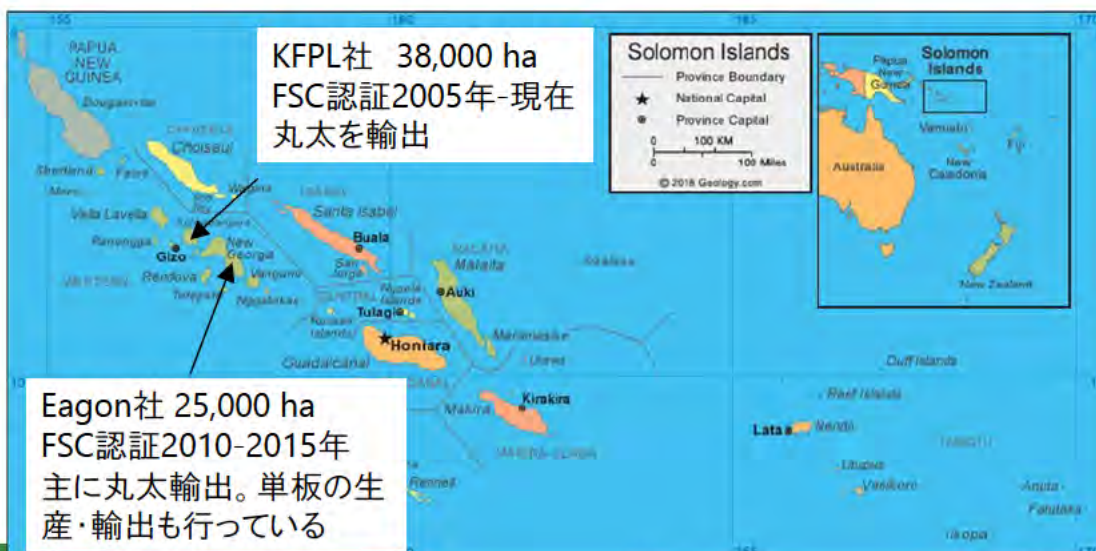
ソロモン諸島の木材生産・輸出に関わる許認可



ソロモン諸島には民間企業による植林プランテーションが2事業地存在

- 登録地(公有地)で75年間の土地使用权を付与、伐採ライセンスで伐採を許可されている。
- Eucalyptus, Acaciaなどを栽培

この他、地域住民による植林プロジェクトも行われてきたが、生産量は少ない。6,000 ha程度あると推定されている(2008年)



慣習地における伐採企業と土地所有者(地域住民)との標準伐採合意(Standard Logging Agreement)

- **伐採企業**は林業研究省に対し、木材伐採権(Timber Right)を獲得する交渉を始めるための申請(Form 1)を行う
- **州政府**は当該地域で、伐採企業と地域住民の代表の間での木材伐採権聴聞会(Timber Right Hearing)を主催(林業研究省スタッフはオブザーバー参加)し、林業研究省への通告書類(Form 2)を作成
- **伐採企業と地域住民**は、話し合いの結果を標準伐採合意(Standard Logging Agreement: Form 4)に記載してサインする
- 標準伐採合意の内容が**林業研究省**に承認されたら、州政府は決定事項をForm 3に記載して公開

しかしながら実際には、地域住民が、木材伐採権聴聞会に基づく州政府の決定に同意せず、裁判に訴えるケースが多い

- 首長協議会(House of Chiefs)の裁定を求める
- その裁定に同意できない場合は、地方法廷(Local Court)に上訴
- さらにその裁定に同意できない場合は、**慣習地上訴法廷**(Customary Land Appeal Court)に上訴。最終的な裁定となる

事業者は**林業研究省**に伐採ライセンス(Felling license)を申請

- 伐採エリア、伐採方法などの情報
- 標準伐採合意(Form 1, 2, 3, 4)

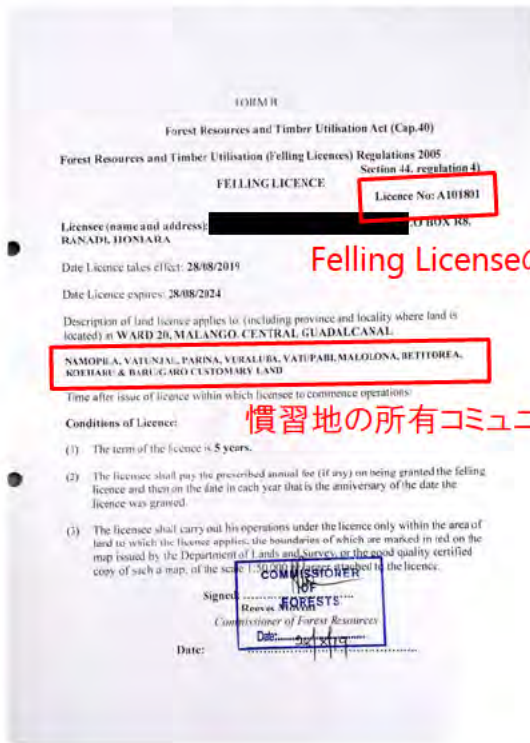
- 事業者は**環境・気候変動・災害管理・気象省**(Ministry of Environment, Climate Change, Disaster Management and Meteorology)から開発合意(Development Consent)を取得する

ただし審査は通常、書類ベースのみで、現地査察は行わない

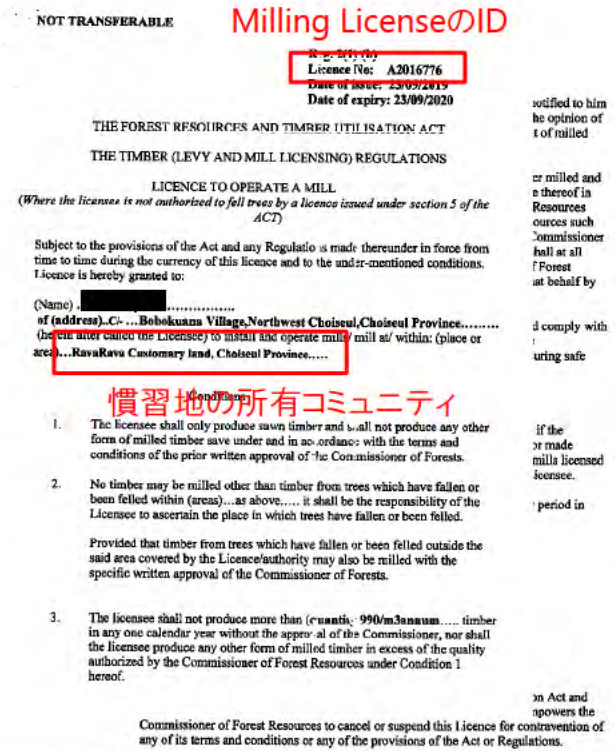
伐採ライセンスの承認後、事業者は以下を作成

- **年間伐採計画**(Annual Harvesting Plan): 林業研究省コミッションの承認が必要
 - **林班伐採計画**(Coupe Plan): 林業研究省州事務所のスタッフが現地調査の上、承認が必要
- これらの承認を得て、伐採

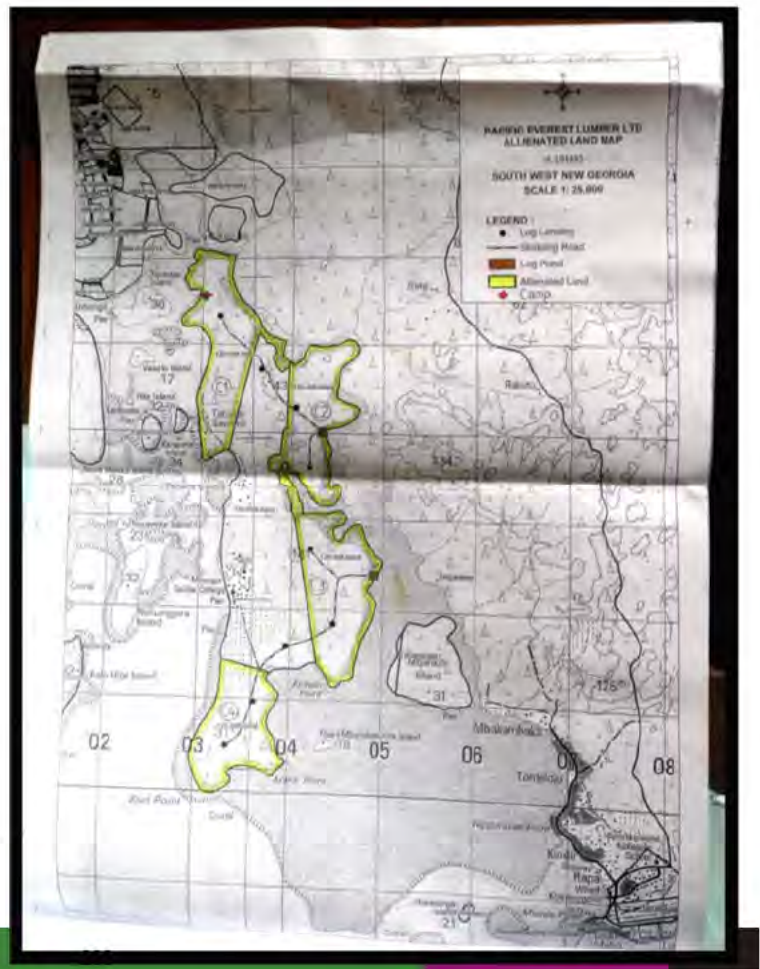
伐採ライセンス(Felling license)の例 9つのコミュニティの慣習地にまたがる

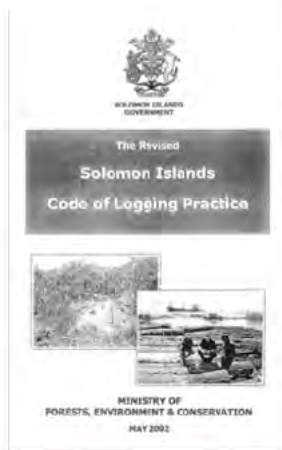


木材加工ライセンス(Milling license)の例



年間伐採計画(Annual Harvesting Plan)の例





■ 伐採の詳細は伐採施業規程 (Code of Logging Practice) に従う

林業研究省のスタッフは必要に応じて現地査察
しかし人員不足で遠隔地はむずかしい



- 伐採した木材は、タグ付けなどは行わず、貯木場(海辺など)に送られる
- 貯木場で計測され、林業研究省に報告(この報告をもとに輸出税が支払われる)
- 林業研究省のスタッフは貯木場で10%サンプリング調査を行い、確認する

<https://www.facebook.com/TransparencySI>

www.iges.or.jp

15

丸太の輸出手続き

1. **事業者は林業研究省**コミッショナーから市場価格認証 (Market Price Certificate) を取得
2. **ソロモン諸島中央銀行**から特定許可 (Specific Authority) を取得
3. 税関に輸出税支払いを申請
4. **林業研究省**から原産地証明 (Certificate of Origin) を取得

代金の支払い

1. **木材の購入者**はソロモン諸島内の銀行に対して支払う
2. 支払いは以下の様に分配される
 - 25% 輸出税 (8%は再植林費)
 - 15% 慣習地土地所有者
 - 60% 伐採会社
3. コミュニティ間で土地紛争がある場合、裁判所の判決が出た後、その裁定に従って分配される

製材品の輸出手続き

1. 事業者は林業研究省から輸出許可(Permit to Export)を取得
2. 市場価格認証などは必要ない
3. 事業者は税関に輸出税を支払う
4. 購入者はソロモン諸島の輸出事業者に直接代価を支払う
5. (任意)林業研究省から原産地証明を取得できる

丸太のための原産地証明書 (Certificate of Origin)の例



Felling LicenseのID

Felling License No.: A101677
Market Price Certificate No.: FD03942019
Date: 01/06/2019

Market Price CertificateのID

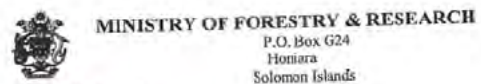
CERTIFICATE OF ORIGIN

The Forestry Division of the Ministry of Forestry & Research in the Solomon Islands hereby certifies that 689 pieces with the volume of 2,768.703 M3 of Solomon Islands Round Logs loaded on MV HARMONY SIX V.1901 are of SOLOMON ISLANDS origin.

Reeves Moveni
Commissioner of Forests
MINISTRY OF FORESTRY & RESEARCH

リスク緩和措置の一例(2019年):
ソロモン諸島産丸太を中国で加工、UKに再輸出
UK政府は中国のサプライヤーから提供されたソロモン諸島からの原産地証明の信憑性について、ソロモン林業研究省に確認を求める

製材のための原産地証明書 (Certificate of Origin)の例



Facsimile: (677) 24660
Date: 28/08/2019

License No: A201026
FD Permit Number: K-33349
Milling LicenseのID

TO WHOM IT MAY CONCERN

CERTIFICATE OF ORIGIN

The Ministry of Forestry & Research in the Solomon Islands hereby certify that Nineteen Decimal Two Seven Nine (19.279) cubic metres of *Pterocarpus Indicus* (Rosewood) Sawm Timbers loaded on MV RHL Aurora V.19255 are originally from Solomon Islands and that this timber comes from legally licensed area(s).

Consignee:

Hallan, VIC 3803
AUSTRALIA

1 FCL of *Pterocarpus Indicus* (Rosewood) Sawm Timbers
Container No. BSIU 301660 (4)

19.279m³

Thank you

Reeves Moveni
Commissioner of Forests
Ministry of Forestry & Research

製材の輸出許可証(Permit to Export)の例

FD 211

FD Permit Number K-244/19

Permit to Export of Forest Produce

| | |
|--|--|
| Issued to: | |
| License Number: <i>(For licence number of sawmilling where timber was produced)</i> | A-20901 |
| Description of Goods: | <i>See consignment details in attached application</i> |
| Name of Vessel: | M V Sofrana Surville, Voyage 254 |
| Place of Export and Approx. Date: | Honiara, Solomon Island. 26/08/19 |
| Ultimate Destination of Goods: | Auckland, New Zealand |

Date: 22/08/19

Copies: Exporter
 Customs and Excise Division
 FD Records

FD 210

Application for Export Permit for Forest Produce

To: Commissioner of Forests
Ministry of Forests, Environment and Conservation.

Name of Applicant:
License Number:
(Where Timber was Produced)
Name & Full Address of Buyer:

A 20901
Chris Vignot, So
11, Cor. Ed. rd, Eastell, Auckland, NZ

Name of Vessel: M V Sofrana Surville, Voyage 254
Place of Export and Approx. Date: Honiara, 26/08/19
Ultimate Destination of Goods: Auckland, New Zealand

Consignment Details

| Quantity (m ³) | Description (species, grade and size) | Unit Value (USD) | FOB Value (USD) |
|----------------------------|---------------------------------------|----------------------|-----------------|
| 18,564 m ³ | Round Sawn 150x25 Various numbers | 700- | 13,925.25 |
| TOTAL | 18,564 m³ | USD 13,925.25 | |

Please attach a copy of the FVET...

樹種、数量

TALLY SHEET/PACKING LIST

Container number: TSHU 3592891 Species: vitex Date: 21/08/19

| pkts | size | Lengths [m] | | | | | | | | | | | Volume [m ³] | | | |
|--------------|--------|-------------|-----------|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|-----|-----|-----|--------------------------|-----|---------------|-------|
| | | 1.8 | 2.1 | 2.4 | 2.7 | 3.0 | 3.3 | 3.6 | 3.9 | 4.2 | 4.5 | 4.8 | | 5.1 | 5.4 | 5.7 |
| 1 | 150x50 | | 56 | | | | | 56 | | | | | | | 318.2 | 2,394 |
| 2 | 150x50 | | | 56 | | | | 56 | | | | | | | 318.2 | 2,394 |
| 3 | 150x50 | | | 7 | 49 | 49 | | | | | | | | | 318.2 | 2,394 |
| 4 | 150x50 | | | 28 | 28 | 29 | 27 | | | | | | | | 318.6 | 2,392 |
| 5 | 150x50 | | | | 48 | 48 | | | | | | | | | 273.6 | 2,052 |
| 6 | 150x50 | | 25 | 1 | 22 | 22 | 4 | 22 | | | | | | | 272.7 | 2,045 |
| 7 | 150x50 | | 96 | 48 | | | | | | | | | | | 273.6 | 2,052 |
| 8 | 150x50 | | | | 32 | 32 | | | | | | | | | 172.8 | 1,296 |
| Loose | 150x50 | | | | 66 | 16 | | | | | | | | | 206.4 | 1,543 |
| TOTAL | | | 96 | 129 | 140 | 147 | 196 | 94 | 78 | | | | | | 38,567 | |

Total pkts: 892 total volume: 38,567m³

まとめ

- ソロモン諸島の森林の87%は慣習地である。
- 伐採ライセンスは最長5年間と短期であり、慣習地における長期の森林管理制度は存在しない。この結果、現在は持続可能とされる量を大きく上回る量が伐採されており、その問題は官民で広く認識されている。
- ソロモン諸島政府による伐採事業者の監督は、丸太輸出税の徴収に重点が置かれている。
- 丸太の輸出の際には、中央銀行からの特定許可、林業研究省からの原産地証明書の双方を取得する
- 木材製品の輸出の際は、林業研究省から輸出許可証を取得する

ロシア



森林情報グループ 中村有紀
佐々木勝教

目次

1. 森林と林業
 2. 木材産業
 3. 輸出概況
 4. 森林管理体制
 5. 関連法令
 6. 違法伐採問題の概況およびリスク
 7. リスクへの対応
- まとめ

1.森林と林業①

- 国土面積: 17,098,246 km² (9連邦管区、85 連邦構成主体)
- 森林ファンド: 11,262,886km² – 国土の66%。すべて国有林
→この21%にあたる、2億4000万haが積極的な長期利用。
(コンセッション)



* 森林ファンド: ロシア連邦天然資源・環境省が管轄する領地

1.森林と林業②

- 年間許容伐採量: 7億480万m³(2017)
- 年間伐採量: 2億3860万m³(2018)

→**34%**の利用率

▪ 伐採量では2018年が近年で最大。
そのほとんどがコンセッションから生産
されている。

● 樹種

| 欧州ロシア | イルクーツク州 | ハバロフスク州 | 沿海地方 |
|--|-------------------------------------|--------------------------|---|
| オウシュウトウヒ、 オウシュウアカマツ ヨーロッパヤマナラシ シラカバ | オウシュウアカマツ シベリアカラマツ ヨーロッパヤマナラシ | ダフリアカラマツ エゾマツ トドマツ | イチイ、モンゴリナラ、ヤチ ダモ エゾマツ、トドマツ、ダフリ アカラマツ、シナノキ、クル ミ、ニレ |

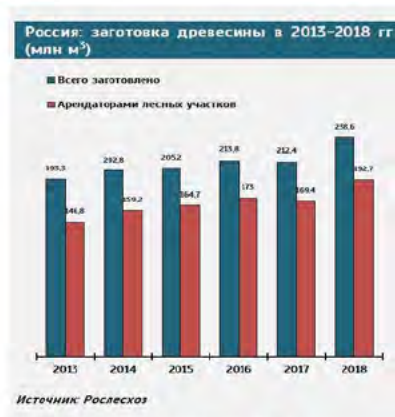
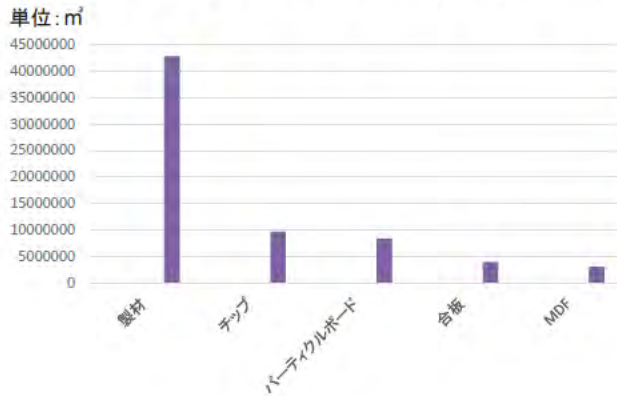


表: ロシアの伐採量2015-2018
(赤がコンセッションでの伐採)
出典: ロシア連邦森林局

* CITES付属書に登録され、取引が規制されている樹種 4

2.木材産業

- 2018年には総伐採量の93%にあたる2億2,000万 m^3 がロシア国内で加工されている(ロシア連邦森林局2019)
- しかし製材の生産は、4,270万 m^3 であり、その他の木材製品加工は、低いレベルで推移している。この他、紙・パルプの製造が加わる。(FAO2018)



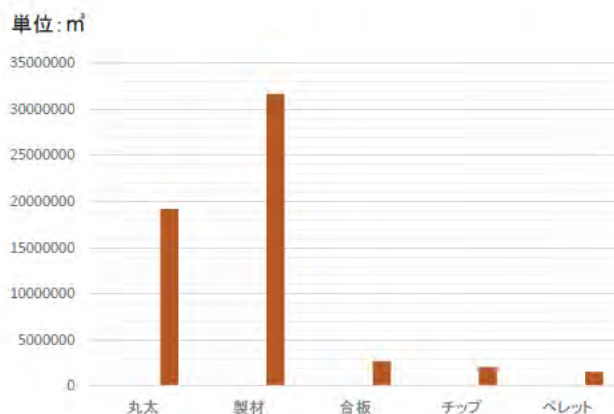
| | |
|-----------|------------|
| 製材 | 42,701,000 |
| チップ | 9,756,000 |
| パーティクルボード | 8,400,000 |
| 合板 | 4,013,000 |
| MDF | 3,147,000 |

出典: FAO STAT2018 (単位: m^3)

5

3.輸出概況

- 近年、原木輸出は1,900~2,000万 m^3 の範囲で推移している。(ロシア連邦森林局2019)
- 製材輸出は、3,166万 m^3 であり、これに合板、チップ、ペレットが続いている。(FAO2018)



| | |
|------|------------|
| 丸太 | 19,197,000 |
| 製材 | 31,664,000 |
| 合板 | 2,696,400 |
| チップ | 2,084,256 |
| ペレット | 1,510,962 |

出典: FAO STAT2018 (単位: m^3)

6



出典:「Resource Trade,Earth」Chatam house (2017)

・木材・木材製品を輸出金額で見ると、中国が最大であり、これに日本、フィンランド、エジプトが続く。

7

4.森林管理体制



●ロシア連邦自然利用監督局：
CITES樹種の輸出許可を発行

●ロシア連邦森林局：

森林計画・利用・保全等に関わる業務(EGAIS、衛星モニタリング等)

●各地方の森林局：

森林計画、オークション、コンセッション契約、立木売買契約、国家契約の実施

●レスニチェストボ：森林開発計画、伐採申請書、森林利用報告の受理

*レスニチェストボ:現場で森林を管理する部署

8

EGAIS(統一国家自動情報システム)

| 申請番号 | 販売者名 | 個別納税者番号 | 購入者名 | 日付 | 容量 | |
|--------------------|---------------------|--------------|---------------------|--------------|------------|---------------------|
| 000100332500796... | ООО "АВЯКО" | 3702125327 | ООО АгроПром | 3325007967 | 28.04.2016 | Пр: 141.9 / Пк: 0 |
| 000136040040049... | Специализирован... | 3663088069 | ИП Кадынцев Юр... | 36640040497 | 07.04.2015 | Пр: 0 / Пк: 0 |
| 000500381401853... | ИП Нестеров Лео... | 383200395544 | ООО «Искра» | 3814018531 | 12.11.2019 | Пр: 48.92 / Пк: 0 |
| 001100010507700... | ИП Шайногин Оле... | 010100089496 | Перспектива | 0145077000 | 11.11.2019 | Пр: 1.96 / Пк: 1.56 |
| 000201040008840... | ООО "Юг-Альянс" | 0104014449 | ИП Зейтулян Серг... | 010400088408 | 11.11.2019 | Пр: 0 / Пк: 0 |
| 000501070282872... | ООО "ЭкоЛес" | 0104015516 | ИП Сташ Юрий Ас... | 010702828722 | 11.11.2019 | Пр: 0 / Пк: 0 |
| 000200390510557... | ООО "ЭкоЛес" | 0104015516 | ЗАО "Дромита-НИК" | 3905105570 | 11.11.2019 | Пр: 1.5555 / Пк: 1 |
| 001100000000000... | МЗЗ ДАХ | 0104015543 | Физическое лицо | | 11.11.2019 | Пр: 0 / Пк: 0 |
| 001101050889313... | ИП Шапалов Игор... | 01040566664 | ИП Соловьев Вит... | 010508893131 | 11.11.2019 | Пр: 0 / Пк: 0 |
| 001123371573920... | ИП Лефишев Асл... | 010506811240 | ИП Систенко Оп... | 233715739209 | 11.11.2019 | Пр: 0 / Пк: 0 |
| 003001040059355... | АО "Юг-Ярус" | 0105059510 | ИП Переверзин С... | 010400593552 | 11.11.2019 | Пр: 0 / Пк: 0 |
| 003101040059355... | АО "Юг-Ярус" | 0105059510 | ИП Переверзин С... | 010400593552 | 11.11.2019 | Пр: 0 / Пк: 0 |
| 002900510206843... | ИП Сташ Юрий Ас... | 010702828722 | ООО "ЛЕС-ТОРГ" | 6102068432 | 11.11.2019 | Пр: 0 / Пк: 0 |
| 005000000000000... | Общество с ограм... | 0201059865 | Физическое лицо | | 11.11.2019 | Пр: 0 / Пк: 0 |
| 00020074406463... | ИП Юматукина Та... | 021100316933 | ООО "НЕОН" | 7444064633 | 11.11.2019 | Пр: 0 / Пк: 1.48289 |

出典: <https://lesegais.ru/open-area/deal>

- ・2016年に導入。木材生産から流通まで統一的に管理するシステム。
- ・連邦関税局のデータとも連動しながら、2017年以降システムを改善中。木材関連業者すべてが義務的に登録すべきシステム。
- ・申請番号、販売者名称、個別納税者番号、購入者名称（*輸出先業者の名称も含む、個別納税者番号（*国別コード392（日本）、156（中国））、取引日時、容量が確認できる。

11

EGAISの利用方法①

| 項目 | ロシア語 | 日本語 |
|------------------|---|------------------|
| 国家契約 | Государственные контракты и задания | 国家契約 |
| コンセッション契約 | Договоры аренды лесного участка | コンセッション契約 |
| 立木売買契約 | Договоры купли-продажи лесных насаждений | 立木売買契約 |
| 森林地域の利用権の根拠となる書類 | Документы основания права пользования лесного участка | 森林地域の利用権の根拠となる書類 |
| 木材取引 | Сделки с древесиной | 木材取引 |
| 高級樹種のラベリング | Маркировка ценных пород | 高級樹種のラベリング |

- ・項目を選択すると、ソートされる。
- ・「コンセッション契約」の場合、林班の番号が示されるので、伐採地のマップと連動する。*森林計画等を参照
- ・サプライヤーの名称あるいは、個別納税者番号が分かれば、それにより取引をソートできる。

12

EGAISの利用方法②

ФЕДЕРАЛЬНОЕ АГЕНТСТВО ЛЕСНОГО ХОЗЯЙСТВА
Единая государственная автоматизированная информационная система "УЧЕТ ДРЕВЕСИНЫ И СДЕЛОК С НЕЙ"

Договоры аренды лесного участка ▾

←「検索」を押して、詳しい情報を入力！

Поиск

Субъект РФ: Приморский край
Лесничество: Выберите значение
Участковое лесничество: Выберите значение

Название компании: НАЗВАНИЕ КОМПАНИИ
ИНН компании: ИНН КОМПАНИИ

Сброс Найти

Выгрузить в xls

| Наименование компании | ИНН компании | Дата подпис... | Субъект РФ | Лесничество | Участковое ... | Урочище | Лесные коор... |
|-----------------------------------|--------------|----------------|-----------------|-----------------|------------------|---------|--------------------|
| Производственный кооператив... | 2515007498 | 06.11.2019 | Приморский край | Кавалеровское | Сихотэ-Алинское | | 69; 70; 74 |
| Общество с ограниченной ответс... | 2517006323 | 06.11.2019 | Приморский край | Роцинское | Восточное | | 334; 335; 356; ... |
| Сырод Александр Николаевич | 250807803701 | 05.11.2019 | Приморский край | Сергеевское | Владими́ро-Ал... | | 330 |
| Общество с ограниченной ответс... | 2543098105 | 01.11.2019 | Приморский край | Владивостокское | Шкотовское | | 61 |

13

インタラクティブマップ「ロシアの森林」

ИНТЕРАКТИВНАЯ КАРТА "ЛЕСА РОССИИ"

История (2004, территориальные изменения)
в Регистре ЕГАИС. Список автоматизированных подрайонных данных.

Выбор области:

Выборы параметров:

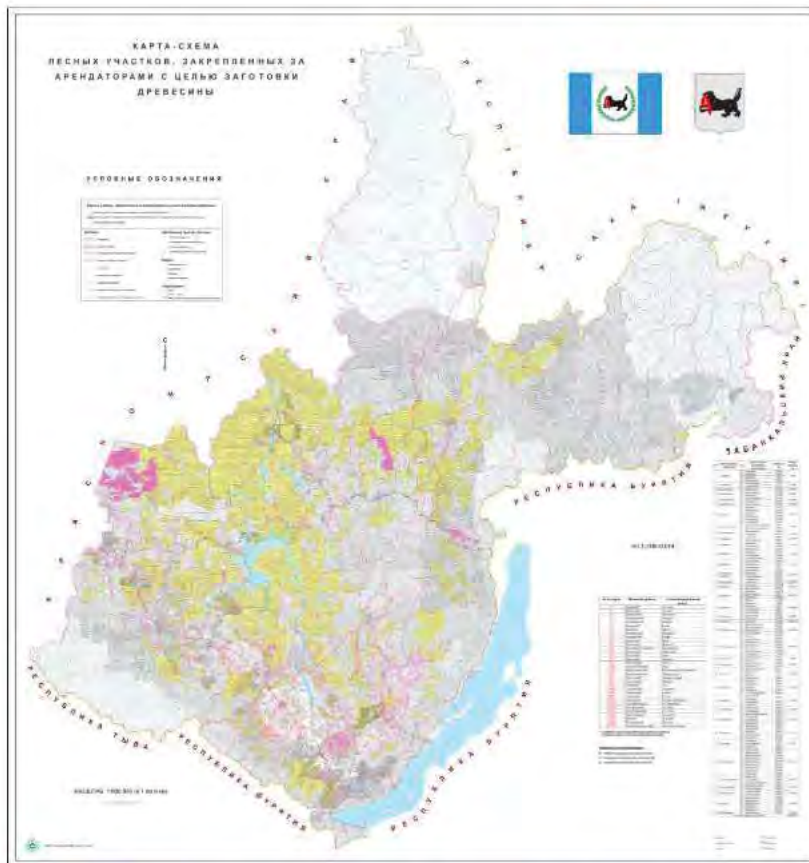
- И. Идентификация лесного фонда, переводы в аренду
- Список объектов, подлежащих изъятию для государственных нужд Российской Федерации (не подлежащих продаже, передаче в аренду и иному распоряжению, за исключением случаев, предусмотренных законодательством Российской Федерации)
- Территориальные участки, подлежащие изъятию для государственных нужд Российской Федерации (не подлежащих передаче в аренду и иному распоряжению)
- Список населенных пунктов, подлежащих изъятию для государственных нужд Российской Федерации (не подлежащих передаче в аренду и иному распоряжению)
- Список объектов, подлежащих изъятию для государственных нужд Российской Федерации (не подлежащих передаче в аренду и иному распоряжению)

Выгрузить в xls (400/200)

出典: <http://geo.roslesinforg.ru:8282/#/>

・地方・州を選択後、伐採地、農地等の土地利用法を特定すると、森林区（лесничество）毎でもソートができ、森林利用者、所在地、林班等が検索できる。

14



出典: <https://irkobl.ru/sites/alh/documents/lesplan/Arhiv/>

森林計画

・森林法典にしたがい、地方・州毎に10年に1回策定される。

・地方の特色に応じた森林の利用・保護・保全・再生の方向性、経済効果等が示されている。

・各種地図が閲覧可能

15

6.違法伐採問題の概況およびリスク

・汚職と衛生伐採

違法なコンセッション譲渡、単発的な伐採契約の締結、自然保護区等における衛生伐採が行われる例がある。(特に、高級樹種の伐採)。

・集材と選別廃棄(ハイグレーディング)

監督機関、管理システムが及ばない、土場等で他の出所の木材との混合が行われ、良質な用材のみが選ばれ取引される例がある。

・境界線を越えた伐採

合法的に伐採する権利を持つ業者が、コンセッションの境界を越えて伐採する例がある。

・森林調査簿(インベントリ)の老朽化

現状、10年以上前に作成された森林調査簿に基づいて森林開発計画が作成されるケースもあり、不正に実質伐採量を報告する例がある。

16

7. リスクへの対応

★リスクへの対応にあたり、EGAISの情報をもとに、取引先、伐採地域、樹種のリスクを整理しながら、下記の情報を参照することができる。

① 連邦機関による取締結果の参照

ロシア連邦森林局が2019年10月初旬までの状況をモニタリング。1,043件のコンセッション契約に関して違反が発覚(加工義務、保全・保護・再生の義務)。違反行為の20%がEGAISへ情報登録していないことによる。

② 地方政府と民間団体による取組情報の参照(極東地域)

WWFロシアは、沿海地方において高級樹種を対象とした違法伐採の摘発を目的として衛星モニタリングを活用したシステム「KEDR」の運用を開始。沿海地方政府とも協働を進めている。

また、ハバロフスク地方においては、集材と選別廃棄(ハイグレーディング)の問題を歩留まりから管理する「Electric Official」の取組を進めている。

③ 森林認証の情報を参照(欧州ロシア、シベリア地域)

既存のシステムを利用した場合でも、厳密な伐採地の管理、サプライチェーンの管理には課題が残るため、多くの業者は、国際的なマーケットを想定した認証制度を利用している。* 認証機関、認証審査機関の情報

17

① 連邦機関による取締結果例 衛星モニタリングの結果

Таблица 5

Результаты дистанционного мониторинга по субъектам Российской Федерации

| Федеральный округ/ наименование субъекта РФ | Нарушения лесного законодательства по причине не предоставления данных в ЛесЕГАИС в установленном порядке | Нарушения лесного законодательства (ст. 29 ЛК РФ) по причине отсутствия правоустанавливающих документов на заготовку древесины | | | Нарушения лесного законодательства при использовании лесов по статьям 43-46 ЛК РФ | | |
|---|--|---|----------------|----------------|--|------------|---------------|
| | кол-во случаев | кол-во случаев | га | м³ | кол-во случаев | га | м³ |
| Всего по Российской Федерации | 885 | 2 639 | 6 702,3 | 596 851 | 51 | 407 | 14 644 |
| Центральный федеральный округ | | | | | | | |
| Владимирская область | 13 | 37 | 25,4 | 2 509 | | | |
| Ивановская область | 3 | 4 | 1,4 | 214 | | | |
| Калужская область | 15 | 1 | 0,4 | 178 | | | |
| Костромская область | 12 | 24 | 34,9 | 6 227 | | | |
| Смоленская область | 2 | 1 | 0,3 | 22 | | | |
| Тверская область | 1 | 24 | 21,1 | 2 791 | | | |
| Итого по федеральному округу | 46 | 91 | 83,5 | 11 941 | 0 | 0 | 0 |

出典: <http://rosleshoz.gov.ru/activity/inventory/presentations?3c27a88569bfd8784281ac7b46011b49>

・ロシア連邦森林局による衛星モニタリングに基づいたEGAISへの登録ミス、林業法違反の情報を参照できる。

18

①連邦機関による取締結果例

悪徳な森林利用者リストの参照

違反件数
↓

РЕЕСТР НЕДОБРОСОВЕСТНЫХ ЛЕСОПОЛЬЗОВАТЕЛЕЙ
КОЛИЧЕСТВО РАСТОРГНУТЫХ ДОГОВОРОВ И ФАКТОВ УКЛОНЕНИЯ ОТ ЗАКЛЮЧЕНИЯ ДОГОВОРА : 704
ЛЕСОПОЛЬЗОВАТЕЛИ : 469 ←森林利用者の数
ОБНОВЛЕНИЕ РЕЕСТРА : 15 НОЯБРЯ 2019

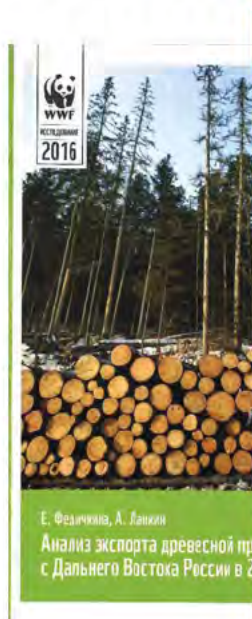
| № РЕЕСТРОВОЙ ЗАПИСИ , НАИМЕНОВАНИЕ | | | | | | ИНН |
|---|----------------------|---|----------------------|----------------------|----------------------|------------------------|
| АДРЕС | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> • ДАТА ПРОВЕДЕНИЯ ТОРГОВ • НОМЕР ДОГОВОРА • ВИД ИСПОЛЬЗОВАНИЯ ЛЕСОВ • АРЕНДОДАТЕЛЬ | | <ul style="list-style-type: none"> • ОСНОВАНИЕ ДЛЯ РАСТОРЖЕНИЯ ДОГОВОРА В СООТВЕТСТВИИ С ЧАСТЬЮ 2 СТАТЬИ 98.1 ЛЕСНОГО КОДЕКСА РОССИЙСКОЙ ФЕДЕРАЦИИ • РЕШЕНИЕ СУДА • ДАТА ВНЕСЕНИЯ В РЕЕСТР | | | | |
| № | НАИМЕНОВАНИЕ | ИНН | НОМЕР ДОГОВОРА | АРЕНДОДАТЕЛЬ | РЕШЕНИЕ СУДА | ДАТА ВНЕСЕНИЯ В РЕЕСТР |
| <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> |
| | | | | | | ПОИСК |

出典 : http://rosleshoz.gov.ru/activity/forest_use/registry#registry

・ロシア連邦森林局により、コンセッション契約違反、その他の林業法違反により、契約が打ち切られた業者のリストを参照できる。

19

②NGOレポートの参照



出典 : <https://wwf.ru/resources/publications/>

・極東ロシアの保育伐、衛生伐採の問題点、ハイリスクなナラ・タモの現状、極東からの木材輸出の現状などに関する詳細なレポートを参照できる。

20

③森林認証の情報を参照

【概況】

- ・ 欧州ロシアを中心に取得者が多い。
- ・ この10年でシベリア地域でも増加。
- ・ 極東ロシアでは、数件のみ。
- ・ 近年、PEFCの認証面積・件数が急増。

● FSC
 FM/COC : 188 件、4,835万ha
 COC : 677 件
 CW/FM : 2件
 (2019年10月31日時点)

【認証の信頼性】

- ・ シベリア、極東地域については、認証審査機関の質に関して懸念が示されることが多い。

● PEFC
 FM : 54件、3,120万ha
 COC : 47 件
 (2019年9月1日時点)

- ★ EUTRに関連した調査レポートでは、FSCが推奨されている。
- ★ 天然林保全を考慮したDDの必要性が強調されている。
- ★ チップ、ペレットに関し、SBP認証が注目されている。

その他の参照できる資料 団体認定＋個別企業による証明



РОССИЙСКАЯ ФЕДЕРАЦИЯ
 Акционерное общество "ИИИ / КИИ" р.губ. Хабаровск

16 July 2016
 To: Tokyo, Japan

CERTIFICATE OF LEGALITY

This is to certify that the shipment as stated hereunder was lawfully made in accordance with procedures of forest laws, as per Certificate of legal timber for export, issued by "DALYEXPORTLES", dated 10 July 2016.

1. Name of Vessel: n/v "I"
2. Date of shipment: 10 July 2016
3. Species: Larchwood sawlogs
4. Quantity: 5,358.55m³

Address: Khabarovsk Region, Russia Ph.
 Name of authorized: AO

General Director
 AO

Согласие с требованиями EUTR

Настоящим подтверждаем, что выше поставка

Мы подтверждаем достоверность данных о легальности и происхождении древесины, содержащихся в документах, подтверждающих происхождение древесины (отсутствие браков), а также: происхождение древесины и ее биологическое название, подтвержденное в промышленном реестре, и/или быть по необходимости, предоставлено для каждой поставки: происхождение происхождения древесины и его поставщик / или/или страна происхождения, если это необходимо для решения о легальности поставки.

при наличии информации, позволяющей установить происхождение древесины (для древесины с промышленной спецификацией) с помощью независимой организации - при возможности указать номер (DOB, TLTV и т.д.) - другие данные, позволяющие идентифицировать.

* Помимо "обычных" источников происхождения древесины: - наличие независимых источников и поставщиков - заготовка в регионах или странах, имеющих национальные или международные системы сертификации (например, FSC, PEFC, и т.д.). Также это касается древесины, поставляемой из стран, имеющих национальные или международные системы сертификации (например, FSC, PEFC, и т.д.).

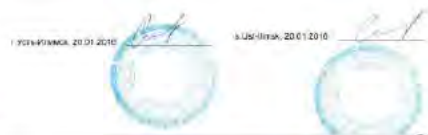
Agreement with EUTR requirements

Herewith we confirm that our wood conforms to FSC (etc).

Necessary proving documents containing the following information: - Origin of goods (description of goods) - Volume - Dates of timber and its destination - Certificate about goods origin - It can be attached to each delivery, if necessary - Geological origin of sawlog - We supplier or chain of suppliers if the necessary for high-risk regions.)

have an opportunity, if necessary, to check goods origin chain of suppliers from "high-risk" regions) with the help of independent organization. - In the presence of inspection boards (DOB, TLTV, etc) - Other available proof certificates - "Washing of timber sources of wood origin" - words of legal preventing and law, happening in regions or countries being under law protection (without providing of a special certificate). It is also subject to wood supplies with basis of export certificate of country of origin or international trade embargo, limitation of national or civil rights or when we have about unlisted species, for example CITES.

- ・ 極東では、ダリエクスポートレス（極東木材輸出業者協会）の団体認定をベースに、取引毎に証明書を発行する例もある。
- ・ EUTRへの対応のため、個別企業として自社製品の合法性を証明する例もみられる。



まとめ

- すべての森林が国有林であり、実質伐採量は許容伐採量の3割程度。
- 製材以外の国内での木材製品への加工は発展途上にあり、木材・木材製品の輸出先は中国が圧倒的に多い。
- 森林法に基づき導入された木材・木材製品の流通管理システムEGAISでは、コンセッションから輸出までの情報を参照できる。
- 上記に加え、木材・木材調達に際したリスクを軽減するため、①政府機関の違法伐採対策情報、②①と連動した民間団体の取組情報、③森林認証等の情報を収集できる。

23

生産国の現地情報収集事業 (ベトナム)

報告会

2019年12月19日

Japan Forest Technology Association



西尾秋祝

一般社団法人
日本森林技術協会



報告の内容

1. ベトナムの林業・林産業と日本との貿易
2. ベトナムの木材・木材製品の調達
3. 法制度改訂の動向
4. VNTLASの内容
5. ベトナムの森林認証の現状
6. ベトナム木材製品加工業界の動き
7. まとめ



ベトナムの林業・林産業と日本との貿易 1-1

- 人工造林による**森林率の向上**（2010年39.5%→2018年 41.7%）
ベトナム林業総局によれば1990年時点では森林率は27.2%
- 国産材**生産量の増加**（2018年 27.5百万m³）
- 日本のベトナム産木材製品輸入額も増加傾向（2018年 1,420億円）
（HSコード：44類と94類（木製家具のみ）が多い。

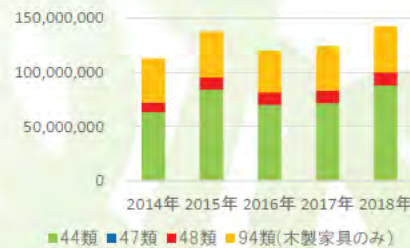
ベトナムの森林面積(1,000ha)と森林率 (%)



ベトナムの木材生産量 単位:100万m³



ベトナムからの林産物製品輸入額 単位:千円



2015まではStatistical Year Book of Vietnam (ベトナム統計局)からの資料に基づき作成した「平成27年度違法伐採現地情報収集等事業報告書」による。2016年以降は「VIETNAM FORESTRY (March 2019, VNFOREST)」より作成。

VIETNAM FORESTRY (March 2019, VNFOREST)より作成

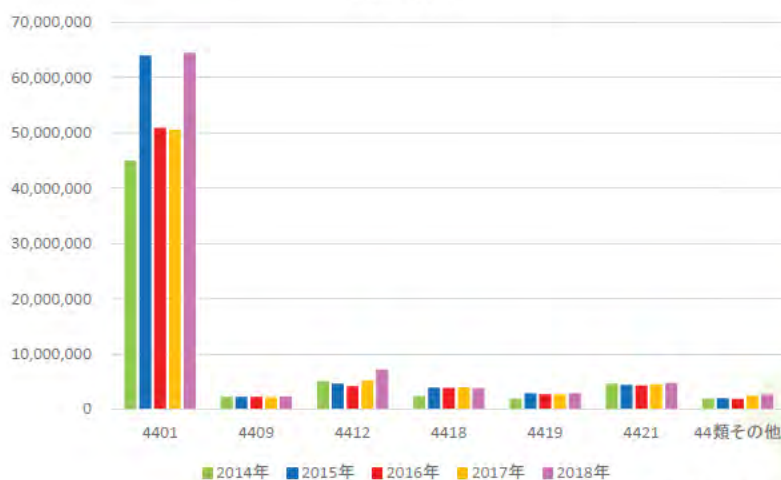
財務省貿易統計より作成



ベトナムの林業・林産業と日本との貿易 1-2

- 輸入額が多いHSコード44類の中では**4401**が最大

日本がベトナムから輸入しているHSコード44類 単位:千円



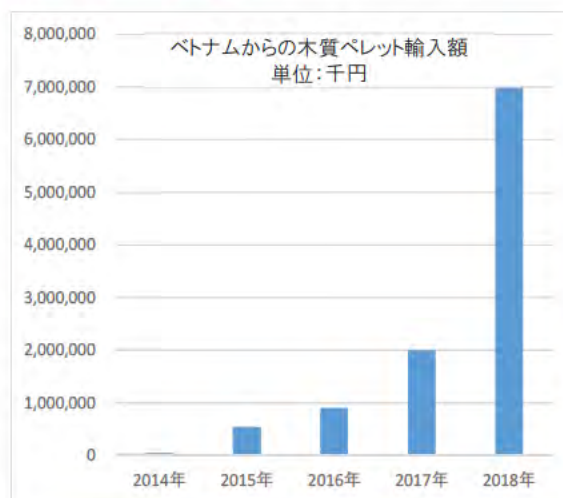
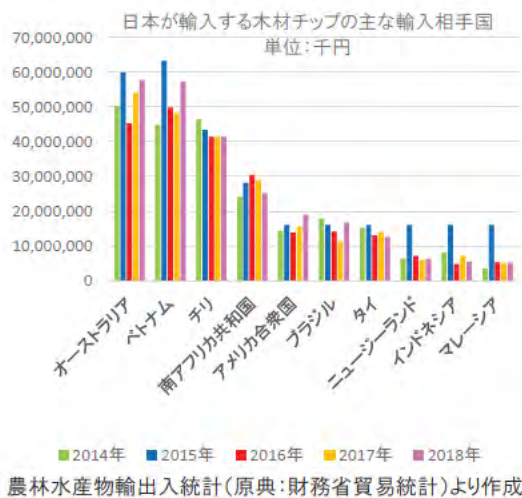
- 4401:のこず、木くず、薪材およびチップまたは小片状の木材
- 4409:さねはざ加工、溝付けその他これらに類する加工を施した木材
- 4412:合板、ベニアドパネルに類する積層木材
- 4418:木製家具及び建築用木工品
- 4419:木製の食卓用品及び台所用品
- 4421:その他の木製品
- 44類その他:4401-4421のなかで上記以外のもの

財務省貿易統計より作成



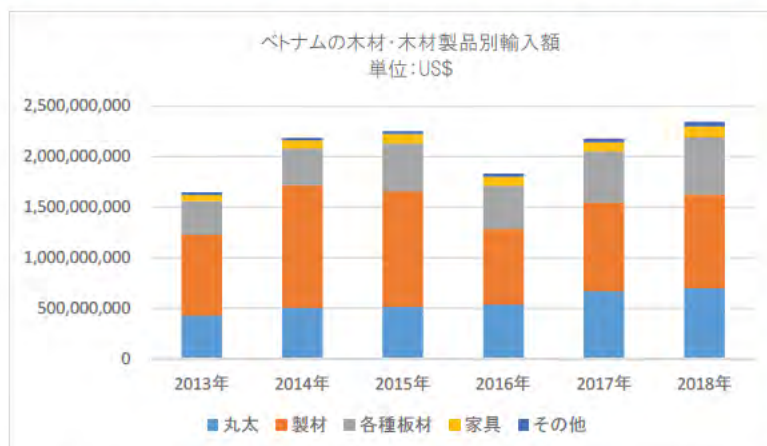
ベトナムの林業・林産業と日本との貿易 1-3

- ▶ ベトナムは日本にとって**木材チップの重要な輸入相手国**
- ▶ HSコード4401の中で**木質ペレットの輸入額が急増**



ベトナムの木材・木材製品の調達 2-1

- ▶ 人工林国産材（アカシア、メラルーカ、ゴムノキ他）
 - **天然林伐採は2016年以降完全禁止**
 - ゴムノキは概ね30年生過ぎのゴム採取終了材
- ▶ 海外からの輸入は丸太、製材、各種板材が多い



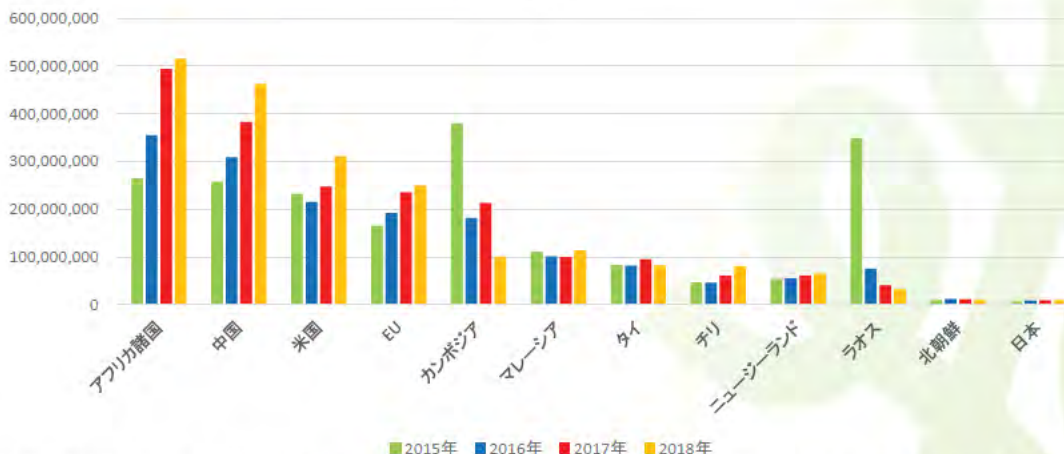
Việt Nam xuất Nhập khẩu gỗ 2018 (ベトナム木材の輸出入 2018): ベトナム税関総局データを基に作成された資料より作成



ベトナムの木材・木材製品の調達 2-2

- ▶ 調達先は約120カ国と多岐にわたっている。
- ▶ アフリカ諸国（約20数か国）、中国、米国、EUからが多くかつ増加傾向。カンボジア、ラオスからは減少

ベトナムの国別の木材製品輸入額
単位:USドル



Việt Nam xuất Nhập khẩu gỗ 2018 (ベトナム木材の輸出入 2018):ベトナム税関総局データを基に作成された資料より作成



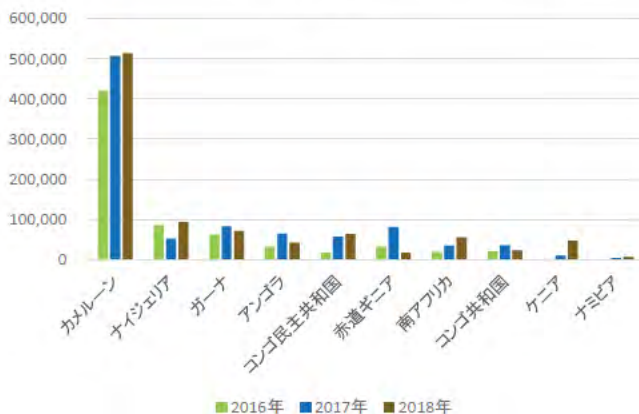
ベトナムの木材・木材製品の調達 2-3

- ▶ アフリカ諸国からの丸太と製材の輸入量

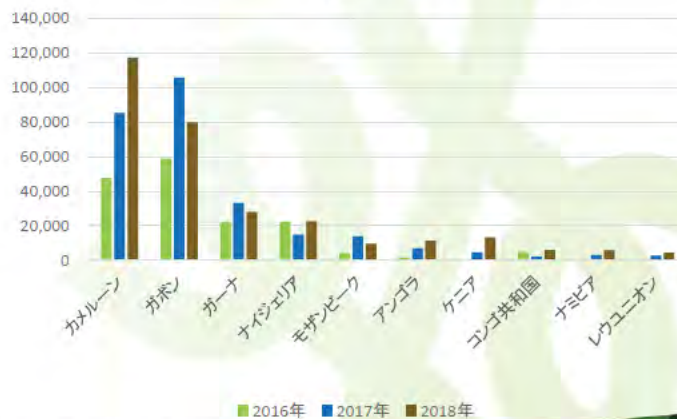
ベトナムがアフリカ諸国から輸入する丸太および製材
単位:m³



アフリカ諸国のベトナムへの国別丸太輸出量(上位10カ国)
単位:m³



アフリカ諸国のベトナムへの国別製材輸出量(上位10カ国)
単位:m³



Việt Nam xuất Nhập khẩu gỗ 2018 (ベトナム木材の輸出入 2018):ベトナム税関総局データを基に作成された資料より作成



法制度改訂の動向 3-1

2010年 : EUとベトナムのVoluntary Partnership Agreement (VPA : 自主的2国間協定)について交渉開始

2018年10月 : VPAの批准に向けた両者の署名

2018年11月 : 農業地方開発省通達27号の公布

2019年1月 : ベトナム国森林法の施行

2019年3月 : ベトナム版森林認証システム (VFCS) 承認

2019年6月 : VPA批准

Annex VのVNTLAS (Vietnam Timber Legality Assurance System ベトナム木材合法性証明システム)は順次改訂。

2020年12月 : FLEGT (Forest Law Enforcement, Governance and Trade : 森林法施行、ガバナンス及び貿易)に基づく輸出ライセンスの発行開始予定 (EU側は2021年半ばになるとの見込み。)



法制度の改訂の動向 3-2

森林法の施行

~~森林保護開発法 (旧森林法 2004年)~~

~~森林の管理、保護、開発、利用~~



森林法 (2019年)

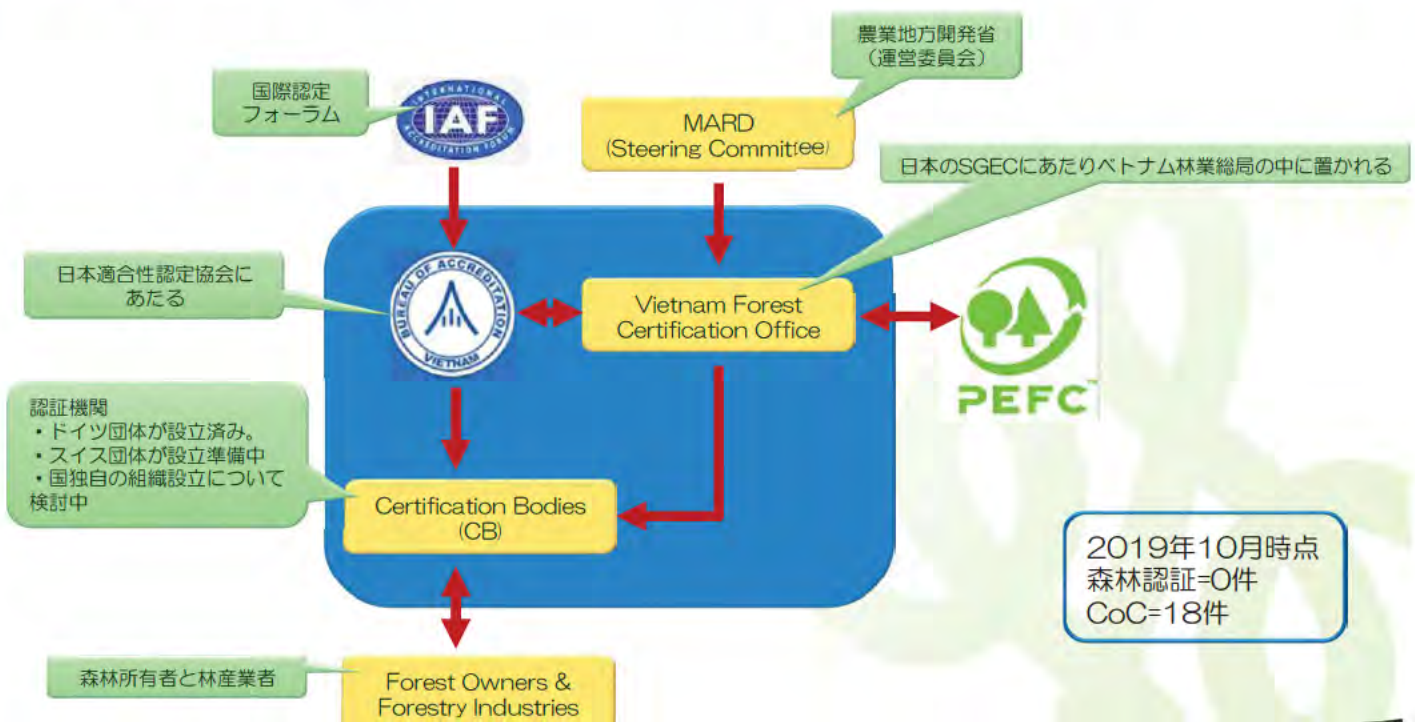
森林の管理、保護、開発、利用 + 林産物の加工、取引



法制度の改訂の動向 3-3 農業地方開発省通達-第27号の公布



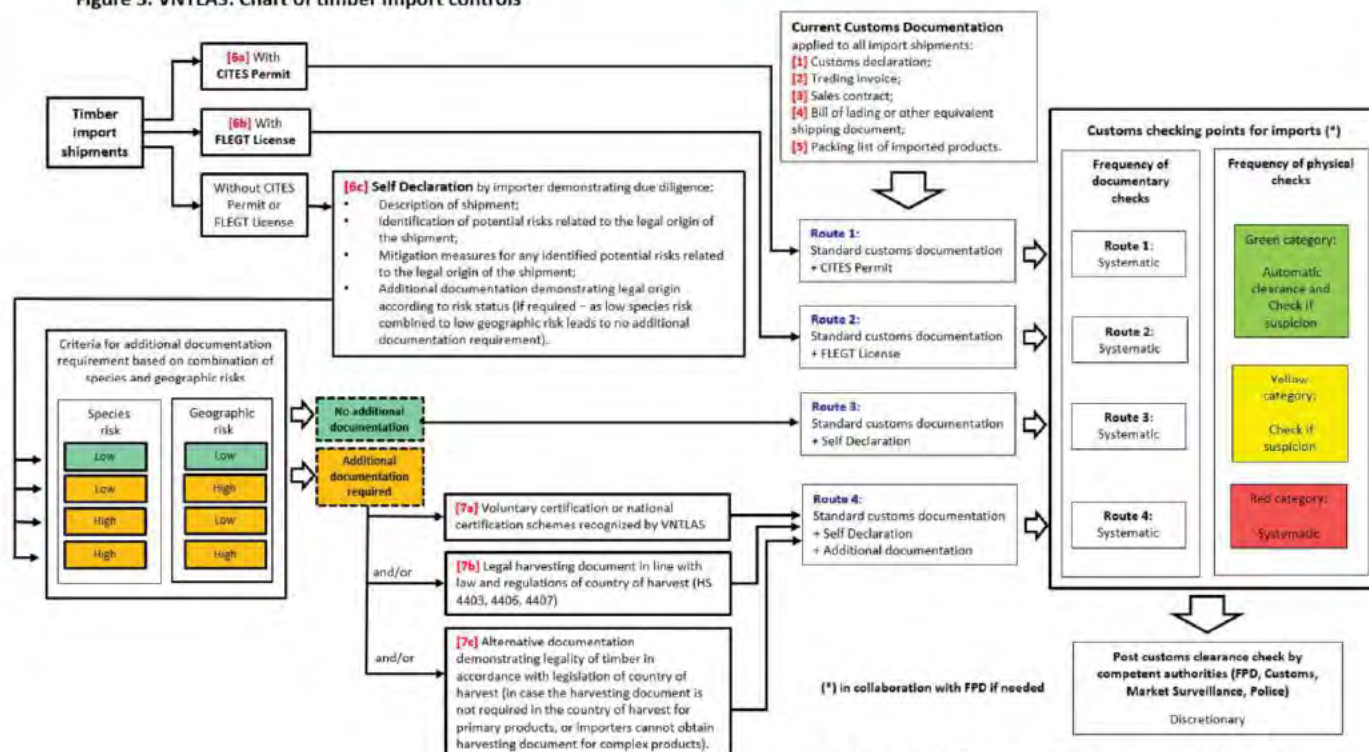
法制度の改訂の動向 3-4 ベトナム版森林認証システム (VFCS)



VNTLASの内容 4-1

輸入木材管理

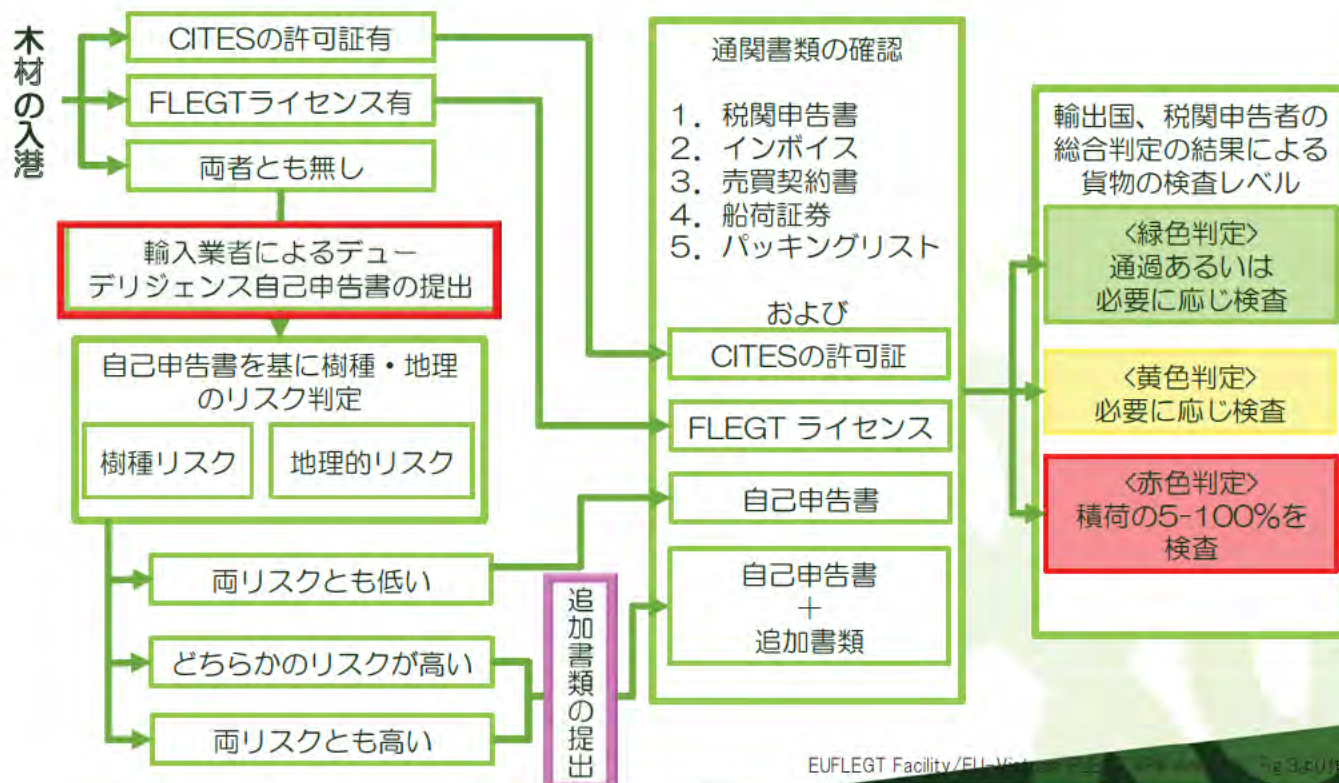
Figure 3. VNTLAS: Chart of timber import controls



出典：EUFLEGT Facility/EU-Vietnam FLEGT VPA Annex V

VNTLASの内容 4-2

輸入木材管理



EUFLEGT Facility/EU-Vietnam FLEGT VPA Annex V Fig. 3. EU FLEGT

VNTLASの内容 4-3

輸入木材管理

デューデリジェンスのための自己申告書(VPA/Annex V 6.3.7.1より)

- ①輸入業者名とその住所、②輸出業者名とその住所、③貨物の内容、④HSコード、⑤樹木の学名、⑥樹木の一般名、⑦貨物の量(m³、Kg、個数、梱包数)、⑧船荷証券番号、⑨インボイス番号、⑩パッキングリストレファレンス(可能なら)、⑪輸出国名、⑫樹木伐採国名

VPA/Annex V Appendix 3に様式有り

追加書類(VPA/Annex V 6.3.7.1より)

- a. 自主認証あるいはベトナムTLASが認める国の認証システムの承認証。
- b. HSコード4403、4406、4407に関しては、原産国の法令に基づいた合法的な収穫物であることを示す書類。
- c. 第一次産物の伐採が行われた国において伐採許可書類が要求されていない場合、あるいは輸入業者が複合産物の伐採許可書類の入手が出来ない場合、原産国の法制に基づいた木材の合法性を示す書類に代わるもの。
(a、b、c全部か一部かは貨物と提出書類の内容による。)

VNTLASの内容 4-4

輸出確認手続き-業者、Householdとは

業者とは。

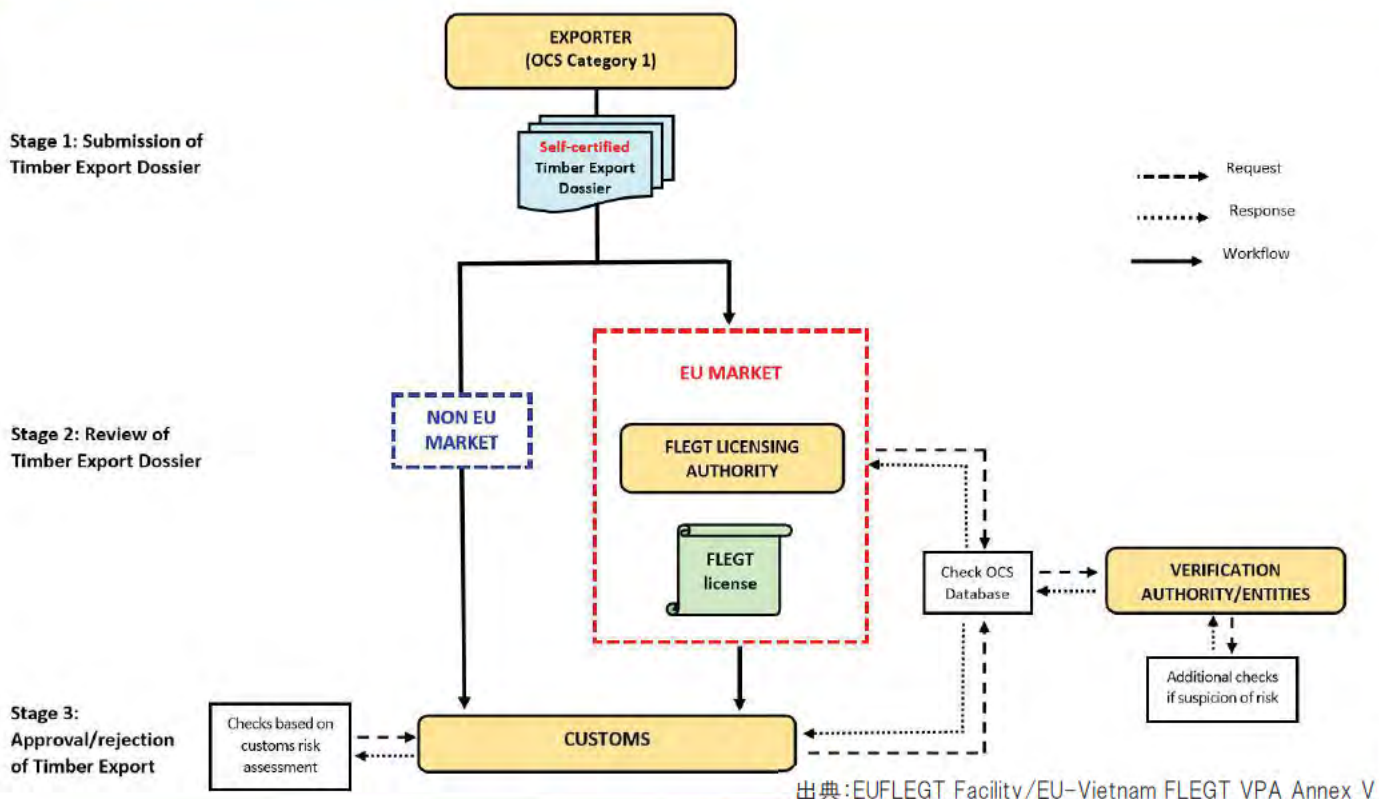
林業会社、国有企業、保護林管理委員会、特殊用途森林管理委員会およびサプライチェーンのあらゆる段階に関与し事業登録をしている協同組合および企業。10人以上の従業員を雇用している家族経営も業者として登録する必要。

Householdとは。

世帯、個人、村落コミュニティおよび上記の業者に属さない他のすべての組織。

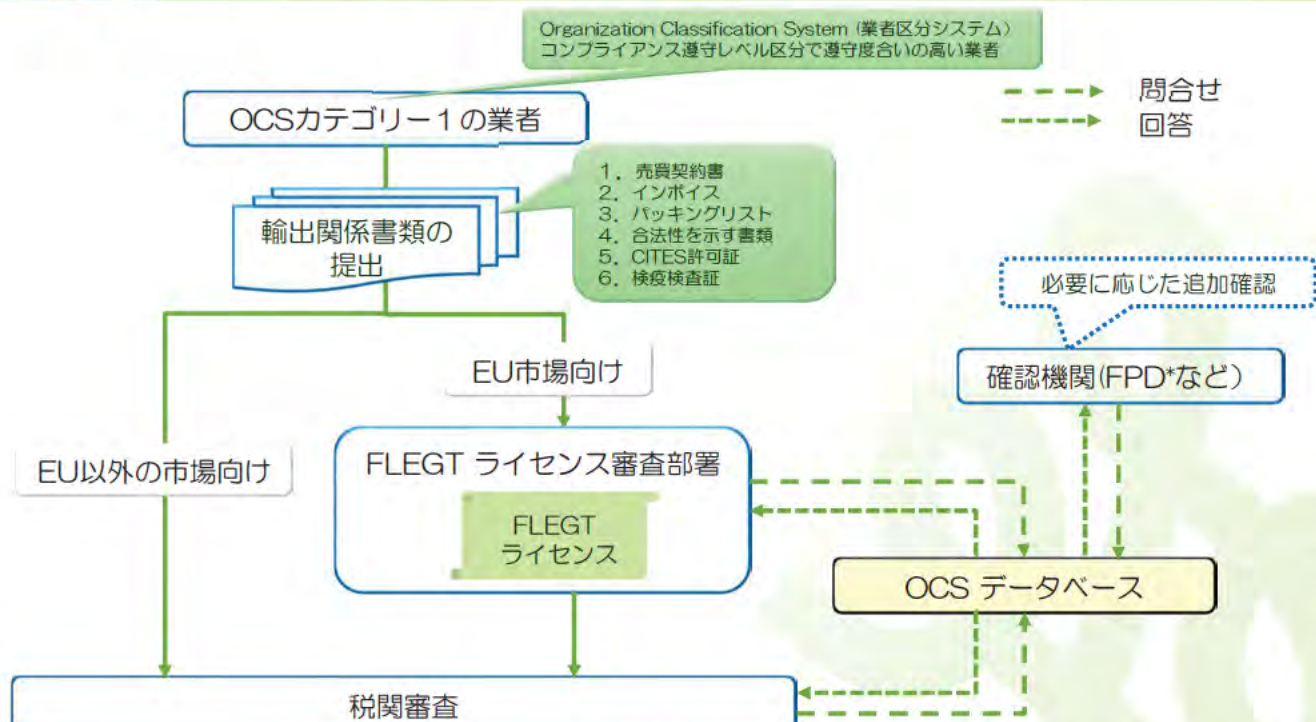
VNTLASの内容 4-5

輸出確認手続き-カテゴリー1



VNTLASの内容 4-6

輸出確認手続き-カテゴリー1の場合

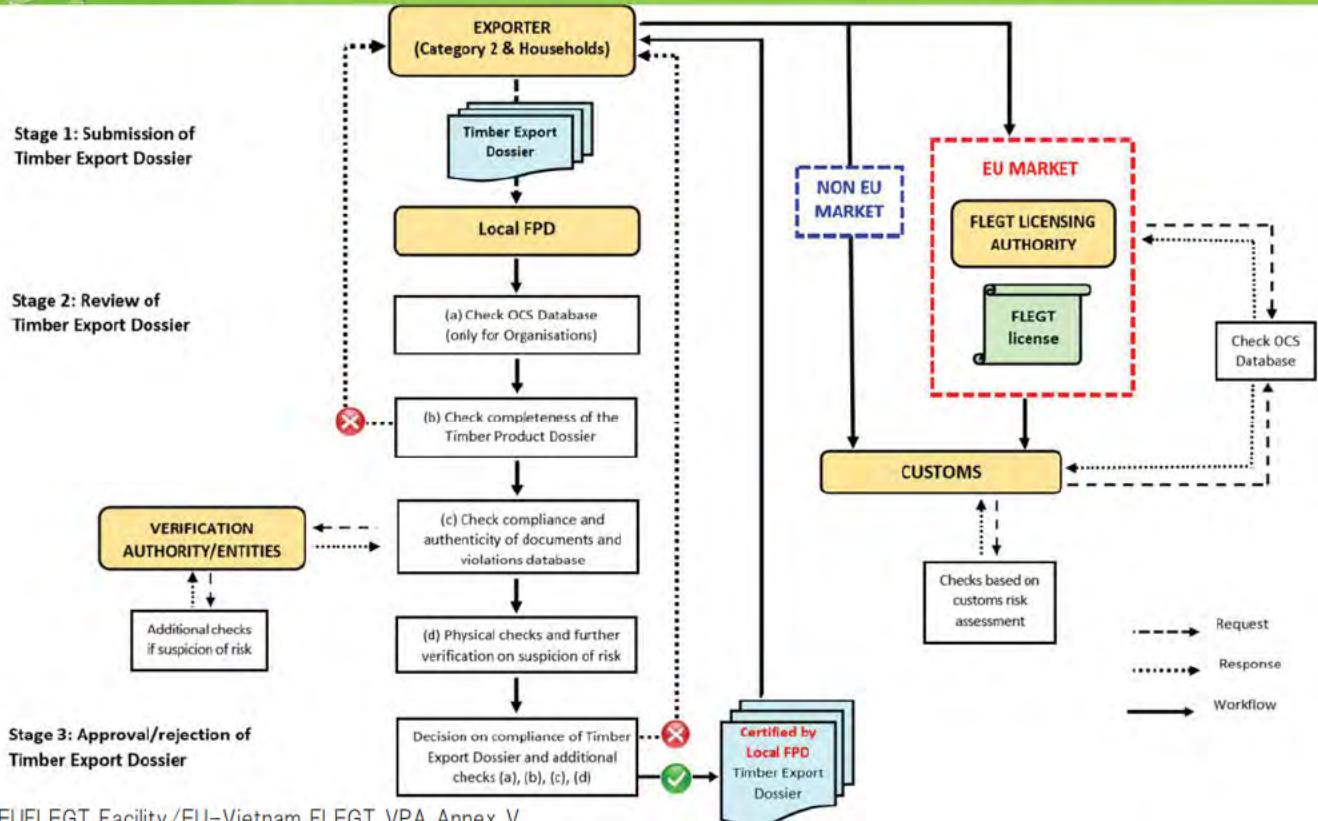


* : FPDとはForest Protection Department (森林保護部)のことでベトナム森林総局の一部署。伐採許認可など森林の保護を担っている

EUFLEGT Facility/EU-Vietnam FLEGT VPA Annex V Fig.4より作成

VNTLASの内容 4-7

輸出確認手続き-カテゴリ-2とHouseholdの場合

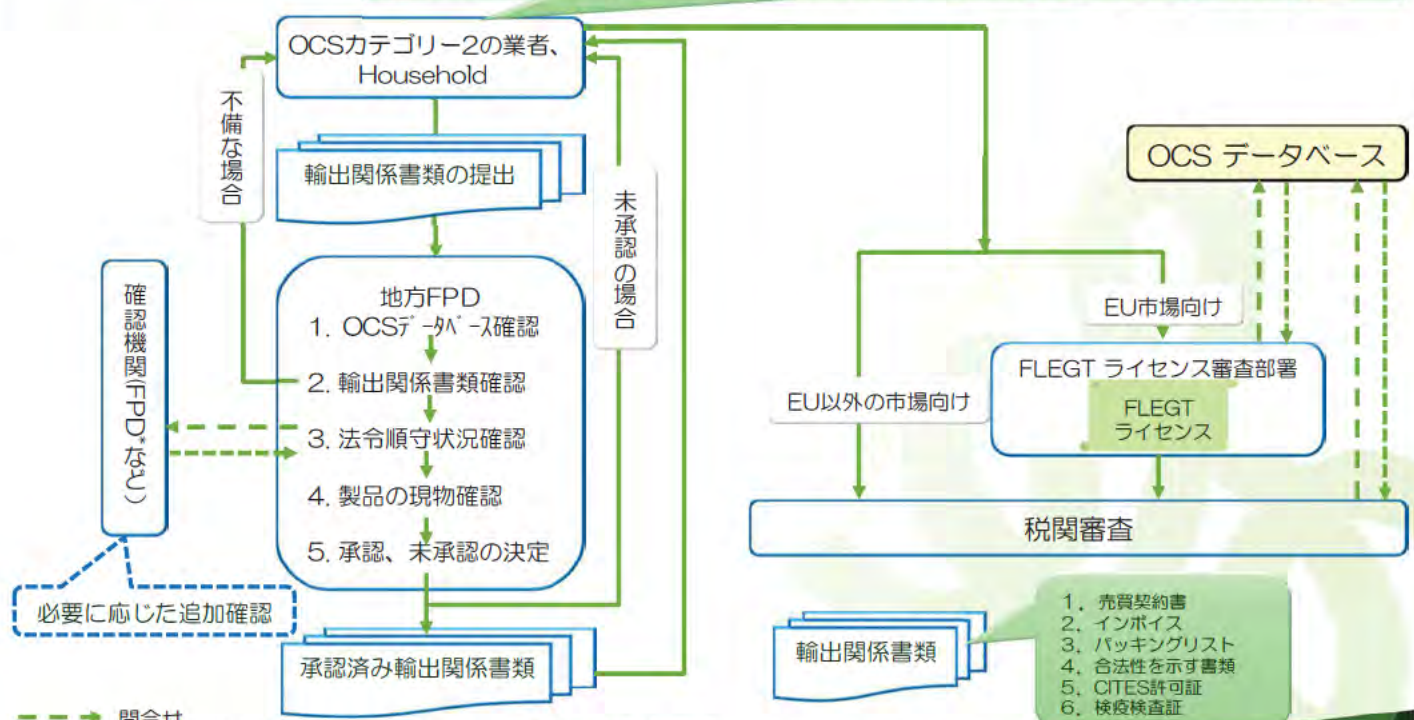


出典: EUFLEGT Facility/EU-Vietnam FLEGT VPA Annex V

VNTLASの内容 4-8

輸出確認手続き-カテゴリ-2とHouseholdの場合

Organization Classification Systemの中でコンプライアンス遵守レベル区分の遵守度合いの低い業者およびHousehold



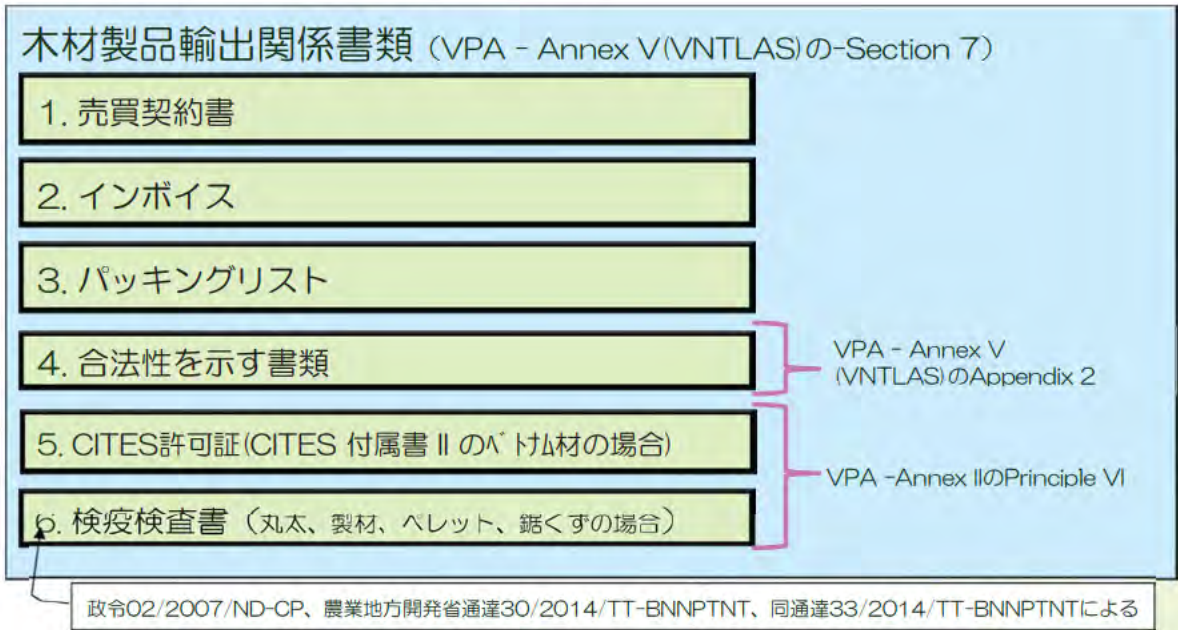
* :FPDとはForest Protection Department(森林保護部)のことでベトナム森林総局の一部署。伐採許可など森林の保護を担っている。

EUFLEGT Facility/EU-Vietnam FLEGT VPA Annex V Fig.5より



VNTLASの内容 4-9 木製品輸出に係る必要書類

木材製品輸出に係る必要書類

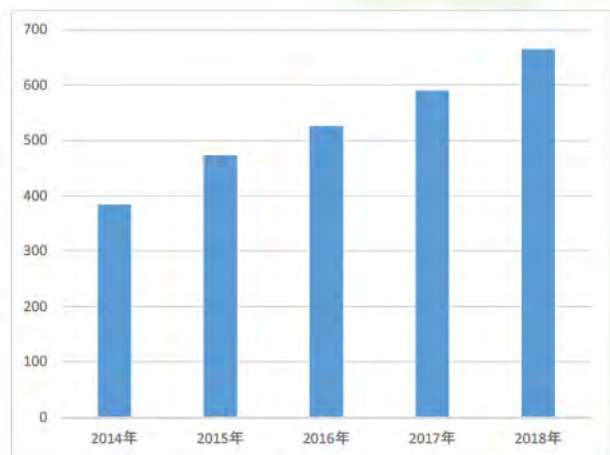


ベトナムのFSC認証の現状 5-1

1. 森林管理認証の件数は増えているものの面積の増加幅は小さい。
2. その理由の一つは大規模所有者が認証原木の拡大を目指して小規模森林所有者の認証加入を推奨している。
3. 天然林伐採が禁止されたことから天然林の森林認証を止めたことも理由。
4. CoC認証は増加している。



森林管理認証の件数と面積(ha)



CoC認証の件数

FSC Fact Book 2019 データから作成



DDS支援WEB site



記載内容

1. 木材製品加工企業一覧
2. 企業毎の調達木材情報（伐採地、調達年月日、樹種名、材積）
3. 木材調達に関する各種手続きの書類

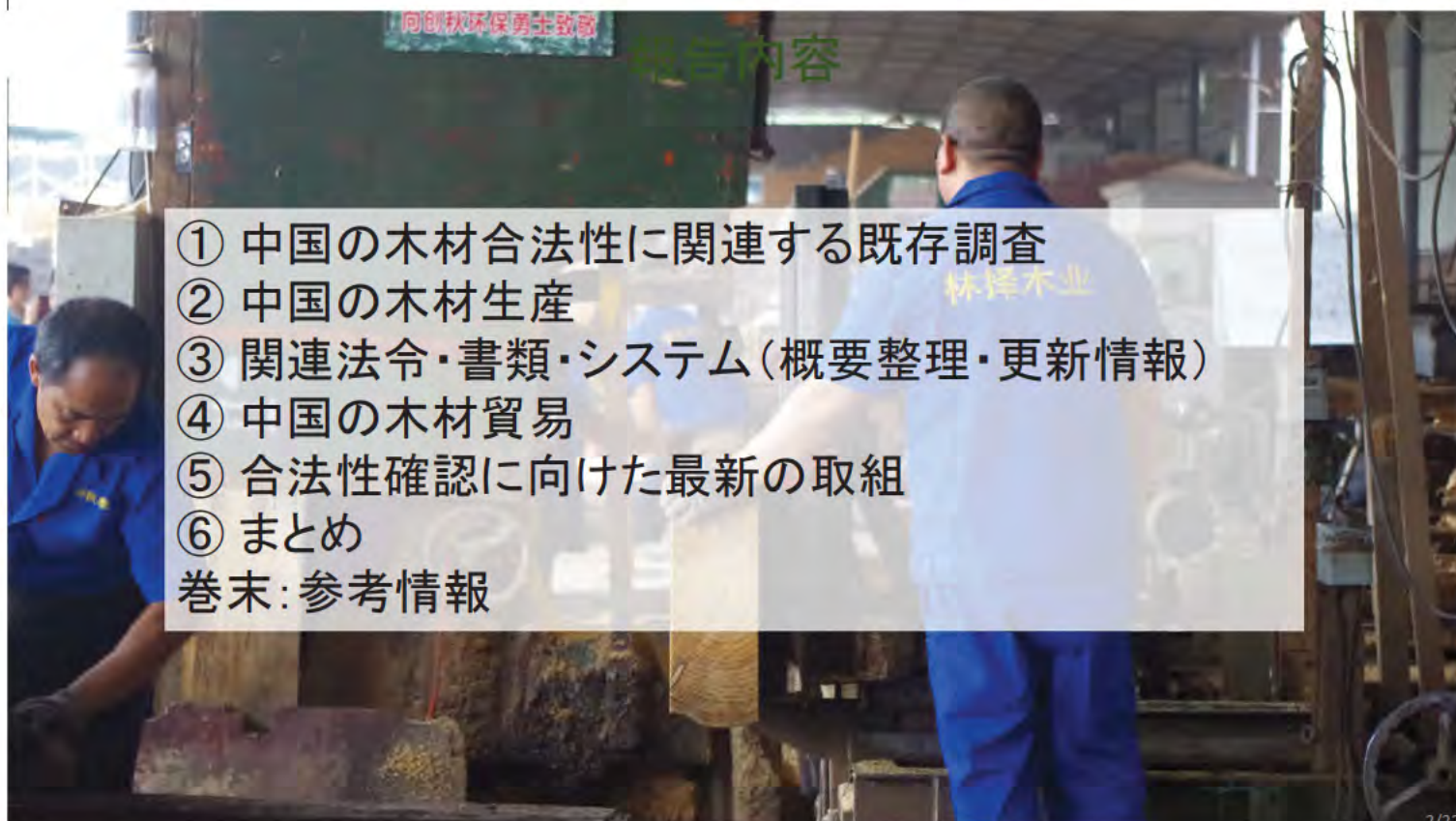


1. ベトナムからの木材製品の輸入にはカテゴリー1の業者（林業会社、国有企業、保護林管理委員会、特殊用途森林管理委員会などのうちコンプライアンス遵守レベルの高い業者）を通じた方が手続きが簡便で円滑な輸入に繋がる。ただし、業者のカテゴリー区分データベースは現在構築中であり、早くて2020年12月からの運用となる。
2. 日本からベトナムへの木材製品の輸出にあたり、CITESに係る材以外についてベトナム側輸入業者はデューデリジェンス自己申告書を出す必要があるため、日本の輸出業者はその記載項目を満たす情報を提供することとなる。
3. 日本からベトナムへの木材製品の輸出にあたっての追加書類としては、SGECあるいはFSCの証明書、CW法に基づく証明書、合法木材証明書等がある。

平成30年度補正林野庁委託事業「クリーンウッド」利用促進事業のうち
生産国の現地情報収集事業(大洋州地域等)
現地調査結果報告会

中国： 木材貿易と合法性確認に向けた取組の最新動向

 一般社団法人日本森林技術協会
Japan Forest Technology Association
森林情報グループ 中村有紀



1. 中国の木材合法性に関連する既存調査

- ・ 一般社団法人全国木材組合連合会(2015)
「中国における木材の合法性証明現状調査報告書」
(平成26年度林野庁補助事業・地域材利活用倍増戦略プロジェクト事業(合法木材普及促進事業))
- ・ 一般社団法人全国木材組合連合会(2017)
「中国における木材、木材製品の合法性証明の確立に関する動向調査報告書」
(平成28年度林野庁委託事業・違法伐採対策取組強化事業)
- ・ 一般社団法人日本森林技術協会(2018)
「生産国情報収集事業報告書(中国)」
(平成29年度補正林野庁委託事業・「クリーンウッド」利用促進事業のうち生産国情報収集事業)

既存情報:

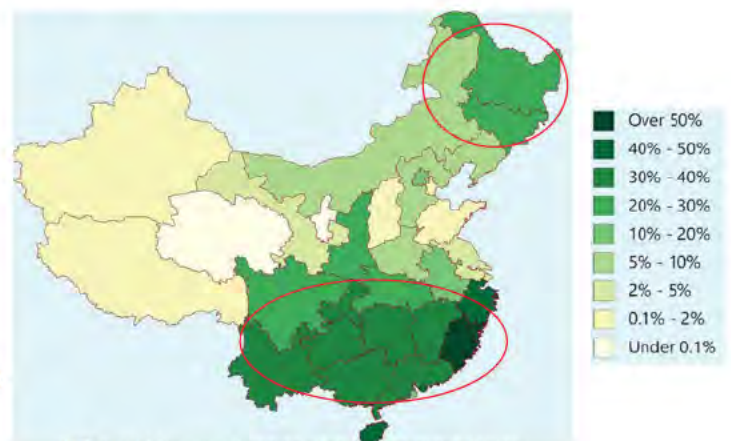
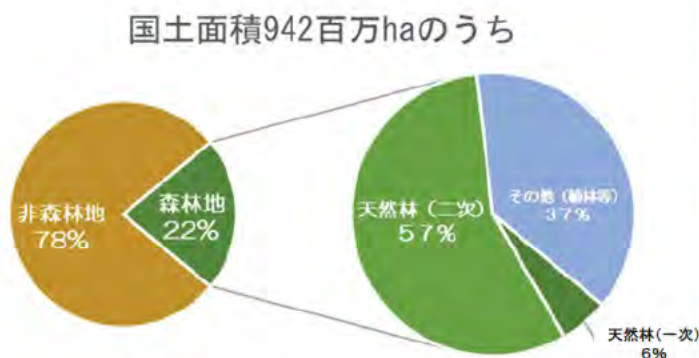
- ・ 森林、林業、および木材産業の現況(地域別・品目別、主に2012年)
- ・ 木材・木材製品の輸出入の現況(品目別・相手先国別、2006-2015年)
- ・ 中国産木材合法性の関連法令・書類・システムの詳細
- ・ 中国当局による違法伐採対策の概況(推進体制、政府調達、国際協力等)
- ・ 中国国内の各種森林認証制度の発展と当局による支援の概況
- ・ 中国の民間産業組織による独自の違法伐採対策の概況
- ・ 中国の木材取扱事業者によるサプライチェーン管理のケーススタディ

- 特に**国産材の合法性の関連法令・書類・システムの詳細**については過年度報告書で明確化
- 本調査で主に**輸入材の合法性確認、加工貿易の動向、合法性確認に向けた最新の取組**を情報更新
- 輸入材のデューデリジェンスに係る関連法令・書類・システムは存在しないことを確認**

3/22

2. 中国の木材生産

森林率・天然林率・森林分布



FAO Country Profiles: China (2019), Global Forest Resources Assessment (2015)より作成

出典: World Resources Institute. Global Forest Watch (2019).

- ・ 華中・華南地区(主に福建省・浙江省)の常緑針葉樹林
- ・ 東北部(主に吉林省・黒竜江省、内モンゴル自治区東部)の落葉広葉樹林・落葉針葉樹林
- 2017年末以降、森林面積の6割を占める**全国の天然林で伐採禁止**
- 天然林材5千万m³(国産材の約6割)を植林材・輸入材により代替する**可能性大**

4/22

国産材の合法性確認に係る留意事項

※1 最小行政区単位
 ※2 郷鎮の下部の住民自治単位

【非森林地における植林木の取り扱い】

・森林指定なき共有地・遊閑地における零細規模のポプラ植林など
 →林権証・伐採許可証等の適用外(省級当局の定めによる)



・土地管理法による集団所有地(森林か否かを問わず)の権利原則:

- ①集団所有地の所有権: 土地所有権証明書(県級以上発行)に依拠
- ②土地・地表物の使用権: 郷鎮^{※1}・村^{※2}等の集団経済組織または村民委員会が保持
 →構成員、他機関、企業、個人に行使の請負が可能

・合法性確認方法の事例:

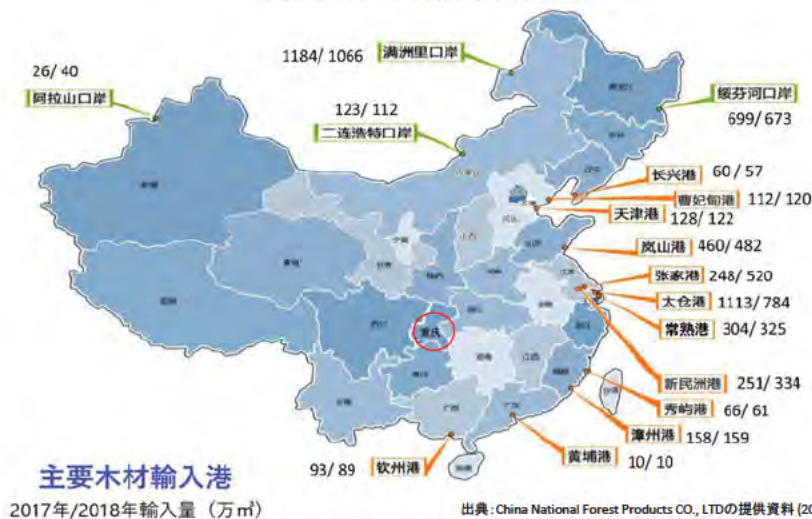


- 可能な範囲で現地供給者(仲介業者等)に伐採範囲図・伐採者名簿を作成依頼
 添付により補強:
- ①伐採者の社会保障証コピーまたは名称・社会保障番号の控え
 - ②使用権行使者代表(村民委員長等)による承認
 - ③土地所有権証明書 ...材積・金額の妥当性を確認

7/22

4. 中国の木材貿易

主な木材輸入港と輸入量



- ・2011年以降は輸入が国内生産を約2,000万m³上回る(中国木材・木材製品流通協会, 2019)
- ・陸港(満州里・绥芬河口岸)からの大規模なロシア材輸入
- ・一帯一路政策による西方内陸開発により重慶への木材加工工場の移転が急増
 →輸入材の伐採国・加工地が多様化してきている

8/22

広葉樹丸太の対中輸出規模が著しく変化した国々の事例と詳細

| 輸出の変化 | 供給国名 | 変化の時期 | 主な理由 | 備考 |
|-------|--------|---------|--------------|---|
| 大幅減少 | マレーシア | 2000年代～ | — | — |
| | リベリア | 2003年～ | 国連制裁 | — |
| | ガボン | 2010年～ | 丸太禁輸令 | ・以前はアフリカ最大の対中輸出国 ・2022年までに全てのコンセッションにFSC森林管理認証取得の義務化を予定 |
| | コンゴ共和国 | 2014年～ | 丸太輸出制限 | ・丸太輸出量は全伐採量の15%が上限 |
| | ミャンマー | 2014年～ | 丸太禁輸令 | — |
| | ラオス | 2016年～ | 丸太禁輸令 | — |
| 大幅増加 | ナイジェリア | 2016年～ | CITES附属書II登録 | ・以前は高級材輸出が盛ん ...特にPterocarpus erinaceus (通称African rosewood) |
| | 赤道ギニア | 2010年～ | ガボンの丸太禁輸令 | ・ガボンの代替国として台頭 ・ただし2019年1月より丸太禁輸令施行 |
| | ソロモン諸島 | 2010年～ | — | ・2019年10月に中国と国交樹立 |

Forest Trends, China's Forest Product Imports and Exports 2006-2016: Trade Charts and Brief Analysis (2017), 及びChina National Forest Products CO., LTDの提供資料(2019)より作成

・丸太輸出規制と現地加工輸出が世界的な主流になり、丸太調達先は減少
→製材輸入が主流になり、丸太調達は丸太輸出規制のない一部の生産国に集中

9/22

主要品目別の輸入量・輸入額の推移

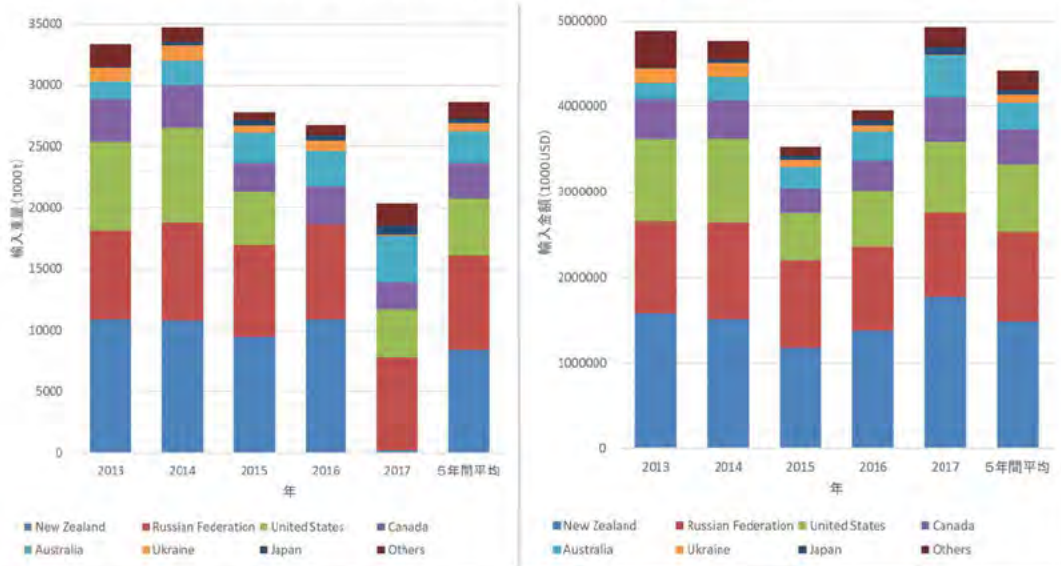


FAOSTAT, 英国王立国際問題研究所のresourcetrade.earth (2019)より作成

・木材パルプ・チップは豪州・ベトナム産の低価格な広葉樹材
・丸太:製材の比率は製材主体に逆転しつつある
→丸太禁輸・現地加工が世界的潮流

10/22

針葉樹丸太類の輸入量・輸入額の推移

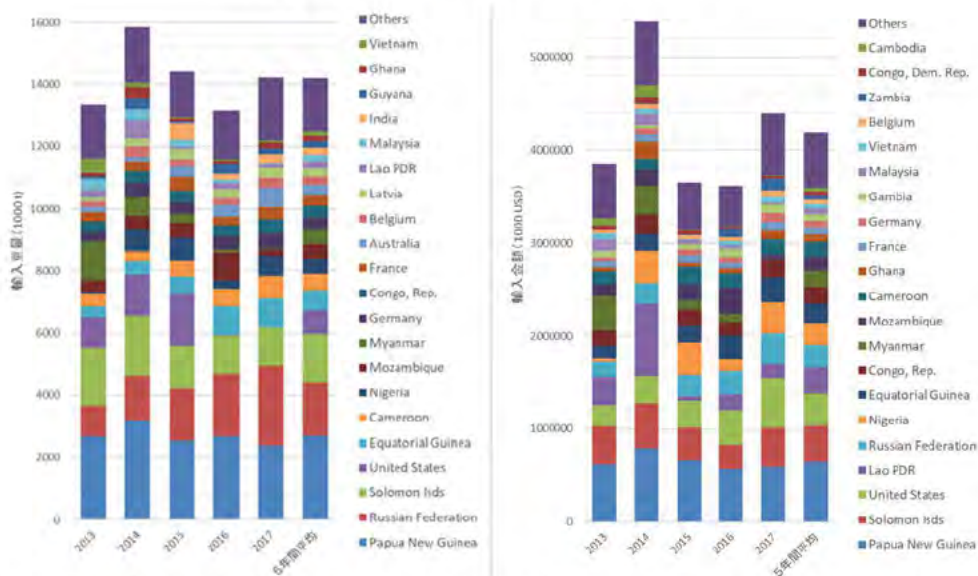


2017年のNZ材の輸入重量は統計データが欠落しており、実際は輸入金額と比例して増加したと考えられる。FAOSTAT、英国王立国際問題研究所のresourcetrade.earth (2019)より作成

- ・重量比率は針葉樹：広葉樹＝7：3 →針葉樹丸太の過半数は豪州・NZ・北米産
- ・ロシア材は丸太関税引上により過去10年間で半減 →輸出量割当により3割を維持

11/22

広葉樹丸太類の輸入量・輸入額の推移

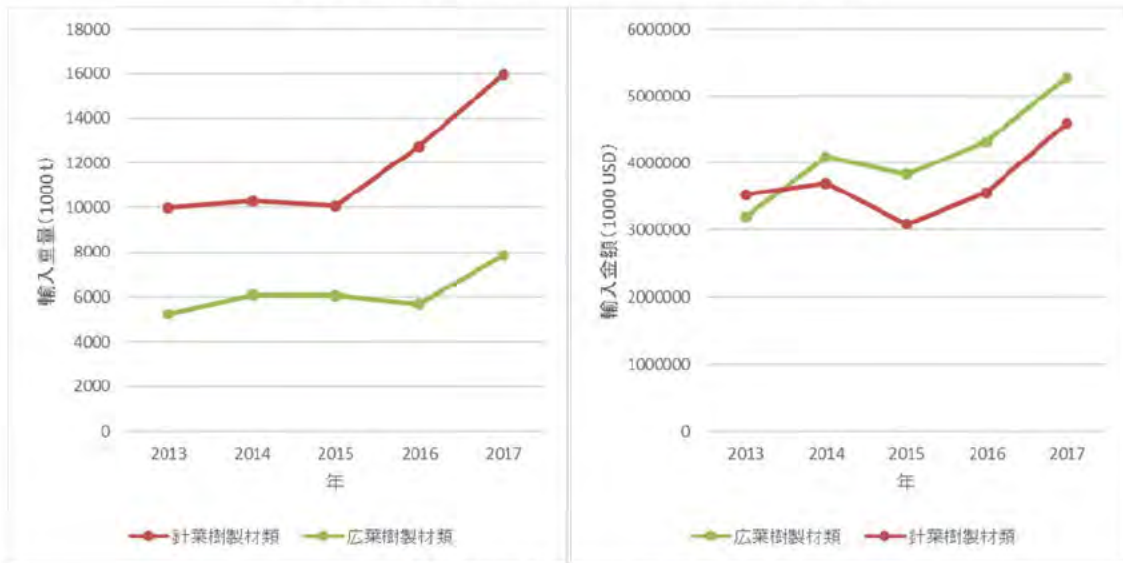


2016年及び2017年の米国材の輸入重量は統計データが欠落しており、実際は輸入金額と比例して増加したと考えられる。FAOSTAT、英国王立国際問題研究所のresourcetrade.earth (2019)より作成

- ・重量当たり金額は針葉樹：広葉樹＝1：2
- ・大洋州島嶼国(3割)＋アフリカ諸国(3割)＋ロシア(1割)＋東南アジア(1割)＝8割

12/22

製材類の針広樹種別輸入量・輸入額の推移

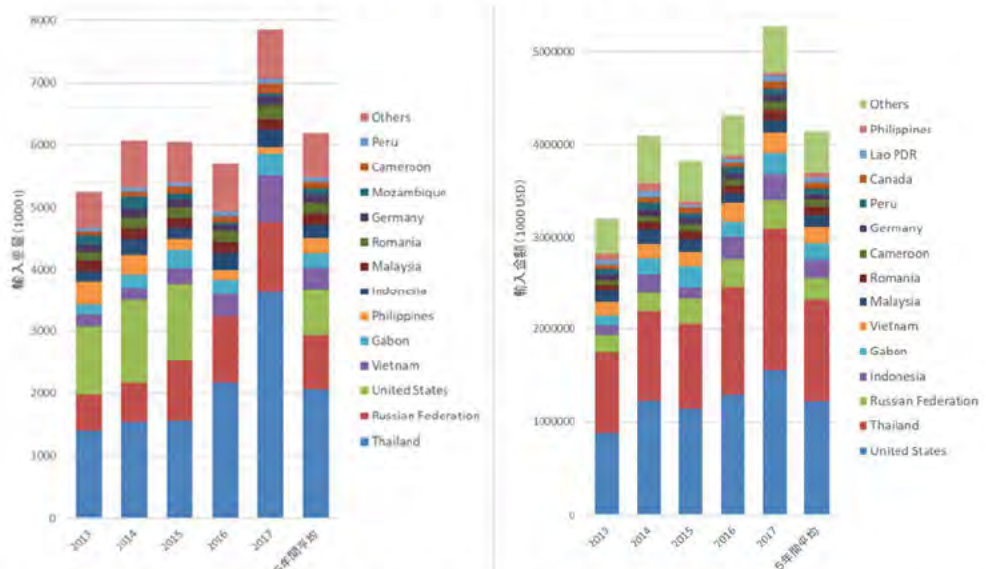


FAOSTAT、英国王立国際問題研究所のresourcetrade.earth (2019)より作成

- ・重量当たり金額は針葉樹：広葉樹＝1：2
- ・針葉樹製材類は過半数がロシア材（残りはカナダや欧州等）

13/22

広葉樹製材類の輸入量・輸入額の推移



2016年及び2017年の米国材の輸入重量は統計データが欠落しており、実際は輸入金額と比例して増加したと考えられる。FAOSTAT、英国王立国際問題研究所のresourcetrade.earth (2019)より作成

- ・米国（3割→貿易摩擦により減少・代替）の影響により更なる多様化が予想される
- ・米国に続き、タイ（3割）＋ロシア（1割）＋アフリカ（1割）＋東南アジア（1割）＝6割

14/22

合法性確認の意義が高い主な品目の対日輸出規模の相対比較
 (対日総輸出量のうち約9割の約230万立米の品目内訳)



(2018年、材積ベース、総対日輸出重量に占める割合が1%以上の品目、図は各品目の対日輸出規模の比率を可視化したもの)

一般社団法人日本家具産業振興会「輸入家具実績表 / 国別(平成30年1月~12月)」(2019)、日本木材輸入協会の提供資料(2019)より作成(詳細統計は巻末参考資料を参照)

→これらの品目の樹種・産地同定により合法性を確認する意義が大きい

15/22

事例:ドイツ・Agroisolabによる中国製木製家具の使用樹種についての科学的分析結果

対象:中国製木製家具(申告内容:吉林省産モンゴリナラ材
 (分析当時中国はCITES未登録・天然林禁伐前))

方法:①解剖分析(顕微鏡):属種レベルを同定可(例:Quercus spp.)

②DNA分析:種レベル(例:Quercus mongolica)・広域レベルの原産地

③アイソトープ(安定同位体)分析:半径10km程度の原産地

結果:極東ロシア産モンゴリナラ(CITES附属書Ⅲ登録種)

モンゴリナラ(ロシア沿海地方の天然林)



出典:NEPCon提供資料(2019)

モンゴリナラの分布図(黄色部)



出典:WWF. Okay Oak: A Case Study on Responsible Sourcing of White Oak from the Russian Far East (2018)

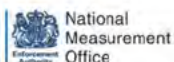
→中国は2017年末に天然林伐採禁止、2018年モンゴリナラをCITES附属書Ⅲに登録

→モンゴリナラを他国産(中露以外)ナラ材(Quercus spp.)と虚偽申告する中国系供給者のケースが増加

→定期的にナラ材の種レベル・産地を検査・確認、中露産モンゴリナラであればCITES許可証を取得する必要

16/22

事例: 英国当局による中国製合板の使用樹種についての科学的分析結果



対象: 英国の中国製合板輸入の1割を占める中小企業16社
 方法: 解剖分析(属種レベルを同定可(例: Quercus spp.))
 結果: うち13社中...

両方とも整合: 3社
 表板・裏板が不整合: 2社
 心材が不整合: 5社
 両方とも不整合: 3社

→およそ3/4が不整合

表板・裏板と心材の申請樹種と分析結果
 (全16社、緑=整合、赤=不整合)

| 事業者 | 表板・裏板申請種 | 分析結果 | 心材申請種 | 分析結果 |
|-----|-------------|----------------|----------------------|--------------------------------|
| 1 | Palaquium | Palaquium | Eucalyptus | Eucalyptus |
| 2 | Betula | Betula | Eucalyptus | Poplar Kedondong Pine |
| 3 | Sapeli | Sapeli | Poplar | Poplar Elm |
| 4 | Palaquium | Palaquium | Poplar Eucalyptus | Poplar Kasai |
| 5 | Bitangor | Palaquium | Poplar | Poplar Eucalyptus |
| 6 | Lotofa | Sapeli | Poplar | Poplar |
| 7 | Beech | Beech | Eucalyptus | Eucalyptus |
| 8 | Eucalyptus | Ozigo | Eucalyptus | Eucalyptus Poplar |
| 9 | 無申告 | Phenolic resin | Poplar | Poplar |
| 10 | Sapeli | Sapeli | Poplar | Poplar |
| 11 | Palaquium | Palaquium | Eucalyptus | Poplar Pulai Red Meranti |
| 12 | Eucalyptus | Bitangor | Eucalyptus | Eucalyptus Poplar |
| 13 | Bitangor | Bitangor | Poplar | Kasai Medang |
| 14 | Camposperma | 結果待ち | Poplar | 結果待ち |
| 15 | | | サンプルなし | |
| 16 | | | サンプルなし | |

出典: UK National Measurement Office. EUTR: Plywood imported from China (2015).

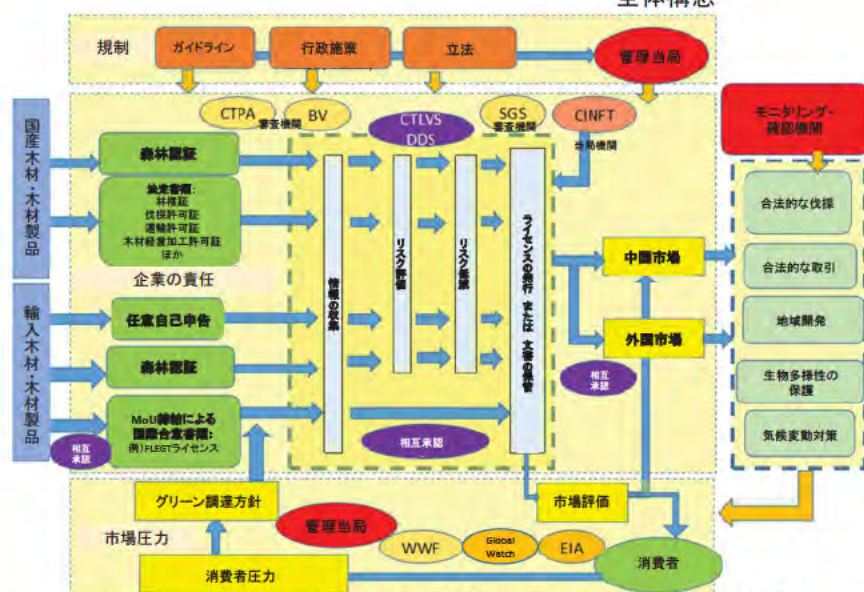
→中国製合板のうち樹種の虚偽申告は約3/4という調査事例(樹種は単数でなく複数の場合もある)
 →表板・裏板の虚偽割合は比較的小さいものの(5/13)、実際の樹種は比較的高リスク(主に熱帯広葉樹種)
 →心材の虚偽割合は比較的大きいものの(8/13)、実際の樹種は比較的低リスク(主に植林樹種)

17/22

5. 合法性確認に向けた最新の取組

今後導入予定の中国木材合法性確認システム(CTLVS)

全体構想



出典: 中国・英国によるInFIT program資料より抜粋・仮訳(2017)

合法性確認に利用する書類

国産材:

- 国内の法定書類
 - 林権証
 - 伐採許可証
 - 運輸許可証
 - 木材経営加工許可証 等
- 森林認証

輸入材:

- ・デューデリジェンスの自己申告
- ・森林認証
- ・国際合意書類 (FLEGTライセンス等)

→任意登録をベースとした事業者のDDS国家認定制度

→当局と第三者審査機関が監査、国家林業局林産品国際貿易研究センター(CINFT)がライセンス発行

18/22

今後導入予定の中国木材合法性確認システム(CTLVS)(続き)

運営体制



- 中国林業科学院と国家林業局林産品国際貿易研究センター(CINFT)が構築を主導
- 中国政府・英国政府がCollaboration on International Forest Investment and Trade (InFIT) Programで技術協力
→InFIT第二期(2019-2022年)期間中に導入予定(いずれ登録現地事業者と取引可能に)

19/22

官民による合法性基準ガイドライン・相互承認・認証制度

| 種類 | 主体・主體 | 取組 | 詳細 |
|--------------|--|-------------------------------------|---|
| 中国当局 外国当局 | <ul style="list-style-type: none"> • 林業科学院 • InFIT • 欧州森林研究所(EFI) | 国別ガイドラインの作成 (CTLVSに利用予定) | 中国系事業者による海外における 森林管理、林地投資、木材貿易の合法性・持続可能性ガイドライン 作成済: > モザンビーク > ガボン > ラオス > ロシア > ガイアナ > インドネシア > ミャンマー 作成予定: > PNG > ソロモン諸島 |
| | <ul style="list-style-type: none"> • 林業科学院 • 中国税関・商務部 • EFI | FLEGTライセンスの 承認検証 (CTLVSに利用予定) | <ul style="list-style-type: none"> • インドネシアV-Legalを国家承認する上での技術的・制度的課題検証 • 同国産合板、木製家具部品の中国国内CoC連携方法を検証済み |
| コンサル | • NEPCon East Asia | DDSコンサルティング | <ul style="list-style-type: none"> • DDS コンサル(合法性認証サービスを提供開始) →2019年開始、現在の顧客は主にEU・豪州の木材取扱事業者 • 中国系素材生産事業者のガボンにおける FSC 認証取得を支援中 |

- 現地加工事業者、輸入事業者、中国国内事業者の流通連鎖管理が最大の課題
→調達基準を遵守、証明書または各種認証の取得を供給者に要請するか、
既にそれらを実施済みの事業者から調達することで、違法性リスクの低減が可能となる

20/22

中国系木材取扱事業者間の責任ある調達ネットワーク

| 種類 | 主体・主催 | 取組 | 詳細 |
|-------|--|------------------------------------|--|
| 事業者連携 | ・WWF | 木材取扱事業者の 責任ある調達のための ネットワーキング | 名称【Global Forest & Trade Network】(1991年開始) ・林科院作成の国別GL等を遵守する事業者の調達連携・情報共有 ・森林認証取得の技術支援を提供 |
| | ・ITTO 支援: ・中国木材・森林製品流通協会 (CTWPPDA) ・国際熱帯木材技術協会 (ATIBT) ・中国国家林業局 国際林産物貿易センター (CINFIT) | | 名称【Global Green Supply Chain Network】(2017年開始・2019年設立) ・事業者、研究機関、業界団体、国際機関、その他組織が自主参加 ・初期メンバー12社で総生産額128億米ドル・国内生産額の4% (家具、フローリング、木製パネル、木製ドアの製造・貿易事業者等) →巻末参考資料を参照 ・調達基準及びリスク評価報告の作成と能力強化を実施 ・アフリカ連絡事務所設置、広域会議の開催等による連携促進 |

- ・合法性基準ガイドライン、相互承認、認証制度を遵守・取得する事業者のネットワーク
- ネットワーク内でサプライチェーンを構築することで、
- 需要者は供給者との供給連鎖(CoC)をより容易に確保することが可能となる

21/22

6. まとめ

- 中国の輸入材は国産材を2千万m³超過
→天然林(5千万m³=国産材の約6割)の伐採禁止により、国産植林材または輸入材で代替する可能性大
- 国産材は天然林材の混入に注意する必要がある
→デューデリジェンスにおいては林権証、伐採許可証、運輸許可証の3大書類の確認が有効
- 輸入材は各国の輸出規制により丸太輸入が減少し、製材輸入が主流になりつつある
→違法性リスクが無視できず、合法性確認の意義が大きい品目に留意
- 当局による輸入材デューデリジェンスに係る法体系やシステムは未だ無く、近年導入予定
→しかし、官民の取組による任意の調達基準、ネットワーク、合法性・持続性証明は既に利用可能

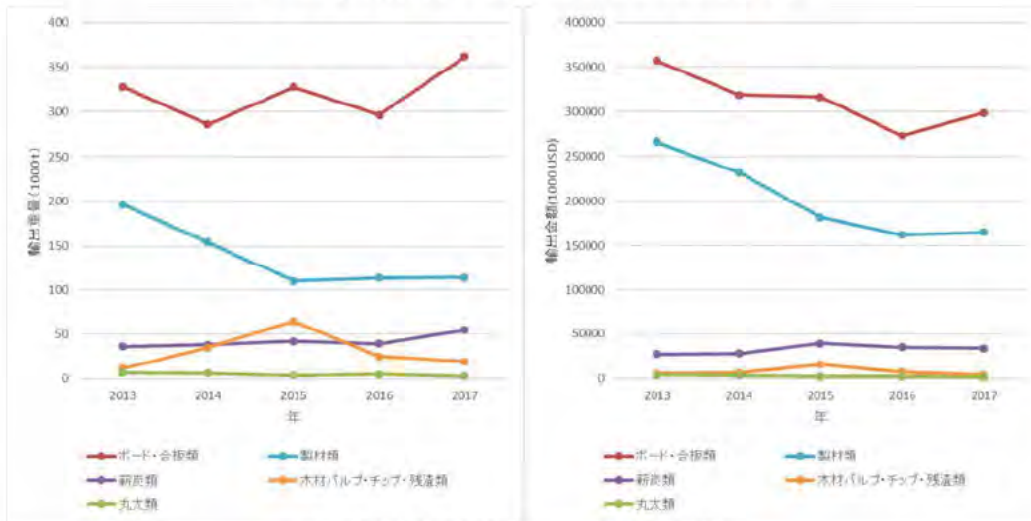
※EUの事業者が中国から木材・木材製品を輸入する際のデューデリジェンスの事例:

- ①事業者の責任ある調達ネットワーク内から木材調達
- ②特にリスクが高いと判断したものからサンプリングして科学的分析手法により樹種・産地同定
- ③同定した樹種・産地に向けて供給連鎖(CoC)を遡上調査(インボイス等記載の量的・質的整合性に注意)
- ④伐採国における合法性を追跡確認(各国の個別の国内法を参照)

22/22

参考資料: 中国の対日輸出関連統計

主要品目別の対日輸出货量・輸出額の推移

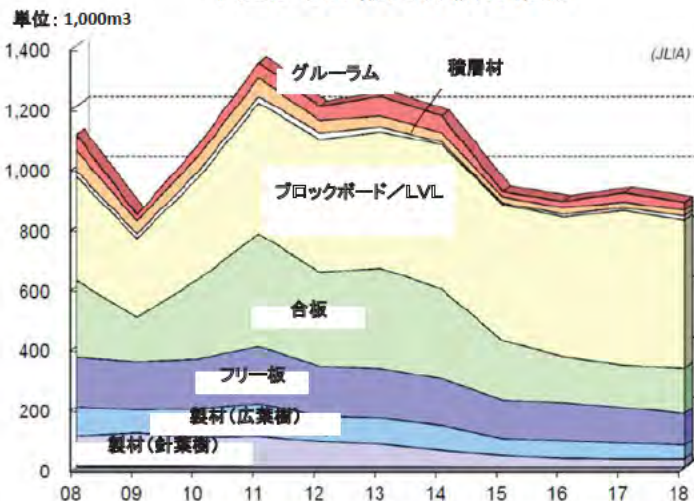


FAOSTAT、英国王立国際問題研究所のresourcetrade.earth (2019)より作成

- ・ボード・合板類(7割)と製材類(2割)が2大品目(残りは木炭や木材残渣)
- ・完成木製家具は1200億円(2018年) = 上記品目総額の2倍、全輸入完成木製家具の5割

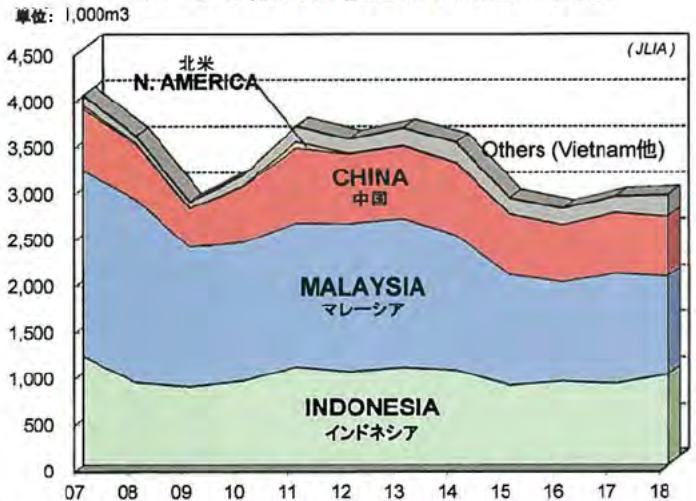
23

ボード・合板・製材類の中国からの輸入材積の推移



出典: 日本木材輸入協会 (JLIA) 提供資料(2019)

ブロックボード・LVL・合板の日本による輸入材積と相手先国の割合



- ・ブロックボード・単板積層材(LVL) (5割強)、合板(2割)、フリー板(2割・半数は露アカマツ)
- ・日本の輸入量のうち、ブロックボード・単板積層材・合板の約2割、完成木製家具の約5割は中国から

24

参考情報：GGSC創設時からの参加企業

| 事業者名(英名) | 事業者名(中国語名) |
|--|------------|
| China National Forest Products Co. Ltd. | 中国林产品公司 |
| Power Dekor Group Co., Ltd. | 圣象地板集团 |
| Dare Wood Based Panels Group Co., Ltd. | 大亚人造板集团 |
| Zhejiang Shiyou Tiber Co., Ltd. | 世友地板 |
| Treesun Flooring Co. | 久盛地板 |
| Guangxi Fenglin Wood Industry Group Company Ltd. | 丰林木业集团 |
| Shenzhen Sampo Furniture Co., Ltd. | 松堡王国家居有限公司 |
| Guanxi Sunway Forest Products Industry Co., Ltd. | 三威人造板公司 |
| Shanghai Anxin Floors Co., Ltd. | 安信地板 |
| China Jilin Forest Industry Group Co., Ltd. | 吉林森工集团 |
| Shanghai Lingge Wood Co., Ltd. | 上海菱格木业有限公司 |
| Starforest Art Flooring (Zhejiang) Co., Ltd. | 森林之星 |

Asia Pacific Forestry Week 2019におけるITTO発表資料(2019)より作成

12社で総生産額128億米ドル・中国国内の木材製品生産額の4%
(家具、フローリング、木製パネル、木製ドアの製造・貿易事業者等)